### 証券取引等監視委員会の活動状況

令和元年8月 証券取引等監視委員会



## 平成30年度 証券取引等監視委員会の活動状況

主なポイント



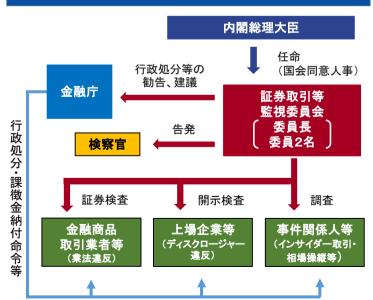
令和元年8月 証券取引等監視委員会



## 1 平成30年度の活動概要

- ▶マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視
- ▶金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
- ▶課徴金制度の活用による迅速・効率的な検査・調査と、重大・悪質事案に対する 厳正な対処
- ▶根本原因の把握と、再発防止のための対話・情報発信や建議の実施

### 証券取引等監視委員会の概要



### 委員長及び委員(第9期)



(左から)

### 委員 浜田康

あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職。

### 委員長 長谷川 充弘

名古屋地方検察庁検事正、 広島高等検察庁検事長を経 て、平成28年12月より現職。

### 委員 引頭 麻実

(株)大和総研専務理事を経 て、平成28年12月より現職。



### 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)

~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~

### 証券監視委の使命

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

### 証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

### <主な構成要素>

- 1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
- 2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
- 3. 全ての市場利用者による自己規律
- 4. プロフェッショナルな監視メカニズム

### 証券監視委における価値観

公正性 (公正・中立な視点) 説明責任

(全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信) 将来を見据えたフォワード・ ルッキングな視点

(不正行為の予兆を早期に発見)

実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)

(自主

(自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)

協働

最高水準の追求

(監視のプロとして最高 水準を目指す)

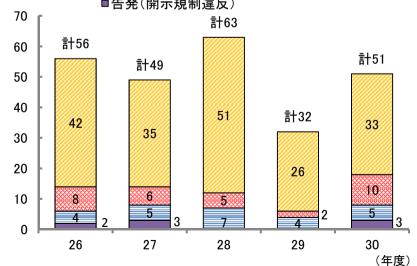


## 2 不公正取引の勧告・告発件数(1/2)

- ▶ 不公正取引の勧告件数は計33件 (インサイダー取引23件、相場操縦7件、偽計3件)
- 不公正取引の告発件数は計5件 (インサイダー取引5件)
- 取引審査の実施件数は、6年連続で1,000件超

### 課徴金勧告・刑事告発の総件数推移

- □課徵金納付命令勧告(不公正取引)
- ■課徴金納付命令勧告(開示規制違反)
- ■告発(不公正取引)
- ■告発(開示規制違反)

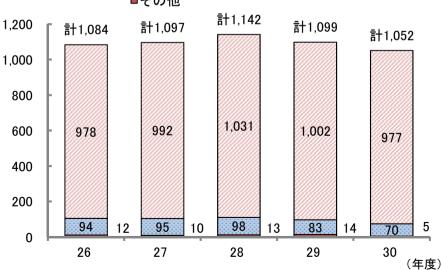


### 取引審査の実施件数

□インサイダー取引に関するもの

□価格形成に関するもの







## 2 不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

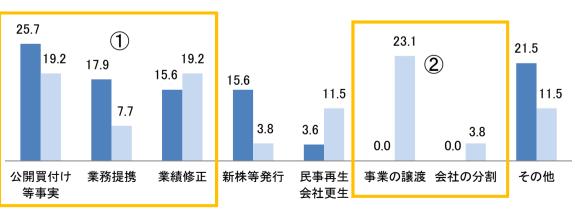
- ▶ 公開買付けや業績修正等を重要事実とする事案が昨年同様多数(①)
- ▶ 過去に適用例のなかった重要事実による事案を初めて勧告(②)
- ▶ 情報伝達・取引推奨規制導入後、取引推奨規制違反のみの事案を初めて勧告
- ▶ 海外の金融機関による市場デリバティブ取引に係る相場操縦を初めて勧告
- ▶ 他の投資家の売買を排除する目的で行う、誘引目的が認められない特殊見せ 玉を用いる取引手法について、偽計を適用し初めて勧告

### インサイダー取引に関する 課徴金納付命令勧告件数の推移

### 重要事実等別の構成割合







■H17.4(課徴金制度導入時)からH30.3までの累計

■平成30年度



## 3 開示規制違反

- > 開示規制違反の勧告件数は10件、告発件数は3件
- ▶ 開示規制違反の再発防止の観点から、会社の経営陣とその背景・原因について議論し、問題意識を共有
- ▶ 開示規制違反の未然防止の観点から以下の取組み等を実施
  - マクロ的視点に基づく大規模上場会社等に対する継続的な監視
  - 経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析

ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
			. (	勧告事案の概要	不適正な会計処理の背景・原因
検査終了件数		20件		提出すべき訂正届出書を未提出	元代表取締役が当社の方針決定に 過大な影響力を有していたこと、取締
(うち)	課徴金納付 命令勧告	10件	$\ \cdot\ $	のまま、募集により新株予約権を取得させた	役会における議論の重要性に対する 取締役及び監査役の認識不足等、内 部統制に問題
			架空取引による売上の過大計上	利益目標の達成を最優先させ、一部 の経営陣等が主導して売上を過大計 上	



## 4 金融商品取引業者等に対するモニタリング

- ▶ 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施 (規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ)
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施 (「留意すべき事項(顕在化していないものの改善が必要な問題)」を 検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有)

### 規模・業態別の業務運営上の課題及びリスク(例)

大手証券会社		グローバルな業務展開を支えるリ スク管理態勢の更なる高度化が必 要	
	うち銀行系	銀証連携の営業推進にともなう利 益相反等の潜在的リスク	
地域証券会社等		収益拡大を図るに当たり、十分な 販売管理態勢を構築しないまま多 様な商品(外国株式等)を取り扱う ことに伴うリスク	

### 金商業者等に対する行政処分勧告(11件)

主な事例	証券会社	多数の営業員による虚偽表示 や、誤解を生ぜしめるべき表示	
	第二種 金商業者	貸付型ファンドの取得勧誘に関 して、虚偽の表示	
191	投資助言• 代理業者	グループ会社と一体となって、 買い推奨を行った銘柄の株価 を急騰させる等の目的で、同時 に複数の顧客に対し買い推奨	

## 5 証券監視委の新たな課題(SupTechへの取組み)

- ➤ 国内外の金融技術の動向や、ITやAI(人工知能)技術の進展を含めた市場の構造的変化の状況について把握
- ▶ 国内外の規制当局等におけるITの活用状況等に関する情報収集
- ▶ 市場監視における技術的課題の検証等を行い、AIの活用を含む 新たな市場監視システムの導入に向け検討を進めていく

### 新たな市場監視システムの導入に向けた検討の対象技術

膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・ 分析するための技術

マクロ経済動向や企業の財務情報等の様々なデータから、市場における不正の兆候を早期に発見するための技術

金融機関等の市場関係者から、市場監視に必要なデータの授受を低コストで、円滑に実施するための技術



## 6 関係機関との連携・情報発信・建議

- ▶ 自主規制機関との連携
  - 売買審査などで日常的に連携
  - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- ▶ 事案の意義や問題点等をウェブサイト等を通して情報発信
  - 個別の勧告事案等の公表(イメージ図を利用)
  - 課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
- ▶ 取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から建 議を実施(2件)

### 建議の具体的内容

貸付型ファンドについて、貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっていたところ、投資者保護の観点から、投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講じるよう建議(平成30年12月7日)

金商法には、電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていなかったところ、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、必要な規定を整備する等、適切な措置を講じるよう建議(平成31年2月26日)

### 情報提供窓口



https://www.fsa.go.jp /sesc/jouhouteikyou /index.htm

情報提供窓口 ウェブサイトは こちらしから





## 7 グローバルな市場監視への貢献

- ▶ 世界219機関が加盟する証券監督者国際機構(IOSCO)において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- ▶ 海外当局との連携(情報交換等)により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- ▶ 海外当局への職員派遣、短期研修への参加、セミナーの実施 等により、当局間ネットワークの強化や知見・問題意識の共有

### 証券監視委が参加する主なIOSCO会議

年次総会(代表委員会を含む)

アジア太平洋地域委員会(APRC)

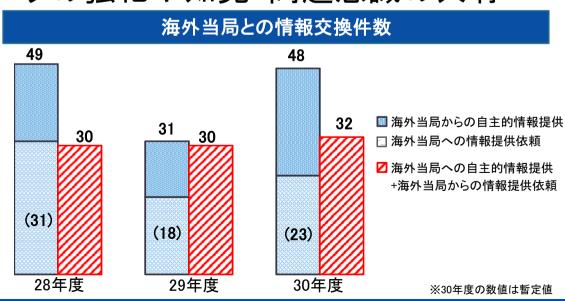
第4委員会(C4)

各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等 について議論

エマージングリスク委員会(CER)

情報技術の進展を踏まえた各国当局の取組みや証券・ 資本市場における新たなリスクについて議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施





## 8 一般投資家・市場関係者へのメッセージ

- ▶ 「主なトピックス」として、平成30年度の取組みのうち、特色のあるものについて記載
- ▶ 「監視委コラム」として、各ステークホルダーに向け、法令遵守 の観点から特に留意していただきたい点等について、具体例 を用いてメッセージを記載

主なトピックス		
タイトル	掲載頁	
「貸付型ファンド」(ソーシャルレンディング)へのタイムリーな検査と検査結果を踏まえた建議(法律に基づく意見表明)の実施	P12	
市場デリバティブ取引等あらゆる取引・市場の監視 (大手証券会社等による、長期国債 先物の相場操縦事案についての課 徴金納付命令勧告及び行政処分勧 告)	P14	

監視委コラム			
対象	タイトル	掲載頁	
金商業者等向け	届け出よう!疑わしい取引	P34	
会社関係者向け	取引推奨規制を知っていますか? ~インサイダー情報を伝えなくても違 反になります!~	P42	
海外投資家向け	いくつもの国・地域をまたぐ取引につ いても私たちは目を光らせています	P43	
上場会社向け	取引を始める際、その実態を確認されていますか?	P49	
全市場関係者向け	SNSなども市場監視に活用していま す	P57	

証券取引等監視委員会の活動状況

令和元年8月

証券取引等監視委員会

### 目次

はじ	めに		1
証	券監視委の朝	.跡	4
第:	1 章 概要	<b>記券監視委の活動サマリー)</b>	5
平成	30 年度の主	<b>ニなトピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	11
第2	2 章 本編	(平成 30 年度の活動実績)	17
1	取引審査の	犬況及び幅広い情報の収集・分析	18
2	金商業者等	へのモニタリング等	24
3	不公正取引	カ調査	35
4	開示規制違	豆の検査・情報収集	44
5	犯則事件の記	周査、告発	50
6	監視を支える	インフラの整備(IT、人材) ·····	55
7		化に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	グローバルなす	市場監視への貢献	61
監視	季気ラム		
1.	-	等へのメッセージ»	
		! 疑わしい取引	34
2.	《会社関係	皆へのメッセージ»	
	取引推奨規	見制を知っていますか?	
	$\sim$ インサイタ	ラ−情報を伝えなくても違反になります!~	42
3.	《海外投資》	家へのメッセージ»	
	いくつもの国	・地域をまたぐ取引についても私たちは目を光らせている	ます 43
4.	«上場会社/	<b>\のメッセージ»</b>	
	取引を始め	る際、その実態を確認されていますか?	49
5.	«インターネッ	ト巡回監視システム»	
	SNSなど	も市場監視に活用しています	57

### 附属資料

第	1章	証券監視委の組織・事務概要	67
1 2 3 4	証券盟	らび事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94 96
第	2章	証券監視委の基本指針等	113
1 2 3 4	証券も 取引訓	取引等監視委員会 中期活動方針(第9期) ミニタリングに関する基本指針等 周査に関する基本指針 検査に関する基本指針	122 156
第	3 章	証券監視委の活動実績等	167
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	市証勧勧裁犯建海講場券告告判則議外演	監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170174181228247304315
第	4 章	情報の受付について	325

### 掲載図表

本編		
図 2-1-1	取引審査の実施件数	19
	情報の受付状況の推移	
図 2-1-3	情報活用の流れ	21
図 2-1-4	高速取引の増加状況	23
図 2-2-1	証券モニタリング対象業者数の推移	25
図 2-2-2	平成 30 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント	26
図 2-3-1	インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移	36
図 2-3-2	インサイダー取引を行った違反行為者の属性	36
図 2-3-3	重要事実等別の構成割合	37
図 2-8-1	MM o U等に基づく情報交換件数の推移	61
附属資料編		
第1章 証券	監視委の組織・事務概要	
	<b>隻概念図</b>	
監視体制の	の概念図	73
	幾関との協働	
	委の機構図	
財務局の機	幾構図	76
証券監視	委及び財務局等監視官部門の定員の推移	96
証券監視	委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	97
第3章 証券	監視委の活動実績等	
	<b>委の活動状況</b>	
総括表 …	1	68
	審査実施状況	
	実施状況1	
	寸状況1	
情報の内容	<sup>客</sup> 別受付状況······1	72
3 証券検査		
検査実施	<b>伏況一覧表 ·······</b> 1	74
	象当たりの平均延べ検査投入人員1	
検査終了位	件数1	76
問題点が認	忍められた業者等の数1	76
4 勧告等実		
勧告実施の	件数一覧表1	77
課徴金納何	付命令に関する勧告件数及び課徴金額1	79

### 凡例

設 置	法	金融庁設置法(平成10年法律第130号)
金商	法	金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)
証 取	法	証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題)
犯 収	法	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号)
投信	法	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 法律第 198 号)
S P C	法	資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)
社 債 等 振 春	法	社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法 律第 75 号)
金商法施育	<b>宁</b> 令	金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)
金 商 業 等 府	f 令	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年 内閣府令第 52 号)
保証金府	令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和 28 年大蔵省令第 75 号)

## はじめに

### はじめに

証券取引等監視委員会は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。当委員会は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命としています。

当委員会が平成4年に発足してから昨年で26年が経過しました。発足当初は刑事告発を主な監視手段としていましたが、この25年余りの間に課徴金制度の導入(平成17年)や証券検査権限の拡大(平成19年)など、市場監視権限の充実・強化が図られ、また、組織体制も当初の2課から6課へと整備されました。こうした変遷を経る中で、悪質な違反行為を刑事告発するだけでなく、与えられた検査・調査権限や課徴金制度をより積極的に活用し、市場の健全性の向上に寄与してきました。

### 主な実績

マーケットを取り巻く環境の変化は非常に早く、資本市場で起こる問題に的確に対応するには、それらの事情に精通し、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

資本市場の番人である当委員会は、平成28年に新たな体制で始動して以降、従来から行ってきた不公正取引等に対する課徴金勧告や刑事告発にとどまらず、平成29年1月に公表した「証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)」において新たなミッションとして位置付けた、「根本原因の究明」及び「不正の未然防止」にも努めてまいりました。

平成30年度は、マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場で起こっていることを常に注意深く監視し、監視手法の改善を図るなどの取組みを進めました。金融商品取引業者等へのモニタリングにおいては、リスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリングを実施しました。また、課徴金制度の活用による迅速・効率的な検査・調査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処を行いました。さらに、投資者保護等の観点から、近年

拡大を見せているソーシャルレンディングに関する、投資者への情報提供の充実など、 検査・調査の結果に基づいた建議等を行いました。

### 今後の課題

世界経済が緩やかに回復する一方で、グローバル経済の先行きの不確実性が増大する中、日本企業の海外展開の積極化や日本市場における海外投資家の増加によりクロスボーダー取引は拡大しています。また、ITの発展による取引の高速化などもさらに進展しています。

このような市場環境の中、当委員会としては、関係当局との連携はもとより、自主規制機関・関連業界団体や海外当局との協働も強化しながら、より深度ある検査・調査手法の開発・改善や、新しい商品や取引など市場における動向などの的確な把握・注視により、市場監視の空白を作らない取組みを行い、法令違反行為等に対して厳正・適切に対処していくことが必要と考えています。また、検査・調査におけるシステム環境の高度化に取り組むことも必要であると考えています。さらに、市場規律の強化を図っていくための対話(エンゲージメント)も重要であると認識しています。

本年報は、金融庁設置法(平成 10 年法律第 130 号)第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度の当委員会の活動状況を取りまとめ、どのような問題認識や価値観を持って 責務にあたっているのかについても記載したものです。多くの市場関係者や投資家の皆様にも読んでいただき、当委員会の活動への理解が深まり、公正・透明な市場の構築に役立つ一助となれば幸いです。

令和元年8月 証券取引等監視委員会委員長 長谷川 充弘



### 証券監視委の軌跡

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
3年		一連の証券・金融不祥事
4年	大蔵省に証券監視委を設立	
5年		刑事告発 日本ユニシス(㈱株券に係る相場操縦 等(証券監視委の第1号告発案件)
10 年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
13 年	金融庁発足、金融庁へ移管(現在に至る)	中央省庁再編
17 年	<b>課徴金制度の導入</b> 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加(財務の健全性等に関する検査、 投資顧問業者等の検査)	刑事告発 力ネボウ㈱に係る有価証券報告書の 虚偽記載
18 年	5 課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・ 開示検査課、特別調査課) いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権 限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 (㈱ライブドアマーケティング株券に 係る風説の流布、偽計 刑事告発 (㈱ニッポン放送株券に係るインサイ ダー取引
19 年	ファンド等に対する検査権限追加	金融商品取引法の全面施行
20 年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22 年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23 年	グループ会社等に対する検査権限追加(連結規制導入) 6 課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査 課、開示検査課、特別調査課) 国際取引等調査室を設置	
24 年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 A I J 投資顧問(年金基金)
25 年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検 査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引に 対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出 頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONA L (米国の診療報酬債権ファンド)
26 年	情報伝達・取引推奨行為に対するインサイダー取引規制導入、 課徴金調査及び犯則調査の権限追加	
27 年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化㈱株券等に係る相場操 縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 ㈱東芝に係る有価証券報告書等の 虚偽記載
28 年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
29 年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計 (レセプト債)、㈱ストリーム株券に係る相場操縦
30 年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券㈱による長期国債先物に係る相場操縦

## 第1章

## 概要

証券監視委の活動サマリー

### 1 平成30年度の活動概要

平成30年度における日本の証券市場を取 り巻く国内外の経済環境には様々な変化が 見られた。国内では緩やかな景気回復が続 いており、高い水準にある企業部門の収益や 雇用所得環境の改善などに支えられ、消費 や投資など内需は底堅く推移している。しか し、その一方、このように国内経済が堅調な 中でも、経済大国間の通商問題や英国のEU 離脱交渉などの影響により、先行き不透明感 は引き続き増している。

このような状況を踏まえ、証券取引等監視 委員会(以下「証券監視委」という。)は平成 30 年度において、マクロ的な視点に基づき潜在 的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、 タイムリーな市場監視を行った。また、検査・ 調査においては法令違反に対して行政処分 勧告等を行うだけでなく、再発防止につなげ るため、根本原因の把握に努めた。

### 2 不公正取引の勧告・告発の状況

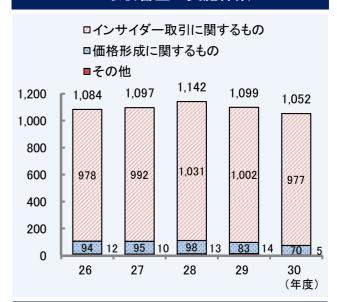
#### (1) 不公正取引の勧告・告発

平成30年度には不公正取引に関して33 件(インサイダー取引 23 件、相場操縦7件、 偽計3件)の課徴金納付命令勧告、5件の 告発を行った。

### (2) 勧告・告発を支える取引審査

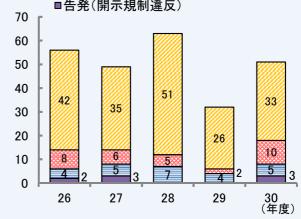
不公正取引等の端緒を把握する取引審 査の件数は、1.052 件となり、6年連続で 1.000 件を超えた。

### 取引審査の実施件数



### 課徴金勧告・刑事告発の総件数

- ☑課徵金納付命令勧告(不公正取引)
- ☑課徴金納付命令勧告(開示規制違反)
- ■告発(不公正取引)
- ■告発(開示規制違反)



#### (3) 不公正取引の特徴

厳しい経営環境における収益改善策とし て、また、激変する経済状況への対応策と して、上場会社が様々な手法で企業再編を 行う状況が続いており、公開買付けの他、 事業の譲渡や会社の分割を重要事実とす るインサイダー取引について多数勧告を行 った。再生手続開始の申立てを重要事実と するインサイダー取引も複数勧告を行っ た。

平成 26 年4月の情報伝達・取引推奨規制導入後、違反行為が取引推奨のみである事案について初めて勧告を行った。取引推奨規制については、規制導入後も、未だ社内における理解が十分でない上場会社も少なくない。

相場操縦手法は、引き続き複雑化・巧妙化している。見せ玉の発覚を避けるため、見せ玉の全でを取り消さずに一部約定させる事案、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる事案のほか、機関投資家が、長期国債先物のナイトセッションにおいて見せ玉を発注する事案などについて勧告を行った。

他の投資家の売買を誘引する目的で行われる一般的な見せ玉とは異なり、他の投資家の売買を排除する目的で行う、誘引目的が認められない特殊見せ玉を用いる取引手法について、偽計を適用して勧告を行った。

### (4) 今後の方針

今後も引き続き、経済状況や取引手法等の変化に対応し、機動的・効率的な審査・調査を行うため、市場監視システムの高度化に向けた検討や、審査・調査手法の見直しを行っていく。

また、勧告事案のウェブサイト掲載に加え、課徴金事例集において、勧告事案の傾向・概要や、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢上の改善し得る点などについて記載し、不公正取引の再発防止・未然防止に努める。

### 3 開示規制違反の事案発掘と再発 防止·未然防止

### (1) 開示規制違反の勧告・告発

平成30年度には開示規制違反に関して 10件の課徴金納付命令勧告、3件の告発 を行った。

### (2) 開示規制違反の特徴

課徴金納付命令勧告を行った 10 件のうち、9件で売上の過大計上による有価証券報告書等の虚偽記載が認められた。これらのうち、上場会社が取引実態を適切に確認・検証を行わないまま、実在しない架空取引の商流に加わり、結果として、当該架空取引による架空売上の計上を行った事案が3件認められた。

また、残る1件については、有価証券届 出書の募集に関する重要な事項の変更に ついて訂正届出書を提出しないで、募集に より新株予約権証券を取得させたという非 財務情報に係る開示規制違反であった。

#### (3) 今後の方針

市場インパクトが相対的に大きいと考えられる大規模上場会社に対する継続的な監視のほか、不正発生リスク等に着目し、上場会社等についての情報収集・分析を引き続き行っていく。また、経営環境の変化等を踏まえつつ幅広い視野から業界を選定した上で、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した情報収集・分析を引き続き行っていく。

また、開示規制違反が認められた上場 会社における適正な情報開示体制の構築 に向け、その経営陣と開示規制違反に至っ た背景・原因について議論を行い、問題意識の共有に努めていく。さらに、開示検査によって把握された開示規制違反事例等の内容について、上場会社、監査法人等に対して積極的に広報・周知活動を行うことによって、開示規制違反の再発防止・未然防止に努めていく。

## 4 金融商品取引業者等に対する「オン・オフー体のモニタリングの実施

## (1) 証券モニタリングの基本的な取組方針

証券監視委は、平成 28 事務年度<sup>2</sup>から全ての金融商品取引業者(以下「金商業者」という。)等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、財務局とも連携しながらリスクベースでオンサイト・モニタリング(立入検査)先を選定する取組みを行っている。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・ 把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくことに努めている。

さらに、問題が顕在化していないものの、 業務運営態勢等について改善が必要と認 められた場合には、検査終了通知書に「留 意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを行っている。

### (2) 金商業者等に対する勧告

平成30年度には金商業者等に対する行政処分勧告を11件行った。

これらの事例では、証券会社において、 高齢顧客に対する米国株式の乗換取引の 勧誘に関し、虚偽表示や、誤解を生ぜしめ るべき表示を行っていたものや、第二種金 商業者において、ファンドの取得勧誘を行 うウェブサイトにおいて、虚偽の表示を行っ たもの、投資助言・代理業者において、有 価証券の売買について、作為的に値付け をすることとなる取引を行うことを内容とし た助言をする行為を行ったものなど、法令 遵守及び投資者保護の意識が欠如した、 重大な問題のある業務運営を行っている 業者が認められた。

### (3) 今後の方針

証券モニタリングの対象業者数は延べ 約7,200 社となっており、その規模、業務内 容や取扱商品は多岐にわたっているほか、 中には依然として基本的な法令遵守、投資 者保護の意識・態勢が十分でない業者も 存在していることを踏まえ、効率的・効果的 なモニタリングに努め、リスクの所在を的確 に把握していく。

とりわけ、法令違反事項や業務運営上の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況等が認められる場合には、オンサイト・モニタリングを実施し、実態を検証していく。

<sup>・</sup>金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、 適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、モニ タリングの対象となる全ての業態を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成 28 事務年度は、平成 28 年7月1日から同 29 年6 月 30 日までの間を指す。

### 5 証券監視委の新たな課題 -SupTech<sup>3</sup>への取組み-

### (1) 国内外の金融技術・当局のIT活用 状況等に係る情報収集

近年のITの進展やFinTech(金融とITの融合)により、監視対象とする取引の様態が大きく変わり、それに伴い新たなリスクが発生する可能性がある。こうした問題意識から、「市場監視業務におけるITの更なる活用(SupTech)」を重点施策のひとつに掲げ、国内外の金融技術の動向や国内外の規制当局等におけるITの活用状況等に関する情報収集及びAI(人工知能)等の先進的技術の活用も含めた新たな市場監視のためのシステム導入に向けた具体的な検討を実施している。

### (2) 今後の方針

金融市場における情報技術の進展等が もたらすビジネスプロセスやビジネスモデルの変革に対応し、実効性のある市場監 視を続けていくために、AI等の先進的技術 の活用も含めた新たな市場監視のための システム導入に向けた検討を進めていく。

また、上場会社や金商業者等による暗 号資産事業への参入やICO<sup>4</sup>(Initial Coin Offering)による資金調達など、新たなIT の進展が市場に様々な影響を及ぼす可能 性があることから、証券監視委としても注 視していく。

### 6 関係機関との連携・情報発信

### (1) 関係機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)とは、売買審査、各機関の所属会員の業務の適切性チェックなどに係る日常的な連携を行っている。また、定期的な意見交換を通じ、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を行うなど、相互の問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。平成30年度は、自主規制機関等との定期的な意見交換会を18回行ったほか、金商業者や関係当局との意見交換も実施した。

海外当局との間では、証券監督者国際機構(以下「IOSCO<sup>5</sup>」という。)において多国間の様々な議論に参加しているほか、市場監視当局間での2国間の意見交換も積極的に実施している。また、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査のため、平成30年度にはIOSCOの多国間情報交換枠組み等を通じて、海外当局に対して23件の情報提供の依頼を行った。

#### (2) 情報発信の充実

証券監視委は、個別の勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集等の公表、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めている。平成30年度には、報道機関やウェブサイト等を通じた情報発信の他、市場参加者や公認会計

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Supervisory Technology の略。

<sup>4</sup> 一般に、企業等が電子的にトークン(証票)を発行して、 公衆から法定通貨や暗号資産(仮想通貨)を調達する行為 を総称するものとされている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> International Organization of Securities Commissions

士、弁護士等に対して、合計 28 回の講演 等を実施した。

# 平成30年度の主なトピックス

### 平成30年度の主なトピックス①

「貸付型ファンド」(ソーシャルレンディング)へのタイムリーな 検査と検査結果を踏まえた建議(法律に基づく意見表明)の実施 ~貸付先に関する投資者への情報提供や説明の充実~

貸付型ファンドは、事業者が投資者からの出資金を原資として、主として金銭の貸付け(金銭消費貸借)を行うことを出資対象事業とするファンドです。このうち、インターネットを用いてファンドの募集を行う仕組みである、いわゆるソーシャルレンディング(融資(貸付)型クラウドファンディング)が、近年拡大を見せています。クラウドファンディングについては、リスクマネーの供給促進を図る観点からも一定の施策が講じられています。

こうした中、証券監視委及び財務局では、貸付型ファンドが出資対象としている事業の実在性や、高利の配当利回り等に着目したオフサイト・モニタリングを行い、リスクが高いと考えられる販売業者に対してはオンサイト・モニタリング(立入検査)を適時に実施してきました。この結果、一部の販売業者において、

- ・ 資金使途等についての虚偽表示
- ・ 貸付先、担保等についての誤解表示
- ・ 貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続

など、金商法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事案が認められたため、 行政処分勧告を行いました(本編2-2-3参照)。このように、証券監視委及 び財務局では、投資者保護のために必要な対応を適時に行ってまいりました。

また、検査を通じて、販売業者の法令違反等だけでなく、貸付型ファンドの 実務上の取扱いを改善する必要性も認められました。貸付型ファンドの実務で は、ファンドの投資者に対して貸付先の特定につながるような情報の明示を控 えた運用になっていました。これは、貸付先の特定につながる情報が明示され ていると、ファンドに金銭を出資する投資者の行為が貸金業法上の「貸付け」 に該当し、当該投資者が貸金業法上の登録を受けなければならない可能性があ るためです。したがって、これまで貸付先の特定につながらないよう貸付先を 匿名化・複数化する対応が行われてきたわけですが、このような実務が、結果 としてファンドに出資しようとする投資者が投資判断を行うために入手できる 情報の範囲を狭めており、改善が必要であることが、証券監視委及び財務局の 検査を通じて認められたのです。

このような投資者の投資判断に必要な情報提供が十分に提供されていないと考えられる状況に鑑み、証券監視委は、平成30年12月、金融庁長官等に対し、「貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある」との建議(法律に基づく意見表明)を行いました(本編2-7-3、附属資料3-8参照)。

金融庁においては、平成31年3月、投資者への情報提供の拡充を図るため、一定の条件(注1)を満たす場合には、販売業者が借り手の情報を開示しても、投資者の貸金業登録は不要とする解釈を公表しました(注2)。また、日本貸金業協会と第二種金融商品取引業協会においては、令和元年5月、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点等について「貸付型ファンドに関するQ&A」を公表しました。これらの取組みにより、貸付型ファンドにおいて、貸付先に関する投資者への情報提供や説明の充実が期待されます。

このように証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、投資者保護等のために必要があると認められる施策について金融庁長官等に対して建議を行っています。証券監視委では、必要な場合には建議制度を適切に活用することを通じて、引き続き市場環境整備に積極的に貢献していきます。

- (注 1) 貸付型ファンドの事業スキームが商法上の匿名組合契約によっており、かつ投資者と借り手の接触を禁止する措置が図られている場合。
- (注2) 平成30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、「投資家に個別の貸金業登録を不要とするため従来の考慮の一要素とされてきた匿名化・複数化と並存する運用上の新たな方策を、借り手の属性なども含めて検討する」との事項が掲げられていました。

### 平成30年度の主なトピックス②

市場デリバティブ取引等あらゆる取引・市場の監視 〜大手証券会社等による、長期国債先物の相場操縦事案についての 課徴金納付命令勧告及び行政処分勧告〜

証券監視委は、「中期活動方針(第9期)」において、取引所現物市場に限らず、PTS(私設取引システム)、ダークプール、デリバティブ、株式・社債の発行市場等のあらゆる取引・市場を網羅的に監視することを戦略目標として掲げ、取り組んでいます。また、自主規制法人等の自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内投資家だけでなく、海外投資家の行為に対しても監視の目を光らせています。

平成30年度においては、大手証券会社や海外金融業者のディーリング業務に従事していた者が同社の業務に関して行った、見せ玉を利用した長期国債先物の相場操縦について、2件の課徴金納付命令勧告及び1件の行政処分勧告を行いました。

大手証券会社による長期国債先物に係る相場操縦 (平成30年6月課徴金納付命令勧告)

大手証券会社のディーリング業務に従事していた者において、同社の業務に関し、平成29年8月、大阪取引所上場の長期国債先物について、相場操縦を行った事案。本事案の課徴金額は、2億1,837万円(証券会社による市場デリバティブ取引に係る相場操縦事案としては過去最大)。証券監視委は、本事案について、日本取引所自主規制法人より提供された情報を参考として、実態解明を実施。

- 海外金融業者による長期国債先物に係る相場操縦 (平成31年3月課徴金納付命令勧告)
- 当該相場操縦に係る取引を受託したグループ証券会社における売買管理態 勢等の不備(平成31年4月行政処分勧告)

英国に本店を置き、英国金融当局に登録された金融業者のディーリング業務に従事していた者において、同社の業務に関し、平成30年10月、大阪取引所上場の長期国債先物について、相場操縦を行った事案。本事案の課徴金額は、1億3,337万円。証券監視委は、本事案について、日本取引所自主規制法人より提供された情報を参考として、実態解明を実施。

また、課徴金納付命令勧告の他、当該金融業者のグループ証券会社において、 不備のある取引システム、売買審査システム、売買管理態勢等の下、当該相場 操縦取引を受託・執行し、不公正取引を看過している状況が認められたことか ら、当該証券会社に対する行政処分勧告を実施。

このように、証券監視委では、市場で起こっていることを常に注意深く把握しつつ、国内の自主規制機関や海外の市場監視当局等とも連携しながら、証券市場における違反行為が認められた場合には、引き続き適切に対処していきます。

## 第2章

## 本編

平成30年度の活動実績

### 2-1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

### 1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、網羅的かつ機動的な市場監視の実現にあたり、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署(金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署)に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

また、最近では、上場会社やその関連会社が行う暗号資産関連業務についても、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、注視している。

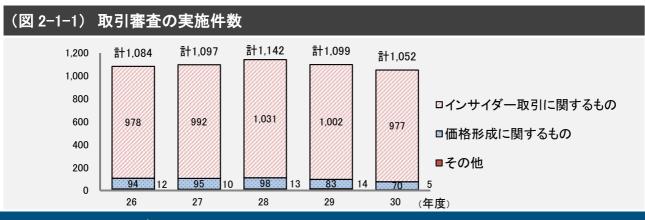
これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。

### 2. 取引審査の実施状況

マクロ経済の動きや IT の進展等の外部環境の変化は、不公正取引の様態にも影響を及ぼしている。世界経済の先行き不透明さの高まりに伴う不公正取引リスクの拡大等を背景に、不公正取引等の端緒を把握する取引審査の平成 30 年度における実施件数は、前年度と同程度の1,052 件となり、6年連続で1,000 件を超えた。

審査類型別の内訳では、インサイダー取引 977 件、価格形成 70 件、その他(偽計・風説の流布等)5件となった。

また、高速取引に係る規制の導入(高速取引行為者の登録や取引戦略の明確化等)を含む 金商法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたことも踏まえ、実効性のある取引監 視を行っていく観点から、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引分析を行うなど、 実態把握に取り組んだ。



### 3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的かつ機動的な市場監視を実現するため、平成 28 年6月に市場分析審査課に市場モニタリング室を設置し、市場に関する幅広い情報の収集・分析能力の強化を図っている。

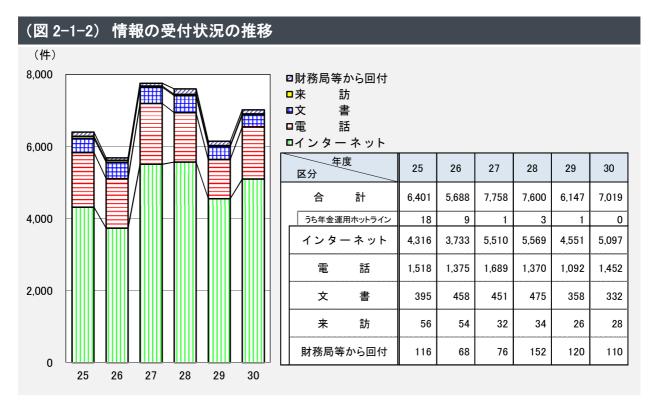
### (1) 情報受付・公益通報の状況

#### ① 情報収集への取組み

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における生の声であり、検査・調査に向けての端緒となる。証券監視委では、できるだけ多くの方から有益な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

このため、平成30年度においては、インターネットから提供される情報の有用性を高めるために証券監視委ウェブサイトの情報入力ウィンドウを改善したほか、QRコードを付したポスター、リーフレットを用いて一般投資家等への情報提供の呼びかけを行った。さらに、証券取引所の立会開始前における情報提供の機会を確保するため、電話による情報受付の開始時間を早めるなど、引き続き、積極的な情報収集に向けた取組みを進めた。なお、平成30年度の情報受付件数は7,019件となった。

また、公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」にて、事前相談や、受理に向けた審査などの対応を行っている。平成 30 年度における公益通報の受理件数は2件であった。このほか、公益通報の要件に該当しない通報については、「情報提供窓口」への情報提供として、活用を図っている。



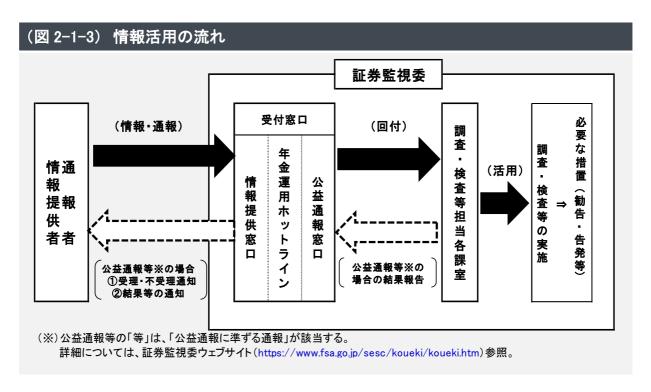
### ② 情報の活用

提供いただいた情報・通報は、以下のとおり、受付窓口において内容を確認した上で検査・調査等担当各課室に回付し、有効に活用している。

例えば、「業績下方修正が行われることを知りながら、子会社の代表者がA社株式を売却した」との情報を活用し調査等を行った結果、インサイダー取引の事実が認められたケースなどがある。(その他の情報活用事例については、附属資料3-2-4参照)

提供いただく情報・通報は、より新しく、不正行為の事実がより具体的である方が活用し やすいことから、情報提供等に当たっては、各窓口の詳細について附属資料3-2-4又は 証券監視委のウェブサイトに掲載されている参考事例。などを参照いただきたい。証券監視 委では、引き続き、有用性の高い情報が多数寄せられるよう取り組んでいく。

<sup>『</sup>証券監視委ウェブサイト「提供いただきたい情報の例」 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/example.html



## (2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」「事案に対し、投資家や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。その結果、第三者割当による新株式又は新株予約権の発行にあたり、虚偽の事実を公表した企業など、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場からの退出に繋がった。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドへの増資の割当などの方法を使うことにより、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

さらに、最近では、上場会社やその関連会社が暗号資産関連業務に進出するなど、新たな動向も見られていることから、特に上場会社等による不正行為の監視の観点から、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、引き続き動向を注視していく。

また、市場監視活動の中で収集・分析した情報を一元的に管理し、証券監視委職員が利用できる体制を平成27年度に構築したところであるが、平成30年度においては、更に収集情報の内容を拡充させたほか、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるようデータベースのあり方についての検討を行った。

-

 $<sup>^7</sup>$  発行市場及び流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

## (3) フォワード・ルッキングな観点による分析

証券監視委では、平成 28 年7月以降、グローバルなマクロ経済やマーケット等の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、フォワード・ルッキングに内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行っている。

平成30年度においては、内外の経済動向や収益状況などを考慮した個別企業の分析を実施した。分析に当たっては、民間のアナリスト等に協力いただき、ヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証券監視委内部及び金融庁の関係部署と情報共有を行った。

## 4. 今後の課題

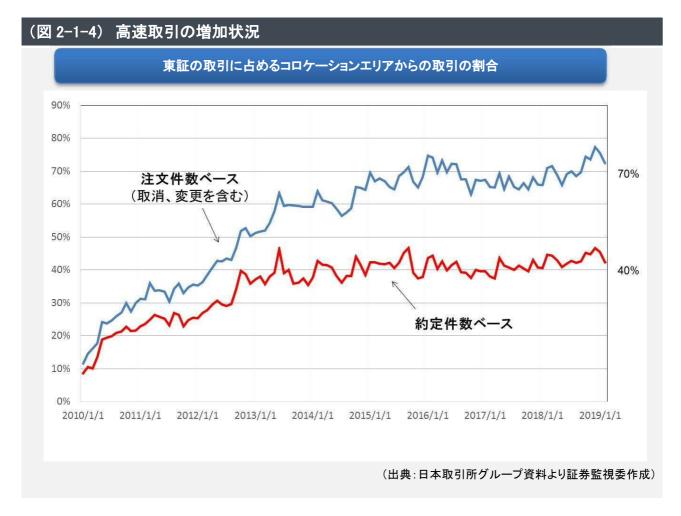
## (1) 高速取引に係る審査手法の効率化・高度化

近年、東京証券取引所のコロケーションエリア<sup>8</sup>からの取引の割合は、注文件数ベースで約70%、約定件数ベースで約40%と高水準を維持している(図 2-1-4 参照)。

このような状況の中、高速取引については引き続き、金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、金融庁の関係部署や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る審査手法の効率化・高度化に向けて検討を進めていく。

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 取引所の売買システムに近接した場所に用意された取引施設。ここに置かれたサーバから取引の注文が可能であり、投資家は取引に要する時間の短縮が可能となる。



# (2) フォワード・ルッキングな観点による分析の高度化

民間のアナリスト等との関係性の維持・深化を図りつつ、先行き不透明な世界経済情勢の 潜在的リスクを幅広く、タイムリーに把握するとともに、関係部署との間の連携を強化すること により、フォワード・ルッキングに分析を実施していく。

## (3) ITの活用

近年、取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進む中、効率的かつ効果的に取引審査を行っていくには、膨大なデータを迅速に確認・分析する必要がある。また、市場監視の空白を作らないため、確認・分析に必要となるデータをより効率的かつ効果的に収集・検索できる仕組みを構築していく必要があり、こうした課題を解決するため、更なるITの活用を検討していく。

#### (4) 情報受付・公益通報の増加策の推進

より多数の有用な情報を提供いただくため、ポスターとリーフレットの新たな配付先を検討の上、掲示を依頼するなどして、引き続き「情報提供窓口」に係る周知拡大に取り組んでいく。 また、情報提供をいただく際の利便性向上や収集情報の拡充を図るために、証券監視委ウェブサイト内へのスマートフォン対応の情報受付サイトの導入を進める。

# 2-2 金商業者等へのモニタリング等

# 1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフー体のモニタリングを通じて、金商業者等の業務又は財産の 状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券監視委が、 内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局に 対して、必要な情報を提供する等の措置を講じることにより、金商業者等が、自ら適切なガバナ ンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキ ーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、 投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

# 2. 金商業者等を取り巻く環境の変化

平成30年度における日本の証券市場を取り巻く国内外の経済環境には様々な変化が見られた。世界経済は、緩やかに回復していたが、欧米においては、金融危機後に進められた異例の金融緩和措置の転換や堅調だった株価の急落といった変化が見られた。

国内の金融資本市場の動向をみると、株式市場については、株価は高い水準を維持していたものの、上昇のペースが減速し、売買高の増加率も鈍化し、金利については、歴史的な低金利が継続している。

このような環境の中、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明が行われないまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを掲げ、無登録で金融商品取引業を営む業者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

また、サイバー攻撃は、引き続き金商業者等の脅威となっており、地域証券会社について、ウェブサイトの脆弱性に対するサイバー攻撃により、ウェブサイトが改ざんされる事案が発生するなど、規模の大小にかかわらず適切なシステムリスク管理態勢を構築する必要性が高まっている。

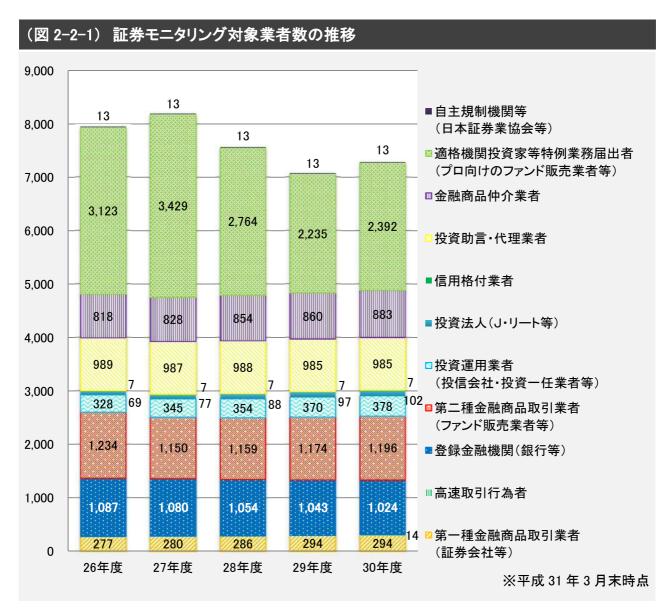
# 3. 証券モニタリングの実績(リスク認識等)

現在、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,200 社となっており、その規模、業務内容 や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意 識・態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、経済動向 や業界動向等のマクロ的分析を踏まえた効率的・効果的なモニタリングに努め、各業者の特性に応じたリスクの所在を早期に把握することが重要となっている(図 2-2-1 参照)。

証券監視委では、平成 28 年7月から、全ての金商業者等に対してオンサイト・オフサイトのモニタリングを一体的に行い、金商業者等の規模、業態、その他の特性等を踏まえてリスクアセスメントを行っている。リスクアセスメントにおいては、個々の金商業者等の業務内容等に着目した検証に加え、主な証券会社については経営管理(ガバナンス)、システム管理、リスク管理、内部監査等の状況について、業態横断的な視点での検証も行った。

こうしたリスクアセスメントを踏まえ、多面的な項目によるリスク評価に応じて(リスクベース)オンサイト・モニタリング(立入検査)先を選定。オンサイト・モニタリングにおいては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな共有等を図ったほか、財務局が行うオンサイト検査に対して、積極的に助言や指導を行った。



## (図 2-2-2) 平成 30 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

#### 証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。
- オンサイト・モニタリングでは、問題の全体像を把握し、実効性のある再発防止策につなげていく。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

## 今事務年度の取組方針

- 投資家の高収益商品への期待を反映した取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、従来の手数料収入に依存したビジネスモデルを変更する動きに着目したリスクアセスメントを行う。
- 以下のような状況が把握される場合等を中心に、今事務年度においては、積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行う。
  - ➤ 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
  - ➤ リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
  - ➤ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況 (検査未実施期間が長期化している場合を含む)
  - ➤ 分別管理が適正に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- この他、無登録業者に関する情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止 命令等の申立てを行う。

(平成30年9月公表)

## (1) 証券会社

証券会社について、平成30事務年度においては、投資者の高収益商品への期待を反映して、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、ビジネスモデルを変更する動きに着目してリスクアセスメントを行った。また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的にオンサイト・モニタリングを行った。

以上のモニタリングを通じて認められた規模・業態別の業務運営上の課題及びリスクは下 記のとおり。

<sup>9</sup> 平成30事務年度は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までの間を指す。

# <業務運営上の課題及びリスク>

大手証券会社		<ul> <li>・市場・景気動向に左右されにくい安定的な収益・財務基盤の構築に向けたガバナンス機能の発揮が重要であること</li> <li>・グローバルな業務展開を支えるリスク管理態勢の更なる高度化が必要であること</li> <li>・法令にとどまらずプリンシプルベースで各種施策を見直すなど、実効性あるコンプライアンス態勢の構築が必要であること</li> <li>・真の顧客本位の実現に向けては、適切な顧客セグメント及びそれに応じた人材育成並びに人員配置が必要であること</li> </ul>		
	うち銀行系	・銀証連携の営業推進にともなう利益相反等の潜在的リスク・グループ全体としてAML <sup>10</sup> /CFT <sup>11</sup> 管理態勢の高度化が急務であること		
外国証券会社		・低金利環境が長期間継続する中での国内顧客向け金融の運用ニーズに対応した派生商品提供販売における適合性の判断に係るリスク ・業務効率化を目的に推進するテクノロジー化及びオフショアリング化に起因するオペレーショナル・リスク		
ネット系証券会社		・IFA(独立系フィナンシャルアドバイザー)や登録金融機関の仲介業者としての活用拡大に向け、対面営業に係る管理強化が必要であること・ロボアドバイザー等の新たな投資手法の導入・拡大に伴い、顧客への適切な説明が必要であること		
地域証券会社等		・収益拡大を図るに当たり、十分な販売管理態勢を構築しないまま多様な商品(外国株式等)を取り扱うことに伴うリスク		

さらに、サイバー攻撃が引き続き金商業者等の脅威となっていることを受け、証券会社及び FX業者に加えて、平成 30 事務年度は、PTS業者や投資運用業者に対し、サイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施した。

¹º Anti Money Laundering の略語であり、「マネー・ロンダリング(資金洗浄)対策」のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Counter Financing of Terrorism の略語であり、「テロ資金供与対策」のこと。

その結果、一部の金商業者等において、サイバーセキュリティに対する経営陣の認識が低く、取組みが遅れている状況が認められたため、分析結果をフィードバックして取組みを促した。

平成30年度にオンサイト・モニタリングが終了した証券会社32社のうち、問題が認められた19社に対して問題点を通知するとともに、顧客に対し虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示を行っていた事案など、重大な法令違反が認められた2社に対して行政処分勧告を行った。

## <主な勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
東洋証券㈱	H30.10.30	同社の多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、損失の額を実際の額よりも過少に伝える、又は、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。
CLSA証券(株)	H31.1.25	同社は、外国に居住する法人顧客から受託 した取引所金融商品市場における空売り注文 について、当該空売りに係る有価証券につい て借入契約の締結その他の当該有価証券の 受渡しを確実にする措置が講じられていること を確認しないまま、長期間にわたり多数の空売 り注文を執行していた。また、同社は、実勢を 反映しない作為な相場を形成させるべき行為 を防止するための売買審査について、売買審 査を行うべき取引を著しく限定するとともに、抽 出された取引についても、実質的な売買審査 を行っていなかった。

## (2) 投資運用業者

投資運用業者については、利益相反管理等の観点から、大企業グループに属する投資運用業者や自社運用をしていない投資運用業者、私募リート業者のうち、これまで一度も検査を 受けていない業者について、オンサイト・モニタリングを実施した。

また、大手運用会社を中心に、金融庁の「変革期における金融サービスの向上にむけて~金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成 30 事務年度)~」に掲げた「資産運用業の高度化」に向けた課題について対話を実施した。これにより、①グローバル運用体制の強化、②運用専門人材の育成と確保、③インフラ・プラットフォームの整備、の3課題への対応が必要であることが確認された。

## (3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金商業者については、高利回りを掲げるファンドや 出資対象事業の実在性等に着目したオフサイト・モニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、高リスクと考えられる業者に対して速やかにオンサイト・モニタリングを実施したところ、貸付型ファンドの販売業者において、資金使途等についての虚偽表示や、貸付先、担保等についての誤解表示、貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続するなど、複数の金商法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事案が認められた。

このような事例の背景には、貸付型ファンドの販売業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸金業登録制度の運用上の取扱いとの関係から、貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっていたことがあると考えられ、こうした投資者への情報提供の状況に鑑み、証券監視委は、金融庁に対し、「貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある」との建議を行った。

平成 30 年度にオンサイト・モニタリングが終了した第二種金商業者7社のうち5社に対して問題点を通知するとともに、このうち重大な法令違反が認められた4社に対して行政処分勧告を行った。

## <主な勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
maneoマーケット(株)	H30.7.6	同社は、同社ウェブサイトにおいて取得勧誘を行ったファンドのウェブサイト上の資金使途の表示と実際の資金使途が同一となっているかについて確認せず、事実と異なる表示のまま取得勧誘を継続していた。
エーアイトラスト株式会社(株)	H30.12.7 H31.2.22	同社は、同社ウェブサイトにおいて、自らを 営業者とする匿名組合の出資持分の自己募集 を行い、その出資金を法人に対する貸付けに よって運用していたが、実在しない事業を運用 対象として表示するなど、ファンドの取得勧誘 に関して、虚偽の表示を行っていた。

## (4) 投資助言·代理業

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の 説明による勧誘を行っていないか等についてモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる 先に対してオンサイト・モニタリングを実施したところ、有価証券の売買について、作為的に値 付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言を行っていた事例等が認められた。

平成 30 年度にオンサイト・モニタリングが終了した投資助言・代理業者6社全ての者に対して問題点を通知するとともに、このうち重大な法令違反が認められた5社に対して行政処分勧告を行った。

## <主な勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
(株)AKアドバイザーズ	H30.5.22	同社は、グループ会社と一体となって、買い 推奨を行った銘柄の株価を急騰させ、同社や 無登録のグループ会社等の銘柄分析能力が 優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目 的で、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の

		株式の買い推奨を行っていた。
デルタインベストメント(株)	H30.10.30	同社は、同社の名義をもって、同社の代表 者が実質的な代表を務める無登録業者に対 し、オプション取引及び外国為替証拠金取引に 係る売買のタイミングや価格等を電子メールで 配信する方法により投資助言・代理行為を行 わせていた。

# (5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

# <申立て事案>

被申立人	申立日 (申立を行っ た裁判所)	申立ての概要	発令日
(株)オレンジプラン及び(株)ゴールドマイン他2名	H30.5.29 (東京地裁)	同社は、「ポートフォリオコイン」という 金融商品(その発行主体とされる海外法人が、暗号資産の売買によってその売上金を運用し、運用益をその購入者らに分配するという金融商品)の販売事業を行っており、当社を含む被申立人らは、個別の面談やセミナー、キャンペーンメールの送信等の方法により、「ポートフォリオコイン」の取得勧誘を行い、少なくとも延べ約8,100名の一般投資家に約31億円分の「ポートフォリオコイン」を購入させるなど、無登録で第二種金融商品取引業を行っていた。	H30.7.27 (東京地裁)

クローバーアセット	H30.11.16	同社らは、一般投資家に対し、電話等	H31.1.11
マネジメント(株)及び	(東京地裁)	により、「クローバー社員権」、「ジェイ・トラ	(東京地裁)
- **- ノ L = フ L (#4)		スト社員権」、「よつばMRF口座」、「ジェ	
ジェイ・トラスト(株)		イ・トラストMRF口座」という名称の商品	
他2名		の取得勧誘を行い、少なくとも、延べ 220 名の一般投資家から延べ 18 億円を出資	
		させるなど、無登録で第二種金融商品取	
		引業を行っていた。	

## (6) 留意すべき事項について

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策を策定させることが重要である。

そのため、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促してきた。

#### <具体的な事例>

## ① ビジネスモデルの持続可能性について

新規顧客の開拓数が減少し、顧客及び職員の高齢化が進む中、営業収益も低迷している状況に対し、経営陣は、中長期的な視点に立った安定的な事業継続を目指すとしているものの、そのための具体的な対応策を検討していない。当該状況を踏まえれば、経営陣は、当社の経営課題を明確にした上で、中長期的な視点に立った安定的な事業継続のための施策を早期に検討・実施していく必要がある。

## ② 取締役COOに対するけん制が不十分な状況

取締役COOが、コンプライアンス管理、市場リスク・流動性リスク等の管理といった主要業務を一人で執行していることに加え、COOとして社内各部署を指導・監督するなど、当社の業務運営の中核的役割を果たしている。このように同人一人に当社の業務運営に係る判断・管理を依存した状況にあって、同人の業務執行について他の取締役からけん制が働く態勢が構築されていないほか、同人が業務執行から外れた場合に備えた態勢の構築についても検討する必要がある。

# 4. 証券モニタリングにおける今後の課題

## (1) 証券モニタリングの高度化

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,200社に及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効率的・効果的な証券モニタリングを行うため、平成28年7月からオン・オフー体の証券モニタリングを開始した。

これまでビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証を中心に行ってきたが、今後は、経済動向や業界動向等の環境分析を踏まえたリスクアセスメントを行うことで、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの高度化を図っていく。

また、平成30年度に金融庁から公表された「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえ、証券モニタリングの手法についても見直しを行っていく。

## (2) フィードバックの充実

これまでのオンサイト・モニタリングで主眼としていた、法令違反の発見とその摘発のみにと どまらず、各事案において発生原因を的確に把握し分析することで、モニタリング先が実効性 のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、オフサイト・モニタリングの結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。



# 届け出よう!疑わしい取引

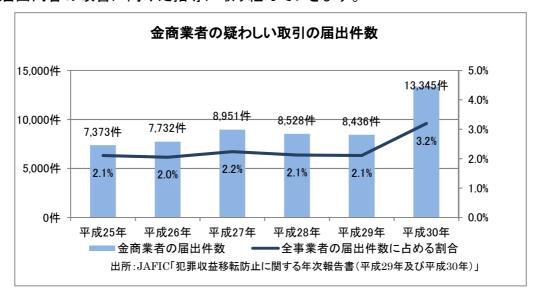
≪金商業者等へのメッセージ≫

## ➢ 疑わしい取引の届出の重要性

- ✓ 金商業者等は、犯罪による収益との関係が疑われる取引を発見した場合には、 所轄行政庁(金融庁)に届け出ることが求められています。
- ✓ この疑わしい取引の届出は、事件の端緒となるだけでなく、犯罪被害財産の発見や暴力団の資金源の把握に役立つなど、組織犯罪対策を推進する上で貴重な情報源となっており、マネロン対策において重要な役割を果たしています。

## ▶ 疑わしい取引の届出状況

✓ 証券監視委は、金商業者等に対するマネロン対策の指導に積極的に取り組んできました。疑わしい取引の届出件数全体のうち金商業者等の届出が占める割合は大きいとは言えないものの、金商業者等の理解が深まったことなどもあり、平成30年の届出件数は、前年比で約60%増加しています。ただし、形式的な基準で抽出した取引を届け出る一方で、具体的な検討をしていない業者もいるため、届出内容の改善に向けた指導に取り組んでいきます。



#### 疑わしい取引の参考事例の改正

- ✓ 金融庁は、平成31年4月、現在のマネロン対策の実情を踏まえて、以下の事例 を追加するなど参考事例の改正を行いました。
  - 犯罪収益移転危険度調査書により特定されたリスクに係る事例
  - テクノロジー・サイバーセキュリティに着目した事例
  - FATF\*発出の報告書やガイダンス等に沿った事案に係る事例(※FATF:マネロン等対策における国際協調を推進するために設立された政府間会合)
- ✓ 平成 30 年度の証券検査においては、疑わしい取引の届出に係る管理態勢が不 十分であるケースが見られました。証券業界におけるマネロンの危険性は決して 低くないこと等に照らせば、金商業者等は、今後、このような参考事例及びこれ まで自社において蓄積された事例の分析結果などを踏まえて、疑わしい取引を より的確に抽出し、漏れなく届出を行うことが求められます。

# 2-3 不公正取引の調査

## 1. 取引調査の目的

取引調査は、証券市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護するため、課徴金の対象となる行為のうち、インサイダー取引(内部者取引)や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

# 2. 平成 30 年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、平成30年度においては、計33件(インサイダー取引23件、相場操縦7件、偽計3件)の勧告を行った。

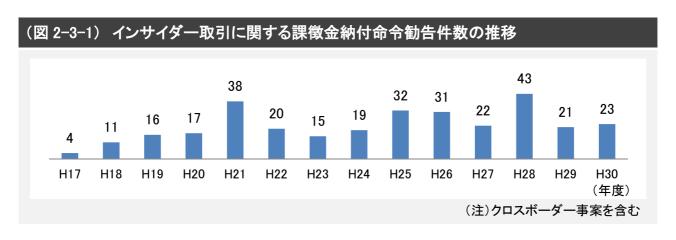
## (1) インサイダー取引

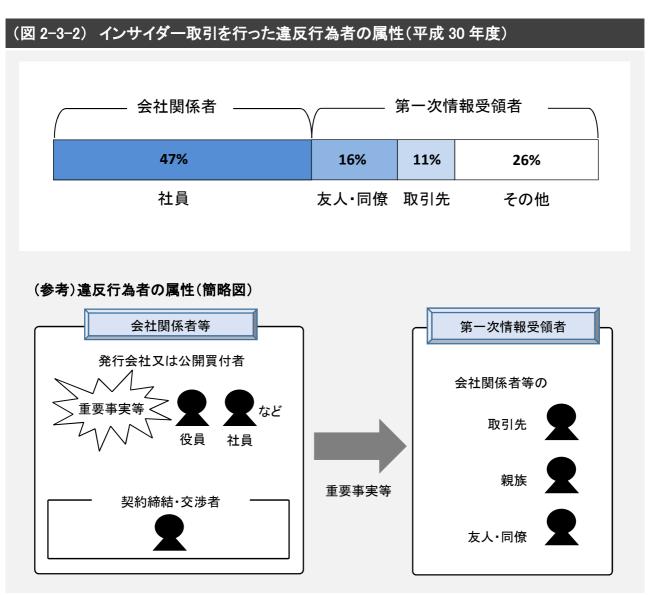
平成 30 年度におけるインサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数は 23 件であった(図 2-3-1 参照)。

インサイダー取引を行った課徴金納付命令対象者 19 名の属性を見ると、会社関係者である上場会社の社員が9名(47%)と一番多く、次いで、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者である友人・同僚が3名(16%)、取引先が2名(11%)となっている(図 2-3-2 参照)。

上場会社の役員自身によるインサイダー取引がみられなかった一方で、役員の情報伝達によるインサイダー取引が4件みられた(うち1件は、情報伝達規制違反)。上場会社の役員は、重要事実等を適切に管理し、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにも関わらず、自らが職務上の必要がない者に情報を伝達し、インサイダー取引を招いている状況が引き続き認められた。

情報伝達・取引推奨規制違反が4件あり、1件は情報伝達規制違反、3件は取引推奨規制違反であった。なお、平成26年4月の情報伝達・取引推奨規制導入後、取引推奨規制違反のみによる課徴金勧告は、平成30年度が初である。

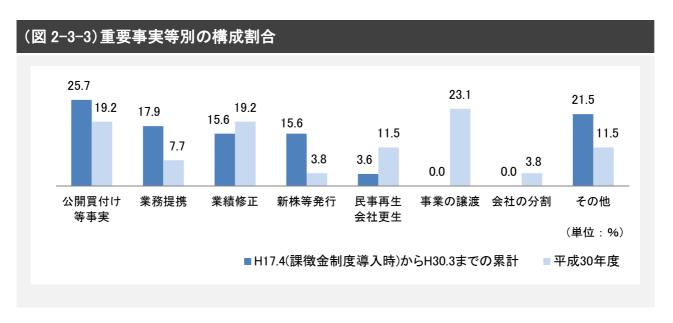




平成30年度の勧告件数23件における重要事実等26件(複数の重要事実等を知った違反行為者がいるため、勧告件数と重要事実等数は一致しない)を分類すると、事業の譲渡6件(23.1%)、公開買付け等事実5件(19.2%)、業績修正5件(19.2%)、民事再生3件(11.5%)等となっている(図2-3-3参照)。

平成 30 年度は、事業の譲渡及び会社の分割を、インサイダー取引の重要事実として初めて適用した。事業の譲渡については、自社製品の不具合に起因する多額の費用負担等が招いた経営悪化に対応するため、事業再建を図る中で決定したものであり、会社の分割については、業界を取り巻く環境が大きく変化する中、経営体制の強化を目的として決定したものであった。厳しい経営環境における収益改善策、激変する経済状況への対応策として、上場会社が様々な手法で企業再編を行う状況は続くと考えられ、今後も同様の事象が発生する可能性がある。

また、一般に、企業再編に関する重要事実等を決定する過程においては、社内における検討だけではなく、社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合が多く、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。



これらインサイダー取引の調査において、インサイダー取引防止規程は設けられているものの、一度も改定されていない上場会社があったほか、取引推奨規制についての記載がない上場会社が多数あった。重要事実を知った者による自社株売買が承認されてしまった上場会社もあり、インサイダー取引防止のための体制を整えていても、実質的に機能するための態勢となっていない状況が認められた。

## <主なインサイダー取引事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
東証一部上場会社の社員 9名が、職務に関し重要事 実を知り(事業の譲渡を知 った者6名、民事再生を知 った者3名)、重要事実の 公表前に売り付けた事例	H31.3.1 9名合計 773 万円 1名あたりの 課徴金額 15 万円~ 191 万円	<ul> <li>・上場会社の社員9名によるインサイダー取引</li> <li>・社員9名は、社内手続きに従って売買申請書を 提出し、売買許可を得ていた</li> <li>・事業の譲渡をインサイダー取引の重要事実とし て初めて適用</li> </ul>

## <主な取引推奨事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徵
東証一部上場会社の社員 が、職務に関し公開買付 け等事実を知り、利益を得 させる目的をもって友人に 買付けを推奨した事例	H30.8.31 194 万円	<ul><li>・取引推奨行為のみについて勧告した初の事案</li><li>・社内規程に取引推奨規制が記載されておらず、社内研修においても周知されていなかった</li></ul>

## (2) 相場操縦

平成 30 年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は7件であり、このうち、機関投資家による相場操縦は2件であった。

見せ玉の発覚を避けるために、売り抜けた後の見せ玉の全てを取り消さずに一部を約定させたり、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げたり、機関投資家が長期国債先物のナイトセッションにおいて見せ玉を発注するなど、取引手法の複雑化・巧妙化が見られた。

また、過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による再度の相場操縦について、2回目となる勧告を行った(課徴金額は 1.5 倍に加算される)。

## <主な相場操縦事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、東証JAS DAQ上場の2銘柄につい て、見せ玉と買い上がり買 付けにより相場操縦を行 った事例	H30.12.11 79 万 5,000 円	<ul><li>・売り抜けた後の買い見せ玉を取り消さず、仕込みに転用</li><li>・2回目の課徴金納付命令勧告のため、加算規定の適用により、課徴金額が1.5倍</li></ul>

## <機関投資家事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
海外金融業者が、長期国 債先物(大阪取引所上場) について、大量の見せ玉 を発注することにより相場 操縦を行った事例	H31.3.26 1 億 3,337 万円	<ul><li>・海外の金融機関による市場デリバティブ取引に係る相場操縦として初の勧告事案</li><li>・買付けと売付けの両局面において大量の見せ玉を利用</li></ul>

## (3) 偽計

偽計とは、他人に錯誤を生じさせる詐欺的ないし不公正な策略、手段をいう。平成 30 年度 における偽計に関する課徴金納付命令勧告件数は3件であった。

3件とも、一部の証券会社が顧客に対し有料または無料で提供している、全注文の値段や株数等が表示された板を確認できるサービスを利用し、真実の需給バランスに基づいた第三者の取引を排除するために、特殊見せ玉<sup>12</sup>を発注して虚偽の需給バランスを作出し、引け直前に約定を回避して高値(安値)で売り抜ける(買い戻す)という行為が認められた。

こうした行為は、真実の需給バランスを知る違反行為者のみがその利益を得られる一方、事情を知らない他の投資家の取引の機会を奪う不公正なものであることから、金商法第 158 条「偽計」を適用して、初めての課徴金勧告を行った。

12 例えば、他の投資家が引成買い注文を発注している銘柄を見つけ出し、約定させる意思のない引成売り注文を発注し、買い側と売り側の引成注文の発注株数が同程度である引けの発注状況を作出することで、他の投資家の売買を排除しようとする注文のこと。他の投資家の売買を誘引する目的で行われる一般的な見せ玉とは異なる。

## く主な偽計事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、東証一部・二部上場の7銘柄について、引成注文(引け条件付きの成行注文)を特殊見せ玉として利用した事例	H30.10.5 73 万円	<ul> <li>・特殊見せ玉の発注により、他の投資家の取引を実質的に排除</li> <li>・引け直前に、本件各株式を買い付けるのとほぼ同時に、発注していた特殊見せ玉の約定を回避することにより、引けの需給バランスを再び買い優勢として場が引けるように企て</li> <li>・買い付けた株式を高値で売り抜けることを企て</li> </ul>

# 3. 今後の課題

国内外の経済環境の変化により、金商法制定時には想定されていなかった経済活動や企業の価値判断が株価に影響を与えるような事象が生じている。例えば、データ偽装には、金商法において重要事実として列挙されている事象には該当しないが、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの(いわゆるバスケット条項)」に該当するものもあり、市場監視の空白を生まないため、早期に事案の全体像を把握し、適切に法令を適用することが重要である。

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。ITの進展によるSNSなどの情報伝達手段の多様化、データの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

また、グローバル化する不公正取引に対応するため、証券規制当局間のMMoU<sup>13</sup>(多国間情報交換枠組み)を活用した海外当局との連携に加え、相互訪問等による幅広い情報・意見交換を通じ海外当局との関係性の発展や信頼関係の醸成に努めるなど、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に引き続き取り組んでいく。

-

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

さらに、市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明・市場へのメッセージ<sup>14</sup>等)、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝えることで、不公正取引の未然防止につなげていく。

<sup>14</sup> 平成 31 年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。 https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm



# 取引推奨規制を知っていますか?

# ~インサイダー情報を伝えなくても違反になります!~

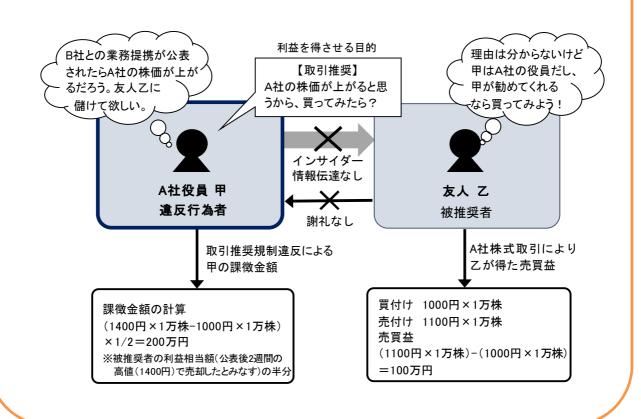
# ≪会社関係者へのメッセージ≫

情報伝達・取引推奨規制が導入された平成26年4月以降、同規制の違反行為者は16名(うち1名は情報伝達・取引推奨ともに違反)、平成30年度における違反行為者は、情報伝達1名、取引推奨3名でした。

インサイダー情報を知った上場会社の役員等は、インサイダー情報を伝えなくても、 利益を得させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。上場 会社の多くは、インサイダー取引防止規程を定めており、職務上不要なインサイダー 情報の伝達禁止は記載されていますが、取引推奨についての記載がない会社も見受 けられます。

取引推奨の背景には、「インサイダー情報の伝達は禁止されているけど、親しい人には儲けて喜んでもらいたい」との思いがあるかもしれませんが、推奨者は、謝礼等を受け取っていなくとも課徴金納付命令の対象となり、課徴金額は、被推奨者が得た売買益を上回る場合もあります。

上場会社の皆様におかれては、インサイダー情報を伝達しない取引推奨行為についてもインサイダー取引規制の対象であることについて、社内規程に記載のうえ改めて社内周知するなど、未然防止に取り組んでいただきたいと思います。





# いくつもの国・地域をまたぐ取引についても 私たちは目を光らせています

# ≪海外投資家へのメッセージ≫

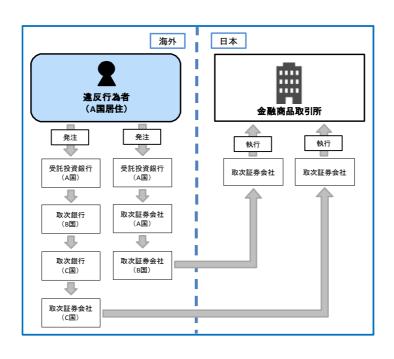
クロスボーダー取引(海外投資家による国境をまたいだ取引)を利用したインサイダー 取引への対応について紹介します。

海外投資家による日本株の売買比率は、証券監視委が発足した約 26 年前の平成4年頃は、おおむね2~3割程度でしたが、平成 30 年には、当時の2倍以上の約7割程度まで増加しています(統計資料出所:日本取引所グループ「投資部門別株式売買状況」)。

クロスボーダー取引の増加に伴い、証券監視委は平成23年8月、国際取引等調査室を立ち上げ、海外に居住する個人投資家や海外に所在する法人による不公正な取引についても深度ある調査を行っています。

国際取引等調査室は、これまで数多くのクロスボーダー取引を利用した不公正な案件と対峙してきました。その中には、複数の国々を経由して日本の取引所に株式の注文がたどり着くような複雑な取引もありますが、日頃から海外の市場監視当局とも協力、連携しながら取引実態を解明し、適切に課徴金の勧告を行っています。

下の図は、国内外合わせて4つの国・地域における9つの証券会社等が取り次ぎ、執行されたインサイダー取引の注文ですが、証券監視委は最終的にA国に住んでいる者からの取引であることをつきとめました。



証券監視委は、日本株の不公正な取引に関して世界中に目を光らせています。

# 2-4 開示規制違反の検査・情報収集

# 1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このように、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことになるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被るおそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

# 2. 平成 30 年度の開示検査の実績・傾向

前年度からの継続事案も含め、平成30年度に証券監視委が行った開示検査は、38件であり、このうち20件の開示検査が終了した。これらのうち10件については、開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。なお、検査を行った各事案については、課徴金納付命令勧告を行わなかった事案も含め、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。

また、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促し、再発防止を図った。その上で、適正な情報開示のための体制構築・整備を積極的に行わない上場会社に対しては、開示規制違反の再発を防止する観点から、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携し、適時適切に情報共有を行った。

証券監視委では、これらの活動に加えて、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反の事案やマクロ経済環境の変化の企業業績への影響に起因する不適正な会計処理の事案等の発生を踏まえ、大規模上場会社等に対する継続的な監視の実施に加え、経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析を行っており、開示規制違反が疑われる上場会社の早期発見に努めている。

## (1) 課徵金納付命令勧告事案

# <主な勧告事案>

	事案の概要	勧告日 課徴金額	不適正な会計処理の背景・原因
1	当社において、関連会社を 連結子会社とした際に発生 したのれんに係る減損損失 を適切に計上しなかったほ か、当該連結子会社が行う 再生可能エネルギー事業に 係る売上及び棚卸資産を過 大に計上した。	H30.12.18 1億3,170万円	・本業の業績不振が続く中で、関連会社の事業を新たな利益の柱にしたいという期待から、当社は、関連会社を連結子会社とした。しかし、当社における当該連結子会社に対する管理体制の整備が不十分であった。 ・当社は、連結子会社の事業状況について適切に管理・把握していなかったため、当該連結子会社の営業損益が継続して赤字であるにもかかわらず、本件のれんに係る減損の検討を行っていなかった。
2	当社による有価証券届出書 の提出後、当該届出の効力 発生日前に、当該有価証券 届出書に記載された「割当 予定先」が変更され、「重要 な事項の変更」に該当する にもかかわらず、訂正届出 書を提出しないで割当先に 新株予約権を取得させた。	H30.12.18 1,391 万円	割当予定先の変更等を含め、本件新株 予約権の募集を主導した当社の元代表 取締役が、当社の方針等の決定に過大 な影響力を有していたことや、取締役会 における議論の重要性に対する取締役 及び監査役の認識不足があったことな ど、当社の内部統制に問題点があった。 (当社の社内調査委員会の調査報告書 と同旨)

3	当社は、連結子会社が行っていた架空取引による架空 売上の計上により売上の過 大計上等を行った。	H31.1.22 1,200 万円	・過度に売上を重視していた連結子会社の代表者等が本件架空取引に係る不適正な会計処理に関与する等、当該連結子会社内における内部統制が有効に機能していなかった。 ・連結子会社に対する当社の監査役監査及び内部監査が適切に実施されなかった。
4	当社は、映像の企画・制作 事業において、売上の過大 計上等を行ったほか、映像 の製作委員会に対する当社 からの出資金に係る減損損 失の計上を適切に行わなか った。	H31.2.13 1億3,540万円	・当社は、利益目標の達成を最優先させており、一部の経営陣等が主導して売上の過大計上等を行った。 ・映像の企画業務について、当社内において、客観的かつ検証可能な売上計上基準が定められていなかった。

平成30年度の課徴金納付命令勧告を行った10事案のうち9事案において、売上の過大計上が認められた。これらのうち3事案については、上場会社がその実態を適切に確認・検証を行わないまま、実在しない架空取引の商流に参加し、当該架空取引による(架空)売上の計上といった不適正な会計処理によって連結財務諸表等に重要な虚偽記載が認められた。(コラム「取引を始める際、その実態を確認されていますか?」参照)

また、証券監視委では、有価証券報告書等について、財務情報だけではなく、非財務情報の内容の適正性についても調査・検査を行っており、平成 30 年度は非財務情報に係る開示規制違反事案1件について課徴金納付命令勧告を行った(事案2)。

平成 30 年度に課徴金納付命令勧告を行った事案において、重要な虚偽記載等の開示規制違反に至った背景・原因として、例えば、

- ・ 親会社の連結子会社に対する内部統制が有効に機能しておらず、連結子会社で行われていた不適正な会計処理を発見・防止できなかったこと(事案1及び3)、
- ・ 売上や利益目標等の達成を過度に重視するあまり、内部統制が有効に機能しなかった こと(事案4)

等が挙げられる。これら開示規制違反の背景・原因等については、前述のとおり、開示検査の中で、上場会社の経営陣と議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促し、再発防止を図っている。

(2) 内部統制の機能状況の実態把握及び改善状況等の確認を行った事案

# 事案の概要 内部統制の不備の背景・原因 会計監査や内部監査において、指摘された 事項に対して適切な対応が行われていな かったことなど、内部統制に関し、開示す べき重要な不備が、当社の内部統制報告書 に記載された。 内部統制の不備の背景・原因 ・経理部門において、必要な人材を確保 せず、経理担当者に対する教育も不足し ていた。 ・適切な能力のある内部監査人を配置しなかった。

証券監視委においては、内部統制の機能状況を確認する必要があると認められた上場会社について、ヒアリング等の開示検査を行い、内部統制の不備が認められた場合は、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣と改善対応策等の議論を行っている。

平成30年度は、内部統制報告書に「開示すべき重要な不備」がある旨を記載した上場会社に対して開示検査を行い、内部統制状況の実態把握及び改善状況等の確認を行うとともに、 当該内部統制の不備による会計処理上の問題の有無等についても検証した。

(3) 特定関与行為が疑われる者に対する開示検査

証券監視委では、特定関与行為13についての検査も積極的に行っている。

平成30年度は、架空取引により架空売上を計上して重要な虚偽記載を行い課徴金納付命令勧告に至った事案についての開示検査を経て、当該架空取引に関与した会社について特定関与行為の観点から検査を実施した。引き続き、特定関与行為についても注視していく。

# 3. 今後の課題

## (1) 事案分析の充実

マクロ的な視点に基づく情報収集・分析として、市場インパクトが相対的に大きいと考えられる大規模上場会社等に対する継続的な監視のほか、不正発生リスク等にも着目しつつ、上場

<sup>13</sup> 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。

会社等について継続的な情報収集・分析を引き続き行っていく。また、経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析や、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した情報収集・分析を、引き続き実施していく。

## (2) 開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

## ① 経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と当該開示規制違反の原因等について 議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示体制の構築を促し、再発防止を図る。 また、情報開示体制の構築等を積極的に行わない上場会社に改善を促す効果的な手法に ついて、関係機関等と連携しつつ模索していく。

## ② 情報発信の充実・強化

証券監視委はこれまで、開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明等)では、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止及び未然防止を図る。



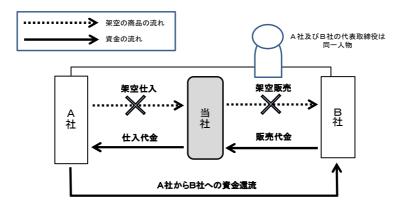
# **□ ラム** 取引を始める際、その実態を確認されていますか?

## ≪上場会社へのメッセージ≫

平成30年度の開示検査において、上場会社がその取引実態を適切に確認・検証しないまま、実在しない架空取引(資金循環取引)の商流に加わり、結果、同社において、架空売上の計上といった不適正な会計処理による開示規制違反が認められた事案が複数件ありました。これら事案のうちの1つを紹介します。

## 《開示規制違反(架空取引による架空売上の計上)の概要》

- ・ 当社は、業績不振の中で、新規事業として、下記の図に示す通り、炭化ケイ素等の 取引に加わったとして、売上を計上し、利益改善を図りました。
- ・ しかしながら、検査の結果、この取引は架空のものと認められたことから、当社は、 架空売上の計上による売上の過大計上を行っていました。



## 《架空取引の商流に加わった経緯等》

- ・ 当社の経営改善を図るために当社の筆頭株主であるC社から当社に来ていた取締 役営業部長が、A社及びB社の代表取締役である者に、当社を炭化ケイ素等の商流 に加えてもらえるよう打診したことによってこの架空取引は始まりました。
- ・ 当社は、架空取引の商流に加わった際、当該取締役営業部長が持ち込んだ案件であったことや、筆頭株主であるC社の取引先であるB社が絡む取引であることもって、取引の実在性や当社が本件商流に加わることの合理性についての検討及び取引先の信用情報等についての確認・検証を適切に行っていませんでした。
- ・ また、本件商流では炭化ケイ素等がA社からB社に対して直接納品することとされていましたが、当社は、本件取引に係る商品の在庫の所在確認や証憑類の照合を 怠り、取引開始後においても、取引の実在性について、適切に確認を行っていませんでした。

上記事案では、筆頭株主である会社から来た社員が持ち込んだ案件といった経緯や、業績不振のため経営改善を図る中で新しい利益源となる取引を模索していたという背景があったと考えられますが、各取引について、その経緯・背景にかかわらず、実態確認を徹底するシステムを構築するなど、内部管理体制の整備とその適切な運用に努めていただきたいと思います。

# 2-5 犯則事件の調査、告発

## 1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

# 2. 平成 30 年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、平成30年度においては、計8回の告発(うち、内部者取引事件5回、虚偽有価証券報告書提出事件3回)を行った。これらの中には、公開買付会社のFA(ファイナンシャル・アドバイザー)を務めていた証券会社の従業員が公開買付け事実の情報伝達を行い、伝達を受けた者が内部者取引を行った事件(平成30年12月18日告発)や、法人及び役員2名が、役員報酬について虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出した事件(平成30年12月10日及び平成31年1月10日告発)等が見られる。

事件名	告発年月日	告 発 先	
スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件	H30.6.18		
株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引 事件	H30.10.30		
LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(1)	H30.11.13	東京地方検察庁検察官	
LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(2)	П30.11.13		
日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)	H30.12.10		
株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件	H30.12.18	大阪地方検察庁 検察官	

日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提 出事件(2)	H31.1.10	東京地方検察庁
株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件	H31.1.20	検察官

このうち、株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件、日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件及び株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件について紹介する。(その他の告発事案の概要については、附属資料3-7参照)

# 3. 平成 30 年度の代表的な告発事案

## (1) 株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、平成30年12月18日、犯則嫌疑者2名を、大阪地方検察庁に告発した。

## (事案の概要)

犯則嫌疑者Aは、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興」という。)の従業員であったものであるが、SMBC日興の従業員が、株式会社イトーキ(以下「イトーキ」という。)とのファイナンシャルアドバイザリー契約の締結に関し知った、イトーキの業務執行を決定する機関において東京証券取引所が開設するJASDAQ市場に株券を上場している株式会社ダルトン(以下「ダルトン」という。)株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施等に関する事実(注)を、平成28年7月下旬頃、その職務に関し知った。その上で、以下の買い付けをしたものである。

## 【第1】

犯則嫌疑者Bは、Aから、前記公開買付けの実施等に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 28 年7月下旬頃から同年8月上旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義でダルトン株券合計 29 万6,000 株を代金合計約 5,300 万円で買い付けた。

## 【第2】

Aは、あらかじめダルトン株券を買付けさせて利益を得させる目的で、前記公開買付けの 実施等に関する事実の公表前である平成 28 年7月下旬頃、Bに対し、同事実を伝達したも のであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、前記【第1】記載のとおり、同人 名義でダルトン株券合計 29 万 6,000 株を代金合計約 5,300 万円で買い付けた。 (注)本件公開買付け事実は、本件公開買付者であるイトーキが、子会社であるダルトンの株券の公開買付けを行うことについての決定をしたことであり、平成 28 年8月3日午後4時 00 分、同社が「子会社である株式会社ダルトン普通株式(証券コード 7432)に対する公開買い付けの開始に関するお知らせ」として公表したものである。

本件は、イトーキによるダルトン株券の公開買付けに関し、公開買付会社イトーキのFA(ファイナンシャル・アドバイザー)を務めていた証券会社の従業員であったAが、株価上昇確実な本件公開買付けの事実を職務に関し知り、その公表前に、Bに伝達し、同人が大量のダルトン株券を買い付けて、多額の利益を得た事案であり、極めて悪質性が高いと認められる。

## (2) 日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について

証券監視委は、平成 30 年12 月 10 日及び平成 31 年1月 10 日、金商法違反(虚偽有価証券報告書提出)の嫌疑で、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁に告発した。

## (事案の概要)

犯則嫌疑法人日産自動車株式会社は、その発行する株券を東京証券取引所市場第一部に上場しているもの、犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の代表取締役会長等であったもの、犯則嫌疑者Bは犯則嫌疑法人の代表取締役等であったものである。犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものの一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載した有価証券報告書を提出した(附属資料3-7⑤、⑦参照)。

上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの状況は、投資者の投資判断にとって極めて 重要である。中でも、役員報酬についてのより具体的な情報は、会社または個々の役員の 業績に見合ったものとなっているのか、個々の役員に対するインセンティブとして適切か、 会社のガバナンスがゆがんでいないかなどの観点から、会社のガバナンスを評価し、投資 判断を行う上で重要な情報であることから適切な情報開示が求められており、その虚偽記 載は、投資判断に著しい影響を与えるものと考えられる。なお、役員報酬額に係る虚偽有 価証券報告書提出事案の告発例は、本件が初めてのケースである。 (3) 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について

証券監視委は、平成30年3月20日、金融商品取引法違反(虚偽有価証券報告書提出)の嫌疑で、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁に告発した。

## (事案の概要)

犯則嫌疑法人株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、植物種子、植物加工品に関する製品化及びサービスの企画、開発、販売、輸出入等の事業を営む会社等の株式又は持分を取得・保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする会社であって、JASDAQ市場に上場していたもの(平成 30 年9月3日付けで上場廃止)、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の実質的経営者であったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の代表取締役であったもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の取締役管理部長であったものである。

犯則嫌疑者らは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、同法人の平成 28 年 4月1日から平成 29 年3月 31 日までの連結会計年度につき、営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の9億 6,625 万 8,000 円(1,000 円未満切捨て)であったにもかかわらず、11 億円の借入金をスーパーソルガム種子の売上代金と偽装する方法により、営業活動によるキャッシュ・フローの額を正の1億 3,374 万 1,000 円と記載するなどした連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

本件は、犯則嫌疑法人が借入金を海外における種子販売の代金と偽装する方法により 11 億円もの営業キャッシュ・フローの粉飾を行って上場廃止を回避したものであり、投資判 断に著しい影響を与える重大な虚偽記載があったものと認められ、告発したものである。な お、本件は、キャッシュ・フロー計算書に係る初の虚偽有価証券報告書提出事案である。

# 4. 犯則調査に関する課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応していく。その際、内部者取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、市場監視の空白が生じないよう、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、証券取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、ITの進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSに代表されるような金商法制定時には想定されていなかった新しい形態のものが登場している。さらに、金融取引のグローバル化の進展は、市場監視における国際的な協調の必要性を否応なく高めている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用するシステムの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場の実現に向けて努めていく。

# 2-6 監視を支えるインフラの整備(IT、人材)

## 1. 市場の構造的変化に対する取組み

証券監視委では、金融機関やITベンダー、監査法人等からヒアリングを実施し、また、外部有識者へ研究を委託するなど、国内外の金融技術の動向把握や、市場におけるITやAI(人工知能)技術の進展を含めた市場の構造的変化の状況把握に努めている。また、ITの進展等に伴う取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向を踏まえ、平成30年度は、市場監視をより効果的・効率的に実施するため、技術的課題の検証等を行い、ITを活用した新たなシステムの導入に向けた検討を進めた。

# 2. ITの活用に係る今後の課題

# (1) 新たな市場監視のためのシステムの導入に向けた検討

平成 30 年度においては、ITを活用し市場監視をより効果的・効率的に実施するため、市場監視のためのシステムの構築(SupTech)に向けた課題の検討及び当該システムにAIを導入するための実証実験を、外部事業者の知見も活用しながら実施した。今後は、検討結果や実証実験を踏まえて、以下の技術等を組み込んだシステムの整備を目指し、引き続き検討を進めていく。

- ・ 膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析するための技術
- ・ マクロ経済動向や企業の財務情報等の様々なデータから、市場における不正の兆候を 早期に発見するための技術
- ・ 金融機関等の市場関係者から、市場監視に必要なデータの授受を低コストで、かつ円滑に実施するための技術

## (2) 官民共同によるITの取組みの推進(RegTechエコシステム)

市場の公正性・透明性の確保のためには、規制当局と自主規制機関、金融機関等の市場関係者が対話を繰り返し、業界全体の最適化をもたらす効率的・効果的なIT投資を目指していく必要がある。

具体的には、業界全体でIT投資効率及び投資効果を向上させるための意見交換や、データの授受を低コストで、かつ円滑に実現するための技術の検討など、金融機関と規制当局とが相互に協調しながらITを検討することで、市場全体の公正性・透明性を高めていく。

## (3) デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化

近年の電子機器(スマートフォン、タブレット等)の多様化、セキュリティ等の機能の高度化や、新たなITサービス(クラウドサービス等)の普及に伴うデータ取得対象の多様化等、証券監視委の調査対象となるIT環境は、複雑化・多様化・高度化及びデータの大容量化が進んでいる。

これらの市場監視を取り巻く内外環境の変化に対応するため、電子データの保全・復元・解析・保存に係るシステム環境の高度化や、多様化・高度化する電子機器内のデータの保全等を的確に行うためのデジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

平成 30 年度においては、スマートフォン、タブレット等の電子データを保全するための資機 材の整備のほか、証券監視委における中期IT整備方針(平成 30 年改定)に従い、電子データ の保存環境の整備や、デジタルフォレンジック環境用ネットワークの一部更改等を行っている。 今後も中期IT整備方針に従い、必要なシステム環境の整備を実施していく。

# 3. 人材育成

## (1) 各種OJT·研修等による人材育成

証券監視委は、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材育成のため、 検査・調査等の監視手法に係る様々なOJTや研修等を実施している。

平成30年度においては、検査・調査等に資するIT人材を育成するため、平成29年度に引き続き、OJTを含むICT(Information and Communication Technology)人材育成プログラムにより職員の専門性向上等に努めるとともに、部下を持つ職員を対象として部下を育成するためのコミュニケーション能力向上を目的とした研修を実施した。また、若手職員の専門性を向上させるための取組みの一環として、検査・調査等の実務経験が豊富な職員を講師としたキャリアパスセミナー等を行った。さらに、海外当局における監視や検査・調査手法の取得や国際的な事案への対応力強化(クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等)のため、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施した(詳細は本編2-8-3-(2)参照)。

## (2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委を取り巻く環境の変化に対応するため、高い専門的知識を有する人材を積極的に登用するとの方針に基づき、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士・公認会計士等の民間専門家を採用し、検査・調査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成 12 年から実施しており、平成 31 年3月末現在 113 名(平成 30 年度 25 名採用)が在籍している。



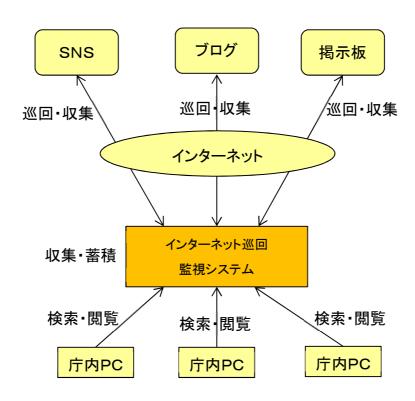
# SNSなども市場監視に活用しています

# ≪インターネット巡回監視システム≫

IT社会の発展により、インターネット上には、金融商品取引に係る様々な情報が溢れています。

その中には、いわゆる「風説の流布」と言われる、有価証券の価格を変動させることを目的とした虚偽の情報や、「特定の株式で株価を吊り上げている投資家がいる」などの相場操縦の疑いがある情報も見られます。そこで、証券監視委は、このようなインターネット上の情報に対しても日々監視を行っています。

一方で、インターネット上の情報は、更新・削除される可能性があることから、不公正取引に関する有力な情報を見落とすことを防ぐために、証券監視委が指定するウェブサイト(SNS、ブログ、掲示板等)のデータを蓄積し、検索を行うことができる「インターネット巡回監視システム」を導入して、日常的な監視活動に利用しています。



# 2-7 市場規律強化に向けた取組み

# 1. 情報発信の充実

# (1) 報道機関や各種媒体、ウェブサイト等を通じた情報発信

証券監視委は、検査・調査に基づき勧告・告発等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、報道機関を通じて事案の公表を行っている。事案の公表に際しては、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等にも積極的に対応している。さらに、個別の勧告・告発等に係る報道だけでなく、事案の意義や分析等を踏まえた論説・オピニオンとしての情報発信を促すため、引き続き報道関係者等との意見交換や対話を進めていく。

証券監視委のウェブサイトでは、勧告・告発等の概要や講演会・寄稿の内容等その活動状況をタイムリーに発信し、複雑な事案の公表にあたっては概要図を用いるなど、証券監視委の活動が、一般投資家を含む多くの市場参加者に理解されるよう努めている。

また、メール配信サービスの登録者に対しては、ウェブサイトの新着情報の配信のほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月配信し、勧告・告発した事案については、それらの意義・特徴や発生原因等を盛り込み、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めている。なお、平成31 年3月以降は、メール配信サービスからソーシャルメディア(証券監視委Twitter)を活用した情報発信に移行し、幅広く情報発信を行っている。

今後も、より幅広く効果的な情報発信となるよう情報発信の充実に積極的に取り組んでい く。

#### (2) 財務局における委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていくうえで、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況に鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

こうした観点も踏まえ、平成 27 年度より財務局において委員会を開催している。平成 30 年度においても引き続き実施しており(福岡財務支局:平成30年4月13日)、証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上や、監視の実務を担う財務局との連携強化に努めている。

また、委員会開催に併せ、各地域の市場関係者等との意見交換を通じて証券監視委の活動内容や問題意識の浸透を図るとともに、財務局での委員会開催の趣旨や証券監視委の業

務の概要等について、地元記者向けの説明を実施することにより、各地域における、証券監視委の存在の「見える化」を図っている。

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視に努めていく。

# 2. 関係機関との連携等

## (1) 自主規制機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、相互の問題意識の共有を図るため、証券市場を巡る様々な問題・課題等について、定期的に意見交換会を開催している。平成30年度においても、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を実施するなど、情報や問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な 取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情 報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

# (2) 関係当局等との連携(検察、警察、消費者庁等)

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等が判明した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、調査に関するノウハウの共有に努めている。平成 28 年度より新たに消費者庁との間で開始した意見交換会については、平成30年度においても引き続き実施し、互いの活動状況や効果的な連携のあり方等についてディスカッションを行った。

また、様々な機会を捉え、各地域の検察庁、都道府県警察、国税局等と意見交換を行っている。

さらに、市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、弁護士会や日本監査役協会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を 積極的に実施している。

# 3. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第 21 条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の 観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを 求めている。

平成 30 年度は、「貸付型ファンドの投資家への情報提供について」(平成 30 年 12 月7日)、及び、「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」(平成 31 年2月 26 日)の2件の建議を行った。(平成4年の発足以来、平成 30 年度末までに 26 件の建議を実施(附属資料3-8参照))

引き続き、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

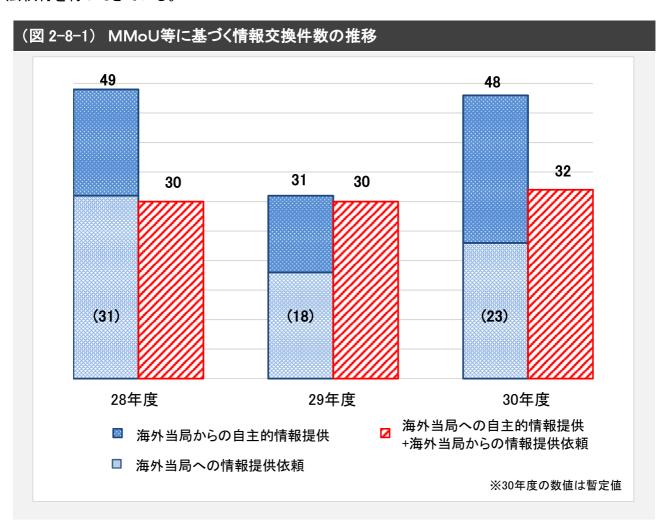
# 2-8 グローバルな市場監視への貢献

# 1. 国際的な市場監視の概要

世界的な市場を取り巻く環境をみると、グローバル経済の先行きを巡る不確実性は増大しており、また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっている。

このような市場環境においては、海外当局との更なる連携が重要であることから、証券監視委は、平成 29 年1月に策定した中期活動方針(第9期)の施策において、「海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用」及び「国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献」を掲げている。

これまで海外当局との間では、IOSCO に加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み (MMoU) 等を通じて情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、適切な法執行を行ってきている。



証券監視委では、海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外の法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していくこととしている。

また、監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題については、二当局間及びI OSCO等の多当局間の会合等において、積極的に問題提起及び意見・情報交換を行い、グローバルな市場監視への貢献に努めている。

# 2. 証券監督者国際機構(IOSCO)における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から 219 機関が加盟している(うち普通会員 128、準会員 27、協力会員 64、いずれも平成 30 年 10 月現在)。証券監視委は、平成5年 10 月に準会員として加盟(注:我が国からは金融庁が普通会員として加盟)した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会(PC: Presidents Committee)を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。平成 30 年度は、5月にブタペスト(ハンガリー)において年次総会が開催され、証券監視委からは引頭委員が参加し、世界各国各地域の証券規制当局が集うこの機会を捉え、主要な証券規制当局と個別に意見交換を行った。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pacific Regional Committee)にも証券監視委から委員や事務局幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会(IOSCO Bo ard)が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会(Policy Co mmittee)等が設置されている。証券監視委は、平成 30 年度は、そのうち第4委員会(C4:Co mmittee 4)、及びエマージングリスク委員会(CER:Committee on Emerging Risk)に参加した。

C4では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公 正取引に対応するための各国当局間の情報交換や、法執行面での協力のあり方等について議 論を行った。CERでは、情報技術の進展を踏まえた各国当局の取組みや証券・資本市場における新たなリスクに関する意見交換等を行った。

また、証券監視委は、MMoU又は既存のMMoUを強化したMMoU(EMMoU: Enhanced MMoU)への署名を申請した当局の申請書類の審査等を行う審査グループ(SG: Screening Group)にも参加している。審査の結果、平成 30 年度には、新たにチリCMF<sup>14</sup>他3当局がMMoUに、英国FCA<sup>15</sup>、シンガポールMAS<sup>16</sup>他8当局がEMMoUにそれぞれ署名した。

# 3 海外当局等との連携

## (1) 海外当局等との意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成30年度は、11月に引頭委員が中国CSRC<sup>17</sup>を訪問し両当局の関係が一層強固なものになることを確認したほか、実務レベルでも、9月にシンガポールで開催された、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加し、シンガポールMAS、香港SFC<sup>18</sup>、豪ASIC<sup>19</sup>等のアジアの市場監視当局と実務上の諸問題について意見交換を行った。また、IOSCOの会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を幹部及び実務レベル双方で実施するなど、国際連携上の課題の問題共有を通じ、グローバルな市場監視に貢献すべく、活動を行った。

## (2) 海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や検査・調査手法の把握・分析や、我が国の検査・調査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC<sup>20</sup>、米国CFTC<sup>21</sup>、英国FCA、香港SFC、タイSEC<sup>22</sup>、マレーシアSC<sup>23</sup>及びシンガポールMASに対して職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国当局等が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

<sup>14</sup> Comisión para el Mercado Financiero (Financial Market Commission)(金融市場委員会)

<sup>15</sup> Financial Conduct Authority(金融行為規制機構)

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Monetary Authority of Singapore(シンガポール金融管理局)

<sup>17</sup> China Securities Regulatory Commission(中国証券監督管理委員会)

<sup>18</sup> Securities and Futures Commission (証券·先物取引監察委員会)

<sup>19</sup> Australian Securities and Investments Commission (オーストラリア証券投資委員会)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> U.S. Securities and Exchange Commission(証券取引委員会)

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> U.S. Commodity Futures Trading Commission (商品先物取引委員会)

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> The Securities and Exchange Commission, Thailand(タイ証券取引委員会)

また、金融庁に設置されているグローバル金融連携センター(GLOPAC: Global Financi al Partnership Center)やJICA(国際協力機構)の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の証券規制当局職員等に対して、我が国における証券市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修を継続的に提供している。個別に要望のあった証券規制当局に対しても研修を実施しており、平成30年6月には、金融庁へ来訪したベトナムSSC<sup>24</sup>職員に対して、不公正取引の調査等に関するセミナーを行った。

今後も、こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、更には幹部職員の海外当局訪問等を通して、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めていく。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Securities Commission(マレーシア証券委員会)

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> State Securities Commission of Vietnam(ベトナム国家証券委員会)

# 第1章

証券監視委の 組織・事務概要

# 1-1 組織及び事務概要

# 1. 組織及び事務概要

## (1)証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び 証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

## (2)金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年6月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行

政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に至っている。

## (3)事務概要

## ① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び 犯則事件の調査の5つに分かれる。

#### イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

## ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商 品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融 商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検 査を行う。

## ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

## 二. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適 正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の 提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

## ホ. 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

#### 2 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

## ③課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、 金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴 金の納付を命ずるか否かを決定する。

## 金融庁 金融庁長官 ④審判官の 指定 ⑥決定案 ③審判手続開始決定 審判官3名の合議 ⑦納付命令等決定 (決定謄本送達) 審判手続室 ④指定職員の指定 市場課 企業開示課 ⑤審判手続 審判期日 ②勧告 (準備手続期日) 事務局 取引調査課・開示検査課 違反行為者 (被審人) 証券取引等監視委員会 ①調査・検査

<課徴金制度概念図>

# 4 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

# ⑤ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

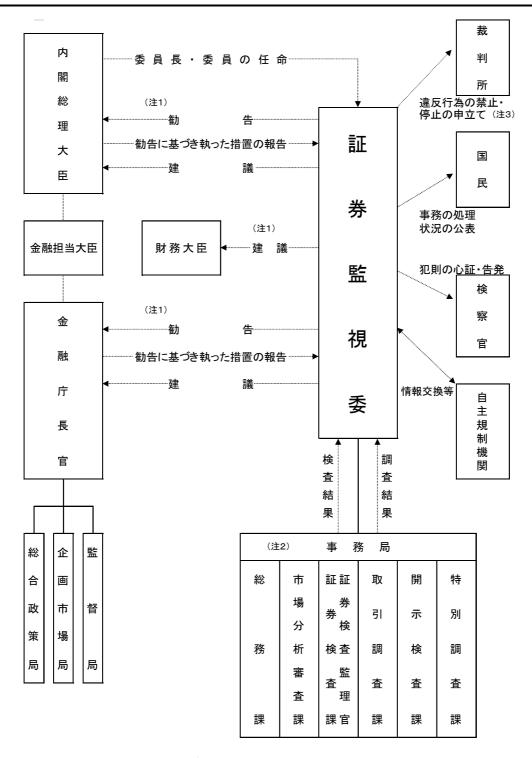
## ⑥ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

# ⑦ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

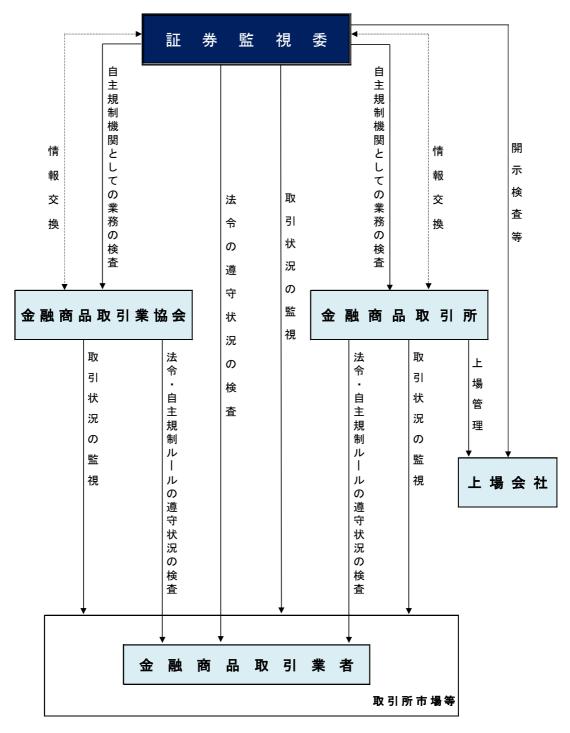
## 監視体制の概念図



- (注1)勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官 又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2)平成 18 年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課 徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23 年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3)金商法改正(平成 20 年 12 月施行)により、同法第 192 条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

# ⑧自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機 関と緊密な連携を図っている。

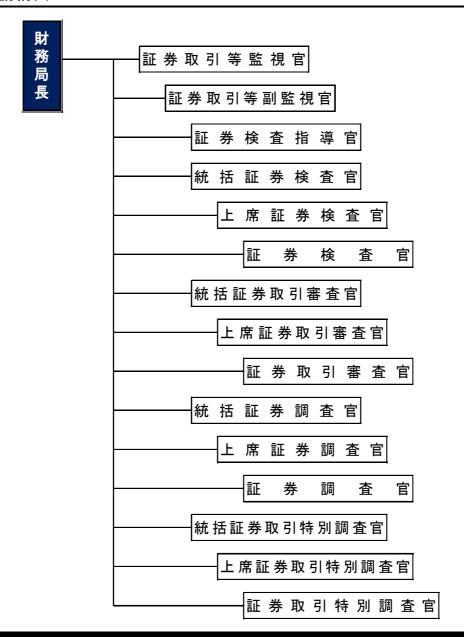


金融・資本市場

## 証券監視委の機構図



(注)平成 18 年7月に5課体制に再編。さらに、平成 23 年7月に6課体制に再編。



# 2. 市場分析審査

## (1)取引審査について

## 1)取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

## 2) 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている(附属資料1-4参照)。

## 3)審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の 実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

- ① 内部者取引に関して審査を行った事例
  - イ. A社が、B社株式をTOB(株式公開買付け)する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。
  - ロ. C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

- ハ. D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- 二. 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。
- ホ. F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

## ② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ. G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- 口. 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ. 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。
- 二. J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

#### ③ その他の観点から審査を行った事例

- イ. K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、 公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ. L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ. M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

二. インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす 書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等 の観点から、審査を行った。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の(削除された)書込みも含めて情報収集を行っている。

## 4)クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が7割以上を占めるなど、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

## (2)市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視を行い、また、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課や自主規制機関等の関係先へ共有することを目的とした、市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

## (3)情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている。なお、各種窓口の連絡先は「附属資料4」を参照。

## 1)情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、投資者保護上問題があると思われる幅広い情報を電話、来訪、郵送、インターネット等の多様な方法により受け付けている。

### 2)年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の 実施に役立てている。

## [情報提供に当たっての留意事項]

- 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

#### 3)公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付のほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応することとしている。

公益通報者保護法(平成 18 年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

(注)証券監視委では、平成 29 年7月1日付で公益通報対応関連規則を改正し、役員又は退職若しくは退任後5年以内の労働者若しくは役員からの通報といった「公益通報に準ずる通報」についても受け付けることとした。これらの者は公益通報者保護法の適用対象ではないが、証券監視委では、公益通報と同様に必要な調査や適切な措置をとることとしている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報を提供し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

## (4)関係機関との連携について

## 1)財務局等との連携

日常的な市場監視は、財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は 財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高める ためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量 とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。

#### 2) 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所(売買審査部門)の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを

定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。

# 3. 証券モニタリング

1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成 19 年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成 22 年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成 24 年 11 月からは取引情報蓄積機関、平成 27 年5月からは特定金融指標算出者、平成 30 年4月からは高速取引行為者が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成 19 年の金商法の全面施行に伴い新設された同法 第 51 条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者等

(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項 第1号及び第3項

なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出を している場合には、金商法第 63 条の3第2項に おいて準用する第 63 条の6、第 194 条の7第2 項第2号の2及び第3項を含む)

2	金融商品取引業者の主要株主等	(金商法第 56 条の2第2項から第4項まで、第 194条の7第2項第1号及び第3項)
3	特別金融商品取引業者の子会社等	(金商法第 57 条の 10 第1項、第 194 条の7第3項)
4	指定親会社	(金商法第 57 条の 23、第 194 条の7第3項)
5	指定親会社の主要株主	(金商法第 57 条の 26 第2項、第 194 条の7第3 項)
6	取引所取引許可業者	(金商法第 60 条の 11、第 194 条の7第2項第2 号及び第3項)
7	電子店頭デリバティブ取引等許可業者	(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
8	特例業務届出者	(金商法第 63 条の6、第 194 条の7第2項第2号 の2及び第3項)
9	金融商品仲介業者	(金商法第 66 条の 22、第 194 条の7第2項第3 号及び第3項)
10	信用格付業者	(金商法第 66 条の 45 第1項、第 194 条の7第2 項第3号の2及び第3項)
11)	高速取引行為者	(金商法第 66 条の 67、第 194 条の7第2項第3 号の3及び第3項)
12	認可金融商品取引業協会	(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び 第3項)
13)	認定金融商品取引業協会	(金商法第 79 条の4、第 194 条の7第2項第5号 及び第3項)
14)	投資者保護基金	(金商法第 79 条の 77、第 194 条の7第3項)
15)	株式会社金融商品取引所の対象議決 権保有届出書の提出者	(金商法第 103 条の4、第 194 条の7第3項)
16)	株式会社金融商品取引所の主要株主 等	(金商法第 106 条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
17)	金融商品取引所持株会社の対象議決 権保有届出書の提出者	(金商法第 106 条の 16、第 194 条の7第3項)
18)	金融商品取引所持株会社の主要株主 等	(金商法第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
19	金融商品取引所持株会社等	(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用 する場合を含む)、第 194 条の7第3項)

20	金融商品取引所	(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及 び第3項)		
21)	自主規制法人	(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)		
22	外国金融商品取引所	(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7 号及び第3項)		
23 1	金融商品取引清算機関の対象議決権 保有届出書の提出者	(金商法第 156 条の5の4、第 194 条の7第3項)		
24)	金融商品取引清算機関の主要株主	(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)		
25)	金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 15、第 194 条の7第3項)		
26	外国金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の7第3項)		
27)	証券金融会社	(金商法第 156 条の 34、第 194 条の7第3項)		
28	指定紛争解決機関	(金商法第 156 条の 58、第 194 条の7第3項)		
<b>29</b>	取引情報蓄積機関等	(金商法第 156 条の 80、第 194 条の7第3項)		
30	特定金融指標算出者等	(金商法第 156 条の 89、第 194 条の7第3項)		
31)	投資信託委託会社等	(投信法第 22 条第1項、第 225 条第3項)		
32)	設立中の投資法人の設立企画人等	(投信法第 213 条第1項、第 225 条第2項及び第 3項)		
33)	投資法人	(投信法第 213 条第2項、第 225 条第3項)		
34)	投資法人の資産保管会社等	(投信法第 213 条第3項、第 225 条第3項)		
35)	投資法人の執行役員等	(投信法第 213 条第4項、第 225 条第3項)		
36	特定譲渡人	(SPC法第209条第2項において準用する第217 条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)		
37)	特定目的会社	(SPC法第 217 条第1項、第 290 条第3項)		
38)	特定目的信託の原委託者	(SPC法第286条第1項において準用する第209 条第2項において準用する第217条第1項、第 290条第2項第2号及び第3項)		
39	振替機関	(社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)		
40	その他、上記①から③までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者			

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第6項第1号)

② 登録金融機関 (犯収法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)

③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第7項) 関

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記1)及び2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務 局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使すること ができる)。

3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

# 4. 取引調査、国際取引等調査

#### (1)取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

- 1)事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 2)事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- 3)事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- 4)公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

## (2)課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

1) 風説の流布・偽計(金商法第 173 条)

課徴金額:違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

- (注)金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)
- 2) 仮装・馴合売買(金商法第 174 条)

課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

3)現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

## 4) 違法な安定操作取引(金商法第 174 条の3)

課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

# 5)内部者取引(金商法第 175 条)

課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

## 6)情報伝達・取引推奨行為(金商法第 175 条の2)

課徴金額:違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

- (注)金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成 26 年4月1日以降の違反行為について適用。
- (注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。
- (注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

# 5. 開示検査

## (1) 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,600 社の上場会社を始めと する有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示 書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- 1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第26条(同法第27条において準用する場合を含む。))
- 2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 22 第1項(同法第 27 条の 22 の2第2項において準用する場合を含む。))
- 3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第27条の22第2項)
- 4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 30 第1項)
- 5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料 の提出を命ずる権限(金商法第 27 条の 30 第2項)
- 6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して

報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 35)

- 7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為(以下「特定関与行為」という。) をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは 意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を 検査する権限(金商法第 177 条)
- 8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限 (金商法第 193 条の2第6項)
- (注1)以下の権限については、証券監視委に委任されていない(課徴金に係る事件についての 検査に係るものを除く。)。
- ・ 有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、 又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第38条の2第1項第1号)
- ・ 発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第38条の2第1項第2号)
- ・ 公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若し くは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項第3号)

(注2)以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- 上記1)~6)及び8)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法施行令第 38 条の2 第1項ただし書)
- 上記7)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第194条の7第2項ただし書)

## (2) 開示検査結果に基づく勧告

1)課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 76 号)、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 86 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

② 虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出し等の発行開示)等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の2)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

③ 有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出しない行為(金商法第 172 条の3) 課徴金額:前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は 400 万円) (四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)

④ 虚偽記載のある有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出する行為(金商法第 172条の4)

課徴金額:600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1) ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為(金商法第 172 条の5) 課徴金額:買付総額の 100 分の 25

⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出 する行為(金商法第 172 条の6)

課徴金額: 買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為(金商法第 172 条の7)

課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1

⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為(金商法第 172 条の8) 課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1

⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の9)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、 又は売り付ける行為(金商法第 172 条の 10)

# 課徴金額:

- イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合 募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)
- ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ. の額に、

## 当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

① 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為(金商法第 172 条の 11)

## 課徴金額:

- イ. 当該発行者等情報が公表されている場合 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額
- ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合
  - イ. の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

① 特定関与行為(金商法第 172 条の 12)

## 課徴金額:

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払わ れるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注)平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年9月6日 以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に 違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商 法第 185 条の7第 14 項)。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことが ある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

## 2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、 当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融 庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。

# 6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第210条)と強制調査権限(金商法第211条等)が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人(以下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第 45 条)で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属資料1-4参照)。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている(犯収法第32条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第 223 条、犯収法第 32 条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第 226 条、犯収法第 32 条)。

# 1-2 証券監視委の機能強化



# ※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯 罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

- (注1)「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成 16 年改正)」の施行(平成 17 年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2)「②」部分が「金融商品取引法」の施行(平成 19 年9月 30 日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。

- (注3)「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 20 年改正)」の施行(平成 20 年 12 月 12 日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
  - 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成 20 年 12 月までは、虚偽記載が課徴 金の対象となっていた。)
- 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。
- (注5)「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 21 年改正)」の施行(平成 22 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6)「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 23 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7)「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 24 年 11 月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8)「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年改正)」の施行(平成 25 年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注9)「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年改正)」の施行(平成 26 年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。
- (注 10)「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年改正)」の施行(平成 27 年5月 29 日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注 11) 「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 29 年改正)」の施行(平成 30 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

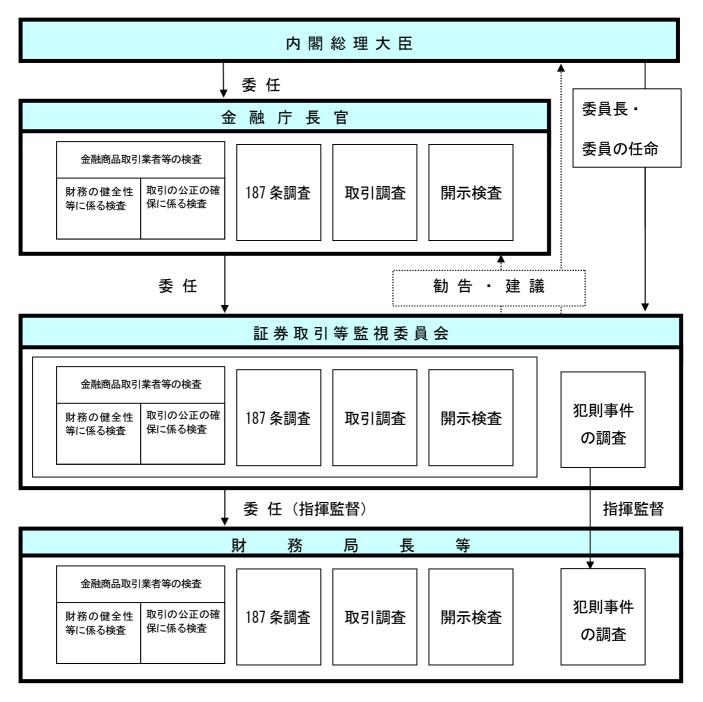
# 1-3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

左连	予 算 定 員		
年 度	証券監視委	財務局等	合 計
平成4年度	84人	118人	202人
平成5年度	84人	118人	202人
平成6年度	86人	118人	204人
平成7年度	88人	118人	206人
平成8年度	89人	118人	207人
平成9年度	91人	118人	209人
平成10年度	98人	126人	224人
平成11年度	106人	133人	239人
平成12年度	112人	139人	251人
平成13年度	122人	144人	266人
平成14年度	182人	183人	365人
平成15年度	217人	199人	416人
平成16年度	237人	204人	441人
平成17年度	307人	245人	552人
平成18年度	318人	246人	564人
平成19年度	341人	268人	609人
平成20年度	358人	282人	640人
平成21年度	374人	300人	674人
平成22年度	384人	313人	697人
平成23年度	392人	312人	704人
平成24年度	392人	322人	714人
平成25年度	400人	339人	739人
平成26年度	409人	354人	763人
平成27年度	410人	354人	764人
平成28年度	411人	352人	763人
平成29年度	406人	342人	748人
平成30年度	402人	338人	740人
令和元年度	400人	331人	731人

<sup>(</sup>注) 財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

# 1-4 組織・事務に係る法令の概要

# 1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
- (注2)犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
  - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
  - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

# 2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

# 〔設置法〕

条 項	規定の概要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧 <del>告</del>
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

# 3. 権限及び範囲に係る規定

# (1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣 及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

# [金商法]

	== 1/1 5/10 ==	
検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の2第1項 (第 65 条の3第3項 において準用する場 合を含む。)から第4 項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の升銀銀行等、金融商品取引業者の升銀銀行等、金融商品取引業者の升銀銀行等、金融商品取引業者の升銀行等
第 57 条の 10 第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、 指定親会社の子会社等、指定親会社から 業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11(第 60 条の 12 第3項におい て準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号及 び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項 において準用する第 60条の11	第194条の7第2項第2号及 び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可 業者から業務の委託を受けた者
第 63 条の6	第194条の7第2項第2号の 2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を

検査又は報告・資料	証券監視委への	
の徴取の権限規定	権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		受けた者
第 63 条の3第2項に おいて準用する第 63 条の6	第194条の7第2項第2号の 2及び第3項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業 者等、当該金融商品取引業者等と取引を行 う者、当該金融商品取引業者等から業務の 委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号及 び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第1項	第194条の7第2項第3号の 2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 66 条の 67	第194条の7第2項第3号の 3及び第3項	高速取引行為者
第 75 条	第194条の7第2項第4号及 び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を 受けた者
第 79 条の4	第 194 条の7第2項第5号 及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引 業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業 務の委託を受けた者
第 103 条の4	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 106 条の6第1項 (同条第2項におい て準用する場合を含 む。)	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
の徴取の権限別と	惟似安仁况止	
第106条の20第1項 (同条第2項におい て準用する場合を含む。)	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以 上の数の対象議決権を保有する商品取引 所
第 106 条の 27	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引 所持株会社の子会社
第109条において準 用する第106条の27	第 194 条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会 社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の7第2項第6号 及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の4におい て準用する第 151 条	第 194 条の7第2項第6号 及び第3項	自主規制法人
第 155 条の9	第 194 条の7第2項第7号 及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引 所参加者、外国金融商品取引所から業務 の委託を受けた者
第 156 条の5の4	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有 届出書の提出者(金融商品取引清算機関 の総株主の議決権の百分の五を超える対 象議決権の保有者)
第 156 条の5の8	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清 算機関の清算参加者、金融商品取引清算 機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の 委託を受けた者

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 58	第 194 条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第 156 条の 89	第 194 条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出 者から特定金融指標算出業務の委託を受 けた者、特定金融指標算出者に対して算出 基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

# [投信法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第1項	第 225 条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会 社等と当該受託会社等に係る投資信託に 係る業務に関して取引する者
第 213 条第1項から 第5項まで	第 225 条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

# [SPC法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項	第 290 条第2項第1号及び 第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特 定譲渡人
第 217 条第1項	第 290 条第3項	特定目的会社
第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準 用する第 217 条第1 項	第 290 条第2項第2号及び 第3項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

# 〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43条第3項において準	第 286 条第2項	振替機関
用する場合を含		
む。)		

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

# [犯収法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 15 条及び第 16 条 第1項	第 22 条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録 金融機関、証券金融会社、振替機関、口座 管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

# [預金保険法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第1項及び 第2項並びに第 137 条第1項及び第2項	第 139 条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者のうち有価証券 関連業に該当するものを行う者に限る。)、 指定親会社、金融商品取引業者子特定法 人、指定親会社子会社等、証券金融会 社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、 金融商品取引業者等の子会社、金融商品 取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の 必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる 場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

# 〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 29 条第1項	第 33 条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

<sup>※</sup> 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

# [個人情報の保護に関する法律]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 40 条第1項	第 44 条第 5 項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業 者等

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

# (2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

# ① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として 金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る 事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の 権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

# [金商法]

質問・報告等の徴取、 検 査 の権 限 規 定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第 2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所 その他必要な場所

<sup>(</sup>注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

# ② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

# [金商法]

条項	規定の概要				
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者				
第174条	仮装・馴合売買をした者				
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者				
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者				
第175条	内部者取引をした者				
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者				

# (3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

# ① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

# 〔金商法〕

一一一一		
報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準 用する場合を含 む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類 (注1)を提出した者又は提出すべきであると認め られる者、有価証券の引受人その他の関係者、参 考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第 2項において準用す る場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきで あると認められる者、これらの共同保有者その他 の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
  - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
  - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれ らの訂正発行登録書
  - 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
  - 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
  - ・臨時報告書及びその訂正報告書
  - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
  - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

# ② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

# 〔金商法〕

条項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券
	の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、
	有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は 売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

# (4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

# ① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査 及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 32 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は 置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物 件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の2 犯収法第 32 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

# ② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 32 条 において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

# 〔金商法〕

条 項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、 金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者 等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の2等	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件

 条 項	行為者	規定の概要
第 37 条等	金融商品取 引業者等	広告等の規制
第 37 条の3	金融商品取 引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の4	金融商品取 引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の5	金融商品取 引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金融商品取 引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の2	金融商品取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第1項	金融商品取 引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の4	金融商品取 引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売 買等
第 41 条の2	金融商品取 引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の2	金融商品取 引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の7	金融商品取 引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第1項	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義 務等

条 項	行為者	規定の概要
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者 等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条の2	会社関係者 等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

# 〔犯収法〕

条 項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

# 第2章

証券監視委の 基本指針等



# 証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第9期)

# ~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~

平成 29 年 1 月 20 日 証券取引等監視委員会

# 証券監視委の使命

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

# 証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

- ~全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場~ <主な構成要素>
  - 1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
  - 2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
  - 3. 全ての市場利用者による自己規律
  - 4. プロフェッショナルな監視メカニズム

# 証券監視委における価値観

- 1. 公正性(公正・中立な視点)
- 2. 説明責任(全体像・根本原因の把握及びその対外的発信)
- 3. 将来を見据えたフォワード・ルッキングな視点(不正行為の 予兆を早期に発見)
- 4. 実効性及び効率性(資源の効果的な活用)
- 5. 協働(自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携)
- 6. 最高水準の追求(監視のプロとして最高水準を目指す)

# 証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今年(平成29年)で25年目を迎えます。この間、重大・悪質な事案に対する告発等で着実に成果を上げただけでなく、課徴金制度の導入を踏まえた検査・調査手法の開発、証券市場・取引の複雑化に対する人材及びITの高度化、内外関係機関等との連携による市場規律の強化などの施策を地道に積み重ね、市場の信頼性確保に努めてきました。

このような中、証券監視委を取り巻く環境は以下のとおり大きく変化してきています。

まず、世界的な市場を取り巻く環境について見ると、昨年の英国の欧州連合離脱(Brexit)の動きをはじめ、グローバル経済の先行きを巡る不確実性は増大しています。

また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっており、市場のボラティリティは増大しています。

さらに、IT技術の進展に伴い市場構造は大きく変化しており、アルゴリズムを用いた高速取引の急速な拡大や、近年は、FinTech<sup>1</sup>に代表される金融・IT融合の世界規模での進展が、市場を更に大きく変革させる可能性が指摘されており、同時に、サイバー攻撃による金融システム全体に対する脅威も高まっています。

このような市場環境の中、我が国においては、金融庁を中心に「国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換」を推進するための取組みを行っており、証券監視委としても、投資家が安心して投資できる市場の構築等を通じ、国民の安定的な資産形成や投資の裾野拡大に貢献していく必要があります。

第9期を迎えた証券監視委は、このような内外環境の大きな変化の中で、その使命を果たしていくために、目指すべき目標を以下のとおり掲げ、これまで蓄積した市場監視のノウハウ・人材を効果的・効率的に活用しながら、市場からの信頼に応えるべく、尚一層の努力を行ってまいります。

<sup>1</sup> 金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業を指す。

# 3つの戦略目標

# 1. 網羅的な市場監視(広く)

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

取引所現物市場に限らず、PTS(私設取引システム)、ダークプール<sup>2</sup>、デリバティブ、株式・社債の発行市場等あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 全体像の把握(部分から全体へ)

事案の全体像を把握した上での、実態解明及び根本原因の追究

# 2. 機動的な市場監視(早く)

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな検査・調査等の実施

(2) 早期の対応による未然予防の実現

市場における問題に対する早期の対応を通じた未然予防の実現及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

検査・調査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

# 3.深度ある市場監視(深く)

(1) 問題の根本原因の追究

法令違反等の問題が認められた場合、事案の実質面に着眼してその根本的な原因を究明・指摘し、業者・企業等自身による改善及び再発防止に向けた取組みを促進

(2) 横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、他の同様の事案まで含めた横断的な広がりのある視点と、それによる深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

<sup>2</sup> 証券会社が自社のコンピュータ・システムを用いて、顧客の売り注文と買い注文を対当させた上で、取引所の立会外市場に取次ぐ仕組みの通称。

# 目標達成のための5つの施策

# 1. 内外環境を踏まえた情報力の強化

- (1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな 市場監視
  - ▶ 市場構造が急速に変化する中で、市場における問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていきます。
  - ▶ 具体的には、マクロ経済環境の変化に伴う上場企業等の業績や株価への影響が不公正取引等のリスクとなり得ることから、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有し、検査・調査に活用していきます。

# (2) 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用

▶ 海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼 関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及 び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外 法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用してい きます。

# (3) 市場監視の空白を作らないための取組み

▶ 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引や、 監視の目の行き届きにくい商品・取引へ的確に対応し、市場監視の空 白を作らない取組みを行っていきます。

# 2. 迅速かつ効率的な検査・調査の実施

# (1) 不公正取引等に対する課徴金制度の積極的活用

▶ 国内外の不公正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、 課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行っていきます。

# (2) クロスボーダー事案への積極的な取組み

▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠 組み等を活用しながら、実態解明を行い、適切な法執行を行っていき ます。

# (3) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反 行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、 厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当 局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的 に行っていきます。

# (4) リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立

- 全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行い、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していきます。
- ▶ オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明していきます。

# 3. 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み

# (1) 根本原因の追究

検査・調査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていきます。

#### (2) 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用

▶ 個別事案の検査・調査では、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報<sup>3</sup>を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していきます。

#### (3)情報発信の充実

▶ 個別勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集や証券検査における主な 指摘事項の公表等において、市場規律強化の観点から、事案の意義、 内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行っていきます。

<sup>3</sup> 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。

# (4) 市場環境整備への積極的な貢献

▶ 横断的な広がりのある視点に基づく検査・調査を通じて、市場の構造 的な問題を把握し、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を 行っていきます。

# (5) 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献

▶ 監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題について、 二国間及び証券監督者国際機構(IOSCO)等の多国間の枠組みで の問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献していき ます。

# 4. ITの活用及び人材の育成

# (1) 市場監視における I T技術の更なる活用 (RegTech)

証券市場におけるITやAI(人工知能)技術の進展を含めた市場の 構造的変化に対応するため、国内外の金融技術の動向や国内外の規制 当局・法執行機関におけるIT技術の導入状況等を踏まえ、取引監視 システム等、現行の市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用 (RegTech⁴)について検討していきます。

# (2) FinTech等のIT技術の進展を踏まえた市場監視の変化への対応

- ➤ FinTech 等のIT技術の進展等に伴って生じる新たな取引形態・商品等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応していきます。
- ▶ 近年のITの高度化及びデータの大容量化に対応するため、検査・調査におけるデジタルフォレンジック<sup>5</sup>技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進していきます。

#### (3) 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成

▶ I T技術の進展等を背景に、金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組んでいきます。

# 5. 国内外の自主規制機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効率的・効果的な市場監視

<sup>4</sup> ここでは「規制当局・法執行機関に関する情報技術革新」の意味で使用。

<sup>5</sup> 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。

- ▶ 市場を取り巻く内外環境の大きな変化の中で、その役割がますます重要となる自主規制機関が、その機動性及び柔軟性を活かしながら主体的な役割を果たすことに資するよう、これまで以上に証券監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに共有するなどして、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行っていきます。
- ▶ 海外からのアルゴリズムを用いた高速取引注文の増加等に対応するため、自主規制機関とも連携し、取引審査の充実・強化を図るとともに、市場のゲートキーパーである証券会社の売買審査態勢について実態把握を行った上で、売買審査態勢の一層の高度化に向けた検討を行っていきます。
- ▶ 金融商品取引業者等に対するオン・オフー体モニタリングへの移行に 伴い、効果的・効率的な検査実施の観点から、自主規制機関による監査・検査との連携のあり方についても検討を行っていきます。

# (2) 多様な市場関係者 (ステークホルダー) と連携した市場規律の強化

▶ これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者(ステークホルダー)との連携の拡大を図っていくことを通じて、全体としての市場監視機能を強化していきます。

# 最後に

証券監視委は、本年で25年目の節目を迎え、本活動方針に掲げる「網羅的な市場監視(広く)」・「機動的な市場監視(早く)」・「深度ある市場監視(深く)」の実施を通じて、全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場の構築を目指していきます。

なお、本活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したものですが、 市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身の PDCA サイ クル<sup>6</sup>によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要で す。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、 不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

<sup>6</sup> Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。

# 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)

~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~

#### 証券監視委の使命

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

#### 証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

#### <主な構成要素>

- 1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
  2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
- 3. 全ての市場利用者による自己規律
- 4. プロフェッショナルな監視メカニズム

#### 証券監視委における価値観

公正件 (公正・中立な視点) 説明責任

(全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信)

将来を見据えたフォワード・ ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)

**宰**効性及び効率性 (資源の効果的な活用)

(自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)

最高水準の追求

(監視のプロとして 最高水準を目指す)

環境分析

グローバル経済の 不透明化

市場のグローバル化の

ITの進展

国民の安定的な資産 形成や投資の裾野拡大 に向けた取組み

戦略目標

#### 1. 網羅的な市場監視(広く)

①新たな商品・取引等への対応 ②あらゆる取引・市場を網羅的に監視 ③全体像の把握(部分から全体へ)

动体

#### 2. 機動的な市場監視(早く)

- ①問題の早期発見・着手
- ②早期の対応による未然防止の実現 ③迅速な実態解明・処理による問題の 早期是正

# 3. 深度ある市場監視(深く)

①問題の根本原因の追究 ②横断的な視点による深度ある分析を 通じた構造的な問題の把握

(1)内外環境を 踏まえた情報 力の強化

- > 市場環境のマクロ的な視点での分析等に よるフォワード・ルッキングな市場監視 海外当局との信頼関係醸成による情報
- 収集の強化及び市場監視への活用
- > 市場監視の空白を作らないための取組み

> 根本原因の追究 (3)深度ある分 析の実施と市 場規律強化に

- ▶ 検査・調査で得られた情報の多面的・ 複線的な活用
- 情報発信の充実
- 市場環境整備への積極的な貢献
- 国際連携上の課題の問題提起を通じた グローバルな市場監視への貢献

施策

(2)迅速かつ効 率的な検査・ 調査の実施

- > 不公正取引等に対する課徴金制度の 積極的活用
- > クロスボーダー事案への積極的な取組み > 重大・悪質事案への告発等による厳正な
- リスクアセスメントを通じた効果的なモニタ リング手法の確立

#### (4)ITの活用及 び人材の育成

向けた取組み

- ▶ 市場監視におけるITの更なる活用 (RegTech) FinTech等のITの進展を踏まえた
- 市場監視の変化への対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を持った 人材の計画的な育成

(5)国内外の自 主規制機関等 との連携

- > 自主規制機関との更なる連携強化に よる効率的・効果的な市場監視
  - 多様な市場関係者(ステークホルダー) と連携した市場規律の強化

#### PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

# 証券モニタリングに関する基本指針

平成 29 年 4 月 証券取引等監視委員会

# 証券モニタリングに関する基本指針

- I 証券モニタリングの基本的な考え方
  - 1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフー体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理、業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現、資本市場の健全な発展への貢献、国民経済の持続的な成長への貢献を果たしていく。

(注) 証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査(以下、本指針では「検査」と表記する。)を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局、検査部局、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

# 2. 検査官の心構え

検査官は、上記証券モニタリングの目的を意識しつつ、以下の心構えを 持って業務を遂行するものとする。

#### (1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

# (2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

# (3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の 究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。

# (4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

#### 3. 関係部局との連携等

# (1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査先の

選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券 モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な 検査の実施に努めるものとする。

#### (2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通 じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共 有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、 オンサイトとオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切 れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の 証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほ か、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化す るものとする。

#### 4. 自主規制機関等との連携等

#### (1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

#### (2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

# (3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンド

の販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

# (4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

# (5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

# Ⅱ 証券モニタリングの全体像

# 1. 証券モニタリング基本方針の策定

証券監視委は、毎証券検査年度(7月1日~翌年6月30日)における、「証券モニタリング基本方針」を策定し、公表するものとする。「証券モニタリング基本方針」の策定及び公表に当たっては、効率的・効果的なモニタリングを実施するとの観点から、金融行政方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

# 2. オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの実施等

証券監視委及び財務局等は、「証券モニタリング基本方針」を踏まえ、金融商品取引業者等の業態・規模その他特性を勘案しつつ、3つの防衛線の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施する。

また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合等には、共通の課題 のある検査対象先に対して、横断的なモニタリングを行うことも検討する など、臨機応変にモニタリングを実施するものとする。

#### 3. 検査の実施

証券監視委及び財務局等は、検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースでその対象先を選定する。

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

なお、検査実施の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

#### ① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模、その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、ビジネスモデルの把握、それを支えるガバナンスなど、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付け、抱えている問題点、監督部局からの検査要望の内容等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定する。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

検査対象先が本店を含め複数の店舗を営業している場合、臨店検査 先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前 回検査の情報、各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して 決定する。

# 4. 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

#### 5. 検査の種類

- (1) 検査の種類は、次のとおりとする。
  - ① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、業態等の特性を踏まえつつ、ガバナンスやリスク管理態勢等に着目したリスクアセスメント、ビジネスモデルの分析結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースで対象先を選定して行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動 的に行う検査をいう。

- (2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当 する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。
  - ① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査

のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対 象先に対して行う検査をいう。

# ② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ グループ等一体型検査 証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約 先など、グループ等に対して一体的に行う検査をいう。

#### 4 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を 同じくして行う検査をいう。

# 6. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、オフサイト・モニタリングで把握した課題について、帳簿書類 その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うもの とする。

# 7. 検査予告

- (1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の 軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。
- (2) 検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(II10.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

# 8. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告 日の前営業日とする。)。 (注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での 検証を要するというものではない。

# 9. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

#### 10. 検査実施の留意事項

# (1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ10. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ12.「検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ14.「意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(№2.「提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i.上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、 常に携帯するものとする。

### (2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に 検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの 質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりと りの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示 制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものと する。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の 高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれて いること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、 検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課 長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検 査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。
- ② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前) に検査対象先の責任者に対して、検査終了通知書交付前であれば 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局 等にあっては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係 情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承 諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報 を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の 上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた

上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ.の開示承諾申請は必要ないものとする。

## ③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官(検査終 了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券 取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における 保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への 影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答する ものとする。

なお、検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

- ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例 としては、以下のとおり。
  - ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
  - 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営 に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託 先等への開示
  - ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる 企業結合等の当事者への開示
  - 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示
- ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会 社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変 更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

### (3) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行う ため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役 職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、 原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
  - イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に 行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
  - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

## (4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的・効果的に臨店検査を遂行するものとする。

(1) 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明 した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適 切な指示を行うものとする。

また、主任検査官は、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的・効果的な臨店検査の実施及び検査官の 資質の向上に努めるものとする。

② 主任検査官による臨店検査先店舗の巡回

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項等について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、指導・審査担当係等経由。)、問題点等を早期に取りまとめるものとする。証券検査指導官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当係(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

- ロ. 検査対象先における問題の重要性
- ハ. 根拠法令等
- 二. 根本原因及び責任の所在の解明
- ホ. 検査対象先の認識及び対応

## 4 巡回指導

証券検査指導官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官に相当する職員が設置されている財務局等にあっては、当該職員)は、各検査の臨店検査終了前に検査対象先を巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、審査係(財務局等にあっては、審査担当係等)と連携しつつ、どの事項を整理票(II 10. (12)①参照)やモニタリング確認票(II 10. (12)③参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に個別の問題点や留意すべき事項(II 10. (12)③参照)の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

## (5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、 就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものと するが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うこ とのないように配慮するものとする。
- ③ ヒアリングの実施に当たっては、原則 1 日 8 時間(休憩時間を除く)までとし、やむを得ない事情がない限り、深夜(午後 10 時以降) に及ぶ聴取は避けるものとする。

### (6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査 対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個 別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

臨店検査終了時の意見交換においては、原則、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果、問題点や課題と考えられる事項として認識した事実関係について、検査対象先へ口頭で伝えるものとする。また、臨店検査は終了するものの、検査については、これをもって終了するものではない旨を伝えるものとする。

④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、 検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣 と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場 合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとす る。

### (7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、 その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にそ の是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意す る。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善 に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券モニタリング基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券モニタリング基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとす

る。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、 検査の実施に当たっての参考とするものとする。

## (9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職 員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

## (10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査指導官と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。

## (11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

### (12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

### ① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事 実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、 整理票を作成する。

### ② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

## ③ モニタリング確認票(別紙様式6)

ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意すべき事項」という。)について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書には記載されることを前提としていることを伝えるとともに、深度ある議論に努める。

### (13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

### (14) 反面調査の留意事項

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

### (15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協

議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する。当該検査については、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

### (16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

### (17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票及びモニタリング確認票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合等には、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告)し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、上記と同様の方法で証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

### (18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直

ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長 (財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検 査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検 討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査 官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するも のとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、 検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

### (19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、 審査係(財務局等にあっては、審査担当係等を経由。)と密接な連携を 図りつつ、取りまとめるものとする。

### 11. 検査資料の徴求

### (1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった 場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

## (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則と

して、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

## (3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査 対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を 交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行う とともに、早期の返却に努めるものとする。

### (4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

## 12. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

### (2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

## イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙 (別紙様式7)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

### 口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

## ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を 除く。)までを目安とする。

### ② 意見聴取

## イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券 検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券 取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施 者)とする。

## 口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法に ついて検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

#### ③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の 実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、 必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

### 13. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理 し、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任 者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。 なお、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- ① 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

- ② 上記①のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が 相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。
- (2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

## (3) 講評の際の出席者

- ① 証券監視委又は財務局等 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
- ② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象 先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこ れを認めるものとする。

## (4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評(留意すべき事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

## 14. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着 手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

## (2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
  - イ、申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項につ いて、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記 載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書 により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は 主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違 事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- 口、意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等 の事実関係に関する意見相違事項に限る。
- ハ、意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わっ た日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の 休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出 期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機 関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができ る。意見申出書を郵送により提出する場合、消印が提出期間内(提 出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とす る。
- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わ ない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後 日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速 やかに説明資料を提出するものとする。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別 紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

### ② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作 成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。
- ロ、審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

### ③ 審理結果の回答方法

申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査 終了通知書に別添として添付する形で行う。

### 15. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式 10)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

## 16. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並 びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うこと を勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するもの とする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

### 17. 検査結果の公表等

#### (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。 この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公

表は控えるものとする。

- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成27年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに 取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される 事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

## (2) 証券監視委ウェブサイト等における情報収集

金融商品取引業者等の業務の運営又は財産の状況に関し、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ガバナンス、法令等遵守態勢、システムリスク等を検証する上で端緒となるべき情報を恒常的に証券監視委のウェブサイト等で募集を行うものとする。

### 18. その他留意事項

## (1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

### (2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して 行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

## (3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

## Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

(改正)

本指針は、平成24年7月23日から適用する。

(改正)

本指針は、平成25年8月8日から適用する。

(改正)

本指針は、平成27年4月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成29年4月3日から適用する。

## Ⅳ 参考

- 1. 検査のイメージ図
- 2. 提出資料一覧

## (別紙)

- 様式1 検査命令書
- · 様式 2 第三者非開示承諾書
- · 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- · 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- 様式4 整理票
- 様式5 質問票
- ・様式6 モニタリング確認票
- ・様式7 オフサイト検査モニター用紙
- •様式8 意見申出書
- · 様式 9 意見申出取下書
- 様式 10 検査終了通知書
  - ※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

# • 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)
- (4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7 第3項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項 において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第 3項)

- (8) 特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の 2及び第3項)
- (9) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号 及び第3項)
- (10) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (11) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4 号及び第3項)
- (12) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項 第5号及び第3項)
- (13) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103条の4、第 194条の7第3項)
- (15) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第 106 条の 6 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法 第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項 (同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (18) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において 準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び 第3項)
- (20) 自主規制法人(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
- (21) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7号及び第3項)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156条の5の4、第194条の7第3項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
- (24) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 証券金融会社(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- (27) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

- (28) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第22条第1項、第225条第3項)
- (31) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項 及び第 3 項)
- (32) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第3項、第 225 条第3 項)
- (34) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (35) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。) 第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項 第 1 号及び第 3 項)
- (36) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (37) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第1項において準用する 第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項 第2号及び第3項)
- (38) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286 条第2項)
- (39) その他、上記(1)から(38)までに掲げる法律の規定により証券検査 の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により 証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするの で留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号)
- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第1項、第22条第7項)
- (注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。
- ※ IV 参考の1及び2並びに別紙の様式の掲載は省略。

平成30年9月14日証券取引等監視委員会

# 平成30事務年度 証券モニタリング基本方針

## はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング<sup>2</sup>の役割は、金融商品取引業者等<sup>3</sup>が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成 29 年 1 月に公表した第 9 期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、平成30事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

## 1. 証券モニタリングの取組方針

## (1) 金融商品取引業者等を巡る環境

世界経済は、引き続き緩やかに回復しているが、欧米においては、金融危機後に進められた異例の金融緩和措置の転換や堅調だった株価の急落といった変化の兆しも生じている。

国内の金融資本市場の動向をみると、株式市場については、株価は高い水準を維持しているものの、足元では上昇のペースが減速し、売買高の増加率も鈍化してきており、金利については、歴史的な低金利が継続している。

このため、金融商品取引業者においては、従来型の手数料収入に依存したビ

<sup>1</sup> 平成30事務年度は平成30年7月から平成31年6月までを指す。

 $<sup>^2</sup>$  本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

<sup>3</sup> 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

ジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。一方、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明が行われないまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを謳い、無登録で金融商品取引業を営む業者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

他方で、サイバー攻撃は、引き続き金融商品取引業者の脅威となっており、 昨年7月には、外国為替証拠金取引業者のウェブサイトに対するサイバー攻撃 により、大規模な個人情報の漏洩事案が発生している。

## (2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,000社となっており、その規模、 業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法 令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券 モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、金融商品取引業者等のリス ク特性に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に 把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。 さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

## (3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、各金融商品取引業者等のビジネスモデルの変化に着目したオフサイト・モニタリングを実施し、想定される問題を検証テーマとして絞り込み、更に詳細な実態を把握する必要がある場合にはオンサイト・モニタリングを実施して実態を検証してきた。

その結果、証券会社については、新たな商品を取り扱うにあたっては事前に 商品のリスク特性等を十分検証し、適切な勧誘販売態勢を構築した上で販売す ることが求められるところ、リスクが顕在化してはじめて事前審査等が不十分 で不適切な勧誘販売が行われていたことが判明した事案や、基本的な法令遵守 態勢に問題がある事案が認められた。

投資運用業者については、大手投資運用業者を中心に顧客本位の業務運営へ

の取組み、利益相反管理態勢及びファンド組入れ資産の流動性管理の有効性等について検証してきた。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施してきた。この結果、ウェブサイト上で虚偽の表示や誤解を生ぜしめるべき表示を行っていたなど投資者保護上問題がある事案が認められた。

さらに、無登録で投資助言やファンドの取得勧誘を行い、一般投資者に多額の被害を与えていた事案について、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

## (4) 今事務年度の取組方針

金融商品取引業者等においては、国内の金融資本市場において従来の手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、投資家の高収益商品への期待を反映して、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、ビジネスモデルを変更する動きがみられている。

そのため、今事務年度は、上記の動きに着目したリスクアセスメントを行っていく。この中で、以下のような状況が把握され、更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、今事務年度においては、積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を行っていく。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要 な状況
- ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が 必ずしも把握できない状況 (検査未実施期間が長期化している場合を含む)
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸 念される状況

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者に関する情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして、投資者被害の拡大防止に取り組んでいく。

# 2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、金融行政方針を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニ

タリング事項として、以下の項目について金融庁関連部署と連携して検証を行う。

- ① マネー・ローンダリング対策 (AML)、テロ資金供与対策 (CFT) への取組状況
- ② サイバーセキュリティ対策の十分性
- ③ 顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ④ 高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

# 3. 規模・業態別の主な検証事項

金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、金融行政方針を踏まえつつ、 主に以下の事項について検証を行っていく。

## (1) 大手証券会社グループ⁴

大手証券会社グループについては、グローバルな業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの確立に向けた取組みについて、継続的にモニタリングを行う。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

また、3メガバンクグループの証券会社に対しては、銀証連携による顧客 基盤の拡大を進めていることを踏まえ、上記に加え利益相反管理態勢等につ いても検証を行う。

### (2) 外国証券会社

外国証券会社については、国際金融規制が与える日本拠点のビジネスモデルへの影響やリスク管理態勢の変化について継続的にモニタリングを行う。また、内部管理業務について、グループ戦略の一環として、海外委託の動きが進む中、我が国の法令に的確に対応した内部管理態勢が確保されているか検証する。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証する。

## (3) インターネット系証券会社

インターネット系証券会社については、システム障害発生の未然防止に向けた取組みや障害発生の際の速やかな復旧や代替手段の稼動に向けた取組み

<sup>4</sup> 大手証券会社グループ:グローバルに活動する国内証券会社

状況について検証する。また、取扱商品の変化や、独立系フィナンシャルアドバイザー(IFA)や地域金融機関との提携による対面営業への進出・その拡大を踏まえた管理態勢の整備状況について検証する。

## (4) 準大手証券・地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出が進展する中で、各社の取扱商品、収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等を検証する。また、経営体制や主要株主が変更された証券会社等については、その変更がビジネスモデルに与える影響等について検証する。

## (5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者(以下「FX 業者」という。)については、為替相場変動時における投資者保護上の措置が十分に講じられているかについて検証を行う。また、ストレステストを通じた自己資本の拡充及び取引データの報告制度の充実等に向けた準備状況等、FX 業者自身の決済リスク管理態勢について検証を行う。

## (6)投資運用業者

投資運用業者については、大手投資運用業者を中心に、ガバナンスの機能 発揮状況、運用管理態勢等について、運用力向上の観点も含めて検証するほ か、私募リート業者及び個人や年金基金の顧客の割合が多い一任業者の業務 運営態勢についても、利益相反管理や流動性リスク管理等の面から検証を行 う。

## (7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

## (8) 第二種金融商品取引業者·適格機関投資家等特例業務届出者

ソーシャルレンディング業者を含む第二種金融商品取引業者及び適格機 関投資家等特例業務届出者については、高利回りを謳うファンドや出資対象 事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の 分析を通じて、高リスクと考えられる業者に対しては速やかにオンサイト・ モニタリングを実施していく。

## (9) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、自主規制機関等については、各業態の特性 を踏まえたリスクベースでの証券モニタリングを実施する。

## (10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

## 4. 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、引き続き、オンサイト・モニタリングの計画策定から緊密に連携していく。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討等、証券監視委の指導・調整機能を充実させていく。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関との間では、情報交換をタイムリーに行うなど、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。

# 5. モニタリング結果の情報発信・その他の取組み

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいは他に模範となりうる取組み (ベストプラクティス)等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して、 金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、改善に向けた自主的な取組み を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

# 取引調査に関する基本指針

### I. 基本的考え方

## 1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

### 2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員(以下「調査官」という。)は、取引調査(以下「調査」という。)の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

(2) 綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(4) 効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ 十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、 事案の実態を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

## Ⅱ.取引調査の実施手続等

## 1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引(以下「事案」という。)について、事実を解明するために調査を行う。

## 2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等(以下「対象先」という。)に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

## (1) 立入検査

### ① 証票の提示及び説明

立入検査(以下「検査」という。)を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、 検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であること を伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 検査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

## ② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先(対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等)を立ち会わせるものとする。
- ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- 二 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。
- ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者 が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

### ③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

### (2) 質問調査

### ① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

## ② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象 者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- 二 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- へ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配 慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

### 3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

# 4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

## 5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

### Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実 関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告 する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

### Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、 記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表 を行う。

## V. 情報管理

### 1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には 使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについて は、細心の注意を払う。

### 2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

### VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

### Ⅷ. 施行日

本基本指針は平成25年8月30日から施行する。

### (改正)

本基本指針は平成26年4月1日から適用する。

## 開示検査に関する基本指針

## I 基本的考え方

### 1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法(以下「金商法」という。)における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、 このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

### 2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

### (1)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (2) 適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

### (3) 効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

## (4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

### Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査 官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

### 1. 実施手続

## 1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が 把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者 保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとと もに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析 し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注)有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

## 1-2. 開示検査

### (1)報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延している と認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員そ の他の責任者に告げ、改善を求める。

## (2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

## ① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

## ② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ、検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- 二、必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

# ③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うと ともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、 的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

## ④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、 検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除 き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

### (3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害 関係のない外部の専門家によって構成される委員会(以下「外部調査委員 会」という。)を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結 果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、 外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性 を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

## (4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

### ② 検査対象先の業務等への配慮

イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引 先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を 実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出 を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の 担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法に ついて適時・適切な見直しに努める。

## ③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

### ④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

### ⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

### ⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

### 1-3. 開示検査等の終了

## (1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

### (2) 検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

### (3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

## 2. 情報管理

### (1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ、開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、 細心の注意を払う。

### (2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書 管理者、文書管理者をいう。

## (3)検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査 関係情報(開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査 対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同 じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程 で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係 情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承 諾を得るものとする。

### 3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)との間に おいて、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な 連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3)金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

#### Ⅲ その他

### 1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 86 号)の施行後)並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

### 2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。

# 第3章

証券監視委の 活動実績等

## 3-1 証券監視委の活動状況

# 総括表

(4							
年 度 区 分	4~25	26	27	28	29	30	合 計
犯則事件の告発	167	6	8	7	4	8	200
勧 告	774	66	59	91	38	54	1,082
証券検査結果等に基づく勧告	480	16	18	35	10	11	570
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	210	42	35	51	26	33	397
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	80	8	6	5	2	10	111
訂正報告書等の提出命令に関する勧 告	4	0	0	0	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく勧告等	25	17	17	23	4	0	86
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への 禁止命令等の申立て	8	6	3	1	2	2	22
建議	23	1	0	0	0	2	26
証券検査	3,195	266	185	61	25	68	3,800
金融商品取引業者	2,682	206	128	37	25	55	3,133
第一種金融商品取引業者	2,057	77	61	16	19	35	2,265
第二種金融商品取引業者	172	72	32	9	2	7	294
投資運用業者、 投資助言·代理業者	453	57	35	12	4	13	574
登録金融機関	344	1	1	0	0	3	349
適格機関投資家等特例業務 届出者	53	31	30	20	0	4	138
金融商品仲介業者	31	18	19	2	0	4	74
信用格付業者	7	2	0	0	0	0	9
自主規制機関等	26	3	3	0	0	0	32
投資法人	45	2	1	1	0	1	50
その他	7	3	3	1	0	1	15
取引審査	12,635	1,084	1,097	1,142	1,099	1,052	18,109

(注)

- 1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 3. 18 年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧 投資顧問業者」である。
- 4. 24 年度及び 26 年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」の件数には、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
- 5. 28 年度及び 29 年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務 届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両 方に計上している。

## 3-2 市場分析審査実施状況

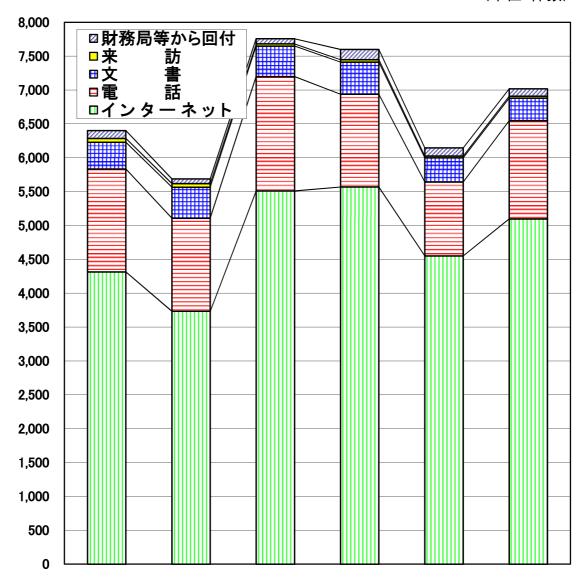
# 1. 取引審査実施状況

区分	年 度	26	27	28	29	30
価格形成	成に関するもの	94	95	98	83	70
内部者取	引に関するもの	978	992	1031	1,002	977
7	つの他	12	10	13	14	5
1	合 計	1,084	1,097	1,142	1,099	1,052
(証	券監視委)	447	481	482	455	427
(財	務局等)	637	616	660	644	625

<sup>(</sup>注)「会計年度ベース」4月~翌年3月。

# 2. 情報の受付状況

(単位:件数)



/	区分	<b>手度</b>	25	26	27	28	29	30
	合	計	6,401	5,688	7,758	7,600	6,147	7,019
	うち年金運	用ホットライン	18	9	1	3	1	0
	インタ	ーネット	4,316	3,733	5,510	5,569	4,551	5,097
	電	話	1,518	1,375	1,689	1,370	1,092	1,452
	文	書	395	458	451	475	358	332
	来	訪	56	54	32	34	26	28
	財務局等	<b>等から回付</b>	116	68	76	152	120	110

(注)年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

# 3. 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

年 度						(早)
区分	25	26	27	28	29	30
個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	401	544	80	36	4	
2. 相場操縦	2,735	2,400	3,147	2,822	2,270	3,1
3. インサイダー取引	279	364	283	390	299	3
0. その他	615	580	1,917	2,395	1,911	1,8
b. 開示 1 大皇にち起生まのよび記載		2	5	·	2	
1. 大量保有報告書の虚偽記載 2. 大量保有報告書の未提出	9	11	6	13	9	
0. その他	1	3	10	3	1	
(小計)	4.040	3,904	5,448	5,661	4,496	5,4
発行体	.,5.5	0,001	0,110	0,001	1,100	0,.
a. 法定開示						
1. 無届募集	3	1	8	5	5	
2. ファイナンス	17	49	13	4	4	
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	224	161	191	135	96	
4. 有価証券報告書等の未提出	16	6	2	11	0	
5. 内部統制報告	0	0	1	0	1	
6. 無届公開買付	1	0	0	1	0	
0. その他	12	8	31	21	8	
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	34	38	47	22	21	
0. その他	1	3	5	9	10	
c. その他						
1. ガバナンス等	10	39	38	32	14	
0. その他	84	105	105	114	77	
(小計)	402	410	441	354	236	2
金融商品取引業者等 a. 禁止行為等						
a. 宗正11 点寸 1. 断定的判断を提供した勧誘	9	21	202	168	19	
2. 無断売買	16	11	36	19	7	
3. 損失保証・補てん	2	12	4	1	1	
4. 虚偽告知		0	0	0	0	
5. 無登録での募集・私募の取扱い	_	0	0	1	0	
0. その他法令違反	100	89	58	89	107	
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	7	10	0	5	6	
2. システム関連	102	31	38	28	25	
3. 投資運用関連	_	16	3	4	7	
0. その他営業姿勢に関するもの	371	303	564	295	263	
c. 経理				·····		
1. 法定帳簿に関する不正	19	20	0	1	1	
2. 財務の健全性・リスク管理	5	13	2	1	1	
d. 協会・取引所ルール					***************************************	
1. 自主ルール違反	12	16	6	2	0	
e. その他						
0. その他	264	110	119	184	162	
(小計)	907	652	1,032	798	599	
その他						
a. 意見・要望等	171	70	110	45		
1. 委員会に対する意見等	171	72	113	45	62	
2. 証券行政・政策に対する意見等	61	48	61	46	33	
b. その他	0.40	070	000	044	007	***************************************
1. 無登録業者	242 77	278	306	311	207	
2. 未公開株		46	15	14		
3. 適格機関投資家等特例業者等	82	41	44	27	19	
0. その他	419	237	298	344	482	
	1,052 6,401	722 5,688	837 7,758	787 7,600	816 6,147	7,

(注 1)情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成 26 年4月に新設した区分

(注 2)平成 27 年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

## 4. 情報提供が調査・検査等に活用された近年の事例

#### (1) 金融商品取引業者関係

- <事例1> 適格機関投資家等特例業務届出者A社に関し、A社が販売した集団投資スキーム(ファンド)持分の配当が支払われなくなっている等との情報提供を受け、検査を行った結果、無登録で金融商品取引業を行っている状況や投資者保護上重大な問題のある業務運営(虚偽の説明による取得勧誘等)を行っている状況等が認められた。
- 〈事例2〉 B証券会社に関し、他の証券会社から紹介された金融商品について、当社における適切な審査を行わず幹部の判断のみで商品導入・販売を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、金融商品取引契約の締結・勧誘において、商品の安全性や発行会社の財務の健全性等について審査を行わないまま、虚偽の表示をする行為が認められた。

#### (2) 不公正取引関係

- <事例3> C社の子会社の代表者に関し、C社に係る業績下方修正の情報を知りながら、その公表前にC社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。
- <事例4> D社の広報担当社員に関し、D社の中間決算が赤字になることを知りながら、決算公表前にD社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

#### (3) 開示規制違反関係

- 〈事例5〉 E社に関し、連結子会社がその取引先に対して行った融資が架空取引であるとの情報提供を受け、調査等を行った結果、別の連結子会社において不適切な売上を計上していたことが判明し、連結売上高の過大計上による有価証券報告書の虚偽記載が認められた。
- <事例6> F社に関し、連結子会社を使った循環取引を行っているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

## 3-3 証券検査実施状況

# 1. 検査実施状況一覧表

年度 区分	25	26	27	28	29	30
合 計	271	266	185	61	25	68
(証券監視委)	(48)	(54)	(37)	(16)	(6)	(17)
(財務局長等)	(223)	(212)	(148)	(45)	(19)	(51)
金融商品取引業者	222	206	128	37	25	55
(証券監視委)	(33)	(32)	(21)	(8)	(6)	(14)
(財務局長等)	(189)	(174)	(107)	(29)	(19)	(41)
第一種金融商品取引業者	69	77	61	16	19	35
(証券監視委)	(16)	(12)	(13)	(2)	(4)	(10)
(財務局長等)	(53)	(65)	(48)	(14)	(15)	(25)
第二種金融商品取引業者	108	72	32	9	2	7
(証券監視委)	(9)	(8)	(4)	(2)	(2)	(2)
(財務局長等)	(99)	(64)	(28)	(7)	(0)	(5)
投 資 助 言・代 理 業 者	29	42	28	8	4	8
(証券監視委)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(27)	(41)	(27)	(8)	(4)	(8)
投 資 運 用 業 者	16	15	7	4	0	5
(証券監視委)	(6)	(11)	(3)	(4)	(0)	(2)
(財務局長等)	(10)	(4)	(4)	(0)	(0)	(3)
登録 金融機関	9	1	1	0	0	3
(証券監視委)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(8)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)
適格機関投資家等特例業務届出者	23	31	30	20	0	4
(証券監視委)	(5)	(12)	(9)	(6)	(0)	(0)
(財務局長等)	(18)	(19)	(21)	(14)	(0)	(4)
金融商品仲介業者	8	18	19	2	0	4
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(財務局長等)	(8)	(18)	(19)	(2)	(0)	(3)
信 用 格 付 業 者	0	2	0	0	0	0
(証券監視委)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	3	3	3	0	0	0
(証券監視委)	(3)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	3	2	1	1	0	1
(証券監視委)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	3	3	3	1	0	1
(証券監視委)	(3)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

# 2. 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

[2	年度	25	26	27	28	29	30
金融	第一種金融商品取引業者	128	112	141	235	193	179
融商品	第二種金融商品取引業者	19	39	28	139	261	161
取引業	投資助言•代理業者	37	29	29	93	85	155
者	投資運用業者	168	144	108	159	136	123
	登録金融機関	33	38	0	40	0	58
適	格機関投資家等特例業務届出者	50	58	66	121	154	34
	金融商品仲介業者	23	15	19	66	61	103
	信用格付業者	0	0	0	0	0	0
	自主規制機関等	50	0	0	61	0	0
	その他	91	394	28	0	306	0

(注)上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

ただし、28年3月までの数値については、当該期間中に、検査に着手のうえ終了したもののみを算出の対象としている。

## 3. 検査結果の状況

### (1) 検査終了件数

(単位:件数)

年度 区分	25	26	27	28	29	30
検査終了件数	283	277	191	94	41	56
金融商品取引業者	230	232	128	57	33	49
第一種金融商品取引業者	63	86	58	25	21	31
第二種金融商品取引業者	81	94	33	12	6	7
投資助言·代理業者	40	38	31	14	4	7
投資運用業者	46	14	6	6	2	4
登録金融機関	14	1	0	1	0	2
適格機関投資家等特例業務届出者	22	24	35	27	5	2
金融商品仲介業者	10	16	18	5	2	3
信用格付業者	0	0	2	0	0	0
自主規制機関等	3	0	3	3	0	0
投資法人	3	1	2	1	0	0
その他	1	3	3	0	1	0

## (2) 問題点が認められた業者等の数

区分	ŧ	25	26	27	28	29	30
問題点が認められた業者	等の数	118	105	72	67	35	40
不公正取引に関するも	<b>もの</b>	5	7	3	4	3	4
投資者保護に関する	50	65	71	54	61	12	18
財産・経理等に関する	もの	9	19	7	11	1	2
その他業務運営に関す	るもの	69	52	32	26	25	25

- (注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。
- (注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

## 3-4 勧告等実施状況

## 1. 勧告実施件数一覧表

年 区 分	4~25	26	27	28	29	30	合計	
勧告件数	勧告件数		66	59	91	38	54	1,082
行政処分に関する勧告		480	16	18	35	10	11	570
証券検査の結果に基づく勧告		467	16	18	35	10	11	557
証券監視委の行った	た検査等	149	5	5	9	2	4	174
財務局長等の行った	た検査等	319	11	13	26	8	7	384
取引調査、犯則事件のづく勧告	調査に基	16	1	0	0	0	0	17
課徴金納付命令に関する	勧告	290	50	41	56	28	43	508
取引調査の結果に基づ	づく勧告	195	38	31	47	24	30	365
国際取引等調査の結 勧告	果に基づく	15	4	4	4	2	3	32
開示検査の結果に基づ	開示検査の結果に基づく勧告		8	6	5	2	10	111
ご 訂正報告書等の提出命令 勧告	うに関する	4	0	0	0	0	0	4

- ・行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の 結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、 これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 平成 25 年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に 基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委 及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

# 2. 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成 30 年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	AKアドバイザーズ	30.5.22	有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為 投資者保護上重大な問題のある業務運営
2	関東	ヘッジファンドバンキング	30.5.22	有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為 投資者保護上重大な問題のある業務運営
3	証券監視委	maneoマーケット	30.7.6	ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をした行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して虚偽又は重要な事項につき誤解を生ぜし めるべき表示をする行為
4	関東	おひさまエネルギー ファンド	30.9.21	原前社長単独で資金管理業務が行われている状況 区分経理が行われていない状況
5	関東	東洋証券	30.10.30	米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
6	福岡	デルタインベストメント	30.10.30	無登録業者に対する名義貸し 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
7	証券監視委	エーアイトラスト	30.12.14	ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為
8	証券監視委	CLSA証券	31.1.25	空売り規制違反等 売買管理態勢の不備
9	証券監視委	エーアイトラスト	31.2.22	ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為 ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社の管理上の問題点及びファンド資金が流出している状況
10	関東	AAA投資顧問	31.3.12	金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を する行為
11	関東	FIP投資顧問	31.3.12	金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を する行為 前代表による会社資産の私的費消等について

	30年度
証券監視委	4
財務局	7
関東	6
福岡	1
合計	11

# 3. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

## 不公正取引

	勧告件数	(件)•課徴金額(円)							
年度				内部者取引		相場操縦	偽計		
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0	
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0	
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0	
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0	
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0	
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0	
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0	
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0	
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000	
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0	
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000	
28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0	
29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0	
30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000	
合計	397	6,759,552,935	312	655,470,000	80	1,993,742,935	5	4,110,340,000	

## 開示規制違反等

	勧告件数(	(件)・課徴金額(円)				
年度				開示規制	その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
合計	111	16,780,729,979	110	16,773,229,979	1	7,500,000

#### (注)

- 1 年度とは当年4月~翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 不公正取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(内部者取引、課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成 21 年度に個人に対し行われた1件(課徴金額 120,730,000 円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

## 3-5 勧告等事案の概要一覧表

# 1. 金融商品取引業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成30年4月~平成31年3月)

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	30.5.22	【株式会社AKアドバイザーズ(関東)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年5月30日
		(1) 有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる 取引を行うことを内容とした助言をする行為	会社に対する処分
		当社は、金商法第29条に基づく登録を受けることなく投資助言業務を行っている業者である株式会社JGーcompany、株式会社Master及び株式会社S&F(以下、併せて「無登録業者」という。)の営業拠点並びに投資助言・代理業者であるヘッジファンドバンキング株式会社の支店(以下、無登録業者と同支店を併せて「無登録業者等」という。)と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた事実が認められた。	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第2901号の登録を取り 消す。 <u>業務改善命令</u>
		ア 当社及び無登録業者等の従業員は、協議の上、同時に買い推奨を行う銘柄(以下「推奨銘柄」という。)の候補及び買い推奨を行う日時を決定する。	① 無登録営業への関与を直ちに停止すること。
		イ 当社及び無登録業者等の従業員は、それぞれの顧客の中から買い推奨の対象となる顧客(以下「対象顧客」という。)を選定し、推奨予定日になると、対象顧客に対して、あらかじめ電話により、買い推奨を行う予定時刻を伝え、その時刻にすぐに買付けができるように備えておいてほしい旨伝える。	② 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ③ 現在、当社と投資
		ウ 当社及び無登録業者等の従業員は、買い推奨を行う予定時刻の直前に最終的な推奨銘柄を決定した上、予定時刻頃に対象顧客に一斉に銘柄推奨のメールを配信するとともに、電話による買い推奨を行う。	顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。
		当社は、上記の買い推奨を行う一方で、新規の投資顧問契約締結の勧誘をしている顧客等に対しては、推奨銘柄の株価の推移に注目しておくようにあらかじめ伝えており、上記の買い推奨の結果、顧客が一斉に買付け注文を発注することにより、株価が一時的に急騰した場合には、自社の銘柄分析能力が優秀であるかのように振る舞い、新規の契約の締結等の勧誘を行っていた。	<ul><li>④ 上記②、③の対応 状況について、平成 30年6月29日までに 書面により随時報告 すること。</li></ul>
		上記の買い推奨は、作為的に株価を急騰させることを目的とした助言であり、金商法第41条の2第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第2号に規定する「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言」をする行為に該当すると認められる。	
		(2) 投資者保護上重大な問題のある業務運営	
		当社のA代表は、無登録業者において「社長」と称される地	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1		位にあり、無登録での投資助言業務を主導していた。	
つづき		無登録業者は、複数の実体のない会社の名義で開設したウェブサイトを用いて無登録で投資助言業務を行っており、その一部の会社に対しては、関東財務局等から無登録での投資助言業務を止めるように警告書が発出されているが、無登録業者は、その都度、警告を受けたウェブサイトを閉鎖するなどし、投資助言業務を止めたと装う一方、新たな会社を設立したり、新たなウェブサイトを開設したりするなどして、無登録での投資助言業務を継続していた。	
		また、A代表は、以下のとおり、当社の従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた。	
		ア A代表は、当社の従業員に指示して、無登録業者の投資助 言業務の一環として行われる、顧客と直接面会して投資顧問 契約の締結を勧誘する営業に従事させていた。	
		なお、当該従業員は、上記営業を行う際に、「実績のある 投資家」を装って顧客に面会し、虚偽ないし誇張した自らの 投資経験等を顧客に説明して顧客の信用を得ており、無登 録業者の従業員は、その「実績のある投資家」が所属する 会社から投資助言を受けることができるなどとして、投資顧 問契約の締結を勧誘していた。	
		イ A代表は、当社の営業責任者を無登録業者の営業拠点に 異動させ、電話による投資顧問契約締結の勧誘業務に従事 させていた。	
		このような当社の業務運営は、金商法第52条第1項第10号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。	
2	30.5.22	【ヘッジファンドバンキング株式会社(関東)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年5月30日
		(1) 有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる 取引を行うことを内容とした助言をする行為	会社に対する処分
		当社は、新宿支店の運営に関し、株式会社JGーcompany (東京都新宿区、以下「JG社」という。)と業務提携し、JG社及びそのグループ会社(株式会社Master及び株式会社S&F)から従業員を受け入れるなどして、同支店を運営している。	業務停止命令
		JG社は、そのグループ会社と一体となって、金商法第29条に基づく登録を受けることなく投資助言業務を行っているところ(以下、JG社及びそのグループ会社を併せて「無登録業者」という。)、当社の新宿支店は、無登録業者及び投資助言・代理業者である株式会社AKアドバイザーズ(以下、無登録業者と併せて「無登録業者等」という。)と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社の新宿支店や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた事実が認められた。	・新たな投資顧問契約 (契約金額の増額を伴う変更契約を含む。) の締結に係る勧誘・契 約締結を平成30年5月 30日から平成30年8月 29日まで停止すること。 業務改善命令
		ア 当社の新宿支店及び無登録業者等の従業員は、協議の上、同時に買い推奨を行う銘柄(以下「推奨銘柄」という。)の候補及び買い推奨を行う日時を決定する。	① 全役職員が行う投 資助言業務の実態 を正確かつ網羅的 に四場し、投資助言
		イ 当社の新宿支店及び無登録業者等の従業員は、それぞれ	に把握し、投資助言

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		の顧客の中から買い推奨の対象となる顧客(以下「対象顧客」という。)を選定し、推奨予定日になると、対象顧客に対して、あらかじめ電話により、買い推奨を行う予定時刻を伝え、その時刻にすぐに買付けができるように備えておいてほしい旨伝える。	業務を適切に遂行するための内部管理態勢を早急に構築するともに、十分に機能するように内部となるときなど。
		ウ 当社の新宿支店及び無登録業者等の従業員は、買い推奨 を行う予定時刻の直前に最終的な推奨銘柄を決定した上、 予定時刻頃に対象顧客に一斉に銘柄推奨のメールを配信す るとともに、電話による買い推奨を行う。	して全役職員に対するけん制態勢を構築すること。 ② 無登録業者への関与など役職員による
		上記の買い推奨は、作為的に株価を急騰させることを目的とした助言であり、金商法第41条の2第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第2号に規定する「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言」をする行為に該当すると認められる。	不適切な行為を防 止するための実施等に 性の高い再発施等の 後の実施の がでいる がでいる はでいる では では では では では では では では では では では では では
		(2) 投資者保護上問題のある業務運営	を含む。)を策定し、 すみやかに実施す ること。
		当社は、新宿支店における営業活動、営業員管理、苦情処理 等を無登録業者から受け入れた同支店の従業員任せにし、法 令等を遵守するために必要な内部管理態勢を構築していない。	③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適
		その結果、当社は、当社の新宿支店が無登録業者等と共同して、上記(1)の「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為」を見過ごしていた。 以上のような当社の業務運営態勢は、投資者保護上問題が	切な対応を行うこと。 特に、本件一連の行 為において投資助言 を受けた顧客に対し ては、顧客間の公平 に配慮しつつ、誠実
		あると認められ、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	かつ適切に対応する こと。 ④ 支店における法令
		とコースコックのグと呼ばらいられても。	違反行為及び業務 運営態勢の不備に 係る責任の所在を明確にすること。
			⑤ 上記①から④まで について、具体的な 改善策を平成30年6 月29日までに書面に より報告すること。
3	30.7.6	【maneoマーケット株式会社(証券監視委)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年7月13日
		当社は、当社ウェブサイトにおいて、多数の事業会社を営業者とするファンドの取得勧誘(以下「プラットフォーム事業」という。)を行っている。	会社に対する処分
		当社は、平成28年10月5日以降、プラットフォーム事業において株式会社グリーンインフラレンディング(以下「GIL社」という。)を営業者とするファンドの取得勧誘を行っており、同29年12月末における当該ファンドの出資者数は3,084名、貸付残高は約103億円となっている。	業務改善命令 ① 今般の法令違反及び投資者保護上問題のある業務運営
		今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、GIL 社を営業者とするファンドにおいて、以下の問題が認められた。	について、責任の所 在を明確にするとと もに、発生原因を究 明し、改善対応策を 策定実行すること。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
番号 3 つづき	年月日	(業者名側に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) (1) ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をした行為  当社は、GIL社を営業者とするファンドの取得勧誘において、ファンド毎に特定された太陽光発電所やバイオマス発電所等の再生可能エネルギー事業の開発資金等にファンド資金を支出する旨を表示しており、GIL社は調達した資金を主にGIL社の親会社である甲社の関係会社を経由して資金を主にGIL社の親会社である甲社の関係会社を経由している。  しかし、甲社においては、ファンドから貸し付けられた資金及び自己の固有の事業に係る資金について、区分管理することなく、ほぼ全ての資金を1つの口座で入出金している状態となっている。  今回検査において、甲社が、入金されたファンド資金をウェブサイト上で表示した出資対象事業に支出しているが検証したところ、出資対象事業と異なる事業等へ支出している事例が多数認められた。  当社は、この間において取得勧誘を行ったファンドのウェブサイト上の資金使途の表示と実際の資金使途が同一となっているかについて確認せず、事実と異なる表示のまま取得勧誘を継続している。この結果、当社は、ファンドの取得勧誘に関して、虚偽の表示を行っているものと認められる。  (2) 当社の管理上の問題点  上記(1)の状況が看過されてきた原因は、当社においては、法令上、虚偽表示等の禁止行為が規定されているにもかかわらず、ファンド資金の使途等の確認を甲社の関係会社に一任し、甲社における資金管理の実態や資金の使途を把握できる管理態勢を構築していないことによるものと認められる。  当社の上記(1)の行為は、平成29年法律第37号による改正前の金商法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示を(略)する行為」に該当するものと認められる。  また、当社の上記(2)の状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認め	②とのるを 3 で下で対している。 内策顧な明 合誠応資配保をで下で対象を おいて、とのののでは、しまり、これでは、しまり、これでは、しまり、これでは、しまり、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
4	30.9.21	るとき」に該当するものと認められる。 【おひさまエネルギーファンド株式会社(関東)】	行政処分日
		※会社勧告  当社は、自然エネルギー事業を投資対象とした匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている。当社が取り扱うほとんどのファンドは、当社が日本は、自然に関与している状況にある	平成30年9月28日 会社に対する処分
		いるなど、当社がファンド運営に主体的に関与している状況にある。 当社は、前回検査(検査基準日:平成25年11月29日)において、 前代表取締役A(平成30年8月17日、代表取締役を退任。以下「A前 社長」という。)が一人で資金管理業務を行っていたこと等に起因し て、分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの出資持 分の取得勧誘を行っていた等の法令違反行為が認められ、平成26 年5月、関東財務局長(以下「当局」という。)から、金商法第51条の 規定に基づき、適切な再発防止策及び改善計画の策定・実施、経営 管理態勢・業務運営態勢及び法令等遵守態勢の整備等を内容とす	業務停止命令 ・金融商品取引業のすべての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を平成30年9月28日から同年12月27日まで停止すること。

一連 番号 4	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) る業務改善命令が発出されている。	行政処分等の内容
			<b>要表示关</b> 合人
つづき		当社は、同命令を受け、平成26年6月、再発防止のための改善策を記載した報告書(以下「報告書」という。)を当局に提出しているが、今回検査において、当社の改善策の実施状況を検証したところ、以下の問題が認められた。  ○ 業務改善命令に違反している状況	業務改善命令  ① 本件について、責任の所在を明確にするとともに、発生原因を究明し、改善応策を策定実行すること。
			2 本件行政処分の内
		(1) A前社長単独で資金管理業務が行われている状況 当社は、前回検査で認められた問題を受け、A前社長を資金管理業務に一切関与させない旨を改善策として報告書に記載している。	容及び改善対応策 について、全ての顧 客を対象に適切な 説明を実施し、説明 結果を報告するこ と。
		しかしながら、実際にはA前社長単独で資金管理業務が行われている状況が継続しており、当社において、報告書に記載した改善策が履行されていない状況が認められた。 また、他の取締役や内部管理統括責任者においても、引き続きA前社長単独で資金管理業務を行っている状況を認識していたが、これを放置し、他の役職員によりA前社長の資金管	③ 前代表取締役による出資金の私的な費消については、調査を実施し、責任の所在を明確にするとともに、私的費消し
		でいたが、これを放直し、他の役職員により名前社長の員金官 理状況を事後的にチェックする仕組み等も構築しなかった。 (2) 区分経理が行われていない状況	た出資金がファンド 財産に適切に返還されるよう必要な対応 を取ること。
		当社は、前回検査で認められた問題を受け、ファンド毎に預 貯金口座を開設するとともに、平成26年7月に新たに「分別管 理規程」を策定し、分別管理の適切な実施のための態勢を整 備する旨を改善策として報告書に記載している。	④ 顧客からの問い合わせ等に対して誠実かつ適切に対応するとともに、投資者間の公平性に配慮しつつ、投資者保護
		しかし、「分別管理規程」において、出資金と営業者固有の財産を分別して管理することや、ファンドの会計帳簿において、出資金の経理状況が直ちに判別できる状態とすること等を規定したものの、実際には、会計帳簿において、出資金と営業者固有の財産を区分した経理(以下「区分経理」という。)が行われていない状況となっていた。	に万全の措置を講ずること。  (5) 上記①から④までの対応について、平成30年10月29日までは、推進3円47
		また、当社コンプライアンス部においてファンドの会計帳簿等を確認するとともに、内部監査においてその適切性について検証する旨を改善策として報告書に記載していたにもかかわらず、いずれについても実施されておらず、上記の区分経理が行われていない状況を看過していた。	でに、進捗状況及び 対応結果について 報告すること。以 降、随時に報告する こと。
		A前社長は、こうした状況を改善することなく、これを利用し、平成24年5月から今回検査基準日(平成30年5月7日)までの間、出資金の一部が入金されている営業者口座から、合計で830万円を自らの住宅地の購入費用や生活費等に費消していた。また、私的費消を隠蔽するため、決算期の異なる他のファンドの営業者口座から私的費消したファンドの営業者口座に対し、延べ2,350万円の資金移動を行っていた。	
		当社の上記の状況は、金商法第52条第1項第7号に規定する「金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。」に該当するものと認められる。	
5	30.10.30	【東洋証券株式会社(関東)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年12月21日

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
<b>5</b>		○ 米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社に対する処分
		当社においては、近年、米国株式市場が堅調に推移していることなどから、米国株式営業に注力してきている。今回検査において、平成25年9月から同30年2月までの間の米国株式営業の勧誘状況等を検証したところ、高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、損失の額を実際の額よりも過少に伝える、又は、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示(※)を行っていた。  (※)誤解表示の具体例  1株=1,000ドルの銘柄を1ドル=120円の時に買い付け(1,000×120=12万円で買付け)、その後、1株=1,300ドル、1ドル=100円の時に売却(1,300×100=13万円で売却)した場合、為替差損益を考慮した円ベースの損益は売却時の円換算額(13万円)から買付時の円換算額(12万円)を差し引いた額(1,300→1,000=300ドル)を売却時のレート(1ドル=100円)で円換算した利益額(300×100=3万円)を伝えることにより、円ベースの利益額を過大に誤解させた。  当社が行った上記の行為は、平成29年法律第37号による改正前の金商法第38条第8号(平成26年法律第44号による改正前は同条第7号)に基づ公金融商品取引業等に関する内閣府又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。  なお、上記行為の背景として、当社においては、 (1) 営業部門の責任者が、社内検査において、米国株式の取	業 ① のがにう築 のを切りのがにう築 のを切りのがにう築 のを切りのがにう築 のを切りのがにう築 のを切りのがにう築 のを切りのがにう築 のをでののがにう築 のがにう、数のでは、数のでは、数のでは、数のでは、数のでは、数のでは、数のでは、数のでは
		引に関し不適切な勧誘 行為が行われている旨が何度も指摘されていたにもかかわらず、営業員に手数料目標の達成を強く求め、顧客の利益よりも収益獲得を優先する営業を是正してこなかった  (2) 経営陣が、上記社内検査の結果を把握していながら、再発防止のための実効的な改善措置について、何ら指示しておらず、結果的に営業優先の企業風土を醸成していたなどの状況が認められた。	⑥ 上記①~⑤について、その実施状況を平成31年1月21日までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を当面の間、6か月ごとに書面で報告すること。
6	30.10.30	【デルタインベストメント株式会社(福岡)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年11月13日
		(1) 無登録業者に対する名義貸し	会社に対する処分
		当社は、平成28年2月以降、当社の名義をもって、Aが実質的な代表を務める株式会社サン(金融商品取引業の登録はない。以下「サン社」という。)に投資助言・代理業を行わせた。 サン社は、平成28年2月から同30年5月までの間に、少なくとも延べ98名に対し、オプション取引及び外国為替証拠金取引に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行った。	登録取消し ・福岡財務支局長(金 商)第79号の登録を取 り消す。
		当社が行った上記行為は、自己の名義をもって、他人に金融 商品取引業を行わせたものであり、金商法第36条の3に違反す	<u>業務改善命令</u> ① 無登録営業への関 与を直ちに停止する

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6		るものと認められる。	こと。
つづき		(2) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況	② 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
		当社は、サン社に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理 業を行っている実態がないなど、投資助言・代理業を適確に遂 行するに足りる人的構成が確保されておらず、また、投資助言・ 代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていな い。	③ 現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。
		当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号 ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構 成を有しない者」に該当し、また、同号へに定める「金融商品取 引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると 認められない者」に該当することから、このような当社の状況 は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。	④ ②、③の対応状況 について、1か月以 内に書面により随時 報告すること。
7	30.12.7	【エーアイトラスト株式会社(証券監視委)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年12月14日
		当社は、当社ウェブサイトにおいて、自らを営業者とする匿名組合の出資持分(以下「ファンド」という。)の自己募集を行い、その出資金を法人に対する貸付けによって運用している。	会社に対する処分
		当社が取扱うファンドの取得勧誘の適切性等について検証したと	業務停止命令
		ころ、以下の問題が認められた。  〇 ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為	・金融商品取引業のすべての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を平成30年12月14日から同31年1月13日まで停止すること。
		(1) 債権担保付ロ―ンファンドについて	
		当社は、平成30年5月から6月にかけて、「債権担保付ローンファンド(139号~146号、155号~158号)」(以下「本債権ファンド」という。)の募集を行い、投資家から総額約6億円の出資を受けている。	<u>業務改善命令</u> ① ファンド募集にかかる事務プロセスを
		当社は、本債権ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の本債権ファンドに係る募集ページにおいて、当該出資金の貸付先(以下「本債権ファンド借入人」という。)が関与するプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)や資金使途等に関し、	網羅的に検証したうえで、今般の法令違反が発生した原因及び業務運営態勢上の問題点を究明する
		<ul><li>・ 本プロジェクトは、原発事故被災地の水資源の安全向上を 目的として実施される除染事業であり、非常に公益性の高い 内容である</li></ul>	こと。また、今般の 法令違反について、 責任の所在を明確 にするとともに、金
		<ul><li>本プロジェクトは、原発事故被災地域に堆積した放射性物質を封じ込め、居住区域等への飛散、流入を防止する対策を実施するものである</li></ul>	融商品取引業務を 適切に行うための経 営管理態勢及び業 務運営態勢を再構 築すること。
		<ul><li>・ 本プロジェクトにおける放射性物質を取除く方法は、政府の 基本方針に沿った内容である</li></ul>	
		・ 本債権ファンド借入人は、本プロジェクトを請け負う事業統 括会社との間に業務請負契約を締結し、プロジェクト準備資 金の調達・施工の計画立案等の支援業務を行う	② 募集したファンド全件について、取得勧誘及び運用・管理の状況等(貸付先の資金管理の実態や資
		・ 本債権ファンド借入人における資金使途は、上記支援業務	金の使途を含む)を

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
<b>7</b>		に係る労務費・外注費等や、各協力会社へ支払う外注費・資 材調達費等(プロジェクト準備資金)等である	精査したうえで、投 資者保護に必要な 対応を図ること。
		旨等を記載するとともに、スキーム図において、復興庁や環境 省等の名称を用いて、あたかも官公庁等が関与して行う除染 事業の支援業務を行う目的で、本債権ファンドで集められた資 金が貸付けられるかのような表示をしている。	③ 本件行政処分の内容及び改善対応策について、全ての顧客を対象に、適切な
		しかしながら、該当する官公庁等が関与して行う除染事業は存在せず、このため、本債権ファンド借入人に対しては、上記の取得勧誘時の表示のような、官公庁等が関与して行う除染事業の存るなどでは対した。	説明を実施し、説明結果を報告すること。
		けは当初から行われていない。 このように、当社は、本債権ファンドの取得勧誘に関して、 虚偽の表示を行っていたものと認められる。	④ 顧客からの問い合わせ等に対して誠実かつ適切に対応するとともに、投資者
			間の公平性に配慮しつつ、投資者保護に万全の措置を講
		(2) 動産担保付ローンファンドについて	ずること。
		当社は、平成30年7月から8月にかけて、「動産担保付ローンファンド(163号、165号~168号、170号~174号)」(以下「本動産ファンド」という。)の募集を行い、投資家から総額約3億円の出資を受けている。	⑤ 上記①から④まで の対応について、平 成31年1月11日まで に、進捗状況及び対
		当社は、本動産ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の本動産ファンドに係る募集ページにおいて、当該出資金の貸付先(以下「本動産ファンド借入人」という。)が関与する事業や返済原資等に関し、	応結果について報告すること。
		・ 本動産ファンド借入人は、長距離無線通信に係る商用サー ビス開始に先立つ実証実験の準備を進めている	
		<ul><li>・ 本動産ファンド借入人は、当該実証実験の終了後に、全国に多数の拠点を持つ大手企業との業務・資本提携を予定しており、それにより安定的な収益源を確保する計画である</li></ul>	
		・ 提携先の相手方企業は、2020年東京オリンピックのJOCゴ ールドパートナーとなっている大手企業である	
		旨等を記載するとともに、スキーム図において、当該大手企業との業務提携等が予定されている旨を記載するなど、あたかも本動産ファンド借入人において、実証実験終了後に、当該大手企業との業務提携等が予定され、これにより得られた収益を原資として返済が行われるかのような表示をしている。	
		しかしながら、実際には当該大手企業との業務提携等の予定は存在せず、このため、本動産ファンド借入人に対しては、当初から、上記の取得勧誘時の表示のような、当該大手企業との業務提携や、当該業務提携に係る事業による収益が返済原資となることなどを前提とした貸付けは行われていない。	
		このように、当社は、本動産ファンドの取得勧誘に関して、 虚偽の表示を行っていたものと認められる。	
		当社が行った上記の行為は、金商法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」に該当するものと認められる。	
8	31.1.25	【CLSA証券株式会社(証券監視委)】	行政処分日
		※会社勧告	平成30年3月2日

一連 勧告実施 番号 年月日	動告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8	(1) 空売り規制違反等	会社に対する処分
つづき	当社においては、外国に居住する法人顧客から受託した取引所金融商品市場における空売り注文について、当該空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置(以下「決済措置」という。)が講じられていることを確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行していた。また、当該注文の執行に際して、これらの決済措置に係る有価証券の調達先についても確認していなかった。  こうした杜撰な空売り注文の受注・執行態勢により、当社が行	業務改善命令  ① 本件に係る事実関係及び発生原因・根本原因に係る分析を踏まえた再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着さ
	った空売りについて、当社と顧客との間で多数の決済遅延が発 生している。	せること。
	当社が行った上記行為のうち、決済措置が講じられていることを確認しないまま行った空売りは、金商法施行令第26条の2の2第1項に違反し、金商法第162条第1項に該当する。また、決済措置に係る有価証券の調達先を確認しなかった行為は金商法第38条第9号(平成29年法律第37号による改正前は同条第8号、平成26年法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第24号の2に該当するものと認められる。	② 策定した再発防性の に 表示 に 表示 に 表示 に 表示 に 表示 に 表示 で 等 営 全 で 等 営 全 で き 学 全 で で き 全 で で き な で れ で き で で ま で
	当社は、実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、売買審査を行うべき取引を著しく狭く限定するとともに、抽出された取引についても、実質的な売買審査を行っていなかった。  また、当社において売買審査を行うべき取引を抽出するためのシステムには、当社が受託した取引の一部が取り込まれておらず、売買審査を行う上で必要となるデータそのものが不足している状況が認められている。なお、当社は、これを改善するためのシステム修正を行っているが、当該システム修正の結果、必要なデータが全て取り込まれているかどうかについて、未だ検証できていない。	④ 上記①~③につき、実施状況及び検証結果の成31年2月28日として、書面に対解して、書面に対解は、3か月経過かりは、3か月経過からでは、3か月経過が、必要に応じて随時報とするによ。
	当社における上記の状況は、金商法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。 (3) 問題の背景	
	当社においては、収益拡大に積極的に取り組む一方、第一種金融商品取引業者に課せられている市場のゲートキーパーとしての役割をほとんど意識しない業務運営が行われている。また、コンプライアンス部門においても、営業部門に過度に配慮し、法令等遵守態勢に問題意識を持ちながらも必要な措置を講じておらず、さらに、経営陣においても、決済遅延の発生状況や、不適切な売買管理態勢の状況を認識しながら長期間にわたって黙認し、特段の措置を講じていない状況が認められた。	
9 31.2.22	【エーアイトラスト株式会社(証券監視委)】	行政処分日
	※会社勧告	平成31年3月8日
	当社は、当社ウェブサイトにおいて、自らを営業者とする匿名組合の出資持分(以下「ファンド」という。)の自己募集を行い、その出資金を法人に対する貸付けによって運用している。	会社に対する処分

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9		今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、平	登録取消し
つづき		成30年12月7日付で行政処分勧告を行った問題点に加え、以下の問題が認められた。	・関東財務局長(金商) 第2601号の登録を取り 消す。
		(1) ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為	
			業務改善命令
		〇 高速道路事業を貸付対象事業とするファンドについて	① 今回の行政処分の
		当社は、平成30年2月から5月にかけて、「債権担保付ローンファンド」及び「Trust Lendingセレクトファンド」(105号~111号、113号~138号)(以下「本ファンドA」という。)の募集を行い、投資家から総額約15億7千万円の出資を受けている。	内容について、顧客に対し適切に説明を 行うこと。 ② 顧客が出資した財
		当社は、本ファンドAの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先(以下「本借入人A」という。)が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、	産の運用・管理の状況等(資金の使途を含む。)を早急に精査したうえで、顧客に対して、顧客が出
		<ul><li>本借入人Aは元請負会社を経由して、国土交通省等を発 注者とする高速道路関係の工事を受注している</li></ul>	資した財産の運用・ 管理の状況その他 必要な事項の説明 を行うこと。
		<ul> <li>本借入人Aが受注した工事は、「新東名高速道路高取山トンネル西工事」(105号~109号)、「新東名高速道路川西工事」(105~109号、120号、121号、125号、126号、129号~138号)、「新東名高速道路高松工事」(110号、111号、113号~116号)、「東京外かく環状道路本線トンネル大泉南工事」(117号~119号、122号~124号、127号、128号)である</li> </ul>	③ 顧客が出資した財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。
		<ul> <li>資金使途は、本借入人Aの材料費・労務費・外注費等、協力企業へ支払う材料費・労務費・外注費等、当該ファンドからの借入金にかかる経過利息、上記に付随する費用である</li> <li>返済原資は、元請負会社からの支払いが予定されている</li> </ul>	④ 投資者間の公平に 配慮しつつ、適切な 対応を行うなど、投 資君保護に万全の
		工事請負代金である	措置を講ずること。
		旨等を記載するとともに、スキーム図において、大手ゼネコン JVの名称を用いるなどして、あたかも国土交通省等から発注を受けた各JVが元請負会社に発注し、本借入人Aは当該元請負会社から「新東名高速道路高取山トンネル西工事」、「新東名高速道路川西工事」、「新東名高速道路高松工事」、「東京外かく環状道路本線トンネル大泉南工事」の発注を受けているかのような表示をしている。	⑤ 上記の対応・実施 状況について、完了 までの間、書面で随 時報告すること。
		しかしながら、上記の各工事について、各JVから元請負会 社を経由して本借入人Aが発注を受けた事実はなく、このた め、本借入人Aに対しては、上記の取得勧誘時の表示のよう な、高速道路関係の工事受注を前提とした資金使途のための 貸付けは当初から行われていない。	
		<ul><li>〇 公共事業に係るコンサルティング業務を貸付対象事業とするファンドについて</li></ul>	
		当社は、平成30年5月から6月にかけて、「Trust Lending セレクトファンド(147号~154号)」(以下「本ファンドB」という。) の募集を行い、投資家から総額約2億4千万円の出資を受けている。	
		当社は、本ファンドBの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト 上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先(以下「本借 入人B」という。)が関与する事業、資金使途及び返済原資等 に関し、	

・ 本借入人Bは、依頼元事業者が進める複数の公共事業プ

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9		ロジェクトを対象として、リソースやスケジュール面での課題 を解決すること等により事業全体の最適化を支援する	
つづき		<ul><li>対象となる公共事業プロジェクトには、土木建築事業や環境の再生・保全といった大規模な案件も含まれる</li></ul>	
		<ul><li>返済原資は、依頼元事業者から支払われるコンサルティングサービスの業務委託料である</li></ul>	
		旨等を記載するとともに、スキーム図において、各府省や地方 自治体の名称を用いて、「様々な分野の公共事業をコンサル ティング」等と記載するなどして、あたかも本借入人Bにおいて 公共事業プロジェクトに対するコンサルティング業務が行われ るかのような表示をしている。	
		今回検査において、募集ページに記載された「対象とする公共事業プロジェクト」の具体的内容を当社に確認したところ、「土木建築事業」案件は高速道路事業(上記記載の「本ファンドA」の貸付対象事業)、「環境の再生・保全」案件は除染事業(平成30年12月7日付行政処分勧告記載の「本債権ファンド」の貸付対象事業)であり、その他に具体的に予定されている公共事業プロジェクトはないとの回答であった。また、上記「依頼元事業者」は本借入人Aであり、除染事業における事業統括会社と同一事業者である。	
		しかしながら、高速道路事業については本借入人Aにおいて工事受注がされていないこと、除染事業については事業自体が存在しないことが検査において認められている。	
		このため、本借入人Bに対しては、上記の取得勧誘時の表示のような、公共事業プロジェクトに対するコンサルティング業務等の実施を前提とした資金使途のための貸付けは当初から行われていない。	
		このように、当社は、本ファンドA及びBの取得勧誘に関して、虚偽の表示を行っていたものと認められる。	
		(2) ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめ るべき表示をする行為	
		当社は、平成30年9月から11月にかけて、「燃料卸売事業者ローンファンド(193号~200号、203号、207号~210号)」(以下「本ファンドC」という。)の募集を行い、投資家から総額約6億2千万円の出資を受けている。	
		当社は、本ファンドCの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先(以下「本借入人C」という。)が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、	
		・ 公共事業における重機や資材運搬等で必要となる燃料について、本借入人Cにおいて調達と配給の集約を行うものである	
		・ 初年度売上30億円をボトムラインとして継続成長が計画され ている売上規模となる	
		・ 返済原資は、本燃料卸売事業による収益である	
		旨等を記載している。	
		しかしながら、本事業に係る初年度売上について、上記のとおり「30億円をボトムラインとして」と記載しているところ、これについては何ら根拠の無いものであり、工事の実施状況等にかかわらず、最低でも30億円の売上が予定されているかのような誤解を生ぜしめるべき表示となっている。	
		このように、当社は、本件ファンドCの取得勧誘に関して、「フ	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
つづき		ァンドの返済原資の調達源となる燃料卸売事業の売上高」という重要な事項について、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていたものと認められる。	
		(3) 当社の管理上の問題点及びファンド資金が流出している状況	
		当社は、ファンド資金の資金使途とされる事業の実態を十分 確認することなく、ウェブサイト上に資金使途や返済原資等を具 体的に表示し、取得勧誘を行っていた。	
		また、当社は、各ファンドについて貸付実行後のモニタリング等を行っておらず、貸付金がウェブサイトに表示した資金使途どおりに使用されているかについて十分な確認を行っていなかった。その結果、平成29年2月から同30年11月までの募集総額約52億円(既に運用が終了しているものを除く。)のうち、少なくとも約15億8千万円が、各ファンドの案件紹介等に中心的な役割を果たしていたA取締役(平成30年10月当社取締役就任)が実質的に支配する法人に流出していた。	
		上記の状況が看過されてきた原因は、当社においては、法令上、虚偽表示等の禁止行為が規定されているにもかかわらず、 事業実態や貸付先におけるファンド資金の使途等を把握するための管理態勢を構築していないことによるものと認められる。	
		当社の上記(1)の行為は、金商法第38条第9号(平成29年法律第37号による改正前は同条第8号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」に該当するものと認められる。	
		また、当社の上記(2)の行為は、金商法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
		さらに、当社の上記(3)の状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	
10	31.3.12	【AAA 投資顧問株式会社(関東)】	行政処分日
		※会社勧告	平成31年3月25日
		当社は、当社ウェブサイトに無料会員登録をした者(以下「見込顧客」という。)に対して、電話やメールマガジンの配信等により、投資顧問契約の締結の勧誘を行っているが、平成30年4月から同年11月までの間の勧誘状況を確認したところ、以下の法令違反行為が認め	会社に対する処分
		までの間の勧誘状況を確認したところ、以下の法令違反行為か認められた。	業務停止命令
		(1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	・新たな投資顧問契約 (契約金額の増額を伴 う変更契約を含む。) の締結に係る勧誘・契 約締結を平成31年3月
		ア、電話勧誘における虚偽告知	25日から平成31年4月 24日まで停止するこ
		当社のA代表取締役社長(以下「A代表」という。)は、見込顧客に対する電話勧誘において、投資助言の実績がない銘柄について、事実に反して「4.5倍の利益をお届けしました」等の虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った(少なくとも66名に勧誘し、18名が当社と投資顧問契約を締	業務改善命令
		(ツは1と700年に制品し、10年か当代と仅具限内矢利を補	<u>~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		結)。 イ、メールマガジン等における虚偽告知  当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジン等において、実際には特別な情報を入手していないにもかかわらず、事実に反して「外部に漏らしてはいけない重要な秘密情報になります、禁断の裏話、裏情報、私ども目を疑うような、"とびきりの情報"」等の虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った(延べ約8,000名に勧誘)。  当社の上記行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。  (2) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも投資助言後の全ての期間を通じた実績であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った(延べ約39,000名に勧誘)。  このように、当社は、投資顧問契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し、投資助言の実績という重要な事項に関し、誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っていたものと認められる。  当社の上記行為は、金商法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。  このような法令違反行為が行われた背景として、A代表が、低迷する売上げを回復させることを優先し、代表自らが法令違反行為を行うなど投資者保護を一願だにしない営業を推進し、また全役職員の法令等遵守意識が著しく欠如していたことがあったものと認められる。	① イン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
11	31.3.12	【FIP 投資顧問株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成31年3月25日
		(1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき 誤解を生ぜしめるべき表示をする行為  当社は、無料のメールマガジンの配信を申し込んだ者約2万名に対し、平成30年9月から同年11月までの間、買い推奨の実 績のある銘柄に関し、投資助言後の一部期間における株価上 昇率を取り出し、これをあたかも助言後、短期間で急騰したかの ような表示等を行って、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。  このように、当社は、投資顧問契約の締結の勧誘に関して、投資助言の実績という重要な事項に関し、誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っていたものと認められる。  当社の上記行為は、金商法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項に つき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認	業務停止命令 ・新たな投資顧問契約(契約金額の増額を)の締結に係る勧誘・契約結に係る勧誘・契約結とのが明確を引力を引力を対象がある。)の締結を平成31年4月25日から平成31年4月24日まで停止すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11		められる。	業務改善命令
つづき		このような法令違反行為が行われた背景として、A代表取締役やB管理本部責任者(平成28年9月1日から同30年7月1日まで当社代表取締役、同日から同31年2月22日まで当社取締役を兼務。以下「B前代表」という。)の営業推進を最優先し、法令等遵守意識が欠如していることにあるものと認められる。  (2) 前代表による会社資産の私的費消等について  当社のB前代表は、平成28年9月の代表取締役就任時から、経理業務全般も兼任し、当社の預金管理、支払業務全般、決算書類の作成等の業務を一人で行っていた。  このような状況下、B前代表は、代表取締役に就任以降、当社の預金口座から毎月多額の出金をし、これを私的な遊興費等に費消しており、その額は少なくとも3,400万円にのぼっている。  また、当社は、B前代表が私的に費消した現金について、その事実を隠蔽した虚偽の決算書類を作成し、当該決算書類を含む事業報告書を関東財務局長に提出した。  上記のとおり、当社では、役職員による不正行為を未然に防止するための業務運営態勢が構築されていないため、代表取締役等の地位にある者が、今回検査において発覚するまでの2年3か月間にわたって会社資産を費消していた。その結果、当社の財務に多大な影響を及ぼす状況となっており、ひいては、安定的な業務運営を困難ならしめ、投資顧問契約を締結した顧客に影響を及ぼしかねない状況となっている。  このような当社の業務運営の状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。  また、虚偽の事業報告書を関東財務局長に提出した行為は、同法第47条の2に違反するものと認められる。	・ では4にのようでは、このでは、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の発するの回を応い、100円の発するの回を応い、100円の発するの回を応い、100円の発するの回を応い、100円の発するの回を応い、100円の表するの回を応い、100円の表するの回を応い、100円の表するの回を応い、100円の表するの回を応い、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内急に、100円の内容には、100円の

<sup>※</sup> 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

# 2. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 30 年4月~平成 31 年3月)

		(十)次 30 十十	万十八八十八八十八八
一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
1	30.4.24	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項)	審判手続開始決定日 平成 30 年4月 25 日
		【銘柄名】イーレックス(東証1部)	課徴金納付命令決定日 平成 30 年6月 11 日
		【課徴金納付命令対象者】 イーレックス株式会社の役員から情報を受領した者	なお、課徴金納付命会対象者から事実関係
		【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、イーレックス株式会社(以下「イーレックス」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、(1)イーレックスの属する企業集団の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益」という。)について、平成28年11月14日に公表された直近の予想値(経常利益24億5,100万円、当期純利益14億2,600万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値(経常利益33億2,300万円、当期純利益20億1,458万7,000円)において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実(2)同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記各重要事実の公表がされた平成29年2月14日より前の同年2月9日及び同月10日、自己の計算において、イーレックス株式合計1万3,400株を買付価額合計4,688万1,000円で買い付けたものである。	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、審 判の期日は開かれなか った。
2	30.5.11	【課徴金額】1,167 万円 【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】桧家ホールディングス(名証2部)	平成 30 年5月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年6月 11 日
		【課徴金納付命令対象者】 会社員  【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、株式会社桧家ホールディングス(平成30年4月1日株式会社ヒノキヤグループに商号変更。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成29年2月22日午前9時34分頃から同月23日午前9時12分頃までの間及び平成29年2月27日午後1時42分頃から同年3月8日午後0時51分頃までの間、合計10取引日において、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計4,900株を買い付ける一方、同株式合計5,100株を売り付け、もって、自己及び親族の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。  【課徴金額】21万円	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
3	30.6.19	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項)	審判手続開始決定日平成30年6月20日
		【銘柄名】ユアテック(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】	課徴金納付命令決定日 平成 30 年8月6日
		株式会社ユアテックの役員から情報を受領した者	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係

一連 勧告実施 事案の内容 都告後の	
	経緯
(違反行為の概要)	たため、審  かれなか
4 30.6.19 【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項) 審判手続開始 平成 30 年6 【銘柄名】USEN(東証JASDAQ) 課徴金納付命 平成 30 年8	月 20 日 令決定日
【課徴金納付命令対象者】     公開買付者の親会社役員から情報を受領した者  【違反行為の概要】     課徴金納付命令対象者は、株式会社U-NEXT(以下「U-N	事実関係の答弁書たため、審
5 30.8.31 【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 審判手続開始 平成 30 年9 【銘柄名】日本金属(東証1部) 課徴金納付命 平成 30 年 10	月3日 令決定日
【課徴金納付命令対象者】 日本金属株式会社の役員から情報を受領した者 なお、課徴令対象者から 「違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、日本金属株式会社(以下「日本金の提出があった。 属」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度(以下「平成30年3月期」という。)の個別当期純利益について、平成29	事実関係の答弁書たため、審
年5月 12 日に公表された直近の予想値(個別当期純利益について、平成 29 年5月 12 日に公表された直近の予想値(個別当期純利益 10 億円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成 30 年3月期の予想値(個別当期純利益 15 億円)の公表がされた平成 29 年7月 31 日より前の同月 26 日から同月 28 日、自己の計算において、日本金属株式合計 3,600 株を買付価額合計 646万7,200 円で買い付けたものである。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
6	30.8.31	【違反行為】取引推奨(金商法第 175 条の2第2項) 【銘柄名】ポケットカード(東証1部)	審判手続開始決定日 平成 30 年9月3日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年 10 月 18 日
		【課徴金納付命令対象者】 ポケットカード株式会社社員  【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、ポケットカード株式会社(以下「ポケットカード」という。平成30年2月1日付上場廃止。)の社員であるが、その職務に関し、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」という。)の完全子会社である株式会社GITの業務執行を決定する機関が、ポケットカード株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年8月3日より前の同年7月28日から同年7月29日までの間に、被推奨者に対し、ポケットカード株式の買付けをさせることにより、利益を得させる目的をもって、ポケットカード株式の買付けをすることを勧めたものである。  課徴金納付命令対象者は、ポケットカードの他の社員が、ポケットカード、公開買付する事実を、その職務に関し知った、上記公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知ったものである。  被推奨者は、上記事実の公表がされた平成29年8月3日より前の同年7月31日及び同年8月1日、自己の計算において、ポケットカード株式合計1万300株を買付価額合計743万9,800円で買い付けたものである。	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
7	30.10.5	【違反行為】偽計(金商法第 173 条第1項)  【銘柄名】亀田製菓(東証1部)     アニコムホールディングス(東証1部)     マニー(東証1部)     KOA(東証1部、名証1部)     イーレックス(東証1部)     第一稀元素化学工業(東証2部)     スターゼン(東証1部)  【課徴金納付命令対象者】無職の者  【違反行為の概要】     誤徴金納付命令対象者は、第一稀元素化学工業株式会社外6 銘柄の各株式につき、各株式の立会市場において、他の投資家が発注した引け条件付き成行注文(以下「引成注文」という。)の発注株数が売り側の引成注文(以下「引成売り注文」という。)の発注株数が売り側の引成注文(以下「引成売り注文」という。)の発注株数が売り側の引成注文(以下「引成売り注文」という。)の発注株数が売り側の引成注文であり、当該発注状況を見た第三者が発注株数を上回る状況であり、当該発注状況を見た第三者が発注株数の少ない側に引成注文を発注するなどして、新たな売買を行うことが想定される状態であったところ、真実は、約定意思がなく、引け直前に指値注文に変更して約定を回避するつもりであるにもかかわらず、発注株数の少ない側に引成注文(以下「本件各引成注文」という。)を発注することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、引成買い注文と引成売り注文の発注株数が同程度である状況を作出し、第三者をして、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、第三者の新たな売買を阻害した上、本件各引成注文を引け直前に、引け条件付き指値注文に変更して約定を回避することによって、引けに	審判手続開始決定日 平成30年10月10日日 課徴金納付命令決定日 平成30年11月15日 なお、課徴金納付の会 を対象認がある旨のたため、なかまという。 では、課題のでは、課題のでは、またのでは、ま

一連番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
7 つづき		おいて、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にすることで、自らに有利な売買を行うことを企て、(1)各株式につき、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数が同程度になる数量だけ、発注株数の少ない側に約定意思のない本件各引成注文を発注し、引成買い注文と本件各引成注文を引け条件付き指値注文に変更して約定を回避が売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にすることにより、引けにおいて、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数と引成完立をで、本件各引成注文の各発注日時までの間、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数とが同程度である虚偽の発注状況を作出し、第三者に、引けまで、当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い(2)当該偽計により、各株式につき、本件各引成注文の各発注日時までの間、第三者による新たな売買を阻害しつを発注日時までの間、第三者による新たな売買を阻害して終発によった、引けにおいて、引成買い注文の各発注日時までの間、第三者による新たな売買を阻害しての発注株数と引成売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、本件各引成注文の各発注日時から本件各引成注文を引け条件付き指値注文に変更した各発注日時までの間、自己の計算において、買い付け、又は、売り付けたものである。	
8	30.11.27	【課徴金額】73万円 【違反行為】取引推奨(金商法第175条の2第1項) 【銘柄名】ノエビアホールディングス(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ノエビアホールディングスとの契約締結者の役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社ノエビア(以下「ノエビア」という。)の役員であったが、同社の完全親会社である株式会社ノエビアホールディングス(以下「ノエビアホールディングス」という。)とノエビアとの経営管理契約の履行に関し、ノエビアホールディングスの業務執行を決定する機関が、①自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実、②ノエビアホールディングスの平成29年9月期の剰余金の配当について、平成28年11月8日に公表がされた直近の予想値(期末配当金120円)に比較して、平成29年9月期の決算(期末配当金150円)に比較して、平成29年9月期の決算(期末配当金150円)に比較して、平成29年9月期の決算(期末配当金150円)において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、被推奨者に対し、前記各事実の公表がされる前にノエビアホールディングス株式の買付けをさせることにより被推奨者に利益を得させる目的をもって、ノエビアホールディングス株式の買付けをすることを勧めたものである。 被推奨者は、前記各事実の公表がされた平成29年11月7日午後3時頃より前の同日午後0時59分頃から午後1時1分頃の間に、自己の計算において、ノエビアホールディングス株式合計500株を買付価額合計353万円で買い付けたものである。 【課徴金額】28万円	審判手続開始決定日 平成30年11月29日日 課徴成31年1月28日 本は、課徴事のというでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まがいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、まかいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

\ <del>-</del>	5九生 中北		
一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
番号 9	年月日30.11.27	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】スリーエフ(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社スリーエフとの契約締結交渉者の社員から情報を受領した者 【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、株式会社ローソン(以下「ローソン」という。)に勤務していた者であるが、同社の社員甲から、株式会社スリーエフ(以下「スリーエフ」という。)の業務を執行する機関が会社の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、前記重要事実の公表がされた平成 29 年4月 12 日より前の同年1月 26 日から同年4月4日までの間、自己の計算において、スリーエフ株式合計 6,700 株を買付価額合計 202 万5,000 円で買い付けたものである。  前記重要事実は、スリーエフと事業統合契約の締結の交渉をしていたローソンの他の社員乙が同契約の締結の交渉に関し知り、その後、同社の社員甲がその職務に関し知ったものである。	審判手続開始決定日 平成30年11月29日 第1回審判期日(結審) 平成31年1月21日 課徴金納付命令決定日 平成31年3月25日
		【課徵金額】113万円	
10	30.12.7	【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項) 【銘柄名】トラスト(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、株式会社トラスト(以下「トラスト」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成29年5月29日午前9時5分頃から同年6月14日午後2時59分頃までの間、13取引日にわたり、成行又は直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を繰り返し引き上げるなどの方法により、同株式合計3万8,300株を買い付ける一方、同株式合計3万6,100株を売り付け、もって、自己の計算において、トラスト株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。 【課徴金額】1,300万円	審判手続開始決定日平成30年12月11日第1回審判期日(結審)平成31年2月1日審判手続中(平成31年3月31日現在)
11	30.12.11	【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項) 【銘柄名】ソフトフロント(東証JASDAQ) アジアゲートホールディングス(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) 株式会社ソフトフロント(平成28年8月1日株式会社ソフトフロントホールディングスに商号変更。以下「ソフトフロント」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年6月13日午前9時34分頃から同日午前9時48分頃までの間及び同日午前10時2分頃から同日午前10時5分頃までの間及び同日午前10時2分頃から同日午前10時5分頃までの間、自己の同族会社名義の証券口座を用いて、最良買い気配又はその下値に買い注文を大量に発注した後、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計4万3,000株の買付けの委託を行うととも	審判手続開始決定日 平成30年12月14日 課徴金納付命令決定日 平成31年1月28日 なお、課徴金納付命 会納付の事実分 を対象者の旨の答案を認めがあったため、 表別があったため、なから期日は開かれなかった。

勧告実施	車安の内容	勧告後の経緯
年月日	に、同株式合計1万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計5 万 4,000 株を売り付け、 (2) 株式会社アジアゲートホールディングス(以下「アジアゲート」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 28 年7月 15 日午前9時9分頃から同日午前9時 46 分頃までの間、自己の同族会社名義の証券口座を用いて、前記同様の方法により、同株式合計2万株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万株を買い付ける一方、同株式合計6万5,000 株を売り付け、 もって、自己の計算において、ソフトフロント及びアジアゲート各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものである 【課徴金額】79 万 5,000 円	割口収が性神
30.12.21	【違反行為】取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】オイシックスドット大地(東証マザーズ) 【課徴全納付命会対象者】	審判手続開始決定日 平成 30 年 12 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 31 年2月 21 日
	【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、オイシックスドット大地株式会社(平成30年7月1日、オイシックス・ラ・大地株式会社に商号変更。以下「オイシックス」という。)の社員であったが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社NTTドコモとの業務上の提携を行うこと及び第三者割当による新株式の発行を行うこと並びにらでいっしゅぼーや株式会社の株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、被推奨者に対し、上記各事実の公表がされる前にオイシックス株式の買付けをさせることにより被推奨者に利益を得させる目的をもって、オイシックス株式の買付けをすることを勧めたものである。  被推奨者は、上記各事実の公表がされた平成30年1月30日より前の同月29日に、自己の計算において、オイシックス株式合計200株を買付価額合計56万3,000円で買い付けたものである。  【課徴金額】12万円	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審判 の期日は開かれなかっ た。
30.12.21	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】ワイエスフード(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 ワイエスフード株式会社との契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者A社は、同社から株取引の委任を受けていた同社社員において、ワイエスフード株式会社(以下「ワイエスフード」という。)との業務提携契約の締結交渉をしていた株式会社餃子計画(以下「餃子計画」という。)の役員から、ワイエスフードの業務執行を決定する機関が、餃子計画と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、A社の業務として、上記事実の公表がされた平成 30 年1月 22日より前の同月 18 日及び同月 19 日、A社名義の証券口座を用いて、自己の計算において、ワイエスフード株式合計 3,400 株を買付価額合計 95 万 1,300 円で買い付けたものである。	審判手続開始決定日 平成30年12月27日 課徴金納付命令決定日 平成31年2月21日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実対係の があったため、 説別があったため、 があり 提出がれなかった。
	年月日 30.12.21	(こ、同株式合計1万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計5 万 4,000 株を売り付け、 (2) 株式会社アジアゲートホールディングス(以下「アジアゲート」という。)の株式につき、同株式の売買金誘引する目的をもって、平成 28 年7月 15 日午前9時9分頃から同日午前9時 45 分頃までの間、自己の同族会社名義の証券口座を用いて、前記同様の方法により、同株式合計2万株で買い付ける一方、同株式合計6万 5,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、ソフトフロント及びアジアゲート各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記名株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものである [課徴金額]79 万 5,000 円 [違反行為]取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) [建敬伝書]79 万 5,000 円 [違反行為]取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) [建敬金納付命令対象者] オイシックスドット大地株式会社社員 [違反行為の概要] 課徴金納付命令対象者は、オイシックスドット大地株式会社で高号変更。以下「オイシックス」という。)の社員であったが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社の株式を取得して子会社化することとでいての決定をした旨の重要事実を知りながら、被推奨者に対し、上記各事実の公表がされる前にオイシックス株式の買付けをすることともいた。対策担訴と行うことを勧めたものである。 被推奨者に対し、上記各事実の公表がされる前にオイシックス株式の買付けをすることを勧めたものである。 被推奨者は、上記各事実の公表がされた平成30年1月30日より前の同月29日に、自己の計算において、オイシックス株式合計200株を買付価額合計56万3,000円で買い付けたものである。 [課徴金額]12万円 [違反行為]内部者取引(金商法第 175 条第1項) [違反行為]内部者取引(金商法第 175 条第1項) [違反行為]内部者取引(金商法第 175 条第1項) [違反行為]内部者取引(金商法第 175 条第1項) [違反行為]の概要] 課徴金納付命令対象者 A社は、同社から株取引の委任を受けた者 [違反行為の概要] [課徴金納付命令対象者 174 エスフード (東証JASDAQ) [課徴金納付命令対象者 174 エスフード (東証JASDAQ) [課数金納付命令対象者 175 条第1項) [違反行為]の概要] [違反行為]の概要] [違反行為]の概要] [違反び自分の表がされた平成30年1月22日より前の同月18日及び同月19日、A社会義の証券口座を用いて、自己の計算において、ワイエスフード株式合計3.400株を買付の同月18日及び同月19日、日本名義の証券口座を用いて、自己の計算において、ワイエスフード株式合計3.400株を買付の同月18日及び同月19日、日本名義の証券口座を用いて、自己の計算において、ワイエスフード株式合計3.400株を買付の同月18日及び同月19日、日本名義の証券口座を用いて、自己の計算において、ワイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード株式合計3点はで、ウィイエスフード・クィイエス コード・クィイエス コード・クィイス コード・クィイエス コード・クィイエ

一連番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
13		【課徴金額】193 万円	
つづき			
14	31.1.11	【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項)	審判手続開始決定日 平成 31 年1月 17 日
		【銘柄名】ダイベア(東証2部)	審判手続中 (平成 31 年3月 31 日現在)
		【課徴金納付命令対象者】会社役員	(1)3001 (0)301 (1)3012
		【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、ダイベア株式会社(以下「ダイベア」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成29年9月22日午後2時50分頃から同年10月19日午後3時頃までの間、19取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式の株式併合前(平成29年10月1日付けで2株を1株に併合、実務上の効力発生日は同年9月27日)である平成29年9月22日午後2時50分頃から同月26日までの間、同株式合計2万株(株式併合後1万株)を買い付ける一方、同株式合計2万株(株式併合後1万株)を買い付ける一方、同株式の株式併合後である平成29年9月27日から同年10月19日午後3時頃までの間、同株式合計3万2,900株を買い付ける一方、同株式合計3万400株を売り付け、もって、自己の計算において、ダイベア株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。	
		【課徴金額】273 万円 【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項)	審判手続開始決定日
15	31.1.11	【選及1] 為別の中省取り(並商広第173 米第1項) 【銘柄名】夢展望(東証マザーズ)	平成 31 年1月 17 日課徴金納付命令決定日
			平成 31 年2月 21 日
		【課徴金納付命令対象者】 夢展望株式会社との契約締結者の社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、夢展望株式会社(以下「夢展望」という。)と業務委託契約を締結しているA社に勤務していた社員甲から、同人が、A社と夢展望との同契約の履行に関し知った、夢展望の平成 28 年4月1日から平成 29 年3月31日までの事業年度(以下「平成 29 年3月期」という。)の個別経常利益及び個別当期純利益について、平成 28 年5月13日に公表がされた前事業年度の実績値(個別経常損失3億7,800万円、個別当期純損失5億7,000万円)に比較して、平成 29 年3月期の決算において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、平成 29 年3月期の決算値(個別経常損失1億8,300万円、個別当期純損失1億8,400万円)の公表がされた平成 29 年5月16日より前の同月8日から同月15日の間に、自己の計算において、夢展望株式合計500株を買付価額合計35万1,200円で買い付けたものである。 【課徴金額】95万円	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審判 の期日は開かれなかっ た。
16~	31.3.1	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項)	審判手続開始決定日 平成 31 年3月 19 日
24		【銘柄名】タカタ(東証1部)	審判手続中 (平成 31 年3月 31 日現在)
		【課徴金納付命令対象者】 (1)~(9)タカタ株式会社社員	

一連	勧告実施	<b>東京の中</b> 京	51.44.40.40.45.45.45.45.45.45.45.45.45.45.45.45.45.
番号	年月日	事案の内容	勧告後の経緯
16~		【違反行為の概要】	
24		(1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、タカタ株式会社(以下「タカタ」と	
つづき		いう。平成 29 年7月 27 日上場廃止、平成 30 年6月 21 日TKJP	
		に商号変更。)の社員であったが、同人がその職務に関し、タカタ の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社	
		の果務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システム人社 (以下「KSS」という。)に対し事業譲渡を行うことについての決定	
		をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成	
		29 年6月 26 日より前の同月 12 日、自己の計算において、タカタ	
		株式合計 4,100 株を売付価額合計 197 万 6,200 円で売り付けたも のである。	
		(2)課徴金納付命令対象者(2)について	
		課徴金納付命令対象者(2)は、タカタの社員であったが、同人	
		がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、KSSに 対し事業譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実を知	
		りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日より前の	
		同年5月 19 日及び同年6月2日、自己の計算において、タカタ株	
		式合計 400 株を売付価額合計 19 万 1,500 円で売り付けたものである。	
		める。 (3)課徴金納付命令対象者(3)について	
		課徴金納付命令対象者(3)は、タカタの社員であったが、同人	
		がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、KSSに 対し事業譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実を知	
		りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日より前の	
		同月6日、自己の計算において、タカタ株式合計 400 株を売付価	
		額合計 19 万 4,000 円で売り付けたものである。 (4)課徴金納付命令対象者(4)について	
		(4) 試験金納付命令対象者(4) は、タカタの社員であったが、同人	
		がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、KSSに	
		対し事業譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実を知	
		りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日より前の 同年5月 11 日、自己の計算において、タカタ株式合計 2,800 株を	
		売付価額合計 114 万 8,000 円で売り付けたものである。	
		(5)課徴金納付命令対象者(5)について 課徴金納付命令対象者(5)は、タカタの社員であったが、同人	
		議倒金納付の予列家有(5)は、ダカダの社員であったが、同人がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、KSSに	
		対し事業譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実を知	
		りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日より前の	
		同年5月 11 日、自己の計算において、タカタ株式合計 3,600 株を 売付価額合計 148 万 3,200 円で売り付けたものである。	
		(6)課徴金納付命令対象者(6)について	
		課徴金納付命令対象者(6)は、タカタの社員であったが、同人がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、KSSに	
		がての順格に関し、ダカダの未務執行を決定する機関が、NSSに対し事業譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実を知	
		りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日より前の	
		同年5月17日、自己の計算において、タカタ株式合計400株を売	
		付価額合計 16 万 1,600 円で売り付けたものである。 (7)課徴金納付命令対象者(7)について	
		課徴金納付命令対象者(7)は、タカタの社員であったが、同人	
		がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、民事再	
		生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要 事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成 29 年6月 26 日	
		より前の同年5月19日及び同年6月1日、自己の計算において、	
		タカタ株式合計 3,600 株を売付価額合計 162 万 2,500 円で売り付	
		けたものである。 (8)課徴金納付命令対象者(8)について	
		課徴金納付命令対象者(8)は、タカタの社員であったが、同人	
		がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、民事再	
		生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要	

一連	勧告実施 -	事案の内容	勧告後の経緯
番号 16~ 24 つづき	年月日	事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年6月26日より前の同月13日、自己の計算において、タカタ株式合計1,000株を売付価額合計48万7,000円で売り付けたものである。(9)課徴金納付命令対象者(9)について課徴金納付命令対象者(9)は、タカタの社員であったが、同人がその職務に関し、タカタの業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年6月26日より前の同月12日、自己の計算において、タカタ株式合計1,600株を売付価額合計79万2,000円で売り付けたものである。  【課徴金額】  課徴金納付命令対象者(1)191万円  課徴金納付命令対象者(3)18万円  課徴金納付命令対象者(5)142万円  課徴金納付命令対象者(6)15万円  課徴金納付命令対象者(7)156万円  課徴金納付命令対象者(8)47万円  課徴金納付命令対象者(9)76万円	
25	31.3.15	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項) 【銘柄名】アサツーディ・ケイ(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アサツーディ・ケイ社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】  課徴金納付命令対象者は、株式会社アサツーディ・ケイ(以下「アサツー」という。平成 30 年3月16日付上場廃止、平成 31 年1月1日「株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ」に商号変更。)に勤務していた社員甲から、同人がその職務に関し知った、英領ケイマン諸島籍の有限責任組合BCPE Madison Cayman, L. P. (以下「BCM」という。)の業務執行を決定する機関が、アサツー株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 29 年10月2日より前の同年9月27日、自己の計算において、アサツー株式合計 300 株を買付価額合計 94 万8,000 円で買い付けたものである。なお、上記公開買付けの実施に関する事実は、BCMからアサツーの役員らがその職務に関し伝達を受け、社員甲がその職務に関し知ったものである。	審判手続開始決定日 平成31年3月19日 審判手続中 (平成31年3月31日現在)
26~ 28	31.3.15	【課倒金額】24 万円 【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第2項) 【銘柄名】エストラスト(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社エストラスト役員から伝達を受けた者 (2)株式会社エストラスト役員から伝達を受けた者 (3)株式会社エストラスト役員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社エストラスト(以下「エ	審判手続開始決定日 平成31年3月19日 審判手続中 (平成31年3月31日現在)

一連番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
26~		ストラスト」という。)の役員である課徴金納付命令対象者(3)か	
28		ら、同人がその職務に関し、西部瓦斯株式会社(以下「西部ガス」 という。)からの伝達により知った、西部ガスの業務執行を決定す	
つづき		る機関が、エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決	
ی ر		定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けなが	
		ら、上記事実の公表がされた平成29年1月23日より前の平成28 年 11 月 24 日、自己の計算において、エストラスト株式合計1万	
		6,700 株を買付価額合計 998 万 3,200 円で買い付けたものであ	
		る。 (2)===/   A (1)   A A 1   A T (2)	
		(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、エストラストの役員である課徴	
		金納付命令対象者(3)から、同人がその職務に関し、西部ガスか	
		らの伝達により知った、西部ガスの業務執行を決定する機関が、 エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨	
		の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事	
		実の公表がされた平成 29 年1月 23 日より前の同年1月 20 日、	
		自己の計算において、エストラスト株式合計 1,000 株を買付価額合計 67万4,100円で買い付けたものである。	
		(3)課徴金納付命令対象者(3)について	
		課徴金納付命令対象者(3)は、エストラストの役員であるが、 同人がその職務に関し、西部ガスからの伝達により知った、西部	
		ガスの業務執行を決定する機関が、エストラスト株式の公開買付	
		けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関す	
		る事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記公開買付け の実施に関する事実の公表がされる前にエストラスト株式の買付	
		けをさせることにより、同人に利益を得させる目的をもって、伝達	
		したものである。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記事実が公表された平成 29	
		年1月23日より前の平成28年11月24日、自己の計算におい	
		て、エストラスト株式合計1万 6,700 株を買付価額合計 998 万	
		3,200 円で買い付けたものである。	
		【課徴金額】	
		課徴金納付命令対象者(1)309 万円 課徴金納付命令対象者(2)10 万円	
		課徵金納付命令対象者(3)154万円	
29	31.3.29	【違反行為】偽計(金商法第 173 条第1項)	_
		【銘柄名】リブセンス(東証1部)	
		日邦産業(東証JASDAQ) セプテーニ・ホールディングス(東証JASDAQ)	
		【課徴金納付命令対象者】無職の者	
		【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社リブセンス外2銘柄の各	
		株式につき、各株式の立会市場において、他の投資家が発注し	
		た引け条件付き成行注文及び指値出来ずば引け成行注文などの引けで約定する注文(以下「引けの注文」という。)のうち、買い	
		側又は売り側のいずれかの引けの注文の発注株数が他方の引	
		けの注文の発注株数を大幅に上回っている状況を見つけると、	
		真実は、約定意思がなく、引け直前に取消しを行うつもりであるに もかかわらず、引けの注文の発注株数の少ない側に、他の投資	
		家が発注した引けの注文の株数と、概ね均衡する株数分だけ信	
		用新規の引けの注文を発注することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、虚偽の発注状況を作出し、第三者をし	
		て、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じ	
		させ、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさ	

一連	勧告実施	事家の内容	54年後の経緯
一番 29 つづき	新告美 年 月	事案の内容 せた上で、自らは、引けにおいて、他の投資家が発注した買い側等の引けの注文と対当させて約定させるべく、信用新規の買付け等を行うとともに、当該買付け等に係る株式につき、売り側等に信用返済の引けの注文を発注し、その後、引けまでの間に、売り側等に発注していた約定意思のない信用新規の引けの注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にすることで、売り側等に発注した信用返済の引けの注文を自らに有利な価格で約定させることを企て、(1)各株式につき、売り側等に、約定意思のない信用新規の引けの注文を発注した上で、同注文を全て取り消すまでの間、同注文を維持することによって、虚偽の発注状況を作出し、第三者に同注文が引けまで維持されるであろうとの錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い(2)上記(1)記載の偽計により、各株式につき、約定意思のない信用新規の引けの注文の発注開始から、その全てを取り消すまでの間、第三者に対し、当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせるとともに、同注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、その間、自己の計算において、信用新規の買付け等をしたものである。	勧告後の経緯
30	31.3.29	【課徵金額】36 万円 【違反行為】偽計(金商法第 173 条第1項)	_
		【銘柄名】ウィルグループ(東証1部) ミスミグループ本社(東証1部) モブキャストホールディングス(東証マザーズ) アズジェント(東証JASDAQ) フィスコ(東証JASDAQ) フィスコ(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者は、株式会社ウィルグループ外4銘柄の各株式につき、各株式の立会市場において、他の投資家が発注した引け条件付き成行注文(以下「引成注文」という。)及び指値出来ずば引け成行注文などの引けで約定する注文(以下「引けの注文」という。)のうち、買い側又は売り側のいずれかの引けの注文の発注株数が他方の引けの注文の発注株数を大幅に上回っている状況を見つけると、真実は、約定意思がなく、引け直前までには取消しを行うつもりであるにもかかわらず、引けの注文の発注株数の少ない側に、他の投資家が発注した引けの注文の発注株数の少ない側に、他の投資家が発注した引けの注文の株数と、概ね対することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、虚偽の発注状況を作出し、第三者をして、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせた上で、自らは、引けにおいて、他の投資家が発注した買い側等の引けの注文と対当させて約定させるべく、信用新規の買付け等を行うとともに、当該買付け等に係る株式につき、売り側等に信用返済の引成注文を発注し、その後、売り側等に発注していた約定意思のない信用新規の引成注文の一部を取り消した上、更に引け直前に、最後まで残していた約定意思のない引成注文を取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にすることで、売り側等に発注した信用返済の引成注文を自らに有利な価格で約定させることを企て、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
30 778		(1)各株式につき、売り側等に、約定意思のない信用新規の引成注文を複数回に分けて発注した上で、同注文を全て取り消すまでの間、同注文を維持することによって、虚偽の発注状況を作出し、第三者に同注文が引けまで維持されるであろうとの錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い(2)上記(1)記載の偽計により、各株式につき、約定意思のない信用新規の引成注文の発注開始から、その全てを取り消すまでの間、第三者に対し、当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせるとともに、同注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、その間、自己の計算において、信用新規の買付け等をするなどしたものである。	
		【課徴金額】96 万円	

<sup>※</sup> 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

# 3. 国際取引等調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 30 年4月~平成 31 年3月)

1	i	(十)及 00 平寸	万十九0万
一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	30.6.26	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第1項)	審判手続開始決定日 平成 30 年9月3日
		【銘柄名】ココカラファイン(東証1部)	審判手続中 (平成 31 年3月 31 日現在)
		【課徴金納付命令対象者】海外居住の個人投資家	
		【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者(中華人民共和国に居住)は、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ココカラファインの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成27年7月8日午前9時6分頃から同月14日午前9時10分頃までの間、合計5取引日において、約定させる意思がないのに、最良買い気配値と同値又はその下値に多数の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計79万700株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計11万6,200株を売り付ける一方、最良売り気配値と同値又はその上値に多数の売り注文を発注するなどの方法により、同株式合計105万4,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計11万6,400株を買い付けるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東京証券取引所市場第一部における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	
		【課徴金額】 493 万円	
2	30.6.29	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第1項) 【銘柄名】長期国債先物 2017 年9月限月(大阪) 【課徴金納付命令対象者】三菱UFJモルガン・スタンレー証券 【違反行為の概要】 三菱UFJモルガン・スタンレーは、第一種金融商品取引業を行うことにつき関東財務局長の登録を受けている株式会社であるが、同社のディーリング業務に従事していた者において、同社の業務に関し、株式会社大阪取引所(以下「大阪取引所」という。)に上場されていた長期国債先物 2017 年9月限月(以下「本件国債先物」という。)について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 29 年8月 25 日午後6時 34 分頃から同日午後7時9分頃までの間、大阪取引所において、約定させる意思がないのに、最良買い気配値以下の価格に多数の買い注文を発注する方法により、合計 6.253単位の買付けの申込みを行うとともに、合計 177 単位を売り付ける一方、最良売り気配値以上の価格に多数の売り注文を発注する方法により、合計 1,844 単位の売付けの申込みを行うとともに、合計 158 単位を買い付けるなどし、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。 【課徴金額】 2億 1,837 万円	審判手続開始決定日 平成30年7月30日 平成30年7月30日 平成30年7月30日 な対象認動を は関金を では、 は関金を では、 は関金を では、 は関金を では、 は関金を では、 は関から にため、 なかな は関かした。

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	31.3.26	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第1項)	_
		【銘柄名】長期国債先物 2018 年 12 月限月(大阪)	
		【課徴金納付命令対象者】シティグループ・グローバル・マーケッツ・ リミテッド	
		【違反行為の概要】 シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「CGM L」という。)は、英国に本店を置き、英国金融行為規制機構及び英国健全性規制機構に登録された金融業者であり、CGMLと密接な関係を有する者から、その日本国債先物取引口座における資産の運用を委託されたものであるが、CGMLのディーリング業務に従事していた者において、同社の業務に関し、株式会社大阪取引所(以下「大阪取引所」という。)に上場されていた長期国債先物 2018 年 12 月限月(以下「本件国債先物」という。)に口いて、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 30 年 10月 26 日午後7時 45 分頃から同月 27 日午前1時 11 分頃までの間及び同月 29 日午後7時 16 分頃から同月 30 日午前1時2分頃までの間、大阪取引所において、証券会社を介し、約定させる意思がないのに、最良買い気配値以下の価格に多数の買い注文を発注する方法により、合計 7,603 単位の買付けの委託を行うとともに、合計 277 単位を売り付ける一方、約定させる意思がないのに、最良売り気配値以上の価格に多数の売り注文を発注する方法により、合計 4,341 単位の売付けの委託を行うとともに、合計311 単位を買い付けるなどし、もって、CGMLと密接な関係を有する者の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその委託をした。	
		【課徴金額】1億 3,337 万円	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

# 4. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(平成 30 年4月~平成 31 年3月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	30.6.29	【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】	審判手続開始決定日 平成 30 年6月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年8月6日 なお、課徴金納付命令
		五洋インテックス株式会社(東証ジャスダック) 【違反行為の概要】  当社は、太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の架空取引により売上を過大に計上した。  この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成27年3月有価証券報告書(平成27年6月29日提出)	対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

#### 【虚偽記載の内容】

番号	開示書類		虚偽記載			
		書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成 27 年6月 29 日	第 38 期(平成 26 年4月1日 ~平成 27 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 26 年4月1日~ 平成 27 年3月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損失が 110 百万円であるところを 90 百万円と記載	·売上の過 大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

#### 【課徴金額】600万円

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	30.10.23	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項)	審判手続開始決定日 平成 30 年 10 月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年 12 月 20 日
		【課徴金納付命令対象者】 株式会社UKCホールディングス(東証1部)	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の
		【違反行為の概要】 当社は、連結子会社における液晶テレビ用パネルの販売取引において、貸倒引当金の過少計上を行ったほか、架空取引による売上の過大計上を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
		·平成 27 年3月期有価証券報告書(平成 27 年6月 26 日提出) ·平成 27 年6月第1四半期報告書(平成 27 年8月 10 日提出)	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<ul> <li>平成 27 年9月第2四半期報告書(平成 27 年 11 月9日提出)</li> <li>平成 27 年 12 月第3四半期報告書(平成 28 年2月8日提出)</li> <li>平成 28 年3月期有価証券報告書(平成 28 年6月 29 日提出)</li> <li>平成 28 年9月第2四半期報告書(平成 28 年 11 月7日提出)</li> <li>平成 28 年 12 月第3四半期報告書(平成 29 年2月6日提出)</li> </ul>	

亚		開示書類	虚偽記載			
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成 27 年6月 26 日	第6期(平成26年4月1日~ 平成27年3月31日)に係る 有価証券報告書	平成 26 年4月1日~ 平成 27 年3月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純利益が2,276 百万円であるところを 4,037百万円と記載	・貸倒引当 金 の 過 少 計上
2	平成 27 年 8月 10 日	第7期第1四半期(平成 27 年4月1日~平成 27 年6月 30日)に係る四半期報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 27 年6月30日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲ 2,826 百万円であるとこ ろを 1,147 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
3	平成 27 年	第7期第2四半期(平成 27 年7月1日~平成 27 年9月 30日)に係る四半期報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 27 年9月30日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲ 1,087 百万円であるとこ ろを 2,297 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
4	平成 28 年 2月8日	第7期第3四半期(平成 27 年 10月1日~平成 27年 12 月 31日)に係る四半期報告 書	平成 27 年4月1日~ 平成 27 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲ 3,264 百万円であるとこ ろを3,133 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
5	平成 28 年6月 29 日	第7期(平成 27 年4月1日~ 平成 28 年3月 31 日)に係る 有価証券報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 28 年3月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純利益が▲ 6,185 百万円であるとこ ろを3,200 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
6	平成 28 年	第8期第2四半期(平成 28 年7月1日~平成 28 年9月 30日)に係る四半期報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年9月30日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲ 1,117 百万円であるとこ ろを 1,015 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
7	平成 29 年 2月6日	第8期第3四半期(平成 28 年 10月1日~平成 28年 12 月 31日)に係る四半期報告 書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲ 3,263 百万円であるとこ ろを 1,575 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上 ・売上の過 大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】1,800 万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	30.11.22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の2第1項並びに第 172 条の4第1項及び第2項)	審判手続開始決定日平成 30年11月22日課徴金納付命令決定日平成31年1月28日
		【課徴金納付命令対象者】 株式会社省電舎ホールディングス(東証2部)	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の
		【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、連結子会社が行った発電施設に係る建設工事や販	提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
		売取引等に関して売上の過大計上及び前倒し計上並びに建設 工事費用の未計上を行ったほか、当社の海外事業における損失 の計上時期の先送りによる費用の過少計上を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以	
		下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
		·平成 26 年3月期有価証券報告書(平成 26 年6月 30 日提出) ·平成 26 年 12 月第3四半期四半期報告書(平成 27 年2月 13 日提出)	
		·平成 27 年6月第1四半期四半期報告書(平成 27 年8月 14 日提出) ·平成 28 年3月期有価証券報告書(平成 28 年6月 29 日提出)	
		·平成 28 年6月第1四半期四半期報告書(平成 28 年8月 15 日提出) 出)	
		<ul><li>平成 28 年9月第2四半期四半期報告書(平成 28 年 11 月 14 日 提出)</li><li>平成 28 年 12 月第3四半期四半期報告書(平成 29 年2月 14 日 14 日 15 日 16 日 16 日 17 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18</li></ul>	
		提出)	
		(2)発行開示書類 当社は、平成28年10月6日、上記(1)の重要な事項につき虚偽の記載がある平成28年3月期有価証券報告書及び平成28年6月第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	
		【虚偽記載の内容】	

番		開示書類	虚偽記載				
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主な内容(注)	主な事由	
1	平成 26 年 6月 30 日	第 29 期(平成 25 年4月1日 ~平成 26 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 25 年4月1日~ 平成 26 年3月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表 連結 損益計算書	連結純資産額が 209 百万円であるところを 294百万円と記載 連結当期純利益が▲ 101百万円であるところを▲16百万円と記載	・売上の過 大計上	

連号		ま実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後の	)経緯
き	2	平成 27 年 2月 13 日	第 30 期第3四半期(平成 26 年 10 月1日~平成 26 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 26 年 10 月1日~ 平成 26 年 12 月 31 日 の第3四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 237 百 万円であるところを 310 百万円と記載	・売上の過 大計上
	3	平成 27 年 8月 14 日	第 31 期第1四半期(平成 27 年4月1日~平成 27 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 27 年6月 30 日の 第1 四半期連結会計 期間 平成 27 年4月1日~ 平成 27 年6月 30 日の 第1 四半期連結累計 期間	四半期連結四半期連結損益計算書	連結純資産額が 139 百万円であるところを 218 百万円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が▲76 百万円であるところを▲21百万円と記載	・売上の過 大計上
	4	平成 28 年 6月 29 日	第 31 期(平成 27 年4月1日 ~平成 28 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 28 年3月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表 連結 損益計算書	連結純資産額が15百万円であるところを291百万円と記載 親会社株主に帰属する当期純利益が▲195百万円であるところを57百万円と記載	・売上の過 大計上 ・引当金の 不計上 ・損失の未 計上
	5	平成 28 年 8月 15 日	第 32 期第1四半期(平成 28 年4月1日~平成 28 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年6月 30 日の 第1 四半期連結会計 期間 平成 28 年4月1日~ 平成 28 年6月 30 日の 第1 四半期連結累計 期間	四半期連結質借対照表四半期連結損益計算書	連結純資産額が▲40 百万円であるところを 295百万円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が▲56百万円であるところを3百万円と記載	・売上の過 大計上 ・費用の未 計上
	6	平成 28 年 11 月 14 日	第 32 期第2四半期(平成 28 年7月1日~平成 28 年9月 30日)に係る四半期報告書	平成 28 年7月1日~ 平成 28 年9月30日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結	連結純資産額が 107 百 万円であるところを 299 百万円と記載	<ul><li>・売上の過 大計上</li><li>・費用の未 計上</li></ul>
	7	平成 29 年 2月 14 日	第 32 期第3四半期(平成 28 年 10 月1日~平成 28 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 28 年 10 月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第3四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 638 百 万円であるところを 844 百万円と記載	<ul><li>・売上の過 大計上</li><li>・費用の未 計上</li></ul>

【課徴金額】3,442 万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 4	年月日30.12.14	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 昭光通商株式会社(東証1部) 【違反行為の概要】 当社は、連結子会社における炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金及びのれんの減損損失の不計上等を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成 26 年3月第1四半期四半期報告書(平成 26 年5月 15 日提出) ・平成 26 年6月第2四半期四半期報告書(平成 26 年8月 12 日提出) ・平成 26 年6月第2四半期四半期報告書(平成 26 年8月 12 日提出) ・平成 26 年6月第2四半期四半期報告書の訂正報告書(平成 27 年3月 26 日提出) ・平成 26 年9月第3四半期四半期報告書の訂正報告書(平成 27 年3月 26 日提出) ・平成 27 年3月第1四半期四半期報告書(平成 27 年3月 27 日提出) ・平成 27 年3月第1四半期四半期報告書(平成 27 年5月 15 日提出) ・平成 27 年6月第2四半期四半期報告書(平成 27 年8月 11 日提出) ・平成 27 年6月第2四半期四半期報告書(平成 27 年8月 11 日提出) ・平成 27 年9月第3四半期四半期報告書(平成 27 年8月 11 日提出) ・平成 27 年 12 月期有価証券報告書(平成 28 年 3月 30 日提出) ・平成 28 年 3月第1 四半期四半期報告書(平成 28 年 5月 16 日提出) ・平成 28 年 6月第2四半期四半期報告書(平成 28 年 8月 10 日提出) ・平成 28 年 6月第2四半期四半期報告書(平成 28 年 8月 10 日提出)	審判 30年12月18日 日 日 年 18日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

勧告実施 勧告の対象となった法令違反等の内容 勧告後の経緯 年月日 【虚偽記載の内容】 4 つづき 開示書類 虚偽記載 番 財務計算に 号 提出日 会計期間 主な内容(注) 主な事由 書類 関する書類 ・売上の過 大計上 •貸倒引当 第 95 期第1四半期(平成 平成 26 年1月1日~ 連結四半期純利益が▲ 金の不計 平成 26 年 26年1月1日~平成26年 平成 26 年3月 31 日の 四半期連結 1 693 百万円であるところ 5月 15 日 3月 31 日)に係る四半期 第1四半期連結累計 損益計算書 を 466 百万円と記載 報告書 のれんの 期間 減損損失 の不計上 ・売上の過 大計上 •貸倒引当 第 95 期第2四半期(平成 平成 26 年1月1日~ 連結四半期純利益が▲ 平成 26 年 26 年4月1日~平成 26 年 平成 26 年6月 30 日の 四半期連結 金の不計 750 百万円であるところ 2 8月12日 6月 30 日)に係る四半期 第2四半期連結累計 損益計算書 上 を540百万円と記載 報告書 期間 のれんの 減損損失 の不計上 ・売上の過 大計上 第 95 期第3四半期(平成 平成 26 年1月1日~ •貸倒引当 連結四半期純利益が▲ 平成 26 年 26年7月1日~平成26年 平成 26 年9月 30 日の 四半期連結 金の不計 3 510 百万円であるところ 11月14日 9月 30 日)に係る四半期 第3四半期連結累計 損益計算書 を814 百万円と記載 報告書 期間 のれんの 減損損失 の不計上 ・売上の過 大計上 第 95 期第2四半期(平成 平成 26 年1月1日~ •貸倒引当 連結四半期純利益が▲ 平成 27 年 26 年4月1日~平成 26 年 平成 26 年6月 30 日の 四半期連結 金の不計 4 750 百万円であるところ 3月26日 6月 30 日)に係る四半期 第2四半期連結累計 損益計算書 を533 百万円と記載 報告書の訂正報告書 期間 のれんの 減損損失 の不計上

一連番号	勧告実施 年 月 日		勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後 <i>0</i>	)経緯
4 つづき	5	平成 27 年 3月 26 日	第 95 期第3四半期(平成 26年7月1日~平成26年 9月 30 日)に係る四半期 報告書の訂正報告書	平成 26 年1月1日~ 平成 26 年9月30日の 第3四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	510 百	半期純利益が▲ 万円であるところ 百万円と記載	<ul> <li>・売上の過 大計上</li> <li>・貸倒引当</li> <li>金の不計</li> <li>上</li> <li>・のれんの</li> <li>減損損失</li> <li>の不計上</li> </ul>
	6	平成 27 年 3月 27 日	第 95 期(平成 26 年1月1 日~平成 26 年 12 月 31 日)に係る有価証券報告 書	平成 26 年1月1日~ 平成 26 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結損益計算書	1,192	i 期 純 利 益 が ▲ 百万円であるとこ 4 百万円と記載	<ul> <li>・売上の過 大計上</li> <li>・貸倒引当</li> <li>金の不計</li> <li>上</li> <li>・のれんの</li> <li>減損損失</li> <li>の不計上</li> </ul>
	7	平成 27 年 5月 15 日	第 96 期第1四半期(平成 27年1月1日~平成27年 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 27 年1月1日~ 平成 27 年3月31日の 第1四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	百万円	資産額が 3,871  であるところを 	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>
	8	平成 27 年 8月 11 日	第 96 期第2四半期(平成 27年4月1日~平成27年 6月 30 日)に係る四半期 報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 27 年6月 30 日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	百万円	資産額が 3,642  であるところを   万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>
	9	平成 27 年 11 月 13 日	第 96 期第3四半期(平成 27年7月1日~平成27年 9月 30 日)に係る四半期 報告書	平成 27 年7月1日~ 平成 27 年9月30日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	百万円	資産額が 2,604 であるところを 第万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>

一連 番号		実施	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後 <i>0</i>	)経緯
4 つづき	10	平成 28 年	第 96 期(平成 27 年1月1 日~平成 27 年 12 月 31	平成 27 年1月1日~ 平成 27 年 12 月 31 日	連結 貸借対照表	百万円	資産額が 2.851 であるところを 万円と記載	・売上の過 大計上 ・貸倒引当
		3月30日		の連結会計期間	計期間 連結 損益計算書	12,785	期純利益が▲ 百万円であるとこ 2,570 百万円と記	金の不計上
	11	平成 28 年 5月 16 日	第 97 期第1四半期(平成 28年1月1日~平成28年 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 28 年1月1日~ 平成 28 年3月31日の 第1四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	百万円	資産額が 3,012 であるところを 万円と記載	·売上の過 大計上
	12	平成 28 年 8月 10 日	第 97 期第2四半期(平成 28 年4月1日~平成 28 年 6月 30 日)に係る四半期 報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年6月 30 日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	百万円	資産額が 3,393 であるところを 万円と記載	・売上の過 大計上
	13	平成 28 年 11 月 14 日	第 97 期第3四半期(平成 28年7月1日~平成28年 9月 30 日)に係る四半期 報告書	平成 28 年7月1日~ 平成 28 年9月30日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	百万円	資産額が 3,699 であるところを 万円と記載	・売上の過 大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

## 【課徴金額】2,400 万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	30.12.18	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 トレイダーズホールディングス株式会社(東証ジャスダック) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、関連会社を連結子会社とした際に発生したのれんの減損損失の不計上並びに当該連結子会社が行う再生可能エネルギー関連事業に係る売上及び棚卸資産の過大計上を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	審判手続開始決定日 平成30年12月20日 課徴金納付命令決定日 平成31年1月28日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審判 の期日は開かれなかっ た。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<ul> <li>平成29年3月期有価証券報告書(平成29年6月27日提出)</li> <li>平成29年6月第1四半期四半期報告書(平成29年8月10日提出)</li> <li>平成29年9月第2四半期四半期報告書(平成29年11月14日提出)</li> <li>平成29年12月第3四半期四半期報告書(平成30年2月14日提出)</li> </ul>	
		(2)発行開示書類 当社は、平成 29 年 12 月 25 日、上記(1)の重要な事項につき 虚偽の記載がある平成 29 年3月期有価証券報告書及び平成 29 年9月第2四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提 出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得 させた。	

番		開示書類		虚偽	記載	
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成 29 年6月 27 日	第 18 期(平成 28 年4月1日 ~平成 29 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 29 年3月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が▲1,496 百 万円であるところを▲ 1,433 百万円と記載	・売上の過大計上
2	平成 29 年 8月 10 日	第 19 期第1四半期(平成 29 年4月1日~平成 29 年6月 30日)に係る四半期報告書	平成 29 年4月1日~ 平成 29 年6月 30 日の 第1四半期連結会計 期間 平成 29 年4月1日~ 平成 29 年6月 30 日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結貸借対照表四半期連結損益計算書	連結純資産額が 318 百 万円であるところを 2,029 百万円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲ 2,662 百万円であるところを ▲ 1,014 百万円と記載	・のれんの 減損損失 の不計上 ・棚卸資産 の過大計 上
3	平成 29 年 11 月 14 日	第 19 期第2四半期(平成 29 年7月1日~平成 29 年9月 30 日)に係る四半期報告書	平成 29 年7月1日~ 平成 29 年9月30日の 第2四半期連結会計 期間 平成 29 年4月1日~ 平成 29 年9月30日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結質借対照表四半期連結損益計算書	連結純資産額が▲7百万円であるところを1,679百万円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が▲3,067百万円であるところを▲ 1,443百万円と記載	<ul><li>・のれんの 減損損失 の不計上</li><li>・棚卸資産 の過大計 上</li></ul>

一連 番号	勧告実施 毎 月 日 勧告の対象		勧告の対象と	となった法令違反等の内容			勧告後の経緯		
5 つづき	(注)	平成 30 2月 14 金額は百ご	日	第 19 期第3四半期(平成 29 年 10 月1日~平成 29 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 29 年 10 月1日~ 平成 29 年 12 月 31 日 の第3四半期連結会 計期間 平成 29 年4月1日~ 平成 29 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結四半期連結四半期連結損益計算書	百万円 1,129百 親会社 四半期 百万円	資産額が▲533 であるところを 5万円と記載 株主に帰属する 純利益が▲3,591 であるところを▲ 5万円と記載	<ul><li>・のれんの 減損損失 の不計上</li><li>・棚卸資産 の過大計 上</li></ul>
			【詩	果徴金額】1億3,170万円					

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	30.12.18	【違反行為】  訂正届出書を提出しないで行った募集により有価証券を取得させたこと (金商法第 172 条の2第6項)  【課徴金納付命令対象者】  株式会社ストリーム(東証2部)  【違反行為の概要】  当社は、平成 26 年1月 14 日、有価証券届出書を提出した。その後、当該届出の効力が生ずることとなる平成 26 年1月 30 日前において、「届出書類に記載すべき重要な事項」の変更があったにもかかわらず、当社は訂正届出書を提出しないで行った募集により、有価証券を取得させた(「届出書類に記載すべき重要な事項」の内容は下表【届出書類に記載すべき重要な事項の変更内容】を参照)。	審判手続開始決定日 平成30年12月20日 課徴金納付命令決日 平成31年1月28日 なお、課徴金納付命係 多対象を動る旨の答案の 提出があったため、 の期日は開かれなかった。
		【届出書類に記載すべき重要な事項の変更内容】	

#### 【届出書類に記載すべき重要な事項の変更内容】

番号	届け出書類に記載すべき重要な事項の変更
1	・第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】等において、本件新株予約権証券の割当予定先として「Licheng (H. K. )Technology Holdings Limited」と記載されていたが、Aに変更されたこと
2	・第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】e「株券等の保有方針」において、「割当予定先の保有方針につきましては、少なくとも2年以上の中長期にわたる期間、当社株式を保有する」旨の説明を口頭にて伺っていると記載されていたが、Licheng (H. K. )Technology Holdings Limited からAに割当予定先が変更され、その保有方針も新株予約権を行使したことにより取得する株式を短期で売り抜ける意図に変更されたこと

一連 番号	勧告実施 年 月 日		勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき	3	て、「鬚	部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】5【第三者割当後 劉 海涛」の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%) が、42.79%に変更されたこと	

### 【課徴金額】1,391 万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	31.1.18	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 東邦金属株式会社(東証2部) 【違反行為の概要】 当社は、炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金の不計上を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成 25 年 12 月第3四半期四半期報告書(平成 26 年2月 13 日提出) ・平成 26 年3月期有価証券報告書(平成 26 年6月 27 日提出) ・平成 26 年6月第1四半期四半期報告書(平成 26 年8月 11 日提出) ・平成 26 年9月第2四半期四半期報告書(平成 26 年 11 月 14 日提出) ・平成 26 年 12 月第3四半期四半期報告書(平成 27 年2月 12 日提出) ・平成 27 年3月期有価証券報告書(平成 27 年6月 26 日提出)	審判手続開始決定日 平成31年1月22日 課徴金納付命令決定日 平成31年3月25日 なお、課徴金納付の事等分 を対象といったとめ、 では、課徴金額の表別があったため、 では、課徴金額の表別があったため、 では、課徴金額の表別の では、までは、までは、までは、 では、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま

番		開示書類	虚偽記載				
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	提出日	書類	会計期間	財務計算に	主な内容(注)	主な事由	
	(定山口	音块	云司 初间	関する書類	工は内谷(注)	工化学田	
		等 6.4 期等 2 m 半 期 / 亚 击 2 s	   平成 25 年4月1日~			・売上の過	
		第 64 期第3四半期(平成 25			四半期純利益が17百万	大計上	
1	平成 26 年	年 10 月1日~平成 25 年 12	平成 25 年 12 月 31 日	四半期	   円であるところを 97 百万	•貸倒引当	
	2月 13 日	月 31 日)に係る四半期報告	の第3四半期累計期	損益計算書	円と記載	金の不計	
		書	間		「こに戦	並の个司	
						上	

一連 番号		告実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後の	)経緯
<b>7</b> つづき	2	平成 26 年 6月 27 日	第 64 期(平成 25 年4月1日 ~平成 26 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 25 年4月1日~ 平成 26 年3月31日の 会計期間	損益計算書	 利益が▲33 百万 るところを 91 百万 或	・売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上
	3	平成 26 年 8月 11 日	第 65 期第1四半期(平成 26 年4月1日~平成 26 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 26 年4月1日~ 平成 26 年6月 30 日の 第1四半期累計期間	四半期損益計算書	 純利益が▲82 百 あるところを 25 百 己載	·売上の過 大計上 ·貸倒引当 金の不計 上
	4	平成 26 年 11月14日	第 65 期第2四半期(平成 26 年7月1日~平成 26 年9月 30 日)に係る四半期報告書	平成 26 年4月1日~ 平成 26 年9月 30 日の 第2四半期累計期間	四半期損益計算書	 純利益が▲143 であるところを 40 と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>
	5	平成 27 年 2月 12 日	第 65 期第3四半期(平成 26 年 10 月1日~平成 26 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 26 年4月1日~ 平成 26 年 12 月 31 日 の第3四半期累計期 間	四半期損益計算書	 純利益が▲91 百 あるところを 76 百 己載	·売上の過 大計上 ·貸倒引当 金の不計
	6 (注)	平成 27 年 6月 26 日 金額は百万円	第 65 期(平成 26 年4月1日 ~平成 27 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 26 年4月1日~ 平成 27 年3月31日の 会計期間	損益計算書	 利益が▲4百万 るところを72百万 哉	·売上の過 大計上 ·貸倒引当 金の不計 上

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8	31.1.22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項)	審判手続開始決定日 平成 31 年1月 24 日 課徴金納付命令決定日 平成 31 年3月 25 日
		【課徵金納付命令対象者】 神栄株式会社(東証1部)	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の
		【違反行為の概要】 当社は、連結子会社における服飾雑貨製品等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金の不計上を行った。	提出があったため、審判 の期日は開かれなかっ た。
		この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以	

【課徴金額】1,200 万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8		下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の 記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
つづき			
		•平成 28 年3月期有価証券報告書(平成 28 年6月 28 日提出)	
		·平成 28 年6月第1四半期四半期報告書(平成 28 年8月5日提出)	
		•平成 28 年9月第2四半期四半期報告書(平成 28 年 11 月7日提出)	
		•平成 28 年 12 月第3四半期四半期報告書(平成 29 年2月3日提出)	
		•平成 29 年3月期有価証券報告書(平成 29 年6月 28 日提出)	
		「長は記載の中央】	

<b>⊒</b> Z		開示書類	虚偽記載				
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主な内容(注)	主な事由	
1	平成 28 年 6月 28 日	第 148 期(平成 27 年4月1日~平成 28 年3月31日)に 係る有価証券報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 28 年3月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が▲418 百 万円であるところを▲ 299百万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>	
2	平成 28 年 8月5日	第 149 期第1四半期(平成 28 年4月1日~平成 28 年6 月 30 日)に係る四半期報告 書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年6月30日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲146 百万円であるところを▲ 53 百万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・貸倒引当</li><li>金の不計</li><li>上</li></ul>	
3	平成 28 年 11 月7日	第 149 期第2四半期(平成 28 年7月1日~平成 28 年9 月 30 日)に係る四半期報告 書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年9月30日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が27百万 円であるところを138百 万円と記載	・売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上	
4	平成 29 年 2月3日	第 149 期第3四半期(平成 28年10月1日~平成28年 12月31日)に係る四半期報 告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が 339 百 万円であるところを 473 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上	
5	平成 29 年6月 28 日	第 149 期(平成 28 年4月1 日~平成 29 年3月31日)に 係る有価証券報告書 未満切捨てである。	平成 28 年4月1日~ 平成 29 年3月31日の 連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が96百万円 であるところを350百万 円と記載	·売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上	

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】1,200 万円

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
<b>金亏</b>	年月日		
9	31.2.13	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載	審判手続開始決定日 平成 31 年2月 15 日
		(金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項)	審判手続中
			(平成31年3月31日現在)
		【課徴金納付命令対象者】	
		株式会社ディー・エル・イー(東証1部)	
		【違反行為の概要】	
		(1)継続開示書類	
		当社は、映像(TVアニメ等)の企画・制作事業において、売上	
		の過大計上等や、映像の製作委員会に対する当社からの出資 金に係る減損損失の不計上を行った。	
		この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以	
		下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の 記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
		•平成 26 年3月第3四半期四半期報告書(平成 26 年5月 15 日提	
		出)	
		·平成 26 年6月期有価証券報告書(平成 26 年9月 26 日提出) ·平成 26 年9月第1四半期四半期報告書(平成 26 年 11 月 14 日	
		提出)	
		•平成 26 年 12 月第2四半期四半期報告書(平成 27 年2月 13 日 提出)	
		·平成 27 年3月第3四半期四半期報告書(平成 27 年5月 15 日提出)	
		•平成 27 年6月期有価証券報告書(平成 27 年9月 15 日提出)	
		·平成 27 年9月第1四半期四半期報告書(平成 27 年 11 月 13 日 提出)	
		·平成 27 年 12 月第2四半期四半期報告書(平成 28 年2月5日提出)	
		·平成 28 年3月第3四半期四半期報告書(平成 28 年5月 13 日提出)	
		•平成 28 年6月期有価証券報告書(平成 28 年9月 12 日提出)	
		·平成 28 年9月第1四半期四半期報告書(平成 28 年 11 月 14 日 提出)	
		·平成 28 年 12 月第2四半期四半期報告書(平成 29 年2月 14 日提出)	
		·平成 29 年3月第3四半期四半期報告書(平成 29 年5月 15 日提出)	
		・平成 29 年6月期有価証券報告書(平成 29 年9月 25 日提出)	
		·平成 29 年9月第1四半期四半期報告書(平成 29 年 11 月 14 日 提出)	
		·平成 29 年 12 月第2四半期四半期報告書(平成 30 年2月 13 日 提出)	
		·平成30年3月第3四半期四半期報告書(平成30年5月15日提出)	
		(2)発行開示書類	
		当社は、	
		① 平成26年2月20日、重要な事項に虚偽の記載がある財務諸表を記載した有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	
		(本 ) (	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9		記載がある平成 28 年6月期有価証券報告書を参照情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募	
つづき		集により、有価証券を取得させた。	

77		開示書類	虚偽記載				
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由	
1	平成 26 年 5月 15 日	第 13 期第3四半期(平成 26年1月1日~平成26年 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 25 年7月1日~ 平成 26 年3月31日の 第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 203 百 万円であるところを 270 百万円と記載	・売上の過	
2	平成 26 年 9月 26 日	第 13 期(平成 25 年7月1 日~平成 26 年6月 30 日) に係る有価証券報告書	平成 25 年7月1日~ 平成 26 年6月 30 日の 会計期間	損益計算書	当期純利益が 165 百万 円であるところを 308 百 万円と記載	・売上の過 大計上	
3	平成 26 年	第 14 期第1四半期(平成 26 年7月1日~平成 26 年	平成 26 年7月1日~ 平成 26 年9月 30 日の 第1四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,101 百万 円であるところを 1,399 百万円と記載	・売上の過	
3	11月14日	9月30日)に係る四半期報告書	平成 26 年7月1日~ 平成 26 年9月30日の 第1四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲114 百万円であるところを▲ 11 百万円と記載	大計上	
	平成 27 年	第 14 期第2四半期(平成 26 年 10 月1日~平成 26	平成 26 年 10 月1日~ 平成 26 年 12 月 31 日 の第2四半期会計期 間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,142 百万 円であるところを 1,481 百万円と記載	・売上の過	
4	2月13日	3 日 年 12 月 31 日) に係る四半 平成 期報告書 平成	平成 26 年7月1日~ 平成 26 年 12 月 31 日 の第2四半期累計期 間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲73 百 万円であるところを 69 百 万円と記載	大計上	
5	平成 27 年	第 14 期第3四半期(平成 平成 27 年 5月 15 日 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 27 年1月1日~ 平成 27 年3月31日の 第3四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,111 百万 円であるところを 1,580 百万円と記載	・売上の過	
	5月 15 日		平成 26 年7月1日~ 平成 27 年3月31日の 第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲108 百万円であるところを 164百万円と記載	大計上	

一連番号		実施引日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後の	)経緯
9 つづき	6	平成 27 年	第 14 期(平成 26 年7月1 日~平成 27 年6月 30 日)	平成 26 年7月1日~ 平成 27 年6月30日の	貸借対照表	純資産額が 962 百万円 であるところを 1,637 百 万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に
		9月 15 日		会計期間	損益計算書	当期純利益が▲259 百 万円であるところを 220 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上
	7	平成 27 年	平成 27 年9月 30 日の 四半期連結 万円であるところを 第1四半期連結会計 貸借対照表 第 15 期第1四半期(平成 期間	連結純資産額が 843 百 万円であるところを 1,666 百万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・出資金に</li></ul>		
		11月13日	9月30日)に係る四半期報告書	平成 27 年7月1日~ 平成 27 年9月 30 日の	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲132 百万円であるところを 15 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上
		平成 28 年	第 15 期第2四半期(平成 27 年 10 月1日~平成 27	平成 27年 10月1日~ 平成 27年 12月 31日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 587 百 万円であるところを 1,732 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に
	8	2月5日	年12月31日)に係る四半期報告書	平成 27 年7月1日~ 平成 27 年 12 月 31 日 の第2四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲389 百万円であるところを80 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上
		平成 28 年	第 15 期第3四半期(平成 28年1月1日~平成28年	平成 28 年1月1日~ 平成 28 年3月31日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 504 百 万円であるところを 1,769 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に
	9		報告書 平成第3	平成 27 年7月1日~ 平成 28 年3月31日の 第3四半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲473 百万円であるところを 116 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上

一連 番号		実施	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後の	D経緯
9 つづき	10	平成 28 年	第 15 期(平成 27 年7月1 日~平成 28 年6月 30 日)	平成 27 年7月1日~	連結 貸借対照表	連結純資産額が 372 百 万円であるところを 1,806 百万円と記載	<ul><li>・売上の過</li><li>大計上</li><li>・出資金に</li></ul>
	9月12日	平成 28 年6月30日の  連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が▲615 百 万円であるところを 142 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上		
	11	平成 28 年	第 16 期第1四半期(平成 28年7月1日~平成28年	平成 28 年7月1日~ 平成 28 年9月 30 日の 第1四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 492 百 万円であるところを 2,001 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に
		11 月 14 日	9月30日)に係る四半期報告書	平成 28 年7月1日~ 平成 28 年9月 30 日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲100 百万円であるところを 58 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上
	10	平成 29 年	第 16 期第2四半期(平成 28 年 10 月1日~平成 28	平成 28 年 10 月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,723 百万円であるところを 3,264 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に
	12	2月14日	年 12 月 31 日)に係る四半 期報告書	平成 28 年7月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第2四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲324 百万円であるところを▲ 132 百万円と記載	係る減損 損失の不 計上
	13	平成 29 年 5月 15 日	第 16 期第3四半期(平成 29年1月1日~平成29年 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 29 年1月1日~ 平成 29 年3月31日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,427 百万円であるところを 2,169 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に 係る減損 損失の過 小計上
	14	平成 29 年 9月 25 日	第 16 期(平成 28 年7月1 日~平成 29 年6月 30 日) に係る有価証券報告書	平成 28 年7月1日~ 平成 29 年6月 30 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,430 百万円であるところを 1,889 百万円と記載	・売上の過 大計上

一連 番号	勧 <del>告</del> 年 月	実施	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後の	)経緯
9 つづき	15	平成 29 年 11 月 14 日	第 17 期第1四半期(平成 29年7月1日~平成29年 9月 30日)に係る四半期 報告書	平成 29 年7月1日~ 平成 29 年9月30日の 第1四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,517 百万円であるところを 2,011 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に 係る減損 損失の不 計上
	16	平成 30 年 2月 13 日	第 17 期第2四半期(平成 29 年 10 月1日~平成 29 年 12 月 31 日)に係る四半 期報告書	平成 29 年 10 月1日~ 平成 29 年 12 月 31 日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,521 百万円であるところを 2,018 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に 係る減損 損失の不 計上
	17	平成 30 年 5月 15 日	第 17 期第3四半期(平成 30年1月1日~平成30年 3月 31 日)に係る四半期 報告書	平成 30 年1月1日~ 平成 30 年3月31日の 第3四半期連結会計 期間 平成 29 年7月1日~ 平成 30 年3月31日の 第3四半期連結累計 期間	四半期連結 貸借対照表 四半期連結 損益計算書	連結純資産額が 1,634 百万円であるところを 2,254 百万円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が▲117 百万円であるところを 39 百万円と記載	・売上の過 大計上 ・出資金に 係る減損 損失の不 計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】1億3,540万円

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10	H31.3.29	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項)  【課徴金納付命令対象者】 株式会社RS Technologies(東証1部)  【違反行為の概要】  当社は、多結晶ダイヤモンドパウダーの架空取引により、売上の過大計上や貸倒引当金の不計上を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
		<ul><li>平成 27 年9月第3四半期四半期報告書(平成 27 年 11 月 13 日提出)</li><li>平成 27 年 12 月期有価証券報告書(平成 28 年3月 29 日提出)</li></ul>	

一連 番号		告実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の内容		勧告後の経緯		
10			【偽記載の内容】			'		
つづき	番		開示書類		虚偽	記載		
	号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主	な内容(注)	主な事由
	1	平成 27 年	年7月1日~平成 27 年9月	平成 27 年1月1日~ 平成 27 年9月 30 日の 第3四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	110 百	半期純利益が 万円であるところ 百万円と記載	·売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上
	2	平成 28 年 3月 29 日	平成 27 年 12 月 31 日)に係	平成 27 年1月1日~ 平成 27年12 月 31日 の連結会計期間	連結損益計算書	百万円	期純利益が 152 であるところを 5円と記載	・売上の過 大計上 ・貸倒引当 金の不計 上
	(注)		円未満切捨てである。 【課徴金額】600 万円					

<sup>※</sup> 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

## 3-6 裁判所への申立て実施状況

# 1. 申立て実施件数一覧表

年度	22~26	27	28	29	30	合計
合計	14	3	1	2	2	22
無登録業者等	13	3	1	2	2	21
無届募集	1	0	0	0	0	1

# 2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

		<b>+</b> + -		
一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1	㈱大経	平成 22 年	<ul><li>無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等</li></ul>	平成 22 年
	他2名	11月17日	(株)大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の 登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの	11月26日
	(東京都	(東京地裁)	登録を受けずに、平成22年2月こつから6月こつまでの間、業として、㈱生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株	(東京地裁)
	中央区)		予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	
2	㈱生物化学	平成 22 年	〇 無届募集(株式等)の禁止等	平成 22 年
	研究所	11月26日	(株生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22 年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって	12月15日
	中央市)	(甲府地裁)	自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の 発行を行い、金融商品取引業の登録等がない(株)大経と 連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名 の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額 約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金 額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末 発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘 を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券 届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のう ち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株 式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集 に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定のけることから、有価証券届出書を提出しなけれ ば行ってはならないものである。 このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文 等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為 を今後も行う蓋然性が高い。	(甲府地裁)

一連番号	被申立人	申立日(申立てを行った	申立ての内容	発令日
3	ジャパン	裁判所) 平成 23 年	〇 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等、運用)	平成 23 年
3			の禁止等	
	リアライズ(株)	4月28日	ジャパンリアライズ㈱他2名(以下「当社ら」という。)は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合	5月13日
	他2名	(札幌地裁)	計20本の組合契約(以下「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社	(札幌地裁)
	(北海道		らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用 しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一	
	札幌市)、		である。 そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例	
	(適格機関投		業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6 か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の	
	資家等特例業		者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降	
	務届出者)		に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当しているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一段の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画している。以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
4	(株)ベネフィット	平成 23 年	○ 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等	•平成 23 年
	アロー	6月 24 日	(株/ベネフィットアロー(以下「当社」という。)は、平成	7月5日
	他3名	(東京地裁)	22年11月ころ以降、(有)フロンティア(東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア	(東京地裁)
	(東京都		社」という。)から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合	(被申立人1
	中央区)、		契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主である	名)
	(適格機関投		A及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。 C(以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」とい	
	資家等特例業		う。)は、平成22年6月ころ以降、当社、㈱コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ㈱(東京都中	•平成 23 年
	務届出者)		央区)、(株)セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント(株)(東京都台東区)、フロンティアターゲット(株)	7月 15 日
			(東京都台東区)及び(株)ツアーコンサルタント(東京都台東区)及び(株)ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託	(東京地裁)
			会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグルー	(上記1名以
			る。)から安託を受け、勧誘を等目とする後数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業	外の被申立人
			務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。	6)
			当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 当社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無	

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った	申立ての内容	発令日
借って 4 つづき		裁判所)	登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Cは、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	(株) Eファクトリー 及び セ 1 名	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○ 適格機関投資等特例業務(自己私募)を行うに当たの虚偽告知の禁止等 (株)にファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長(以下、両社と併せて「当社月まで自己という。)の指示の服投資では、平成23年1月から同様、工作工程、関連では、1月まで自己といる複数のファンドに合格では、1月まで自己となって、1月が、1月まで、1月まで、1月まで、1月まで、1月まで、1月まで、1月まで、1月まで	平成 24 年 2月3日 (東京地裁)

_ '声		申立日		
一連 番号	被申立人	(申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
6	F-SEED(株)	平成 25 年	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに 当たっての虚偽告知の禁止等	平成 25 年
	他1名	3月22日	F-SEED㈱(以下「当社」という。)は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するA(以下、当	4月11日
	(名古屋市	(名古屋地	社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家	(名古屋地裁)
	中区)、	裁)	に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレッ	
	(適格機関投		ト、契約書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する	
	資家等特例業		表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。	
	務届出者)		(1) 当社らは、平成23年3月ころ以降、出会ででででできた。 中成23年3月この8割を営による収入の有無に関係なく、業者報酬するに、当該架空の収入の8割を営にででででででできた。 というというというというには、当該架空の収入の8割を当にでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
7	(株)ライフ	平成 25 年	〇 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 等	平成 25 年
	ステージ	11月12日	(株)ライフステージ(以下「当社」という。)は、遅くとも平	11月26日
	他2名 (東京都 新宿区)	(東京地裁)	成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のLIFESTAGE LIMITED(以下「リミテッド社」という。)が出資された資金を外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のGLOBAL INTERNATIO	(東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
<b>7</b> つづき			NAL HOLDINGS LTD.がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 当社の100パーセント株主で「会長」であるA及び代表取締役であるB(以下、当社、A及びBを併せて「当を併せて「当を併せて「当を併せて」と呼ばれる個人又は当ら」という。)は、自ら、上記申込みの取得勧誘て為と行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘て為にに指示するなどして、上記申込みの取得勧誘に対して、自動誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。なお、当社は、「エージェント」に対して、知識したのおおいるのは、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃から頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃終かる権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止さる必要がある。	亚成 26 年 1 日
8	アイエム(株) では、	平成 26 年 1 月 10 日 (名古屋地 裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止等 以頃合計 という。) 他11 という。) 他12 という。) 他12 という。) 他12 という。) 他12 という。) 他14 という。) 他15 に当さい。) 他16 にいる。) 他16 にいる。) 他17 に当社という。) 他17 に当社ら」という。) は、平本の23 年1 組合 とり での間、合計12 本のらず で389 名本 の で30 に基づくを の で30 に基づくを の で30 に基づくを の で30 に基づくを の で4 に で4 に で4 に で4 に で5 に い ら い に で5 に い に い で5 に い に い で5 に い で5 に い で5 に い が い は に い で5 に い に い で5 に い に い で5 に い で5 に い で5 に い が い は に い で5 に い が い は に い で5 に い い は い に い で5 に い い に い で5 に い い に い は い い に い で5 に い い に い で5 に い い に い が い は に い で5 に い い に い が い は に い で5 に い い に い で5 に い い い に い が い は に い で5 に い い に い で5 に い い に い い に い が い は に い が い は い い に い が い は い い に い が い は い い に い が い い に い が い い に い が い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い い に い に い い に い い い に い い い に い い い い に い い い い に い い い に い い い い い に い	平4 26 年1 日 24 日 24 日 24 日 24 日 31 日 31 日 32 日 31 日 32 日 31 日 32 日 32

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った	申立ての内容	発令日
8 つづき		裁判所)	る。 このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
9	(株)UAG他2名 (大阪市 福島区)、 (適格機関投 資家 新届出者)	平成 26 年 6月6日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株)UAG(以下「当社」という。)代表取締役A及び従業員B(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、遅くとも平成24年7月頃以降、当社の関連会社である外国法人のUPDATE ASIA GROUP LIMITEDが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする2本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得の間で、延べ262名に及び、その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年7月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。なお、当社らは、当社配解客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払って、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、軍和会を組成し、当該匿名組合、最近にないからするに、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 26 年6月 23 日(大阪地裁)
10	㈱Grant 他3名 (大阪市北区)	平成 26 年 7月3日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株) (場では、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (	平成 26 年 7月 28 日 (大阪地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき		200 1 1 1 1 1 1	し、海外ファンドに係る取得勧誘第2号に規定される「第二種金融商品、全域を行うに関係を行って、より多くのでは、主体を主義を主要を表して、より多生のでで、より多生のでで、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、まりをでして、一番をををでした。とのでは、平成19年8月頃からには、中域19年8月頃からには、中域19年8月頃からに、からに、おりにからに、からに、ののでのでででは、また、のでのででででででででででででででででででででででででででででででででで	
11	(株)グランター	平成 26 年	○ 無登録金商業(投資ー任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い)の禁止等	平成 26 年
	他2名 (東京都港区)	8月6日(東京地裁)	(棋グランター(以下「当社ら」という。)、当社代表取締役 A及び当社職員B(以下、「当社ら」という。)は、全国開 EB(以下、「当社ら」という。)は、全国開 EB ET E E E E E E E E E E E E E E E E E	9月5日(東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
11 つづき			し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。 そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。 以上に加え、当社らは、平成23年10月頃から平成25年9月頃までの間、当社の関連会社である外国法人のStep 1 Up (Asia) Limitedが運用を行うとするラップロ座の開設の勧誘を行い、延べ4,553名の一般投資家と同社との間で投資一任契約を締結させ、約27億円を出資させた。また、当社は、平成24年10月頃から平成26年3月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の(㈱エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ2,224名の一般投資家に約40億円を出資させた。そして、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記PB社が運用を行うとするラップロ座及びSTP合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
12	(株)ESPLUS 他1名 (大阪市 淀川区)	平成 26 年 9月 12 日 (名古屋地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 (場) (以下「当社」という。)は、平成25年10月頃 (以下「当社」という。)は、平成25年10月頃 (以下「当社」という。)は、平成25年10月頃 (以下「当社」という。)は、平成25年10月頃 (以下「カニッ役A(以下「A)といい、当社と併せて「当社の人間関連プルラ。)において出資金を集め、当社代表取締役役員会会を Inc.の鉱山開発・事業へ投資して運用を行うという。)にいの鉱山開発・事業へ投資して運用を行うという。)に係る外国法人のNippon Dragon Resource Inc.の鉱山開発・ショナルリソースファン・(以下「カニップインとは、下ケールド・ハッピー・ス・シール・ファンド(以下「カニップ・カの取得動誘を行っている。 また、「カの取得動誘を行っている。 また、「カの取得動誘を行っている。 また、「知の取得動誘を行っている。 また、「知の取得動誘を行っている。 当社は、ハッピー・スとも資料を表し、「全国を担合」を制度を対して、大きなの、自己を表別である。 (本)算に、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	平成 26 年 10 月 22 日 (名古屋地裁)

		申立日		
一連 番号	被申立人	・ユー (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
13	MASTERS	平成 27 年	○ 無登録金商業(投資ー任契約に基づく運用)の禁止等	平成 27 年
	DPB	1月14日	MASTERS DPB LIMITED(以下「当社」という。)	2月23日
	LIMITED	(東京地裁)	及び当社の代表取締役兼日本における代表者A(以下「当社ら」という。)は、平成25年3月以降、多数の日本	(東京地裁)
	他1名		の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品(以下「ビジネスパック」という。)を販売しており、その	
	(本店 ニュー		内容は、(1)資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2)アフィリエイト・プログラム(顧客紹介と報酬支	
	ジーランド・オ		払)への参加権、(3)資産運用を行うための口座の提供などである。	
	一クランド市、		さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に	
	日本支店 東		表示される投資ー任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けれる。	
	京都港区)		た口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドア	
			カウント」という名称の口座(以下「SMA口座」という。) において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れて	
			おり、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。	
			また、当社らは、平成26年10月以降、「MASTERS DPB LIMITED ADVANCE」という新たな名称のサ	
			ービス(以下「アドバンス」という。)の取扱いを開始し、 顧客からSMA口座における運用を委任する旨の申し	
			出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくと	
			もSMA口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。	
			以上の結果、当社らは、平成25年3月頃から平成26 年12月頃までの間、少なくとも延べ940名の一般投資家	
			から約7億円の資金の預託を受けている。 当社らの上記行為は、金商法第28条第4項第1号に	
			規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第29条に違反するものである。	
			そして、当社らは、上記のとおり、平成26年10月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばか	
			りであり、また、平成25年3月以降長期にわたり無登録 投資運用業を継続して行ってきたものである。	
			また、当社らは、本来運用のみに用いられるべきSM A口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プロ	
			グラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く	
			生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行	
			っている。 以上に加え、Aは、平成24年9月頃から当社が設立	
			されるまでの間、国内法人である㈱マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。	
			以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う差然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させ	
14	(株)日本	平成 27 年	る必要がある。 O 無登録金商業(ファンドの私募等)の禁止等及び適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当た	平成 27 年
	ヴェリータ	3月20日	位候男女員家寺行例未然(自己仏券)を177cヨにっての虚偽告知の禁止等	5月 22 日
	及び	(東京地裁)	(株)日本ヴェリータ社及び代表取締役A(以下「ヴェリータ社ら」という。)は、平成23年12月頃から同27年2月	(東京地裁)
	(株)ギフター		頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする3つ の名称の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称に	
	ジャパン		かかわらず「ファンド」ということがある。)に基づく権利 の私募を行い、延べ392名から約12億円の出資を受け	
	他1名		た。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替 証拠金取引への投資により同社において集められた出	
			資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象 事業は同一である。	

		申立日		
一連 番号	被申立人	→ 甲 <u>Ψロ</u> (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
14	(東京都		適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得さ	
つづき	中央区)		せた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、ヴェ	
	(適格機関投		リータ社らが遅くとも平成26年6月頃以降、延べ107名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。	
	資家等特例		ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に	
	業務届出者)		該当し、ヴェリータ社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するも	
			のと認められる。 (株)ギフタージャパン及び同社の業務の実質的管理者	
			であるA(以下「ギフター社ら」という。)は、平成26年1 月頃から同27年2月頃までの間、2つの名称の匿名組	
			合契約に基づく権利の私募を行い、延べ84名から約2億5,000万円の出資を受けた。 ギフター社らは、運用益の有無にかかわらず顧客の	
			出資金を原資として、毎月分配上限額相当額(出資金額の1%相当額)を分配する意図を有し、実際に出資金	
			を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフター社らは上記意図や取扱いを顧客には秘	
			匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行って	
			いた。 ギフター社らによる上記説明は、金融商品取引契約	
			の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項・第38条第1号)。	
			そして、ヴェリータ社、ギフター社及びAは、こうした 勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続	
			して勧誘を行っていくことを企図している。 また、Aは、ヴェリータ社及びギフター社で一般投資 家から集めた出資金を、㈱JBSホールディングスに集	
			約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給	
			与等の経費の支払いやAへの個人的な貸付けに充て ているところ、このような経費の支出や既存顧客への分	
			配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ 社及びギフター社におけるファンドの取得勧誘を行って	
			新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。 以上からすれば、ヴェリータ社、ギブター社及びAは	
			上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
15	(株)ドリーム	平成 27 年	O 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託 の取次ぎ)の禁止等	平成 27 年
	ジャパン	7月3日	(㈱ドリームジャパン(以下「当社」という。)の代表取締役A(以下、当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成	9月8日
	他1名	(東京地裁)	20年10月から、自身が代表取締役を務めていた㈱エリオストレーディング(以下「エリオス社」という。)におい	(東京地裁)
	(東京都		て、営業員に指示し、一般投資家がエリオス社に対して上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取	
	中央区)		り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上	
			記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。	
			また、Aは、平成21年6月から、エリオス社において、営業員に指示し、エリオス社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明	
			して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規	
			公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。	
			そして、Aは、平成26年4月中旬頃から同年6月までの間に、エリオス社が関東財務局長から業務内容等に	

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
15 つづき			ついて照会を受け、警告書の発出を受けるとした中で、関東財務局からの追及を免れるため、エリオス社で、関東財務局からの追及を免れるため、エリオス社で、同月以降、当社において上記各行為を当社に引きを受けた。以上の結果、平成20年10月から平成27年5月金を受けた。当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条に当との上記各行為は、いずれも、金市引業」に該第1号に規定するものである。 Aは、上記のとおり、関東財務同長から警告書のとおり、関東財務同長から警告書のとおり、関東財務同長を行っている。 Aは、上記のとおり、関東財務可引を行っている。 おき受ける中で、エリオス社で現在もなお無を受ける中で、エリオス社で設備を当社に引き継続して行っている。また、当社らは、本来投資家との間の合意がとして用いられた。 また、当社らは、本来投資家との間の合意が選慢して、おるべき金員を、一般投資家との間の合意が選慢して、おるべき金員を、一般投資家との情務及び遊り、に当社及びエリオス社の経費等で費消して、協力によいても意といる。 そいる上、当社らは、顧客から受けた金員をするためには、、頭客からの一般投資家からの売付対ないる。 といる上、当社らは、顧客からの大説にあり、でいるとを受け続けなければならない状況にあり、でいるとのではならは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
16	㈱SRIブレイン 他1名 (東谷 と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成 27 年 8月7日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (㈱SRIブレイン(以下「当社」という。)及び代表取成23年3月頃から同27年6月頃までの間、当社の運係会合わせて「当社ら」という。)は、平営る合複数のファンド(以下「本件ファンド」という。)に係れて選係を無限責任組の取資を資金である。当社が一チェンド」という。)に経れている。当社を無限責任組の取資を資金のおりにが、大部分を、機(以下当社を指のの関資を資金のおりにより、当社を無限責任組の取資を資金のおりにより、当社を無限責任組の取資を資金のの当社が一チェンでは、一チェ社をは、大部分を、機(以下生と合うに、当社のよりに、当社のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	平成 27 年 12 月4日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
16 つづき			号)。 当社らは、上記出資金の送金・還流を正当とさるといませた後、上記出資金の送金・還流を正当とさいます。 がに、ビバーチェ社らに投資先企業の株式を引きされている。 をの際、転売価格の基準となる株価算なを生じが一チェ社らに多の間でませらに多の間できなるとされて、ビバーチェ社らとので大部分をコンるとともに、ビバーチェ社らとのできなが表するというのまた、上記を買差益の大部分を出している。 を締結し、上記売買差益の大部分をコンケるは、上記と同業を作出している虚始を移れましている。 また、上記と同様のチンドのの関いをによいいいという。)とは、当社の前代表取においの前径を外担にかいる。 また、おいて本代表取を作り、以の際ににも当後をがある。 また、おいて本がメントの取得しているに対しているが、当社において、当社の前行ないのでは、リスクセカリとがの関いたといるに対しておける。 とは、リスクマネジンドのも、というでは、から後も当社に充っている。 当社に充っているに対していると当社にも当資金とが、というとは、は、カーチには当資とは、カーチには当資とは、カーチには当資とは、カーチには当資とは、大半が行ったが、当社に対して、当社に対して、当社に対して、当社に対して、当社に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	
17	(株)エフ・	平成 28 年	○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託 の取次ぎ)の禁止等	平成 28 年
	サポート	3月11日	(㈱エフ・サポート(以下「当社」という。)の実質的経営	4月 14 日
	他1名(東京都千代田区)	(東京地裁)	者A(以下、当社と合うは、一夕社の下、治したいた。)は、データ社と合う。)は、データ社がでいた。)は、データ社を清算することが、清算することが、清算することが、清算することが、清算することが、表社として、当社を譲り受けた。 であるとともに、平成22年5月頃から、継が式であいた。 をして、名は、平成22年5月頃から、継が式であいた。 をして、の顧客の取引がという。)は、がが式で、当社での取引を当社が開始した。 本での取引を当び新規を開から。は、がが式で、当社がのもに、のはが、当社でのを当社ががある。 本の取引を当なが、当社でのもはがが、当社でのもに、当社がのもに、はがで、上場株式の市買のに、はがで、上場株は、一般投資家を行うと、こもをともいた。 は、当のでは、当時、休眠会社にて、の記述が、当時、休眠会社にて、引きいが、当社でのは、当時、は、当時、休日である。 は、「であるが、当社でのは、当社でのは、当社でのもに、は、当社でのもに、は、当社で、当社が、当社で、当社が、当社で、当社が、当社で、当社が、当社で、一般投資家を行うに、当社が、の話といいた。 は、よのできるは、、当社のの方に、は、「では、いいたの、は、にでからの上記を行うことは、「では、いいたの、は、にでは、いいた。 は、とのであるを行為は、いずれも金商法第28条でもいた。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
17 つづき			式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及び当社経費の支払等で費消して毀損しており、当社らの違法行為を禁止・停止させなければ、一般投資家の利益が更に書されるおそれが高い。また、上記違法行為は長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、返金等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成28年1月時点においても違法行為を継続し、顧客から入金を受けている状況にある。以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
18	リペアハウス(株)	平成 28 年	<ul><li>○ 無登録営業(投資ー任契約の媒介、ファンドの募集等)の禁止等</li></ul>	平成 28 年
	他1名(東京都台東区)	5月20日(東京地裁)	リペアハウス㈱(以下「当社」という。)及び代表取26年10月頃から、一般投資家に対して、以下の投資家に対して、以下の投資家に対して、以下の投資家に対して、以下の投資家に対して、以下の投資家に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、のものでは、一般投資。のものでは、「WINOFEX REPAIR LIMITED」との名称が、「WINOFEX REPAIR LIMITED」との名称の書港法人に口座を開設するとともに、いて、自法人との間で投資一任契約を締結するととものの名のでは、上記を回路で投資でが、上記を回路で投資の場合とは、当該口間で投資の事法人に「ラップ等を締結をでの当になり、自然を表して、同議を表して、は、当該口間で投資の事をとして、同議を表して、の投資を行い、その当立ののでは、は、「コート、には、「ののでは、「ロート、には、「ののでは、「ロート、には、「ののでは、「ロート、には、「ののでは、「ロート、には、「ののでは、「ロート、には、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、は、「ののでは、は、「ののでは、は、「のののののののでは、「のののののののののの	7月4日(東京地裁)
			当社らの上記各行為のうち、上記ア及びイの商品に関するものは金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に、上記ウの商品に関するものは同条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。当社らは、リペアホールディングス株式会社(東京都台東区、代表取締役A、金融商品取引業の登録等はい。)、一般財団法人フロンティアリノベーション機構(東京都台東区、代表理事A、金融商品取引業の登録等はない。)といった新たな法人を設立し、これら法人に当社の事業を移して事業を継続させることを計画しているが、当社は、遅くとも平成27年5月頃には、一般投資	

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
18 つづき		300 T 31 71 7	家から集めた資金を「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いに充てなければ業務遂行が困難な状況にあったことに加え、一般投資家から集めた資金は、当社の経費、「会員」への「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いのため、既にそのほとんどが費消されている状況にある。そのため、当社らが、「会員」に対する支払い等を行いつつ、今後も事業継続をするためには、新たな一般投資家から出資金を募ることが不可欠な状況にある。以上によれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
19	A	平成 29 年 10 月 24 日 (東京地裁)	○ 無登録営業(店頭デリバティブ取引)の禁止等         A は、平成25年12月17日、ニュージーランドにお式全の株式全種社である FGX 社を設立し、その株式全部の所有者となるとともに、唯一の取締役となかた。 FGX 社は、平成26年9月1日、話のウェブサイト(以主に可り入りという名)を開設し、本体サイト上で記の4種類の権利(以下、体力)を開設して、アブサイト」という。)を開設して、アブサイトと記の4種類の権利(以下、併せて「本件パイナリーオプション」という。)の販売を開始した。	平成 29 年 12 月 20 日 (東京地裁)

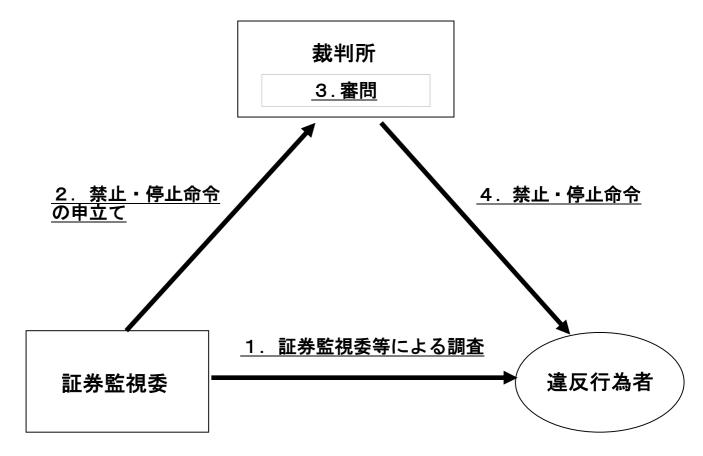
		申立日		
一連 番号	被申立人	サユロ (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
19			れば、一般投資家の利益が害されるおそれが高い。 また、A は、平成27年11月に、FGX 社が金融商品取 引業に該当する行為を行っているとして、関東財務局 から警告書の発出を受けているが、これを無視し、現在 もなお違法行為を継続している。 さらに、A は、本件バイナリーオプションの販売行為	
			のほか、本件サイト等において外国為替証拠金取引を 提供することも検討等していたところ、当該取引の提供 が開始された場合、当該行為は、金商法第2条第22項 第1号に規定する店頭デリバティブ取引に該当し、上記 と同様、同法第29条に違反することとなる。 以上によれば、A は金商法違反行為を今後も行う蓋 然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必 要がある。	
20	傑JG-	平成 30 年	〇 無登録営業(投資助言業等)の禁止等	平成 30 年
	company,	3月2日	(1) 無登録での投資助言業務について ① ㈱JG-company、㈱Master及び㈱S&F並びに	3月 29 日
	傑)Master	(東京地裁)	それぞれの代表取締役であるA、B及びC(以下「JG 社外2社ら」という。)は、その従業員を代表者として 設立した複数の実体のない会社の名義で、投資助言	(東京地裁)
	及び		に関するウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で 無料の会員登録を行った一般投資家に対して、電話	
	㈱S&F 他3名		や電子メールで、投資顧問契約(一契約あたり数万円~数百万円の投資顧問料を支払うことによって、	
	(東京都		数か月〜数年程度、株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報の提供を受けることができる契約)の締結を勧誘している。	
	新宿区ほか)		そして、JG社外2社らは、投資顧問契約を締結した一般投資家に対して、同契約に基づき、今後株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報を提供	
			して買い推奨を行っている。 ② JG社外2社らは、平成25年5月頃から上記投資助言業務を続けており、これまでに、少なくとも延べ約3,700人の顧客から、約37億5,000万円の投資顧問料	
			を得ている。 ③ JG社外2社らは、投資顧問契約の勧誘にあたり、 以下のような手法を用いている。	
			ア JG社外2社の従業員が、「実績のある投資家」 を装って顧客に面会し、虚偽ないし誇張した自ら の投資経験等を顧客に説明した上、その「実績の ある投資家」が所属する会社から投資助言を受け ることができるなどとして、投資顧問契約の締結を 勧誘する手法	
			イ 多数の顧客に対して同時に同一銘柄の株式の 買い推奨を行うことで、その株価を急騰させ、それ をあたかも自らが特別な投資情報を有しているこ との証拠であるかのように振る舞って、投資顧問 契約の締結を勧誘する手法	
			JG社外2社らが行った上記の行為は、金商法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」に該当するから、JG社外2社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく上記の行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	
			(注1) JG社外2社らは、上記のとおり、複数の実体のない会社の名義を用いて無登録で投資助言業務を行っており、その一部の会社に対しては、関東財務局や福岡財務支局から無登録での投資助言業務を止めるように警告書が発出されているが、その都度、警告を受けたウェブサイトを閉鎖す	
			るなどし、投資助言業務を止めたと装う一方、新たな会社を設立したり、新たなウェブサイトを開設したりするなどして、無登録での投資助言業務を継続している。	

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
20 つづき			(2) 無登録での第一種金融商品取引業(金商法第2条第22項第1号に掲げる取引の媒介)について (1) JG社外2社らは、その従業員を代表者として設立した実体のない会社(株式会社Installation又は株式会社トランジット)の名名義により、外国為替取別(以下「FX取引」という。)の自動売買ソフトを取引(以下「FX取引」という。)の自動売海内の下X取引業者として「FXNoah証券」を紹介し、同社社義の口座に送金させている。 「FXNoah証券」は実在する法にがした。全にはなく、全く名称の異なる海外のFX取引の量にがした。実際には、「FXNoah証券」は実在する法におり、JG社外2社らは、顧客が行うFX取引の量にがした。実際には、「FXNoah証券」は実在する法におり、JG社外2社らは、顧客が行うFX取引の量に、当該業者からは、平成28年3月頃から上記FX取引のなくとも延べ約1,100人の顧客について海外のFX取引を持ちば、平成28年3月頃から上記FX取引のなくとも延べ約1,100人の顧客について海外のFX取引を持ちば、半平成30年2月時点で、知る学者を続けており、平成30年2月時点で、取引業者とのFX取引を媒介し、当該業者から約3,200万円の手数料を得ている。  JG社外2社らが行った上記の行為は、金商法第2条第22項第1号に規定する方面第第1号に規定する「第2条介に該当し、同法第28条第1項第2号に規定する「第2条介に該当のより、「FXNoah」の方に対しては、関東財務のらを行為を行うことは、「大知の連直を表に表によれているが、「FXNoah」のウェブサイトの運営主体とされているが、「FXNoah」のウェブサイトの運営主体とされているが、「FXNoah」のウェブサイトの運営主体とされているが、「FXNoah」のウェブサイトの運営主体とされているが発出の関連を融商品取引業を継続している。 以上によれば、JG社外2社らは金商法違反行為を今後も行う蓋然性が高く、JG社外2社らが行っている行為を可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
21	(株)オレンジ プラン 及び (株)ゴールド マイン 他2名 (東京都 港区ほか)	平成 30 年 5月 29 日 (東京地裁)	○ 無登録営業(ファンドの募集等)の禁止等 (㈱オレンジプラン(以下「オレンジ社」という。)は、平成28年11月下旬頃から、「ポートフォリオコイン」という名称の金融商品を販売している。 なお、「ポートフォリオコイン」を購入するためには、オレンジ社へ登録料及び登録事務手数料(以下「登録料等」という。)を支払い、会員登録を行う必要がある。会員は、自分の紹介により、一般投資家が新規にオレンジ社の会員となったり、「ポートフォリオコイン」を購入したりした場合には、オレンジ社から「ボーナス」として金銭が支払われる仕組みとなっている。 (1)「ポートフォリオコイン」について オレンジ社及び(㈱)ゴールドマイン(以下「ゴールド社」という。)並びにそれぞれの代表取締役であるA及びB(以下、両社並びにA及びBを併せて「オレンジ社ら」という。)は、「ポートフォリオコイン」の売上金を運用し、その発行主体とする海外法人が、仮想通貨の売買によって「ポートフォリオコイン」の所有者に対して、所有口数に応じて分配するという金融商品であるとしている。 「ポートフォリオコイン」は2種類あり、その概要は、以下のとおり。	平成 30 年7月 27 日(東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
21		<b>級中</b> J <i>P</i> JI	①「ポートフォリオコイン20」 購入日の翌週から20週目までは、毎週、販売価格(5万円)の5%に相当する額(2,500円)の支払を受けることができるとしている(20週間支払を受け続けることができれば、販売価格に相当する額の支払を受けることができることになる。)。 その後は、満期である104週目に、運用による最終的な利益(過去の実績は、301万2,112円とされる。)の支払を受けることができるとしている。	
			②「ポートフォリオコイン40」 購入日の翌週から40週目までは、毎週、販売価格(5万円)の5%に相当する額(2,500円)の支払を受けることができるとしている(40週間支払を受け続けることができれば、販売価格の倍に相当する額の支払を受けることができることになる。)。 その後は、満期である104週目に、運用による最終的な利益(過去の実績は、113万5,233円とされる。)の支払を受けることができるとしている。	
			(2)「ポートフォリオコイン」の取得勧誘について	
			① 個別の面談やセミナーによる取得勧誘 オレンジ社は、一般投資家との個別の面談や セミナーにおいて「ポートフォリオコイン」の説明 を行う業務を、ゴールド社に委託している。 そして、ゴールド社の代表取締役であるB及び同社の外交員らは、同委託に基づき、平成28年11月下旬頃から、オレンジ社の公認アドバイザーとして、個別の面談やセミナーにおいて、一般投資家に対して「ポートフォリオコイン」の説明を行い、その取得勧誘を行っている。 また、オレンジ社の代表取締役であるAは、ゴールド社の外交員からの要請により、セミナーに出席して一般投資家に対して挨拶を行うほか、個別の面談において、一般投資家からの質問に回答するなどしている。	
			② キャンペーンの告知による取得勧誘 オレンジ社は、平成29年10月頃から1か月に 1、2回程度の頻度で、「ポートフォリオコイン」の 追加購入を促すキャンペーンを行っており、その ようなキャンペーンを行う旨を会員向けのウェブ サイトで告知するとともに、会員全員に対してメ ールを送信して告知し、「ポートフォリオコイン」 の取得勧誘を行っている。	
			オレンジ社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。	
			オレンジ社らは、平成28年11月から平成30年2月20日までの間に、少なくとも延べ約8,100名の一般投資家に対して延べ約31億円分の「ポートフォリオコイン」を販売している。 また、オレンジ社は、会員からの登録料等として、約10億円の入金を受けている。	
			オレンジ社らは、「ポートフォリオコイン」の発行主体 とされる海外法人が仮想通貨の売買によってその売上 金を運用するとしているが、オレンジ社が「ポートフォリ オコイン」の売上金を海外法人に送金している形跡や	

一連番号 21 っぴき	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容 海外法人からその運用益を受け取っている形跡は認められていない。 そして、一般投資家に対して支払う分配金等は、専ら「ポートフォリオコイン」の売上金及び会員の登録料等から支払われており、オレンジ社は、「ポートフォリオコイン」を販売しなければ分配金等を支払うことができない状態となっている。 そのため、オレンジ社が今後も分配金等を支払うためには、一般投資家に対して「ポートフォリオコイン」の新規の取得勧誘を継続するほかない状況にある。 このような事情等によれば、オレンジ社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	発令日
22	クローバーマネ ひ ジラ 他 東 代 ほか) はい ( 千 ほか) はい ( 年 の) がい ( 株) の ( 年 の) の (	平成 30 年 11 月 16 日 (東京地裁)	○ 無登録営業(ファンドの募集等)の禁止等  クローバーアセットマネジメント㈱(以下「クローバ社」という。)及びジェイ・トラスト㈱(以下「ジェイ社」という。) 並びにジェイ社の代表取締役であるA及び両社の資金管理等を行っており実質的な経営者であるB(以下、両)は、平成27年6月1日以降、一般投資家に対し、電話」、「より、「クローバー社員権」、「ジェイ・トラスト社員権」、「ジェイ・トラストMRFロ座」という名称の商、「社員権」と称う金を株式又はファクタリング各の高いては、クローが一社らが、集めた出資金を株式又はファクタリング各の高に対り運用し、配当を行うとしているものであり、各名項第3号の「合同会社の社員権」には当たらず、人目の「会社の主人をどから、金商法第2条項第3号の「合同会社の社員権」には当たらず、中国という名ものであると認められる。また、「MRFロ座」と称する各商品についても、クローバー社らが、集めた出資金を株式で運用し、配当を行うとしているものであり、いわゆるMRF(追加型第5号に掲げる権利(いわゆる集団投資スキーム持分)であると認められる。また、「MRFロ座」と称する各商品についても、クローバー社らが、集めた出資金を株式で運用し、配型公社債投資信託の受益証券)ではなく、金資スキーム持分)であると認められる。クローバー社らは、上記の4商品の取得勧誘によって、から延べ約18億円を出資させ、ジェイ社は延べ181名の一般投資家から延べ約14億円を出資させている(注3)。  (注3)両社は、顧客からの出資金を、他の顧客に対する償還原資に充てることを繰り返してお状況にある。クローバー社らの上記の取得勧誘行為は、金商法第23条第2項第2号に規定する「第二種金融商法第21に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。	平成 31 年 1月 11 日 (東京地裁)

# 3. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



# <金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為
- 二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利(同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときこれらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

# 3-7 犯則事件の調査・告発等

# 1. 犯則事件の調査・告発実績

平成30年度の不公正取引に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

# ① スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 193)参照》

本件は、スミダコーポレーション株式会社(以下「スミダ」という。)の社外取締役を務めていた犯則嫌疑者が、その職務に関し、同社の株券について、1株あたりの期末配当額の予想値等が、従前の予想値に比較して増額する事実を知り、犯則嫌疑者が同事実の公表前に同株券を買い付け、また、あらかじめ同株券を買い付けさせることにより利益を得させる目的で、関係者に対し、同株券の買付けを勧め、関係者が同事実の公表前に同株券を買い付けた内部者取引事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 166 条第1項第1号、同法第 167 条の2第 1項等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成30年6月18日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

## 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第一部に株券を上場しているスミダの社外取締役として、同社の業務の執行に関与していたものであるが、平成29年1月下旬頃、その職務に関し、同社が新たに算出した平成28年12月期の年間配当及び期末配当の各予想値について、同年10月下旬頃に公表していた予想値に比較し、内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り

- 第1 法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である平成29年1月下旬頃から 同年2月上旬頃までの間、証券会社1社を介し、東京証券取引所において、A名義で前 記スミダの株券合計約8万株を代金合計約8,800万円で買い付けた
- 第2 あらかじめ同社の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって
  - 1 前記重要事実の公表前である同年1月下旬頃から同年2月上旬頃までの間、Bに対し、 複数回にわたり、同社の株券の買付けを勧めたものであり、これにより買付けを勧めら れた同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年1月下旬頃 から同年2月上旬頃までの間、前記スミダの株券合計4,000株を代金合計約400万円で 買い付けた
  - 2 前記重要事実の公表前である同年1月下旬頃から同年2月上旬頃までの間、Cに対し、 複数回にわたり、同社の株券の買付けを勧めたものであり、これにより買付けを勧めら れた同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年1月下旬頃 から同年2月上旬頃までの間、前記スミダの株券合計約2万 7,000 株を代金合計約 3,000 万円で買い付けた
  - 3 前記重要事実の公表前である同年1月下旬頃から同年2月上旬頃までの間、Dに対し、 複数回にわたり、同社の株券の買付けを勧めたものであり、これにより買付けを勧めら れた同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年1月下旬頃 から同年2月上旬頃までの間、前記スミダの株券合計3,000株を代金合計約300万円で

買い付けた

4 前記重要事実の公表前である同年1月下旬頃、Eに対し、同社の株券の買付けを勧めたものであり、これにより買付けを勧められた同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月下旬頃、前記スミダの株券合計 1,000 株を代金合計約100万円で買い付けた

ものである。

#### 【告発後の経緯】

平成30年6月19日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成30年11月6日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年6月 (執行猶予5年)、罰金200万円、追徴金1億540万300円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人は、会社の業務執行を監督する立場にありながら、職務上知り得た情報を用いて巧妙にインサイダー取引を行ったものであり、取引回数も数十回に及び 8,850 万円余りを費やし、利益も 1,680 万円余りと多額になるなど、規模も大きく態様も悪質である。
- ・ また、取引推奨行為についても、知人ら4人に対して行い、合計3万 5,000 株余りが合計 3,960 万円余りで買い付けられており、売り抜けによる利益も810 万円余りと同様に悪質である。
- ・ 本件各犯行により、被告人が金融商品市場の公正性や健全性に対して与えた影響は大きいというほかなく、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んできたスミダの信用を著しく毀損したことも軽視できず、被告人の刑事責任は重い。
- ・ 他方で、被告人は、事実を素直に認めて反省の弁を述べ、社外取締役を既に辞任し、前 科前歴がないなど、酌むべき事情も認められる。

平成 30 年 11 月 21 日、同判決は確定した。

#### ② 株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 194)参照》

本件は、株式会社アサツーディ・ケイ(以下「アサツー」という。)の執行役員を務めていた 犯則嫌疑者が、同社の株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公 表前に同株券を他人名義で買い付けた。また、あらかじめ同株券を買い付けさせることによ り利益を得させる目的で、知人に対し、アサツーの株券の買付けを勧め、さらに、同事実を伝 達し、知人が同事実の公表前に同株券を買い付けた内部者取引事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条第1項第6号等 公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成30年10月30日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第一部に株券を上場しているアサツ一の執行役員を務めていたものであるが、平成29年9月下旬頃、その職務に関し、アサツーの代表取締役らがその職務に関しBCPE Madison Cayman, L. P. からの伝達により知った、アサツーの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り

第1 法定の除外事由がないのに、前記事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、

東京証券取引所において、他人名義でアサツーの株券合計約2万 6,000 株を代金合計約8,200 万円で買い付けた

第2 あらかじめアサツーの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記事実の公表前である同月下旬頃、知人に対し、アサツーの株券の買付けを勧め、さらに、その頃、同人に対し、同事実を伝達したものであり、これらにより同人が、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、アサツーの株券合計 300 株を代金合計約 90 万円で買い付けた

ものである。

# 【告発後の経緯】

平成30年10月31日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成 31 年2月 27 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年(執行猶予4年)、罰金 200 万円、追徴金 9,612 万 1,000 円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人は、上場会社の営業部門の執行役員であったところ、職務上の業務に関して知り得た情報を用いて親族や知人を巻き込んだうえでインサイダー取引に及んだものであり、アサツー株券2万 6,200 株を、8,280 万円余りを費やして買い付け、売り抜けによって得た利益も 1,330 万円余りに上るなど、取引規模は大きく悪質である。
- ・ また、知人に利益を得させ、自己のインサイダー取引への協力を確実にさせるために、 取引推奨行為に及び、結果として当該株式の買付けと売り抜けによる利益の獲得が行 われたもので、同様に悪質である。
- ・ 本件各犯行によって、被告人が金融商品市場の公正性や健全性に対し与えた悪影響も 軽視できず、被告人の刑事責任は重い。
- ・ 他方で、被告人は、事実を素直に認めて反省し、執行役員等の職からも解任され社会的制裁を受けていること、前科前歴がないこと等酌むべき事情もある。
- ・ なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である(平成 31 年3月 31 日現在)。

#### ③ LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(1)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 195)参照》

本件は、LCホールディングス株式会社の代表取締役を務めていた犯則嫌疑者が、その職務に関し、株式会社ロジコム(以下「ロジコム」という。LCホールディングスの旧商号)の株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び株式会社ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨のロジコムの業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同株券を他人名義で買い付けた内部者取引事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項第1号等 会社関係者の禁止 行為)として、必要な調査を行い、平成30年11月13日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁 検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場しているロジコムの代表取締役を務めていたものであるが、平成28年1月中旬頃、その職務に関し、同社が第三者割当増資を行うことについての決定をした旨及び同社が株式会社ダヴィンチ・ホールディングスとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨のロジコムの業務等に関

する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年1月下 旬頃から2月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、他人名義で同社の株券 約1万 9,000 株を代金合計約 2,400 万円で買い付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成30年11月16日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成 31 年2月 26 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金 200 万円、当該会社株券1万 8,600 株を没収、追徴金 2,547 万円の判決を言い渡した。

- ・被告人は、上場会社の代表取締役であったところ、同社の業務に関し、他社との業務提携や第三者割当増資という重要事実についての決定をするや、知人名義で自社株式合計1万9,200株を代金合計約2,420万円で買付け、重要事実の公表後に株式を売却することで相当の利益を得たり、含み益のある株式を相当数保有している。
- ・被告人が行ったインサイダー取引の規模は小さいものではなく、代表取締役として自ら 重要事実を決定した立場を利用したことも考慮すれば、本件犯行が、証券市場の公正 性と健全性を大きく損なっただけでなく、一般投資家の信頼を低下させた影響も看過で きない。
- ・被告人が代表取締役として、業務提携を実現すべく買い支えにより株価を維持したいとの思いがあったとしても、その後の売却状況等を見れば、株価上昇に伴う利益が主目的であったことは否定しがたく、複数の口座を利用した点も含め非難は免れず、被告人の刑事責任は軽いものではない。
- ・他方で、被告人に前科前歴はなく、事実を認めたうえ役職を辞して反省の態度を示すな どしており、被告人のために酌むべき事情もある。

平成31年3月1日、同判決は確定した。

#### ④ LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(2)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 196)参照》

本件は、LCホールディングス株式会社の社外取締役を務めていた犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、株式会社ロジコムの(以下「ロジコム」という。LCホールディングスの旧商号)株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び株式会社ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の重要事実を知り、同事実の公表前にあらかじめ同株券を買い付けさせることにより利益を得させる目的で犯則嫌疑者Bに対し、同事実を伝達し、犯則嫌疑者Bが同事実の公表前に同株券を買い付けた内部者取引事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条の2第1項等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成30年11月13日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

第1 Aは、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたロジコムの社 外取締役を務めていたものであるが、平成28年1月中旬頃、その職務に関し、同社が 第三者割当増資を行うことについての決定をした旨及び同社が株式会社ダヴィンチ・ ホールディングスとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨のロジコムの業 務等に関する重要事実を知り、あらかじめ同社の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同重要事実の公表前である同年2月上旬頃、Bに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、同人名義でロジコムの株券1万株を代金1.200万円で買い付け

第2 Bは、平成 28 年2月上旬頃、前記第1記載のとおり、Aから、同人が同年1月中旬頃、その職務に関し知った、ロジコムが第三者割当増資を行うことについての決定をした旨及び同社が株式会社ダヴィンチ・ホールディングスとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨のロジコムの業務に関する重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年2月中旬頃、証券会社を介し、前記東京証券取引所において、同人名義でロジコム株券1万株を代金1,200万円で買い付けたものである。

# 【告発後の経緯】

平成30年11月16日、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成31年3月31日現在)。

# ⑤ 日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 197)参照》

本件は、犯則嫌疑法人日産自動車株式会社の代表取締役会長であった犯則嫌疑者A及び同社の代表取締役であった犯則嫌疑者Bが共謀の上、犯則嫌疑者Aの役員としての報酬等の対価として日産自動車等から受ける財産上の利益の一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に虚偽の記載をした虚偽有価証券報告書提出事件である。

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 197 条第1項第1号等 重要な事項につき 虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成 30 年 12 月 10 日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人日産自動車株式会社は、横浜市に本店を置き、自動車の製造及び販売等を目的とする会社であって、その発行する株券を株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているもの、犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の代表取締役会長等であったもの、犯則嫌疑者Bは犯則嫌疑法人の代表取締役等であったものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、

- 第1 犯則嫌疑法人の業務に関し、平成23年6月末、平成23年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約17億7,700万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも9億8,200万円と記載した有価証券報告書を提出し
- 第2 犯則嫌疑法人の業務に関し、平成24年6月末、平成24年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及

びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約 18 億 9,400 万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも9億 8,700 万円と記載した有価証券報告書を提出し

- 第3 犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 25 年6月末、平成 25 年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約 20 億 2,500 万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも9億 8,800 万円と記載した有価証券報告書を提出し
- 第4 犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 26 年6月末、平成 26 年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約 19 億 4,600 万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも9億 9,500 万円と記載した有価証券報告書を提出し
- 第5 犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 27 年6月末、平成 27 年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社から役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約 22 億 1,300 万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも10億 3,500 万円と記載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

#### 【告発後の経緯】

平成30年12月10日、犯則嫌疑法人、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成31年3月31日現在)。

#### ⑥ 株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 198)参照》

犯則嫌疑者Aは、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興」という。)の従業員であるが、その職務に関し、株式会社イトーキ(以下「イトーキ」という。)が株式会社ダルトン(以下「ダルトン」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に、あらかじめ同株券を買い付けさせることにより利益を得させる目的で、犯則嫌疑者Bに対し同事実を伝達し、犯則嫌疑者Bが同事実の公表前に同株券を買い付けた内部者取引事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 167 条第3項等 公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成30年12月18日、犯則嫌疑者2名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、SMBC日興の従業員であったものであるが、SMBC日興の従業員が、イトーキとのファイナンシャルアドバイザリー契約の締結に関し知った、イトーキの業務執行を決定する機関において東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場しているダルトン株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施等に関する事実を、平成28年7月下旬頃、その職務に関し知り

- 第1 犯則嫌疑者Bは、Aから、前記公開買付けの実施等に関する事実の伝達を受け、法 定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 28 年7月下旬頃から同年8 月上旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義でダルトン 株券合計 29 万 6,000 株を代金合計約 5,300 万円で買い付け
- 第2 Aは、あらかじめダルトン株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、前記公開買付けの実施等に関する事実の公表前である平成 28 年7月下旬頃、Bに対し、同事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、前記1記載のとおり、同人名義でダルトン株券合計 29 万 6,000 株を代金合計約 5,300 万円で買い付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成30年12月19日、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴され、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である(平成31年3月31日現在)。

# ⑦ 日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(2)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 199)参照》

本件は、犯則嫌疑法人日産自動車株式会社の代表取締役会長であった犯則嫌疑者A及び同社の代表取締役であった犯則嫌疑者Bが共謀の上、犯則嫌疑者Aの役員としての報酬等の対価として日産自動車等から受ける財産上の利益の一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に虚偽の記載をした虚偽有価証券報告書提出事件である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 197 条第1項第1号等 重要な事項につき 虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成 31 年1月 10 日、 犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人日産自動車株式会社は、横浜市に本店を置き、自動車の製造及び販売等を目的とする会社であって、その発行する株券を株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているもの、犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の代表取締役会長等であったもの、犯則嫌疑者Bは犯則嫌疑法人の代表取締役等であったものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し

第1 平成28年6月下旬、平成28年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、 賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社か ら役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約22億 8,200万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナン スの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び金銭報酬をいずれも10億7,100万円と記載した有価証券報告書を提出し

- 第2 平成 29 年6月下旬、平成 29 年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、 賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社か ら役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約 24 億 200 万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナンス の状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及び 金銭報酬をいずれも 10 億 9.800 万円と記載した有価証券報告書を提出し
- 第3 平成30年6月下旬、平成30年3月期の連結会計年度につき、犯則嫌疑者Aの報酬、 賞与その他その職務執行の対価として犯則嫌疑法人及びその主要な連結子会社か ら役員として受ける財産上の利益であって、当該連結会計年度に係るものが約24億 9,100万円であったにもかかわらず、その一部を隠ぺいして、「コーポレート・ガバナン スの状況」欄内の「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に犯則嫌疑者Aの総報酬及 び金銭報酬をいずれも7億3,500万円と記載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

#### 【告発後の経緯】

平成31年1月11日、犯則嫌疑法人、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成31年3月31日現在)。

# ⑧ 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 200)参照》

本件は、犯則嫌疑法人株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス(以下「犯則嫌疑法人」という。平成 28 年 10 月1日、株式会社SOL Holdingsから商号を変更)の実質的経営者であった犯則嫌疑者Aらが共謀の上、同社の平成 29 年3月期の連結会計年度につき、営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の金額であったにもかかわらず、借入金を売上代金と偽装する方法により、営業活動によるキャッシュ・フローの額を正の金額として記載するなどした連結キャッシュ・フロー計算書を掲載することで、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 197 条第1項第1号等 重要な事項につき 虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成 31 年3月 20 日、 犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、東京都品川区に本店を置き、植物種子、植物加工品に関する製品化及びサービスの企画、開発、販売、輸出入等の事業を営む会社等の株式又は持分を取得・保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする会社であって、その発行する株券を株式会社東京証券取引所が開設するJASDAQ市場に上場していたもの(平成 30 年9月3日付けで上場廃止)、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の実質的経営者であったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の代表取締役であったもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の取締役管理部長であったものであるが、犯則嫌疑者らは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、平成 29 年6月 30 日、東京都品川区内に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルに記録させる方法により、関東財務局において、同財務局長に対し、同法人の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度につき、営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の9億6,625万8,000円(1,000円未満切捨て)であったにもかかわらず、11億円の借入金をスーパーソルガム種子の売上代金と偽装する方法により、営業活動によるキャッシュ・フローの額を正の1億3,374万1,000円と記載するなどした連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

#### 【告発後の経緯】

平成 31 年3月 22 日、犯則嫌疑法人、犯則嫌疑者A、同B及び同Cが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成 31 年3月 31 日現在)。

# 2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

過去の告発事案について、平成 30 年4月から同 31 年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

# ① 夢の街創造委員会株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 182)参照》

【平成 28 年6月 14 日告発、平成 30 年5月8日判決(東京高裁)及び平成 30 年9月 26 日決定 (最高裁)】

平成29年3月28日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役3年(執行猶予4年)、罰金2,000万円、追徴金約1億2,928万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成30年5月8日、東京高等裁判所は、原審の認定判断について、一部是認できない部分があるとしたものの、全体としてみればその判断過程と結論は不合理とは言えず是認できるとし、原判決に誤りはないとして、被告人の控訴を棄却した。

平成30年9月26日、最高裁判所は、上告趣意のうち、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

# ② 株式会社卑弥呼株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 189)参照》

【平成 29 年6月 27 日告発、平成 30 年5月 11 日判決(大阪高裁)及び平成 30 年9月3日決定(最高裁)】

平成 29 年 12 月 18 日、大阪地方裁判所は、被告人 A に、懲役2年(執行猶予3年)、罰金 200 万円、追徴金 4,507 万 8,000 円の判決を、被告人 B に、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 100 万円、追徴金 180 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴していた。

平成30年5月11日、大阪高等裁判所は、原審は追徴の規定の適用にあたって法令の適用 を誤っているものの、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるとまではいえず、職 権で破棄するまでには至らないとし、また、量刑不当の論旨には理由がないから、原判決に 誤りはないとして、被告人両名の控訴を棄却した。

平成30年9月3日、最高裁判所は、上告趣意について、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、いずれの被告人についても上告を棄却し、同判決は確定した。

#### ③ グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 181)参照》

【平成 28 年3月 28 日告発、平成 30 年5月 30 日判決(東京地裁)】

平成30年5月30日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役2年(執行猶予4年)の判決を言渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人は複数の協力会社との取引を偽装し、被告人が代表取締役を務めていた会社の 平成26年3月期の連結会計年度において、純資産につき、4億4,500万円という高額の 粉飾を行い、虚偽の記載がされた有価証券報告書を提出した。
- 被告人による本件犯行は、投資家の判断に非常に重大な誤りを生じさせるものである。
- ・被告人は、実在しない取引についての虚偽の契約書や取引に関する非常に多数の虚偽の証憑の作成に関与し、会計監査人の調査に対して関係者に口裏合わせを依頼したりして隠ぺい工作を行って、不正の発覚を免れたものであり、本件犯行の手口は巧妙で悪質である。
- 本件犯行が行われた背景には、会社資金が簿外で流出したことが一因としてうかがわれるところ、この点については必ずしも被告人に全責任があるとは言えないが、被告人は、最終的には自らの判断で高額の粉飾決算を行っており、その意思決定は強い非難に値する
- 被告人は不合理な弁解に終始し、反省の態度も見られない。
- ・ 他方で、被告人は本件犯行により特段の利得を得ておらず、前科前歴がなく、長期間身 体拘束を受けるなど、既に一定の社会的制裁を受けた。

# ④ 東芝テック株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 192)参照》

【平成30年1月25日告発、平成30年6月8日判決(東京地裁)】

平成30年6月8日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、当該会社社員であった被告人Aに、懲役2年(執行猶予4年)、罰金200万円、医師であった被告人Bに、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金200万円、上記被告人2名から連帯して追徴金7,178万円の判決を言渡し、同判決は確定した。

- ・被告人両名が行ったインサイダー取引は、被告人 A がその職務の過程で知った重要事実に基づき信用売りを行ったものであり、売却代金も大規模なものであって、金融商品取引市場の公正と健全性、投資家の金融商品取引市場に対する信頼を甚だしく損なうものであって、結果は重大である。
- ・被告人両名は、犯行の発覚を免れるために、インサイダー取引の取引名義を当該会社とは無関係な被告人 B 名義とし、株価が不自然に変動しないように配慮しながら、当該取引を継続しており、巧妙な手段で敢行された悪質な犯行である。
- ・被告人 A は本件犯行の首謀者であり、犯行により得た利得も多額である。
- ・被告人Bも利得目的からAの誘いに乗じ、自己名義で取引を行うなど、本件犯行に不可 欠な役割を果たしており、多額の利得を得ている。
- ・被告人両名の刑事責任は、いずれも軽く見ることはできないが、他方で、被告人は両名とも事実を認め、真摯な反省の態度を示しており、いずれも前科が無いこと、また、それぞれ更生に向け協力者がいること等、酌むべき事情も認められる。

# ⑤ アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券に係る偽計事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 187、188)参照》

【平成29年3月6日及び同月27日告発、被告人Aについて平成30年10月9日判決(東京

高裁)、被告人 B について平成31年3月18日判決(千葉地裁)】

平成30年3月23日、千葉地方裁判所は、被告人Aに、懲役4年の判決を言渡したのに対し、被告人Aは控訴していた。

平成 30 年 10 月9日、東京高等裁判所は、被告人 A について、原審は、犯行の悪質性や結果の重大性から被告人 A の実刑は免れないとしており、被告人 A に有利な事情を十分に酌んだところで判断したものであって、原判決が重すぎて不当であるとは言えないとして、被告人 A の控訴を棄却し、同判決は確定した。

平成 31 年3月 18 日、千葉地方裁判所は、以下のような理由から、被告人 B について、懲役4年の判決を言渡した。

- ・被告人Bは、レセプト債の発行残高に比して、その裏付資産である診療報酬債権等買取 残高が過少であるにも関わらず、これを過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を 複数の販売証券会社に交付する等したうえ、その従業員を介し、顧客に対して内容虚偽 の説明をすることで、有価証券の取引のために偽計を用い、顧客を欺いてレセプト債を 購入させ、代金を騙し取ったものである。
- ・被告人 B の犯行態様は、業務の一環として反復継続して行われたものであり、職業的で 悪質であるほか、詐欺の被害者は 440 人余り、被害金額は合計 57 億円余りと多大な数 に上り、結果は重大である。
- ・被告人Bは、被告人Aなどから実態を伝えられた後も、被告人Aに対し、レセプト債の発 行を継続するよう助言を与える等しており、本件において重要な役割を果たした。
- ・他方で、被告人 B は、被告人 A からレセプト債の裏付資産が毀損している実態を知らされた当初から、少しでも多くの償還を可能とするために、被告人 A に助言を与えたと見ることができる側面もあり、また、被害者に対して配当という形で一定程度の被害回復ができたこと、被告人 B には前科前歴がないこと等、被告人 B にとって一定程度、酌むべき事情もある。
- ・なお、被告人 B は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である(平成 31 年3月 31 日現在)。

#### ⑥ スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 193)参照》

【平成 30 年6月 18 日告発、平成 30 年 11 月6日判決(東京地裁)】

平成30年11月6日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役2年6月(執行猶予5年)、罰金200万円、追徴金1億540万300円の判決を言渡し、同判決は確定した。

告発後の詳細の経緯については、《附属資料3-7-1 犯則事件の調査・告発実績 ①スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件【告発後の経緯】》を参照。

# ⑦ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 151、156)参照》 【平成 24 年3月6日及び同月 28 日告発、平成 31 年1月 22 日決定(最高裁)】

平成27年7月1日、東京地方裁判所が被告人A(会社役員)に、懲役4年、罰金1,000万円、預金債権7億2,430万円の没収、被告人B(会社役員)に、懲役3年、罰金600万円、預金債権4億1,149万円の没収、被告人C(会社役員)に、懲役2年(執行猶予4年)、罰金400万円、預金債権約1億8,944万円の没収、被告人3名から追徴金約8億8,399万円の判決を言渡したのに対し、被告人はいずれも控訴していた。

平成28年9月29日、東京高等裁判所は、原判決に事実誤認や法令適用の誤りはなく、量 刑や追徴額が重すぎて不当であるともいえないなどの理由から、被告人の控訴をいずれも棄 却した。 平成31年1月22日、最高裁判所は、上告趣意について、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、いずれの被告人についても上告を棄却し、同判決は確定した。

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 151、155)参照》

【平成24年3月6日及び同月28日告発、平成30年6月13日決定(最高裁)】

平成 26 年 12 月8日、東京地方裁判所が被告人D(会社役員)に、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 700 万円の判決を言渡したのに対し、被告人Dは控訴していた。

平成 28 年2月 17 日、東京高等裁判所は、原判決に事実誤認や法令適用の誤りはないとして、被告人Dの控訴を棄却した。

平成30年6月13日、最高裁判所は、上告趣意について、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、被告人Dの上告を棄却し、同判決は確定した。

#### ⑧ LC ホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 195)参照》 【平成 30 年 11 月 13 日告発、平成 31 年2月 26 日判決(東京地裁)】

平成 31 年2月 26 日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金 200 万円、当該会社株券1万 8,600 株没収、追徴金 2,547 万円の判決を言渡し、同判決は確定した。

告発後の詳細の経緯については、《附属資料3-7-1 犯則事件の調査・告発実績 ③ LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(1)【告発後の経緯】》を参照。

#### ⑨ 株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 194)参照》 【平成 30 年 10 月 30 日告発、平成 31 年2月 27 日判決(東京地裁)】

平成31年2月27日、東京地方裁判所は、被告人に懲役2年(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金9,612万1,000円の判決を言渡した。

告発後の詳細の経緯については、《附属資料3-7-1 犯則事件の調査・告発実績 ② 株式会社アサツーディ・ケイ株券にかかる内部者取引事件【告発後の経緯】》を参照。

# 3. 告発実施状況

# (1) 告発件数等一覧表

区分	4~25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計
告発 件数	167	6	8	7	4	8	200
告発 人数	487	12	16	17	11	16	559

# (2) 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

		1		
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
1	5.5.21	証取法第 125	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、	①につき
		条第1項、第	自ら売り抜けることを目的とした十数	6.10.3(東京地裁)
		2 項等	名の名義による仮装売買、買い上が	不動産会社社長
		(相場操縦)	り買付け等。	懲役2年6月(執行猶予4年)
				金融業者役員
			(嫌疑者)不動産会社社長	懲役2年(執行猶予3年)
			金融業者役員	(いずれも確定)
		証取法第 27	② 上記売買の過程において発行済株	②につき
		条の 23 第 1	式総数の 5%を超える株式を保有する	不動産会社社長 不起訴
		項等	に至ったにもかかわらず、大量保有報	
		(大量保有報	告書を提出していなかった。	
		告書の不提		
		出)	(嫌疑者)不動産会社社長	
2	6.5.17	証取法第 197	㈱アイペックは、関連会社を利用した架	13.9.28(東京地裁)
		条第1号の2	空売上の計上等により粉飾経理を行	同社社長 懲役1年8月
		同法第 207 条	い、虚偽の記載をした有価証券報告書	同社役員 懲役1年2月
		第1項等	を提出。	15.11.13(東京高裁)
		(虚偽の有価		同社役員 懲役1年2月(執行猶予3年)
		証券報告書	(嫌疑者)当該会社	15.11.18(東京高裁)
		の提出)	当該会社社長	同社社長 懲役1年8月(執行猶予4年)
			当該会社役員	(いずれも確定)

	i		J3	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
3	6.10.14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作用 死亡例の発生(重要事実)を知り、公表 前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	
				医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	条第1項 同法第207条 第1項等	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20~50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	条 同法第197条 第9号	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の 価格を高騰させるため、虚偽の事実を 発表。 (嫌疑者)当該会社社長	
6	7.12.22	条の3第1項 同法第207条 第1項等	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定 から顧客勘定への付け替えにより損失 補てん及び利益の追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	
7	8.8.2		日本織物加工㈱の第三者割当増資の 決定(重要事実)を知り、公表前に知人 名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	

			]3	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り 抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャン ぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実 を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	罰金 50 万円(略式命令)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	(株) (株) (株) (株) (株) (株) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	要事実)を知り、公表前に知人名義等で 同社株券を買い付けた。	
11	9.5.13	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	から顧客勘定への付け替え等により損 失補てん。顧客は、損失補てんを要求。	証券会社 罰金 1 億円
12	9.9.17	条の3第1 項、第2項	失補てんを要求。	

	i	i	[3]	可属資料 3一/ 犯則事件の調査・告発寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
13	9.10.21	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補でん)	てん。顧客は、損失補てんを要求。	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23			10.7.17(東京地裁)     証券会社 罰金 8,000 万円     同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁)     同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁)     同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.1.29(東京地裁)     同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 11.6.24(東京地裁)     同社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁)     同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁)     同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9.10.28		大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補 てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15(東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9		ら顧客勘定への付け替えにより利益追加。	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

			[5]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
17	10.3.20	証取法第 197	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国	12.3.28(東京地裁)
		条第1号	内・海外のペーパーカンパニー等に飛ば	同社会長 懲役2年6月(執行猶予5年)
		同法第 207 条	しを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした	同社社長 懲役2年6月
		第1項第1号	有価証券報告書を提出。	13.10.25(東京高裁)
		等		同社社長 懲役3年(執行猶予5年)
		(虚偽の有価	(嫌疑者)証券会社	(いずれも確定)
		証券報告書	当該会社会長	
		の提出)	当該会社社長	
			当該会社副社長	
18	10.5.29		トーソク㈱の株券について、親会社が他	
		条第1項	社(買収先)へ一括株式譲渡を実施する	
			こと(重要事実)を知り、公表前に親族名	(確定)
		第 31 条	義口座で同社株券を買い付けた。	
		同法第 200 条 第 6 号等	(嫌疑者)親会社役員	
		第 0 5 <del>等</del> (内部者取引)	(	
19	10.7.6	証取法第 166	大都工業㈱の会社更生手続開始の申	10.7.17(東京簡裁)
10	10.7.0	条第3項	立ての決定(重要事実)を知り、公表前	
			に信用取引等を利用して同社株券を売	罰金 50 万円(略式命令)
		第6号等	り付けた。	10.11.10(東京地裁)
		(内部者取引)	713.7726	関連会社役員 懲役 6 月(執行猶予 3 年)
			(嫌疑者)関連会社役員	罰金 50 万円
			関連会社職員の親族	(いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第 166	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企	11.3.19(東京地裁)
		条第1項	業の吸収合併の決定(重要事実)を知	証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年)
		同法第 200 条	り、公表前に仮名口座で同社株券を買	罰金 50 万円
		第 6 号等	い付けた。	12.3.28(東京地裁)
		(内部者取引)		合併相手先役員 懲役 6 月
			(嫌疑者)合併相手先役員	罰金 50 万円
			証券会社職員	12.11.20(東京高裁)
				合併相手先役員 控訴棄却
				15.12.3(最高裁)
				合併相手先役員 上告棄却
21	10 12 17	証 助 注 第 166	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要	(いずれも確定)
21	10.12.17	条第1項	事実)を知り、公表前に信用取引を利用	部下職員 罰金 50 万円(略式命令)
			して部下の親族名義口座で同社株券を	
		第 15 号等	売り付けた。	取引先役員 懲役 1 年
		(内部者取引)		罰金 200 万円
			(嫌疑者)取引先役員	11.10.29(東京高裁)
			同部下職員	取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
				罰金 200 万円
				(いずれも確定)

			[5]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
22	11.2.10	証取法第 166	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要	11.4.13(東京地裁)
		条第3項	事実)を知り、公表前に信用取引を利用	取引先役員 懲役1年
		同法第 198 条	して同社株券を売り付けた。	罰金 200 万円
		第 15 号等		同業他社社長 懲役 10 月
		(内部者取引)	(嫌疑者)取引先役員	罰金 200 万円
			同業他社社長	11.10.29(東京高裁)
				取引先役員
				懲役1年6月(執行猶予3年)
				罰金 200 万円
				同業他社社長
				懲役1年2月(執行猶予3年)
				罰金 200 万円
				(いずれも確定)
				(注)21 号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第 159	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自	11.6.24(大阪地裁)
		条第1項、第	ら売り抜けることを目的とした十数名の	金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
		2 項	名義による仮装売買、買い上がり買付	金融業者 罰金 400 万円
		同法第 197 条	け等。	(いずれも確定)
		等		
		(相場操縦)	(嫌疑者)金融業者	
			金融業者役員	
24	11.6.30	証取法第 197	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業	14.9.10(東京地裁)
		条第1号等	への融資に関して適正な引当・償却を行	同行頭取 懲役3年(執行猶予4年)
		(虚偽の有価	わないことにより粉飾経理を行い、虚偽	同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年)
		証券報告書	の記載をした有価証券報告書を提出。	17.6.21(東京高裁)
		の提出)		いずれも控訴棄却
			(嫌疑者)当該銀行	20.7.18(最高裁)
			当該銀行頭取	いずれも原判決破棄 無罪
			当該銀行副頭取	(いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第 197	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見	16.5.28(東京地裁)
		条第1号等	込まれる貸出金に関して適正な引当・償	同行会長 懲役1年4月(執行猶予3年)
		(虚偽の有価	却を行わないことにより粉飾経理を行	同行頭取 懲役1年(執行猶予3年)
		証券報告書	い、虚偽の記載をした有価証券報告書	同行副頭取 懲役1年(執行猶予3年)
		の提出)	を提出。	19.3.14(東京高裁)
				いずれも控訴棄却
			(嫌疑者)当該銀行	21.12.7(最高裁)
			当該銀行会長	いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻
			当該銀行頭取	23.8.30(東京高裁)
			当該銀行副頭取	いずれも原判決破棄無罪
		57 TL 1.1 66	当該銀行役員	(いずれも確定)
26	11.12.3	証取法第 159	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら	
		条第1項第1	売り抜けることを目的とした数名の名義	
			による仮装売買等。	(確定)
		1号、第4項	/A# 67 # \ A 11 41 =	
			(嫌疑者)会社社長	
		第8号	会社役員	
		(相場操縦)		

			]31	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
27	11.12.27		(株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	条	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役職員	同社役職員 2 名 罰金 30 万円(略式命令)
30	12.3.22	条	クレスベール・インターナショナル・リミテ	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等	(株ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実)を知り、公表前に同社株券 を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員	
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	(株)プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員の姉	
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同 1 197 条 第 第 5 号 等 ( 風	(㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者)会社役員等	会社役員ら3名 罰金50万円(略式命令)

			[5]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有報 告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13.3.12	条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等	武藤工業(株)が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)提携先社員(公認会計士)	
36	13.4.27	条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長	
37	13.12.20	条第1項第1 号等 (虚偽の有価	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	同社社長 懲役2年(執行猶予3年)
38	14.3.20	条第1項第1 号等、第2項 第1号		15.7.30(東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円  15.11.11(東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円  16.7.14(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却  19.3.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	条第 1 項 同法第 198 条 第 18 号等	携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。	14.10.16(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
		(これ日から)	(嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	

			[3]	可属資料 3一/ 犯則事件の調査・音発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	を行った公認会計士が架空収益を計上 するなどした虚偽の記載のある有価証	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	成 13 年 3 月期決算において、架空工事 の受注工事代金の計上により粉飾経理 を行い、虚偽の記載のある有価証券報	同社会長 懲役2年6月
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱株券の公開買付けを行うことを知り、	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	開買付けを行うことを知り、公表前に同	15.2.28(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)

			[3]	月周貝科 3一/ 犯則事件の調宜 古光寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
45	14.9.6	号等	成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報	同社会長 懲役2年6月
46	14.11.29	条 同法第197条 第1項第7号	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令)
47	14.12.16	条第1項第1号等	表を掲載した有価証券報告書を提出。 その後の公募増資にあたり、上記貸借 対照表を掲載した有価証券届出書を提	同社会長 懲役2年
48	14.12.19	条第1項等	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ 株券の公開買付けを行うことを知り、公 表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券 会社職員	
49	14.12.26	証取法第 158 条 同法第 197条 第 1 項等 (偽計)	り、一般投資家に対して、虚偽の事実を	
50	15.2.13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠 コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付 けを行うことを知り、公表前に同社株券 を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
51	15.2.20	証取法第 167 条第 1 項等 (內部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠 コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付 けを行うことを知り、公表前に同社株券 を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	
52	15.3.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	の方法により粉飾経理を行い、虚偽の 記載のある有価証券報告書を提出。	同社専務 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 15.12.11(東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29(東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7(東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28(東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3(最高裁) 同社会長 上告棄却
53	15.5.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)		
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得するこ	懲役1年2月(執行猶予3年)
55	15.7.25	号等	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者)(株大阪証券取引所同取引所副理事長証券会社正券会社代表取締役	同取引所副理事長 無罪
56	15.7.30	条第1項等	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ	

			[S]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
57	15.11.14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	懲役 10 月(執行猶予 3 年)
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)当該会社社長等	
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の 申立てを行うこと(重要事実)を知り、公 表前に信用取引を利用して同社株券を 売り付けた。 (嫌疑者)会社員	
60	16.3.29	号等 (虚偽の半期 報告書及び	費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、	会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年) 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円
61	16.5.31		(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと (重要事実)を知り、公表前に同社株券 を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	

			βI	耐腐質料 3−/ 犯則事件の調査*音発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事件の概要	判決
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	(㈱森本組は完成工事総利益及び当期 未処理損失をそれぞれ粉飾するなどし た虚偽の記載のある有価証券報告書を 提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	同社役員A 懲役2年(執行猶予4年)
63	16.6.24	条第1項等	(株イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員会社役員	
64	16.11.2	条第 1 項等	(株メディア・リンクスが純利益及び配当 予想値の修正を行うこと(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	条 同法第 197 条	(株メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。	同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却
66	16.11.30		真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)

			р	
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
67	16.12.9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	空仕入れを計上するなどの方法により	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	条第2項等	(株)シーエスケイコミュニケーションズが(株) シーエスケイとの株式交換(重要事実) により(株)シーエスケイの完全子会社にな ることを知り、公表前に(株)シーエスケイコ ミュニケーションズ株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等	18.8.10(東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)		懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円
70	17.3.22	条第1項等	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	
71	17.3.22	号等	武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総 数に対する所有割合を少なく記載するな どし、重要な事項につき虚偽の記載のあ	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	的に㈱コクド所有に係る株式等について	会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円

			[3]	N禺貝科 3一/ 犯則事件の調宜 古光寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	行うこと(重要事実)を知り、公表前に同	18.7.7(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	え、業績が悪化していた子会社を連結 決算の対象からはずすなどの方法によ り、虚偽の記載のある有価証券報告書	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	務を行った際、大量の不良在庫等を抱 え、業績が悪化していた子会社を連結 決算の対象からはずすなどの方法によ	公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年)
77	17.11.15		(株)ソキアの株価を高騰させることを目的 とした買い上がり買付け、仮装売買等を 行った。 (嫌疑者)会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)

			[3]	可属質科 3一/ 犯則事件の調査・古発寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
78	18.2.10	証取法第 158	(株)ライブドアは、(株)ライブドアマーケティ	19.3.16(東京地裁)
		条	ング株券の売買のため及び同社の株価	同社代表取締役 懲役2年6月
		同法第 197 条	の高騰を図る目的をもって、同社をして	19.3.22(東京地裁)
		第1項第7号	虚偽の事実を公表した。	同社役員A 懲役1年8月
		(風説の流布		同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年)
		及び偽計)	(嫌疑者)当該会社	会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			当該会社子会社	(注)いずれも82号事件と一括審理
			当該会社代表取締役	19.3.23(東京地裁)
			当該会社役員(2名)	当該会社 罰金 2 億 8,000 万円
			会社役員	同社子会社 罰金 4,000 万円
				20.7.25(東京高裁)
				同社代表取締役 控訴棄却
				20.9.12(東京高裁)
				同社役員A 懲役1年2月
				21.1.7(最高裁)
				同社役員A 上告棄却
				(注)82 号事件と一括審理
				23.4.25(最高裁)
				同社代表取締役 上告棄却
				(注)82 号事件と一括審理
79	18.2.22	記事:十年 166	(地) 東ルエンク プニノブがR東東ルチ	(いずれも確定)
79	18.2.22	証取法第 166 条第 3 項等		18.9.19(仙台地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年)
		(内部者取引)		罰金 60 万円 追徴金約 429 万円
			加り、公衣前に向社体分を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者)当該会社社員	(唯足)
80	18.2.22	証取注第 166	(株東北エンタープライズが民事再生手	18.8.11(短阜地栽)
00	10.2.22	条第1項第1		懲役1年2月(執行猶予3年)
		号等	知り、公表前に同社株券を売り付けた。	罰金 80 万円 追徵金約 345 万
		(内部者取引)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	(確定)
		(1.1 HE EL 4V 11)	(嫌疑者)当該会社社員	V Paris
81	18.2.22	証取法第 166		18.8.11(福島地裁)
٠,		条第1項第1		懲役 10 月(執行猶予 3 年)
		号等	知り、公表前に同社株券を売り付けた。	罰金 30 万円 追徵金約 124 万円
		(内部者取引)		(確定)
			(嫌疑者)当該会社社員	

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第(は 1 号等 ( 虚 券 出 )	(株)ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	同社代表取締役 懲役2年6月
83	18.3.30	条第1項第1 号等 (虚偽の有価	公認会計士や監査の実質的責任者として(株)ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士(2名)	公認会計士A 懲役 10 月 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 4 年)
84	18.5.30		アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁)

			[3]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買い付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社ファンド実質経営者	
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)新聞社社員	
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株ピーシーデポコーポレーションが株式 分割を行うこと(重要事実)、(株オーエー・システム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び(株)オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に各社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社顧問	
89	19.2.5		(株セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員会社役員会社社員	
90	19.2.6	条第1項第1 号等 (虚偽の有価	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	

	ĺ	1	[5]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	を知り、公表前に同社株券を買い付け	
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	要事実)を知り、公表前に同社株券を買	
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ビーマップの株価を高騰させることを	
94	19.5.29	条第 1 項第 4 号等	ホーマック(株)及び(株)カーマが、ホーマック(株)、(株)カーマ及びダイキ(株)による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホーマック(株)及び(株)カーマの株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	20.1.16(札幌地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徵金約3,591万円 20.7.15(札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年(執行猶予3年) 罰金70万円 追徵金約3,591万円 (確定)

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホーマック(㈱株券を買い付けた。	19.9.10(札幌地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(嫌疑者)会社役員 (梯伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23(秋田地裁) 印刷会社社員     懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 *追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目 的とした買い上がり買付け、仮装売買等 を行った。 (嫌疑者)無職 会社役員	20.6.30(さいたま地裁) 無職A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 無職B 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円
98	19.6.28		川上塗料㈱の株取引を誘引する目的を もって、同株券の相場が自己又は他人 の操作によって変動する旨の情報を流 布した。 (嫌疑者)無職	(連帯) 21.5.14(東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理(102 号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.7.25(大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (確定)

			[A	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
100	19.10.30	証取法第 158	㈱大盛工業の株券について、その売買	20.9.17(東京地裁)
		条	等の目的のため及びその株価の高騰を	会社役員 懲役2年6月
		(風説の流布)	図る目的をもって、虚偽の事実を流布し	追徴金約 15 億 6,110 万円
			<i>t</i> =.	21.11.18(東京高裁)
				会社役員 懲役2年6月
			(嫌疑者)会社役員	追徴金約 15 億 5,810 万円
				(確定)
101	19.11.1	証取法第 159	南野建設㈱の株価を高騰させることを目	20.3.21(大阪地裁)
		条第1項第1	的とした買い上がり買付け、仮装売買等	会社役員A 懲役2年(執行猶予5年)
		号等	を行った。	追徴金約 3 億 8,379 万円
		(相場操縦)		20.7.25(大阪地裁)
			(嫌疑者)株式投資アドバイザー等	会社役員B 懲役3年(執行猶予5年)
				追徴金約 4 億 4,225 万円
				(注) 99 号事件と一括審理
				22.4(大阪地裁)
				株式投資アドバイザー 公訴棄却
				(いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第 159	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させ	20.6.30(さいたま地裁)
		条第1項等	ることを目的とした買い上がり買付け、	無職 懲役2年6月(執行猶予4年)
		(相場操縦)	仮装売買等を行った。	罰金 300 万円
				会社役員 懲役1年6月(執行猶予4年)
			(嫌疑者)会社役員等	罰金 200 万円
				追徵金約 5 億 1,108 万円
				(連帯)
				21.5.14(東京高裁)
				無職控訴棄却
				会社役員 控訴棄却
				21.10.6(最高裁)
				無職 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159	丸八証券㈱は、同社が主幹事であった	20.6.17(名古屋地裁)
		条第3項等	ケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格	当該証券会社 罰金 2,500 万円
		(相場固定)	以上に固定する目的をもって、一定の価	証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年)
			格以下の同社株券の買付注文を勧誘	証券会社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年)
			し、受託した。	20.9.9(名古屋地裁)
				証券会社役員A 懲役1年4月
			(嫌疑者)当該証券会社	21.3.30(名古屋高裁)
			当該証券会社役員	証券会社役員A 懲役2年(執行猶予4年)
				(いずれも確定)

			μ l	N周貝科 3-/ 北則事件の調宜 古光寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
104	20.3.5	証取法第 158	㈱アイ·シー·エフの株券の取引のため、	20.10.10(大阪地裁)
		条	会社役員の 1 名が実質的に支配する会	当該会社 罰金 500 万円
		(偽計)	社の企業価値を過大に評価し、虚偽の	追徴金 7 億 3,315 万円
			事実の公表等を行った。	(連帯)
				22.2.3(大阪高裁)
			(嫌疑者)会社役員等	当該会社 控訴棄却
				24.7.5(最高裁)
				当該会社 上告棄却
				20.10.17(大阪地裁)
				会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年)
				追徴金 7 億 3,315 万円
				会社役員C 懲役1年(執行猶予3年)
				追徴金 7 億 3,315 万円
				(連帯)
				21.9.29(大阪地裁)
				会社役員A 懲役3年(執行猶予5年)
				罰金 500 万円
				追徴金約 9 億 7,843 万円
				(いずれも確定)
				(注)93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第 167	(株)ポッカコーポレーションほか 4 社の株	20.3.25(札幌簡裁)
		条第1項第5	券について公開買付けが行われること	印刷会社社員B 罰金 50 万円(略式命令)
		号等	を知り、公表前に同社株券を買い付け	
		(内部者取引)		印刷会社社員A
				懲役2年6月(執行猶予3年)
			(嫌疑者)印刷会社社員	罰金 700 万円
				追徴金約 1 億 5,938 万円
				(いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第 166	証券会社社員等は、三光純薬㈱ほか 3	20.12.25(東京地裁)
		条第1項等	社が株式交換を行うことなど(重要事	
		(内部者取引)	実)を知り、公表前に同社株券を買い付	懲役2年6月(執行猶予4年)
			けた。	罰金 100 万円 追徴金 635 万円
				証券会社社員の知人
			(嫌疑者)証券会社社員等	懲役2年6月(執行猶予4年)
				罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円
				(内 635 万円は連帯)
				(いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 197	㈱アクセスは、架空売上を計上するな	
			ど、虚偽の記載のある損益計算書等を	当該会社 罰金 500 万円
		号等	掲載した有価証券報告書を提出した。	当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年)
		(虚偽の有価		24.12.25(神戸地裁)
			(嫌疑者)当該会社	当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年)
		の提出)	当該会社役員	罰金 1,500 万円
				(いずれも確定)

			[S]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
108	20.6.17	証取法第 197	㈱アイ·エックス·アイは、架空売上を計	21.1.29(大阪地裁)
		条第1項第1	上するなど、虚偽の記載のある損益計	当該会社役員C
		号等	算書等を掲載した有価証券報告書を提	懲役2年6月(執行猶予4年)
		(虚偽の有価	出し、その後の公募増資にあたり、上記	罰金 500 万円
		証券報告書	有価証券報告書をとじ込んだ有価証券	21.2.9(大阪地裁)
		及び有価証	届出書を提出した。	当該会社役員B
		券届出書の		懲役3年(執行猶予4年)
		提出)	(嫌疑者)当該会社	罰金 500 万円
			当該会社役員	21.11.26(大阪地裁)
				当該会社役員A
				懲役3年(執行猶予5年)
				罰金 800 万円
				(いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第 166	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を	21.9.14(東京地裁)
		条第1項第1	伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及	当該会社役員 懲役 15 年
		号等	び同子会社が主力事業として投資を募	罰金 500 万円
		(内部者取引)	っていた事業が架空であったこと(重要	追徴金約 4 億 1,223 万円
			事実)を知り、公表前に同社株券を売り	(確定)
			付けた。	
		A 1	(嫌疑者)当該会社役員	
110	20.11.26	金商法第 158	機ドン・キホーテ株券について、有価証 **なのおおものできた。	
		条等	券等の相場の変動を図る目的をもって、	
		(暴行•脅迫)	同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に	
			警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。	(注川2 亏事件と一括番理
			に心音を加える自己が(自旦/した。	
			(嫌疑者)会社員	
111	20.12.5	金商法第 166	(株)LTTバイオファーマが子会社の異動を	21.4.15(東京地裁)
			伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及	
		号等	び同子会社が主力事業として投資を募	罰金 100 万円
		(内部者取引)	っていた事業が架空であったこと(重要	追徴金約 1,924 万円
			事実)を知り、公表前に同社株券を売り	(確定)
			付けた。	
			(嫌疑者)会社役員	
112	20.12.17	金商法第 158	(株)ドン・キホーテ株券について、有価証	21.11.24(横浜地裁)
		条等	券等の相場の変動を図る目的をもって、	会社員 懲役6年
		(暴行•脅迫)	同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に	(確定)
			警告文を送付して同社役員に対し同社	(注)110 号事件と一括審理
			に危害を加える旨告知(脅迫)した。	
			(嫌疑者)会社員	

			[A	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証みが属 が属出 が属出 が展出)	上するなど虚偽の記載のある連結損益 計算書等を掲載した有価証券報告書を 提出(2期)し、その後の新株予約権付 社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証 券報告書をとじ込んだ有価証券届出書	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	益について、公表された直近の予想値 に比較して新たに算出した予想値に差	21.5.25(大阪地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券届出)	集等を行うに際し、架空売上を計上する など虚偽の記載のある損益計算書等を	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)120号事件と一括審理
116	21.3.27	号等	(株キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金3億5,500万円 (いずれも確定)
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株プロデュースが粉飾決算を内実とする 金商法違反等の嫌疑で証券監視委から 強制調査を受けたこと(重要事実)を知 り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)

			[5]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
118	21.4.22	証取法第 166	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利	21.6.17(東京地裁)
		条第1項第1	益について、直近の公表された予想値	懲役1年(執行猶予3年)
		号等	に比較して新たに算出した予想値に差	罰金 100 万円 追徴金約 915 万円
		(内部者取引)	異が生じたこと(重要事実)を知り、公表	(確定)
			前に同社株券を売り付けた。	
			(嫌疑者)当該会社常務執行役員	
119	21.4.27	証取法第 166	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利	21.12.10(東京地裁)
		条第1項第1	益について、直近の公表された予想値	懲役3年(執行猶予5年)
		号等	に比較して新たに算出した予想値に差	罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円
		(内部者取引)	異が生じたこと(重要事実)を知り、シン	(確定)
			ガポールの金融機関に開設した英領ヴ	
			ァージン諸島に設立された法人名義の	
			口座を利用し、公表前に同社株券を売り	
			付けた。	
			(嫌疑者)当該会社取締役会長	
120	21.4.28	証取法第 197	㈱プロデュースは、架空売上を計上する	21.8.5(さいたま地裁)
		条第1項第1	など虚偽の記載のある損益計算書等を	当該会社代表取締役 懲役3年
		号等	掲載した有価証券報告書を提出(2期)	罰金 1,000 万円
		(虚偽の有価	し、その後の株式募集を行うにあたり虚	22.3.23(東京高裁)
		証券報告書	偽の有価証券報告書を参照すべき旨を	当該会社代表取締役 控訴棄却
		及び有価証	記載した有価証券届出書を提出した。	22.8.10(最高裁)
		券届出書の		当該会社代表取締役 上告棄却
		提出)	(嫌疑者)当該会社	21.8.5(さいたま地裁)
			当該会社代表取締役	当該会社専務取締役
			当該会社専務取締役	懲役2年6月(執行猶予4年)
				(いずれも確定)
				(注)115 号事件と一括審理
121	21.4.28	証取法第 197		24.1.30(さいたま地裁)
			など、上場に伴う株式の募集等を行うに	懲役3年6月
		号等	際し虚偽の記載のある損益計算書等を	25.1.11(東京高裁)
		(虚偽の有価		控訴棄却
		証券報告書		26.9.17(最高裁)
			載した有価証券報告書を提出(2期)し、	上告棄却
			その後の株式募集を行うにあたり虚偽	(確定)
		提出)	の有価証券報告書を参照すべき旨を記載したを研究を見出また提出した。	
			載した有価証券届出書を提出した。	
			(維段字) 公司合計士	
			(嫌疑者)公認会計士	

			J. Company of the Com	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
122	21.7.14	証取法第 158	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯	22.2.18(東京地裁)
		条等	則嫌疑者が実質的に統括管理していた	懲役2年6月(執行猶予4年)
		(偽計)	投資事業組合名義で取得するに際し、	罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円
			真実は、同組合が払い込む金額の大半	22.11.30(東京高裁)
			は、直ちに社外に流出させるものである	控訴棄却
			のに、その情を秘し、あたかも当該払込	23.3.23(最高裁)
			みによって相応の資本充実が図られた	上告棄却
			ものであるかのような虚偽の事実を公表	(確定)
			させた。	
			(嫌疑者)会社役員	
123	21.7.31	証取法第 167	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱株	21.12.24(さいたま地裁)
		条第1項第5	券の公開買付けを行うことを知り、公表	当該会社従業員 懲役2年(執行猶予3年)
		号等	前に同社株券を買い付けた。	罰金 200 万円
		(内部者取引)		追徴金約 1,293 万円
			(嫌疑者)当該会社従業員	会社員 懲役2年(執行猶予3年)
			会社員	罰金 300 万円
				追徴金約 1 億 6,164 万円
				22.6.10(東京高裁)
				当該会社従業員 控訴棄却
				会社員    控訴棄却
				(いずれも確定)
124	21.9.29	証取法第 159	財産上の利益を得る目的で、日立造船	22.4.28(東京地裁)
		条第 2 項第 1	(株)ほか 1 銘柄の株価を高騰させることを	無職A 懲役2年2月(執行猶予4年)
		号等	目的とした見せ玉等を行い、当該上昇さ	罰金 250 万円
		(相場操縦)	せた株価により、各株券の売買を行っ	追徴金約 2 億 2,661 万円
			<i>t</i> =.	会社役員B 懲役2年(執行猶予4年)
				罰金 300 万円
			(嫌疑者)無職(2名)	追徴金約 2 億 2,661 万円
			会社役員	無職C 懲役1年6月(執行猶予4年)
				罰金 150 万円
				追徴金約 2 億 2,661 万円
				(連帯)
				(いずれも確定)
125	21.10.20		グッドウィル・グループ㈱が子会社の異	22.2.4(東京地裁)
		条第3項等	動を伴う株券の取得を行うこと(重要事	懲役 2 年 6 月
		(内部者取引)	実)を知り、公表前に同社株券を買い付	罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円
			けた。	(確定)
			(嫌疑者)無職	

			[3]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)当該会社代表取締役会社役員(4名)会社員不詳(3名)	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 (注)129号事件と一括審理 22.8.25(大阪地裁) 会社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億5,529万円 22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円 (注)132号事件と一括審理 (いずれも確定)
127	21.12.15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	について、直近の公表された予想値に	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 8,462 万円 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円
128	21.12.15	条第3項等	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	
129	21.12.24	金商法第 158 条等 (偽計)	の新株等を売却するため、同社の第三 者割当増資等につき、IABjapan株式会 社は、第三者割当増資の払込金等を実 際に拠出する資力がないのに同社が、 実際に資金拠出するかのような虚偽の	代表取締役 懲役3年(執行猶予5年)

		1	[3]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
130	22.2.9	証取法第 159		
		条第1項第1		
		号等	とを目的とした買い上がり買付け、仮装	罰金 400 万円
		(相場操縦)	売買等を行い、もって当該変動させた相	追徴金約 3 億 7,637 万円
			場により有価証券の売買を行った。	25.10.25(大阪高裁)
			(146 177 - 147 ) A 11 (177 246 - 147	会社経営者 控訴棄却
			(嫌疑者)会社経営者	27.4.8(最高裁)
				会社経営者 上告棄却
				(確定)
404	20.00	=======================================		(注)132 号事件と一括審理
131	22.3.2		ニイウスコー(株)は、架空売上を計上する	
			など虚偽の記載のある連結損益計算書	
		号等	等を掲載した有価証券報告書を提出し、	懲役2年6月(執行猶予4年)
			その後の株式募集を行うにあたり虚偽	罰金 300 万円
			の有価証券報告書を参照すべき旨を記載したを研究が見出書た提出した	
		及び有価証券届出書の	載した有価証券届出書を提出した。	当該会社代表取締役会長
			(嫌母者)业款会社	懲役3年
		提出)	(嫌疑者)当該会社	罰金 800 万円
			当該会社代表取締役会長	24.12.13(東京高裁)
			当該会社取締役	当該会社代表取締役会長 控訴棄却
				25.1.17(東京高裁)
				当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁)
				当該会社代表取締役副会長 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)133 号事件と一括審理
132	22.3.16	証取注第 166	㈱テークスグループが、第三者割当増	22.9.1(大阪地裁)
102	22.0.10	条第 1 項第1		会社役員 懲役3年(執行猶予4年)
		号等	当増資の約9割は失権すること(重要事	罰金 300 万円
			実)を知り、公表前に同社株券を買い付	追徵金約 2 億 6,477 万円
			け、売り付けた。	(注)126 号事件と一括審理
			7,75,711,7720	24.6.6(大阪地裁)
			(嫌疑者)当該会社実質的経営者	当該会社実質的経営者
			会社役員	懲役3年(執行猶予5年)
				罰金 400 万円
				追徴金約3億7,637万円
				25.10.25(大阪高裁)
				当該会社実質的経営者 控訴棄却
				27.4.8(最高裁)
				当該会社実質的経営者 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)130 号事件と一括審理

				付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
133	22.3.19	証取法第 197	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上する	23.9.15(横浜地裁)
		条第1項第1	など虚偽の記載のある連結損益計算書	当該会社代表取締役副会長
		号等	等を掲載した有価証券報告書を提出し、	懲役2年6月(執行猶予4年)
		(虚偽の有価	その後の株式募集及び売出しを行うに	罰金 300 万円
		証券報告書	あたり虚偽の有価証券報告書を参照す	23.9.20(横浜地裁)
		及び有価証	べき旨を記載した有価証券届出書を提	当該会社代表取締役会長
		券届出書の	出した。	懲役3年
		提出)		罰金 800 万円
			(嫌疑者)当該会社	24.12.13(東京高裁)
			当該会社代表取締役会長	当該会社代表取締役会長 控訴棄却
			当該会社代表取締役副会長	25.1.17(東京高裁)
				当該会社代表取締役副会長 控訴棄却
				25.6.4(最高裁)
				当該会社代表取締役副会長 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)131 号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第 158	トランスデジタル㈱は、新株予約権につ	22.11.24(東京地裁)
		条等	いて、その行使に係る払込みを仮装した	元当該会社顧問
		(偽計)	上、その情を秘し、適法な新株予約権の	
			行使による新株の発行が行われた旨の	
			虚偽の事実を公表した。	懲役2年6月(執行猶予4年)
				(いずれも確定)
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社代表取締役	
			会社役員(2名)	
			元当該会社代表取締役	
			元当該会社顧問	
			元会社役員	
135	22.5.11		㈱GDHほか3社が発行する株式を引き	
			受ける者を募集することなど(重要事実)	
		号等	を知り、公表前に同社株券を売買した。	
		(内部者取引)		(確定)
			(嫌疑者)銀行員	(注)136 号事件と一括審理
136	22.6.15		㈱リサ・パートナーズが、銀行団による	
		条第3項等	協調融資により新規事業資金を調達で	
		(内部者取引)	きることが確実になったことを知り、公表	
			前に同社株券を買い付けた。	(確定)
			(LH 177 +V ) AD (- D	(注)135 号事件と一括審理
			(嫌疑者)銀行員	

-+-	4.30		الم 	別属負科 3一/ 犯則事件の調査・古宪寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
137	22.10.6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券届出書 の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。	当該会社代表取締役社長 懲役3年
			(嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	
138	22.10.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株エフオーアイは、虚偽の売上高を前提 とした有価証券届出書等の開示書類に つき、真実かつ正確な記載がなされてい る旨の虚偽の表明をするなどし、多数の 一般投資家にこれらの虚偽の内容を記 載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者)当該会社	
			当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。	懲役 2 年 4 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 23.8.26(福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19(最高裁)
			(嫌疑者)会社役員	上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエム ビーエイチの業務執行を決定する機関 が(株)西友株券の公開買付けを行うこと についての伝達を受け、公表前に同社 株券を買い付けた。	当該会社社外取締役の配偶者
			(嫌疑者)当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	追徴金 2,766 万円 (被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第 197 条の2第1号 等 (無届社債券 募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに 発行される社債券の取得の申込みの勧 誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者)当該会社	25.7.3(福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 6 年 罰金 300 万円 26.2.27(福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却
		<i>37</i> */	当該会社代表取締役会長	27.4.1(最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)

			[S]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
142	23.3.22	条第 1 項第 4 号等		24.3.7(東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19(東京高裁) 控訴棄却 24.10.30(最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取 ま り で い ま の の の の の の の の の の の の の	を計上するなど虚偽の記載のある連結 損益計算書等を掲載した有価証券報告 書を提出し、その後の株式募集を行うに あたり虚偽の記載のある損益計算書等	24.3.8(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社嘱託社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 24.9.20(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
144	23.6.10	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	に行わせていた同社所有の商業ビルの 立ち退き交渉業務に関し、警察におい	29.12.8(横浜地検) 当該会社代表取締役 公訴取消の申立て
145	23.7.13	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	る機関が㈱キーエンスを割当先とする第 三者割当増資を行うこと(重要事実)及	23.9.16(東京地裁) 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)

			[F	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
146	23.8.2	金商法第 158	㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受	23.10.11(大阪地裁)
		条等	人とする現物出資を含む第三者割当増	会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
		(偽計)	資において、宿泊施設等であった土地	会社員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			及び建物 3 物件の価値を過大に評価し	25.5.10(大阪地裁)
			た上、募集株式の払込金額に相当する	当該会社 罰金 300 万円
			価値のある不動産が現物出資として給	当該会社代表取締役会長
			付される旨の虚偽の内容を含む公表を	懲役1年4月(執行猶予3年)
			行った。	当該会社取締役
				懲役1年2月(執行猶予3年)
			(嫌疑者)当該会社	当該会社執行役員
			当該会社代表取締役会長	懲役1年(執行猶予3年)
			当該会社取締役	(いずれも確定)
			当該会社執行役員(2名)	
			会社役員 会社員	
			不動産鑑定士	
147	23.8.5	金商法第 159	財産上の利益を得る目的で、㈱GABA	24514(福岡地裁)
147	20.0.0	条第2項第1	ほか2銘柄の株価を高騰させることを目	
		号等	的とした見せ玉等を行い、当該上昇させ	
		(相場操縦)	た株価により、各株券の売買を行った。	25.1.25(福岡高裁)
				控訴棄却
			(嫌疑者)会社役員	(確定)
148	23.12.12	金商法第 158	井上工業㈱は、アップル有限責任事業	24.2.14(東京地裁)
		条等	組合を割当先とする第三者割当増資に	会社員 懲役2年6月(執行猶予3年)
		(偽計)	つき、その払込みを仮装した上、その情	24.3.7(東京地裁)
			を秘し、新株式発行増資の払込金として	当該会社社員B
			全額の払込みが完了した旨の虚偽の事	懲役1年6月(執行猶予3年)
			実を公表した。	24.3.12(東京地裁)
				当該会社社員A
			(嫌疑者)当該会社社員(2名)	懲役2年(執行猶予3年)
			会社員	証券ブローカー
			証券ブローカー	懲役2年6月(執行猶予4年)
149	23.12.21	全商注签 150	エスプールほか 3 銘柄の株券の売買の	(いずれも確定)
148	23.12.21	金商运第 108 条等	ため、かつ相場の変動を図る目的をもつ	
		未守 (風説の流布	て、インターネットを介して電子掲示板上	
		及び偽計)	で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ	(mg = vm= i= )
		DO PORT	多数の者が閲覧できる状態に置いた。	
			(嫌疑者)無職	

	i e		[5]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
150	24.1.31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	クノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とす	懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26.12.15(東京高裁) 控訴棄却
151	24.3.6			当該会社 罰金 7 億円

事件の概要         事件の概要         24.3.22         主席報路側及び同社が所属する企業集	# 年月日   別様来文   事 年 の 根 奏				[S]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
	無第 1 項第 1 回の経常利益の各予想値について、直 近に公表された各予想値と的間に差異が 生したこと(重要事実と知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 密役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 密役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡高蔵) 会社役員 第後 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡高蔵) 会社役員 第後 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追教金約 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡高蔵) 会社役員 財務策劃 (いずれも確定) (注) 153 号事件と一括審理 24,926 (福岡市蔵) たに第出した各予想値について、直 罰金 300 万円 追教金約 2 億 2,442 万円 会社役員 数役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追教金約 2 億 2,442 万円 会社役員 数役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追教金約 2 億 2,442 万円 会社役員 (議経書)当該会社社員 会社役員 数役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追教金約 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡高財 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡市財 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡市財 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡市財 2 億 1,693 万円 26.121 (東東市財 2 6.10 (長 1,593 万円 2 6.10			関係条文	事 件 の 概 要	判決
153   24.322   金商法第 166   展崎振露懶及び同社が所属する企業集   24.322   金商法第 166   展崎振露懶及び同社が所属する企業集   24.322   金商法第 166   保護者の関に差異が   25.220(福岡高蔵)   会社役員   24.322   金商法第 166   保護者の主義を表す。 24.322   金商法第 166   保護者の主義を表す。 24.322   金商法第 166   保護者の主義を表す。 24.322   金商法第 166   保護者の主義を表す。 24.326   金商法第 158   保証者を表す。 24.326   金商法第 158   保証者を表す。 25.20(福岡高蔵)   会社役員   24.326   公司ととと、保護者の主義を表す。 24.326   金商法第 158   保証者を表す。 25.20(福岡高蔵)   会社役員   金社役員   25.200(福岡地蔵)   金社役員   26.242万円   26.242万円   金社役員   26.242万円   26.242万円   金社役員   26.242万円   金社役員   26.242万円   26.2427円   26.2	長等   近に公表された各予想値と比較して新   (内部者取引)   たに算出した各予想値との間に差異が   生じたこと(重要事実)を知り、公表前に   同社株券を売り付け、買い付けた。   (嫌疑者)当該会社社員   会社役員   密役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年)   司金 200 万円   追敬金約 2 億 2,442 万円   会社役員   密役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年)   司金 200 万円   追敬金約 2 億 1,693 万円   25.220 (福岡高裁)   会社役員   技術業別 1	152	24.3.22	金商法第 166	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集	24.9.26(福岡地裁)
(内部者取引) たに第出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 整度 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追復金約 2 億 1,693 万円 25 2.20(福岡南裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (達)153 号事件と一括審理 24.926(福岡地裁) 等第 1 項第 1 団の経常利益の各予想値について、直 近に公表された各予想値に比較して新 (内部者取引) たに算出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 でしたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理 25 42 02 万円 追復金約 2 億 6 月(執行猶予 4 年) 到金 200 万円 追復金約 2 億 1,693 万円 25 220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理 25 412 (東京地裁) 公主役員 整度 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 到金 200 万円 追復金約 2 億 1,693 万円 25 220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理 25 412 (東京地裁) 当該会社財務役策最高財務責任者 整役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	### 24.326 全商法第 158 株セラーテムテクノロジーは、自己資金 を北京域 信能環科 技術限の 152 24.326 全商法第 158 株セラーテムテクノロジーは、自己資金 を北 京城 信能環科 技術限の 152 25.20 (福岡高蔵) 会社役員 控訴要却 (いずれも確定) (決別を利力の 25.20 (福岡高蔵) 会社役員 控訴要却 (いずれも確定) (注) 153 号率件と一括審理 24.926 (福岡忠蔵) 会社役員 控訴要却 (いずれも確定) (次割を対したとう根値について、直 近に公表された各予想値について、直 近に公表された各予想値について、直 近に公表された各予想値について、直 適性金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 通後金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 通後金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 (殊疑者) 当該会社社員 会社役員 密役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 (殊疑者) 当該会社社員 会社役員 密役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 道機金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 道機金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 道教金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 道教金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 道教金約 2 億 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 別金 600 万円 当該会社 代表取締役 後 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 位所紊却 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 位所紊却 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 位所紊却 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 位所紊却 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 代表取締役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 任意素却 当該会社 代表取締役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 計会 4 年 6 月 (執行猶予 4 年 6 月 4 年 6			条第1項第1	団の経常利益の各予想値について、直	当該会社社員
生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。	生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を売り付け、買い付けた。			号等	近に公表された各予想値と比較して新	懲役3年(執行猶予5年)
同社株券を売り付け、買い付けた。	同社株券を売り付け、買い付けた。 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25,220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号率件と一括審理 24,926 (福岡地裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号率件と一括審理 24,926 (福岡地裁) を上に公表された各予想値に比較して新 定位公表された各予想値に比較して新 定位公表された各予想値に比較して新 定位公表された各予想値に比較して新 定位公表された各予想値に比較して新 定位公表的に使用に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 全社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号率件と一括審理 25,220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号率件と一括審理 25,220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号率件と一括審理 25,241 (雇席裁参) 会社 (16) 号等 (2 年 6 月 (執行猶予 4 年 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7			(内部者取引)		罰金 300 万円
「嫌疑者」当該会社社員	際後2年6月(執行猶予4年)				生じたこと(重要事実)を知り、公表前に	追徴金約 2 億 2,442 万円
(嫌疑者)当該会社社員	(嫌疑者) 当該会社社員 会社役員				同社株券を売り付け、買い付けた。	
会社役員   追徴金約 2 億 1.693 万円   25.220 (福岡高裁) 会社役員 控訴業却 (いずれも確定)   (いずれも確定)   (いずれも確定)   (記録金約 2 億 2.442 万円 金社役員 控訴等 2 位 2.442 万円 金社役員 で表されを予想値との間に差異が 生たこと(重要事業)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。   (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 で表 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 200 万円 追徴金約 2 億 2.442 万円 会社役員 を投 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 200 万円 追徴金約 2 億 1.693 万円 25.220 (福岡高裁) 会社役員 で表 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 200 万円 追徴金約 2 億 1.693 万円 25.220 (福岡高裁) 会社役員 控訴率却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理 25.4.12 (東京地裁) 当該会社取締役業最高財務責任者 液役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社 司金 400 万円 当該会社 司金 400 万円 当該会社代表取締役 疫役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社代表取締役 疫役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社代表取締役 (登役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社代表取締役 (登役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社代表取締役 控訴率却 当該会社代表取締役 上告章却 当該会社代表取締役 上告章却 出該会社代表取締役 上告章却 (いずれも確定)	会社役員   25 220(福岡高裁) 会社役員   控訴棄却 (いずれも確定) (注) 153 号事件と一括審理   24,926(福岡地裁)					
252.20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) ( 1915)	25.2.20(福岡高載) 会社役員 控訴棄却 (しずれも確定) (はずれも確定) (はずれも確定) (はずれも確定) (はずれも確定) (はずれも確定) (はずれも確定) (はであると来集 (内部者取引) (内部者取引) (内部者取引) (内部者取引) (機疑者)当該会社社員 (機定者)当該会社社員 (機定者) (機定者) (機反者) (機反者) (機反者) (機反者) (機定者) (機定者) (機定者) (機定者) (機定者) (地元之子を表して、					
会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 153   24.3.22   金商法第 166   黒崎掃磨牌及び同社が所属する企業集	会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号事件と一括審理   24,3.22   金商法第 166				会社役員	
153   24.3.22   金商法第 166   果崎福廟機及び同社が所属する企業集   24.9.26 (福岡地裁)   当該会社社員 懲役 3 年執行猶予 5 年)   当該会社社員 懲役 3 年執行猶予 5 年)   当該会社社員 懲役 3 年執行猶予 5 年)   当該会社社員 懲役 2 年6 月(執行猶予 4 年)   司社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   同社株券を買い付けた。   会社役員 懲役 2 年6 月(執行猶予 4 年)   司金 200 万円   追缴金約 2 億 1.693 万円   25.220 (福岡高裁)   会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理   24.3.26   金商法第 158   塚セラーテムテクノロジーは、自己資金 を北京誠信能環科技有限公司と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環社せる方法により、 北京誠信能環科技有限公司を関連し、北京誠信能環科技有限公司を関心したかのように 偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化する方とめの買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割   当該会社 控訴棄却   当該会社 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社任表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表述   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表取締役   上告棄却   当該会社代表述   日本社代表述	153   24.3.22   金商法第 166   黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集 24.9.26 (福岡地裁)   当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年)   近に公表された各予想値に口いて、直 罰金 300 万円   追徴金約 2 億 2.442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)   罰金 200 万円   追徴金約 2 億 2.442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)   罰金 200 万円   追徴金約 2 億 1.693 万円   25.2.20 (福岡高裁)   会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (法) 152 号事件と一括審理   25.4.12 (東京地裁)   会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (法) 152 号事件と一括審理   25.4.12 (東京地裁)   会社役員 控訴棄却 (いずれも確定)   法) 会社間で 2 回稱環之も方法により、北京誠信能環科技有限公司を 下のように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回稱環之も方法により、北京誠信能環科技有限公司を 下のように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先としする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達と大き、として前訟第三者割   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 控訴棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   上告棄却   上告棄却   当該会社代表取締役 上告棄却   上書 (いずれも確定)					
24.3.22 金商法第 166	(注)153 号事件と一括審理					
24.3.22 金商法第 166 条第 1 項第 1 日	24.3.22 金商法第 166 条第 1 項第 1 号等					
果第 1 項第 1 同の経常利益の各予想値について、直 近に公表された各予想値に比較して新 に算出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。	第第1項第1 団の経常利益の各予想値について、直 近に公表された各予想値に比較して新 たに算出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。	150	04.0.00	<b>◆辛汁等 100</b>	田岐坪廃郷なが同社が記屋ナフ入衆集	
明金 近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	明された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	103	24.3.22			
に算出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当歳金約 2 億 1,693 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.220 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理 25.4.12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 後役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社 罰金 400 万円 当該会社 罰金 400 万円 当該会社 罰金 400 万円 当該会社代表取締役 後役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社代表取締役 後役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 司金 400 万円 当該会社であ方法により、 北京誠信能環科技有限公司 を調達し、北京誠信能環科技有限公司 を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社	(内部者取引) たに算出した各予想値との間に差異が 生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 24.3.26 金商法第 158 (耕セラーテムテク/ロジーは、自己資金 条等 (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三柱間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を測達し、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実近して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当徴食に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 控訴棄却当該会社代表取締役 控訴棄却当該会社代表取締役 控訴棄却当該会社社表取締役 控訴棄却当該会社社表取締役 控訴棄却当該会社社表取締役 控訴棄却当該会社社表取締役 控訴棄却当該会社社表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却					
生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	生じたこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を買い付けた。					
同社株券を買い付けた。	同社株券を買い付けた。					
道微金約2億1,693万円 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 会社役員 (いずれも確定) (にずれも確定) (は注)152 号事件と一括審理 25.4.12(東京地裁) 当該会社取締役業最高財務責任者 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 司金400万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 司金400万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 司金400万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 司金400万円 当該会社代表取締役 を決することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当前資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 (にずれも確定)	道徳金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理 25.4.12(東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 ※役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社代表取締役 をする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収査に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社					
(嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理   25.4.12(東京地裁) 会 を 北 京誠 信 能 環 科 技 有 限 公 司 と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を 方法により、	(嫌疑者) 当該会社社員会社役員会社役員会社役員を訴棄却(いずれも確定)(注) 152 号事件と一括審理				13.12 14.03 2.50 13.0720	
会社役員 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理  154 24.3.26 金商法第 158 (耕セラーテムテクノロジーは、自己資金 条等 を北京誠信能環科技有限公司と 1554.12(東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 1564 2年 6月(執行猶予 4年) 1664 2年 1664	会社役員 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理  24.3.26 金商法第 158 ㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金 を北京誠信能環科技有限公司と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実調と、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 (以ずれも確定) 当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却(以ずれも確定)				(嫌疑者)当該会社社員	
(注) 152 号事件と一括審理  24.3.26 金商法第 158	(注) 152 号事件と一括審理  24.3.26 金商法第 158 (耕セラーテムテクノロジーは、自己資金 条等 を北京誠信能環科技有限公司と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、 加金 400 万円 当該会社で表現の 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 割金 400 万円 当該会社代表取締役 8% 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社代表取締役 8% 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社で表別に完全年書割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当 当適に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)				会社役員	会社役員 控訴棄却
24.3.26 金商法第 158 検セラーテムテクノロジーは、自己資金 を北京誠信能環科技有限公司と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実置的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 (いずれも確定)	24.3.26 金商法第 158 条等 を北京誠信能環科技有限公司と					(いずれも確定)
条等 を北京誠信能環科技有限公司と	条等 を北京誠信能環科技有限公司と (偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で2回循環させる方法により、 北京誠信能環科技有限公司を買収した かのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却(いずれも確定)					(注)152 号事件と一括審理
(偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者)当該会社  (はずれも確定) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 割金 400 万円 当該会社代表取締役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社で表述的 3 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社で表述的 3 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社で表述の 3 年 6 月(執行猶予 4 年 6 月(	(偽計) WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 (いずれも確定)	154	24.3.26	金商法第 158	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金	25.4.12(東京地裁)
の三社間で 2 回循環させる方法により、 北京誠信能環科技有限公司を買収した かのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先 とする第三者割当増資を実施して資金 を調達し、北京誠信能環科技有限公司 を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 「嫌疑者」当該会社	の三社間で 2 回循環させる方法により、 北京誠信能環科技有限公司を買収した かのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先 とする第三者割当増資を実施して資金 を調達し、北京誠信能環科技有限公司 を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者			条等	を北京誠信能環科技有限公司と	当該会社取締役兼最高財務責任者
北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。  当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 第役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 第金 400 万円 26.1.17(東京高裁) 当該会社 控訴棄却当該会社代表取締役 控訴棄却当該会社代表取締役 控訴棄却当該会社代表取締役 控訴棄却 26.10.16(最高裁)当 当 第金社 上告棄却当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者)当該会社 知統役兼最高財務責任者			(偽計)	WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED	懲役2年6月(執行猶予4年)
かのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金 罰金 400 万円 を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却当該会社 上告棄却当該会社代表取締役 上告棄却(いずれも確定)	かのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社 当該会社代表取締役 上告棄却(いずれも確定)				の三社間で 2 回循環させる方法により、	罰金 400 万円
CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。	CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者					
とする第三者割当増資を実施して資金 を調達し、北京誠信能環科技有限公司 を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社  第金 400 万円 26.1.17(東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26.10.16(最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	とする第三者割当増資を実施して資金 を調達し、北京誠信能環科技有限公司 を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 当資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者					
を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	を実質的に完全子会社化するための買 収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)	収資金に充当することを決議した旨の虚 偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。  当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)  (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	偽の事実を公表し、さらに前記第三者割 当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
当増資に係る払込手続が完了した旨の 当該会社 上告棄却 虚偽の事実を公表した。 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)	当増資に係る払込手続が完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
虚偽の事実を公表した。 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者) 当該会社	虚偽の事実を公表した。 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
(いずれも確定) (嫌疑者)当該会社	(いずれも確定) (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者					
(嫌疑者)当該会社	(嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高 財務責任者				一直 アイブに 単 込びに 0	
	当該会社取締役兼最高 財務責任者				(嫌疑者)当該会社	( ) ( ) Online
	財務責任者					
財務責任者						
当該会社代表取締役	当該会社代表取締役				当該会社代表取締役	

			[3'	N禺負科 3-/ 犯則事件の調宜 古発寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
155	24.3.28	金商法第 197	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品	25.7.3(東京地裁)
		条第1項第1	を簿外処理するとともに架空ののれん	当該会社 罰金 7 億円
		号等	代を計上するなどの方法により、重要な	当該会社代表取締役
		(虚偽の有価	事項につき虚偽の記載のある連結貸借	懲役3年(執行猶予5年)
		証券報告書	対照表を掲載した有価証券報告書を提	当該会社監査役
		の提出)	出(3期)した。	懲役3年(執行猶予5年)
				当該会社取締役
			(嫌疑者)当該会社	懲役2年6月(執行猶予4年)
			当該会社代表取締役	26.12.8(東京地裁)
			当該会社監査役	会社役員D 懲役1年6月(執行猶予3年)
			当該会社取締役	罰金 700 万円
			会社役員D	28.2.17(東京高裁)
				会社役員D 控訴棄却
				30.6.13(最高裁)
				会社役員D 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)151 号事件と一括審理
156	24.3.28	証取法第 197	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品	27.7.1(東京地裁)
		条第1項第1	を簿外処理するなどの方法により、重要	懲役2年(執行猶予4年)
		号等	な事項につき虚偽の記載のある連結貸	罰金 400 万円
		(虚偽の有価	借対照表を掲載した有価証券報告書を	預金債権約 1 億 8,944 万円没収
		証券報告書	提出(2期)した。	151 号事件被告人 2 名(会社役員 A、B)と連帯
		の提出)		して追徴金約8億8,399万円
			(嫌疑者)会社役員 C	28.9.29(東京高裁)
				控訴棄却
				31.1.22(最高裁)
				上告棄却
				(確定)
				(注)151 号事件と一括審理
157	24.3.28	金商法第 166	日本風力開発㈱の株券について監理銘	
		条第3項等	柄に指定される可能性があること(重要	
		(内部者取引)	事実)についての伝達を受け、公表前に	
			同社株券を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者)無職	

			[5]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
158	24.7.9	金商法第 38	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を	25.12.18(東京地裁)
		条の2第1号	記載した資料を年金基金の運用担当者	当該会社代表取締役 懲役 15 年
		等	らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との	当該会社取締役 懲役7年
		(投資一任契	間で投資一任契約を締結させた。	証券会社代表取締役
		約の締結に		懲役7年
		係る偽計)	(嫌疑者)当該会社	没収金約 5 億 6,884 万円
			当該会社代表取締役	上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億
			当該会社取締役	9,809 万円
			証券会社代表取締役	27.3.13(東京高裁)
				当該会社代表取締役 控訴棄却
				当該会社取締役 控訴棄却
				証券会社代表取締役 控訴棄却
				28.4.12(最高裁)
				当該会社代表取締役 上告棄却
				当該会社取締役 上告棄却
				証券会社代表取締役 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)160、162、163 号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第 167	㈱日立物流が㈱バンテック株券の公開	
			買付けを行うことを知り、公表前に同社	会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年)
		号等	株券を買い付けた。	罰金 300 万円
		(内部者取引)		追徴金約1億43万円
			(嫌疑者)アドバイザリー業務委託契約	
			を締結していた証券会社社員	
			(元執行役員)	証券会社社員(元執行役員)
			会社役員A	懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)
			会社役員B	罰金 150 万円
			無職	27.9.25(東京高裁)
				証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却
				29.7.5(最高裁)
				証券会社社員(元執行役員) 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)161 号事件と一括審理

			[5]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号 等 (投資一任契 約の偽計)	記載した資料を年金基金の運用担当者 らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 にずれも確定) (注) 158、162、163 号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)TMコーポレーションがバルス(株株券の公開買付けを行うこと(ほか1件)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)会社役員A会社役員B無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円
162	24.9.19	条の2第1号	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	

			[3]	可属資料 3-/ 犯則事件の調査・告発寺
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
163	24.10.5	条の2第1号 等	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	当該会社代表取締役 懲役 15 年
164	24.12.18	金商法第 158 条等 (偽計)	(株セイクレストは、合同会社カナヤマを 引受人とする現物出資を含む第三者割 当増資において、現物出資財産である 山林には募集株式の払込金額に相当す る価値がなく、本件土地を取得後に開 発、販売する具体的な事業計画もない 上、合同会社カナヤマは割り当てられた 株式を短期間で譲渡する意図であった にもかかわらず、虚偽の内容を含む公 表を行った。 (嫌疑者)当該会社代表取締役 会社役員	(注)158、160、162 号事件と一括審理 25.9.12(大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2,926 万円 26.3.25(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 27.7.7(最高裁) 会社役員 上告棄却
165	25.4.30		イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。	懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4,473 万円

			р	N属負科 3-/ 犯則事件の調査*古先等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
166	25.7.12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル 総合開発㈱の株価を高騰させることを目 的とした買い上がり買付け、仮装売買等 を行った。 (嫌疑者)会社役員	懲役3年(執行猶予4年)
167	26.3.19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ㈱ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。	罰金 80 万円 追徴金 275 万円
168	26.6.16	号等	(株)インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	
169	26.8.8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業㈱は、アップル有限責任事業 組合を割当先とする第三者割当増資に つき、その払込みを仮装した上、その情 を秘し、新株式発行増資の払込金として 全額の払込みが完了した旨の虚偽の事 実を公表した。 (嫌疑者)会社員	26.10.21(東京地裁)
170	26.10.7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエントコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職会社員	27.10.22(東京地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金250万円 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金250万円 上記被告人2名から連帯して追徴金約3億9,039万円 (いずれも確定)
171	26.12.19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱fonfunの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職	27.4.14(神戸地裁) 懲役2年8月 罰金500万円 追徴金約3,291万円 (確定)

			]31	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
172	27.2.2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算 書等を掲載した有価証券報告書を提出	27.8.4(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 当該会社取締役 懲役4年6月 27.12.9(東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	株券の公開買付けを行うことについての	
174	27.6.2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	の子会社を割当先とする第三者割当増	27.9.14(千葉地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金400万円 当社株式7,800株没収 追徴金約2億5,752万円 (確定)
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings㈱は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役	当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円
176	27.7.3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings㈱は、架空売上 を計上するなどの方法により、虚偽の記 載のある連結損益計算書を掲載した有	当該会社 罰金 1,000 万円

			[5]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
177	27.10.23	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幇助した。	28.10.13(東京地裁) 会社経営者 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 500 万円 (確定)
178	27.12.4	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	(嫌疑者)会社経営者 財産上の利益を得る目的で、新日本理 化(株の株価の高値形成を図り、同株券 の売買を誘引する目的をもって、高指値 の買い注文を発注して株価を引き上げ るなどの方法により、同株券の売買等が 繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の 相場を変動させるべき一連の売買及び 委託をし、当該上昇させた株価により同 株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2名) 大学教員	無職 死亡による公訴棄 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 公判係属中(東京高裁)
179	27.12.8	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)		28.2.26(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,649 万円 (確定)
180	27.12.24	①金商法第 158条等 (風説の流 布、偽計)	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。  (嫌疑者)無職大学教員	無職 死亡による公訴棄却 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 公判係属中(東京高裁)
		_	② 上記売買の過程において発行済株 式総数の 5%を超える株式を保有す るに至ったにもかかわらず、大量保有 報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)無職	

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
181	28.3.28	金商法第 197	グローバルアジアホールディングス(株)	30.5.30(東京地裁)
		条第1項第1	( 当時 : ㈱プリンシバル・コーポレーショ	当該会社代表取締役
		号等	ン)は、架空資産を計上する方法によ	懲役2年(執行猶予4年)
		(虚偽の有価	り、虚偽の記載のある連結貸借対照表	30.9.12 控訴取下
		証券報告書 の提出)	を掲載した有価証券報告書を提出した。	(確定)
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社代表取締役	
182	28.6.14	金商法第 159	夢の街創造委員会㈱の株価の高値形	29.3.28(東京地裁)
		条第1項第1	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	当該会社特別顧問
		号	仮装売買等を行うとともに、同社の株価	懲役3年(執行猶予4年)
		同条第3項等	を信用取引に係る追加保証金の発生し	罰金 2,000 万円
		(相場操縦、	ない価格に維持しようと企て、買い上が	追徴金約 1 億 2,928 万円
		相場固定)	り買付けや下値支え等を行った。	30.5.8(東京高裁)
			(嫌疑者)当該会社特別顧問	当該会社特別顧問 控訴棄却
				30.9.26(最高裁)
			会社役員	当該会社特別顧問 上告棄却
100	00.01	◆辛汁笠 166	証券会社社員	(確定)
183	28.8.1	条第1項第1	㈱ALBERT の経常利益について、直近	② (26.11.11 (東京地級)
		天东 · 垻东 · 号		(確定) (確定)
			要事実)を知り、公表前に、同社株券を	(HE AC.)
			売り付けるとともに、損失の発生を回避	
			させる目的をもって同事実を伝達した。	
		(1) 110 11 40 517	C C WILL OF CHAPACIACONC	
			(嫌疑者)当該会社取締役	
184	28.8.22	証取法第 159	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形	29.6.26(さいたま地裁)
		条第1項等	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	
		(相場操縦)	仮装売買等を行った。	罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円
				(確定)(注)185 号事件と一括審理
		=	(嫌疑者)弁護士	
185	28.10.11	証取法第 159		29.6.26(さいたま地裁)
		条第1項等	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	懲役2年6月(執行猶予4年)
		(相場操縦)	仮装売買等を行った。	罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円
			(嫌疑者)弁護士	(確定) (注)184 号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第 167		29.3.27(横浜地裁)
.00	20.12.7	条第3項等		懲役1年6月(執行猶予3年)
		(内部者取引)		罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円
		er H-10 31/		(確定)
			(嫌疑者)無職	

			[5]	付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
187	29.3.6	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。  (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株オプティファクター 同社代表取締役	当該会社代表取締役 懲役 4 年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 (確定)
188	29.3.27	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。  (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 (株オプティファクター 同社代表取締役	当該会社代表取締役 懲役 4 年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 (確定)
189	29.6.27	金商法第 167条第 3 項等(内部者取引)	株式会社卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 当該会社取締役	

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事件の概要	判決
190	29.11.21	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	株式会社ストリーム株券の株価の高値 形成を図ろうと企て、連続した買い上が り買付け及び下値支え買い注文等の方 法で株価の変動操作を行うとともに、仮 装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)無職 会社員 会社役員	
191	29.11.27	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)		
192	30.1.25	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	損害が発生した旨の同社の業務等に関	30.6.8(東京地裁) 当該会社社員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 医師 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 上記被告人 2 名から連帯して追徴金 7,178 万円 (確定)
193	30.6.18	条第1項第1 号 同法第167条 の2第1項等		30.11.6(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金1億540万300円 (確定)
194	30.10.30	条第1項第6 号 同法第167条 の2第2項等	株式会社アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を 知り、同事実の公表前に同社株券を買	懲役2年(執行猶予4年)
195	30.11.13	条第1項第1号等	株式会社ロジコム株券について、第三	31.2.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 当該会社株券 1 万 8,600 株没収 追徴金 2,547 万円 (確定)

			[3]	村属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
196	30.11.13	条第 3 項等 同法第 167 条	株式会社ロジコム株券について、第三 者割当増資を行うことを決定した旨及び 株式会社ダヴィンチ・ホールディングスと の業務提携を実施する旨の同社の業務 等に関する重要事実を知り、同事実の 公表前に利益を得させる目的をもって同 事実を伝達し、伝達を受けた者が同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役 会社役員	公判係属中(東京地裁)
197	30.12.10	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	日産自動車株式会社は、役員が受ける 報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実 際よりも少ない額を「役員ごとの連結報	公判係属中(東京地裁)
198	30.12.18	条第 3 項 同法第 167 条	株式会社ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職 証券会社社員	公判係属中(大阪地裁)
199	31.1.10	号等 (虚偽の有価	報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報	公判係属中(東京地裁)
200	31.3.20	条第1項第1 号等	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディ	公判係属中(東京地裁)

## 3-8 建議実施状況等

## 1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	4~25	26	27	28	29	30	合計
件数	23	1	0	0	0	2	26

## 2. 建議案件の概要一覧表

建 議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券 提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭 価証券の登録審査について問題点が認められ 日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録 規則等について、会員証券会社等による厳正が ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を 点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議し	頂売買有 査に関し、①証券会社と公認会たので、計士等との十分な連携、②審査に関する 項目の見直し、③申請会員と協いつ深度 会の連携等の改善策を講じてい期する観 る。
9.12.24	大手証券会社による損失補でん事件につい事件の調査等を行った結果、法令遵守のための理に関して問題点が認められたので、委託注の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守の内部管理体制の充実・強化の観点から、必要切な措置を講ずるよう建議した。	の内部管 買等について、証券会社に対し 文と自己 て自己・委託の別の入力を義務 守のため 付ける措置を講じ、実施済であ
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査結果、銀行が提出する財務諸表について問題られたので、銀行・信託業等における担保資産関連当事者との取引の十分な開示の観点からつ適切な措置を講ずるよう建議した。	を行った し、銀行業等を営む会社の財務 点が認め 諸表における担保資産の注記を の開示、 義務付けるとともに、全銀協等
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託 乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外が 品間の売買に係る不適正な取扱いという営業等 する問題点が認められたので、顧客に対する記 公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切が 講ずるよう建議した。	貨建て商 協会に対し会員に不適正な投資 姿勢に関 勧誘について周知・指導の徹底 成実かつ を要請する旨の文書を発出する

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰りにます等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的元と認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制の大会には、行為規制の大会に、行為規制を設定をは、行為業務が必らることを対えることを対して、「実が成立をでは、「実が成立をでは、「実がない。」をは、当時の大会には、当時の大会には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該 証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への 勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成 に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契ト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買いの 投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表 に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会 社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が 供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってそれ は認められない状況、②証券会社が、情報アナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートの ような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められた ような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高めようまで、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高くいる、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券では、「アナリスト・レポートの取扱い等に、「アナリストの取扱いでは、等に、等に、等に、対象では、「アナリストを、「アナリストを、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、

建 議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。  相場操縦の禁止について規定する証取法第 159 条第 2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第 174 条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)にても、新たに課徴金の正が盛りいても、新たに課徴金の正が盛りることを内容とする改正が平成18年の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該行された。)。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。  「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みにつて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する改正が立したの当該部分は平成 18 年6月7日成立した(同法の当該部分は平成 18年7月4日から施行された。)。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会(中間整理)によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い・動言、資産管理を、一体として規制する資産運用・際投資一任業を兼業の活は、現在、証券業と証券資間、正券業の活は、証券業の高いでは、例えば、証券業と証券資の活動である。この券預別である。当業に代表が過期である。当と指摘されているなど、縦割の法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があるとに留意が必要である。」と指摘されている。  当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まると、現在も、取引一任勘定取引により顧客があるとにおるである。このため、投資サービス法におの見直ととなり、相に関する資産運用・助言、資産管理を一体引契の見直に当たって、幅広い金融商品に係る販売・もして規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を開時に行うことに関する弊害財産を開けるとする。 所要の規制を課すとを内でを表すの。 18 年6月7日成立した(同法の当該を30 日から施行された。)。

建 議年月日	建 議 の 内 容 約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に 支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうこ とを防止するため、現行の投資顧問業法における投資 一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を 講ずるよう建議した。	措 置 の 状 況
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連全社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、第国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査で発行情報を入って当該株式等に係る需要動向の調査で発行情報を入りしたとアリングの過程で発行情報を入まりからなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入まりが認められた場合、内といる事例が認められた場合、内に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた場合、内に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた場合、内に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた場合、内にのよりを行ったものと認めを頼を行っており、このような事の結果、①プレ・ヒアリングの出るに発行情報を外部に伝達するに対して、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過行が表に対して、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングをに、その対象者に対し、伝達される発行情報が知るで、記録を発行に対して、どのような方法で達される③プレ・ヒアリングをいて、誰に対して、どのような方法で達される③プレ・ヒアリングをいて、このような発行情報を外部の者にとが疑われる③プレ・ヒアリングをいて、これを残していないますることが疑われる③プレ・ヒアリングをいて、記録を残していないまさな発行情報を外部の者にとが認知された。この発行情報等を外部に伝達する行為により内の公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内の公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内の公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内の公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内の公主を確保するため適切な措置を講するよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおけるとともにの、プレ・ヒアリングを禁止するとともにの平成 18 年 11 月1日施行)、協会の正おけるプレ・ヒアリング事会において」(理事が表現では、具体的な事が、規定し、具体的な事が、規定された(平成 19 年1月4日施行)。

建 議年月日	建 議 の	内 容	措 置 の 状 況
18.4.21	で記されている。 というでは、大学学院の出ている。 というでは、大学学院の出ている。 というでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	関本の 関本 関本 関本 関本 関本 関本 のが を 対す のが で は のが と のが の のが の の の の の の の の の の の の の	融報処こ、非法可く違度なるえもい 一事の手こら引こ ま対観す盛一年月18年22年 日部のい方、「査るな書がありことので導きが事のに性の例導法とれるに 日が事のに性の例導法とれると 、
19.2.16	証券会社の検査の結果、 場・公募増資を予定している発いて適切な審査を行っていない ②主幹事会社が、上場会社に 行体の財政状態、経営成られた 特等の募集・売出しに際い 株券等の募集・売出しに際い たる場面について適切な投資ともに、投資者が不測の損害 とともに、投資者が不測の場と はよる役割が期待されているとい な引受審査を適切かつ十分に るよう建議した。	活行体の業績の見通しについる。 いものと認められる事例発 による公募増ら引受審査 をいて何ら引受を行おうとするのでででいる。 についてがあるとするのででは、 とないでと、 とないでと、 とないでと、 とないでと、 とないでと、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の元引受券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定を制定した(平成19年9月30日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証 東京証券取引所における東証 限月の売買取引(以下「本件 T において、同一委託者による「 売付注文とを対当させることに としない取引を大量かつ反復名	株価指数先物取引のある 「OPIX 先物取引」という。) 同一指数での買付注文と こより、権利の移転を目的	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で 仮装取引を行うこと、及び、これ らの取引を受託することを禁止・ 規制するべき旨を規定する内容

建議	· □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	# # # 0 # 7	
年月日	建 議の内容	措 置 の 状 況	
	このようにして成立した取引を「本件仮装う。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取数の出来高加重平均値(いわゆる「市場 VWトレーダーに有利な方向に変動させるととも表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、引に対応する枚数分増加するという事態を生た事例が認められた。	引の約定指 業等に関する内閣府令」を制 AP」)を当該 した(平成19年9月30日施行 に、当日公 本件仮装取	制定
	市場 VWAP は、取引関係者において広く参る数値であり、当該数値を実勢を反映しない取引は、当該数値に基づいて行われる市場ける他の取引の内容を歪めさせ得るもので、仮装取引により、その対象とされた取引の出の需給に基づかない取引によって増加させ出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関や判断を誤らせ得るものである。	<b>ゝ</b> 数値とする 房内・外にお ある。また、 来高を現実 ∵る行為は、	
	ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいといった市場指標を実勢を反映しないものに取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引ことが規制されるよう建議した。	三歪めさせる	
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰が行われ、虚偽有価証券報告書等の提出(領項ほか)、不公正取引(第157条)、風説の流(第158条)、及び相場操縦行為等(第159条役刑が5年以下から10年以下に引き上げらこれに伴い、これらの罪に係る公訴時効に刑事訴訟法第250条の規定によって5年から長されている。  一方、証券取引法第188条に定める証券務に関する書類(以下「法定帳簿」という。)に保存期間も含め具体的には証券会社に関す第60条に規定されているところであるが、そ	第 24 条第1 流布・偽計等 条)に係る懲 れている。 こついては、 57年へと延 会社等の業 こついては、 57年へと延 会社等の業 こついては、 57年へと延 会社等の業 こついては、 67年へと延 会社等の業 こついては、 67年へと延 会社等の業 こついては、 67年へと延 会社等の業 こついては、 67年へと延 会社等の業 こついては、 67年へと延	て、伴い合れる
	伝票については保存期間が5年とされているり、5年から7年へと延長された公訴時効に対となっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議し	るところであ 対応したもの 公訴時効の	

建 議 年月日	建	議	Ø	内	容	措 置 の 状 況
21. 4. 24	対で客を定るである。 これが、	で証のをではらにを拡が、国管を制制をののです。 いっこう はいい こう ひょう はい こう ひょう はい こう はい はい こう はい	大型区 客さてしな 証つ カ理握区 かれいた綻た 金て ーれて管 預不履果し、 取代	なお埋 託当客、顧 引証 をにの外客 を金の外客 を金の外客 を金のか客 を金	ありなが 自ない 自ない はなの事 はたれた はなの事 はたれた はな金相を はなかにして はないにのら には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	金融庁は、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」を改正し、 外国為替証拠金取引の区分管 理の方法を金銭信託に一本化 する旨を規定した(平成21年8月 1日施行)。
21. 4. 24	合る顧をにらな 対な替いの以上ルでは、	際が真悪を拠重 &とのにらて トハに、害の与金要 金のにらずい 国口は当を場え取で 取結顧る、た 為ス、該ラ合か引あ ? まのう願く 替力:	自ルるにねにるをつう欠客いにいいいではな係。 取り損上のっ 拠ルーののででである。 りつ失い要た 金川にがい者より そうできる	反機り替うス うっ拡入青い 引い対能、破問い 融ルさい応が 取制取し業組 かったいにが 取り	ない場合に体生との 場合に体生との まました 取をです の まい の まい の まい の はい の の まい の の まい の の の まい の の の の の の の の	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
21. 4. 24	おいては、顧客取引を行うことが性等から、適切である。 外国為替証拠対する重点検査	がです 金んな 国為たい 金結事 替証しい 高級レバー	金い音 を為が 拠金をした外態 扱相め 取引記 かまり ひまり かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	R 証 は は は は は は の ま の の の の の の の の の の の の の	E拠金取引の特要が極めて重要 品取引業者に対 についての取るところであるところである。	金融庁は、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」を改正し、 1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として、個人できる水準を証拠金として、個人主要を相手方とする外国為替証拠引きについて、取引所取引・店頭取引共通の規制として、取引所取引を受けずに業者が取引をしたのでで、22年8月1日施行)。

が、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為

建議年月日	建 議 の 内 容替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	措置の状況
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。  外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。  したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業 者等向けの総合的な監督指針」 を改正し、新規に第一種金融商 品取引業の登録申請を受けた 場合の留意事項として、登録記 否要件等に該当しないかを確認 するため、疎明資料の提出を8 月1日発出)。
22. 10. 19	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改資持では、「金融商品取引を改資持では、事業型ファンドに係る出籍を設定したのでは、第一次の記事をは、第一次の記事をは、第一次の記事をのは、第一次のでは

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23. 2. 8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査におい て、	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を
	① 投資助言·代理業者自らが無登録業務を行って いる状況	適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代
	② 無登録業者に対する名義貸し等	理業の登録拒否事由に人的構 成要件を追加する金商法の改
	③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)	正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する
	<ul><li>④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況 (法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した 事業報告書の提出等)</li></ul>	法律」案を国会に提出した。同法 は、平成23年5月25日に公布さ れた(同法の該当部分は平成24 年4月1日から施行された。)。
	など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。	午4月1日から配刊された。)。
	これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。	
	こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。	
	なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	
23. 12. 20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を	金融庁は、「金融商品取引業 者等」に該当しない者が、他人 の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合におい ても、課徴金を課すことができる こととする金商法の改正(改正法 公布後1年以内に施行)を含む 「金融商品取引法等の一部を改 正する法律」案を国会に提出し

建議年月日	建 議 の 内 容 課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	措置の状況 た。同法は、平成24年9月12日 に公布された(同法の該当部分 は平成25年9月6日から施行さ れた。)。
25. 3. 29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。  このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等にある正確性の確保を直接求める制度になっていない。  したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、 信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、 信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定 した(平成25年9月2日施行)。
26. 4. 18	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、・顧客に対する虚偽の告知・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用・出資金の流用・使途不明など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、プロ向けファンドの 販売・運用を行う者に係るの書へ、契約締結連入、契約締結連入、関連の 動の連入、問題の引上が の地ののでは、の を含むには、の の を含むには、の の の の の の の の の の の の の の の の の の の

建 議 年月日	建	議	o P	内 容		措 置 の 状 況
30. 12. 7	持対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付い に 呆 ア況 商認 が令ン借あ断るこ 貸る、あ こし、やら てい型い つ 等 ンに 商認 が令ンけるす制つ 金こ複る しア投説 実もフ、 い に かあ 違ら じ導のう当上のが 業と数こ たン資明 廃して ひ らる 反れ たでおに該て選る 登で信べ 投に家容 計匿	ドープで、アンドラで、「おいっぱ」と、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱ」で、「おいっぱっぱいっぱっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱいっぱい。「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱい。」で、「おいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。」で、「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。」「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。「おいっぱい。」「おいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。」「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。」「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。」「はいっぱい。「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」「はいっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」「いっぱい。」」。「いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱ	表 とし 資 、下金報投報関示 半がし考 情者など 示 済が 者 付分出十家で係を 断明て慮 提護資適 すら 被 型でし分がるらえ るさ金ー 供の判切る募 害 フあ手に出も、た るさを の一断ない かっこう け資の サービス かんしょう しょう しょう しょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	さを、生といたに是別の見軍でなせ素でできます。大震を苦くない。 が継 じょうにはのの状用 いい給と 況の行置 日る者 困続 て をとしさの、でと 借こすさ に徹うを 閣運に 難 い 販に、れ回貸はな りとるれ 鑑底た講 議用	会院 会院 会院 会院 会院 会院 会院 会院 会院 会院
31. 2. 26	た犯罪行為が対対処するため、拠収集・分析をしかし、金商様の電磁的記録	曽加を続け 犯別を続査! 行うに係るは、 はる はる のので はる のので はる のので はる れば とする もれば もれば となる もれば もれば もれば もれば もれば もれば もれば もれば もれば もれば	ておいま いておいま はかいま は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	、電磁的記録 ている。 ま、国税通則活 定が導入され 的確な証拠り 商法に必要な	適切に 議等の証 法等と同な になり、分	金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする金商法の改展で含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応はの資金決済に関する法律」をの一部を改正する法律」案を国会に提出した(平成 31 年3月15日)。

### 3-9 海外当局との連携

### 1. 証券監視委と海外当局との連携

証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動する国際的機関。 各国・地域から219機関が加盟(平成30年10 月現在)。証券監視委は、平成5年10月に 準会員資格として加盟。

> 証券監督者 国際機構 (IOSCO)

IOSCO会合への参加

年次総会、アジア太平洋地域委員会(APRC)、第4委員会(C4)、エマージングリスク委員会(CER)等に、証券監視委の委員や事務局幹部・職員が参加

国際的な議論への参画

外国証券 規制当局 意見交換・人材交流

法執行面での連携

IOSCO多当局間MMoU等を通じた法執行上必要な情報交換、検査・調査及び法執行面での連携

証券取引等 監視委員会

意見交換

### 海外当局等が主催する国際会議等への参加

・アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について 意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に 参加

### 海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

- ・海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが 国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、 これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、 マレーシアSC、シンガポールMASに対して職員を派遣
- ・IOSCOや海外当局等が主催する短期研修に職員を派遣

### 海外当局・グローバルに活動する金融機関等との 意見交換

・IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹部及び実務レベル双方で実施

グローバルに活動 する 金融機関 海外自主規制機関 国際的な業界団体

# 2. 市場のグローバル化への対応(一覧表)

# (1) 証券監視委による主な摘発等の事例

### く告発>

告発日 (事件番号※)	事件名	嫌疑者
H27.3.24 (173 号事件)	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内 部者取引事件	会社役員
H27.6.2 (174 号事件)	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件	会社役員
H27.6.15、H27.7.3 (175、176 号事件)	石山 Gateway Holdings 株式会社に係る偽計事件 及び虚偽有価証券報告書提出事件	石山 Gateway Holdings(株)及び 同社役員
H27.10.23 (177 号事件)	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書 提出事件(4)	オリンパス(株)の協力者(幇助)
H28.12.7 (186 号事件)	スターホールディングス株式会社株券に係る内 部者取引事件	無職
H29.3.6、H29.3.27 (187、188 号事件)	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件(1)(2)	アーツ証券㈱及び同社役員、 ㈱オプティファクター及び同社役員
H29.11.21、 H29.11.27 (190、191 号事件)	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件 (1)(2)	事件関係者

(※)事件の概要及び公判の状況については、「附属資料3-7 告発実施状況」参照 連携した主な海外当局:シンガポール通貨監督庁(MAS)、米国証券取引委員会(SEC)等

### <課徴金納付命令勧告>

<b>勧告日</b> (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 (H27.7.30)	株式会社アゴーラ・ホスピ タリティー・グループ	有価証券報 告書等の虚 偽記載	㈱アゴーラ・ホスピ タリティー・グルー プ	_
H27.6.19 (H27.10.8)	個人	内部者取引	㈱極楽湯	台湾金融監督管理委 員会(FSC)
H27.10.23 (H28.3.17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H28.1.29 (H28.3.4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・ エス	米国証券取引委員会 (SEC)
H28.3.4 (H28.5.23)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投 資委員会(ASIC)
H28.6.15 (H28.12.12)	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H29.3.17 (H30.1.25)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	㈱江崎グリコ等 合計4銘柄	_
H29.3.22 (H29.6.15)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	株トライステージ	米国証券取引委員会 (SEC)

H29.6.30 (H29.9.14)	個人	内部者取引	サン電子(株)	イスラエル証券庁 (ISA) 英国金融行為規制機 構(FSA)
H30.6.26 (審判手続中)	個人	相場操縦	(株)ココカラファイン	中国証券監督管理委 員会(CSRC)

## <行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 (H25.4.26)	MRI INTERNATIONAL, INC	<ul> <li>・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等</li> <li>・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</li> <li>・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為</li> <li>・報告徴取命令に対する虚偽の報告</li> </ul>	米国証券取引委 員会(SEC)

## <裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

(数目がの水正 日正市10年上で入り間直間次の五数/				
申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当 局	
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2名 (禁止・停止命令の申立て)	・株式会社 UAG(適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)	
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社 Grant 及びその役員等3 名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社 Grant 及びその役員等 3 名(金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)	
H26.9.12 (H26.10.22)	株 式 会 社 ESPLUS 及びその 役員 1 名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない)及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)	
H27.1.30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	<ul> <li>・株式会社 Money Management Strength(適格機関 投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽 のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に 係る無登録営業</li> <li>・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表</li> </ul>	米国証券取引委員会 (SEC)	

# (2) 海外当局による摘発事例

## <海外当局による処分>

発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨 監督庁(MAS)	シンガポール政府投資公社の 従業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシ ャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス 機構(FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシ ャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委 員会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッド のトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委 員会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者(戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

## <海外裁判所の判決>

判決日	原告	判決内容(処分)	違反行為
H26.10.3	米国証券取引委 員会(SEC)	MRI INTERNATIONAL, INC 及び同社代表の違反行為の 認定 (H27.1.22 不当利得返還、制裁金について言渡)	詐欺
H30.11.27	米国司法省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC 代表への有罪判決 (量刑言渡未済)	詐欺

# 3-10 講演会等の開催状況

## 一市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み―

## (1) 講演会等

開催日		対象先	テーマ
平成 30 年	4月6日	日本証券業協会(東京)	AML/CFT に関する証券モニタリング
	5月28日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月5日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月7日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月21日	日本投資顧問業協会	証券取引等監視委員会の活動と今後の課題について
	6月28日	中国財務局監理証券会社	証券会社向け AML/CFT について
	7月25日	日本証券業協会(東京)	システムリスク管理態勢について~サイバーセキュリティを中心に~
	9月10日	日本監査役協会	市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活
	9月11日	1 不血且区侧区	動と開示規制
	10月5日	日本証券業協会(東京)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	10月16日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会の取組み
	10月18日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月31日	投資信託協会	サイバーセキュリティについて
	11月9日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月16日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	12月4日	日本証券業協会(東京)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	12月12日	第二種金融商品取引業協会	平成 30 事務年度 証券モニタリング基本方針
	12月21日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
平成 31 年	1月16日	会計教育研修機構(東京)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について
	1月18日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	1月23日	会計教育研修機構(大阪)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について
	1月24日	会計教育研修機構(名古屋)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について
	1月31日	第二種金融商品取引業協会	AML/CFT について
	2月1日	日本証券業協会(大阪)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	2月7日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月18日	日本証券業協会(名古屋)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	2月18日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会の業務説明
	3月4日	日本公認会計士協会	インサイダー取引規制のポイントについて
	3月20日	日本証券業協会(東京)	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について

# (2) 意見交換会

開催日		対象先	テーマ
		【対象:自主規制機関等(18件)】	
		(取引所)	
平成 30 年	4月13日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月24日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月1日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月15日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月25日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月24日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	10月16日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成 31 年	1月21日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
		(取引業協会等)	
平成 30 年	4月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月18日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月8日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月20日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月22日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	6月29日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	7月31日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月20日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
平成 31 年	1月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
		【対象:金融商品取引業者等(1件)】	
平成 30 年	4月13日	福岡財務支局監理会社	活動状況を踏まえた意見交換

# 3-11 各種広報媒体への寄稿

## 一市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み一

掲載日		媒体	テーマ
平成 30 年	4月2日	日本取引所グループメールマガジン	ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社グロースアドバイザーズに対する検査結果に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
	4月9日	日本取引所グループメールマガジン	日本サード・パーティ株式会社役員による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社プロルート丸光との契約締結者から情報を受領した者による内部者取引違反 行為に対する課徴金納付命令の勧告について
	5月14日	日本取引所グループメールマガジン	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン役員から情報を受領した者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為についてミサワホーム株式会社役員から情報を受領した者が所属する同社子会社の役員によるミサワホーム株式に係る内部者取引違反行為について株式会社JGーcompany、株式会社Master及び株式会社S&F並びにその役員3名の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて
•	5月21日	日本取引所グループメールマガジン	ユアテック株式外 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について プレシジョン・システム・サイエンス株式会社顧問 2 名による内部者取引違反行為に対 する課徴金納付命令の勧告について
	6月11日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	7月2日	日本取引所グループメールマガジン	株式会社AKアドバイザーズ及びヘッジファンドバンキング株式会社に対する検査結果 及び勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	8月20日	日本取引所グループメールマガジン	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について 株式会社オレンジプラン及び株式会社ゴールドマイン並びにその役員2名の金融商品 取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて 最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
	9月3日	日本取引所グループ メールマガジン	maneo マーケット株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	9月3日	週刊金融財政事情	いま求められるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策(下)証券業界編
	9月15日	旬刊商事法務	証券取引等監視委員会によるクロスボーダー課徴金調査-MMoU 署名後 10 年を振り返って-
	10月9日	日本取引所グループ メールマガジン	証券取引等監視委員会 電話による情報の受付時間変更について 最近の取引調査に基づく勧告について

掲載日		媒体	テーマ
平成 30 年	11月25日	月刊監査役	金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~の公表について
		日本取引所グループメールマガジン	『開示検査事例集』の公表について
	11月26日		平成 30 事務年度 証券モニタリング基本方針について
			おひさまエネルギーファンド株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		日本取引所グループメールマガジン	株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引事件の告発について
			東洋証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	12月10日		デルタインベストメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
			最近の開示検査に基づく勧告について
			最近の取引調査に基づく勧告について
	12月24日	週刊経営財務	「開示検査事例集」(平成30年9月公表)について
	12月25日	月刊監査役	「開示検査事例集」(平成30年9月公表)について
	12 日 25 日	日本取引所グループ	最近の開示検査に基づく勧告について
	12月25日	メールマガジン	取型の開小快車に参 八割 口に がいし
	12月25日	日本証券業協会HP	金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~の公表について
		証券業報	「開示検査事例集」(平成 30 年 9 月公表版)について
平成 31 年	1月17日	会計・監査ジャーナル	金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~の公表について
		日本取引所グループメールマガジン	LC ホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について(1)
			LC ホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について(2)
	2月4日		最近の取引調査に基づく勧告について
			エーアイトラスト株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
			貸付型ファンドの投資家への情報提供についての建議
		日本取引所グループメールマガジン	クローバーアセットマネジメント株式会社及びジェイ・トラスト株式会社並びにその役員等
			2 名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて
	2月12日		日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
			株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件の告発について
			最近の取引調査に基づく勧告について
	2月18日	会計・監査ジャーナル	「開示検査事例集」(平成30年9月公表版)について
	3月25日	日本取引所グループメールマガジン	CLSA 証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
			最近の開示検査に基づく勧告について
			最近の取引調査に基づく勧告について

# 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		テーマ
		株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン役員から情報を受領した者による内部者取引違反行為及び当該役員
	4月27日	による重要事実に係る伝達違反行為について
亚什么东		ミサワホーム株式会社役員から情報を受領した者が所属する同社子会社の役員によるミサワホーム株式に係る内
平成 30 年		部者取引違反行為について
		株式会社JG一company、株式会社Master及び株式会社S&F並びにその役員3名の金融商品取引法違反行
		為に係る裁判所への申立てについて
		ユアテック株式外 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
	5月10日	プレシジョン・システム・サイエンス株式会社顧問 2 名による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告
		について
	5月31日	最近の取引調査に基づく勧告について
	0 8 00 5	株式会社AKアドバイザーズ及びヘッジファンドバンキング株式会社に対する検査結果及び勧告について
	6月20日	最近の取引調査に基づく勧告について
		証券取引等監視委員会の活動状況の公表について
		不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
		スミダコーポレーション株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
	8月10日	株式会社オレンジプラン及び株式会社ゴールドマイン並びにその役員 2 名の金融商品取引法違反行為に係る裁
		判所への申立てについて
		最近の取引調査に基づく勧告について
		最近の開示検査に基づく勧告について
	8月31日	maneo マーケット株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	9月28日	証券取引等監視委員会 電話による情報の受付時間変更について
		最近の取引調査に基づく勧告について
	11月12日	『開示検査事例集』の公表について
		平成 30 事務年度 証券モニタリング基本方針について
		おひさまエネルギーファンド株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	11月30日	株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引事件の告発について
		東洋証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		デルタインベストメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		最近の開示検査に基づく勧告について
		最近の取引調査に基づく勧告について
	12月20日	最近の開示検査に基づく勧告について

掲載日		テーマ
		LC ホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について(1)
		LC ホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について(2)
平成 31 年	1月22日	最近の取引調査に基づく勧告について
		エーアイトラスト株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		貸付型ファンドの投資家への情報提供についての建議
		クローバーアセットマネジメント株式会社及びジェイ・トラスト株式会社並びにその役員等 2 名による金融商品取引
		法違反行為に係る裁判所への申立てについて
	1月30日	日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
		株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件の告発について
		最近の取引調査に基づく勧告について
		CLSA 証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	3月12日	最近の開示検査に基づく勧告について
		最近の取引調査に基づく勧告について
		犯則調査における証拠収集・分析手続の整備についての建議
	3月20日	エーアイトラスト株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		最近の開示検査に基づく勧告について

# 第4章

情報の受付について

### 4 情報の受付について

### 1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

- ●個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報
- ●虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報
- ●金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報
- ●疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報
- ●証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に関する情報
  - ※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

お電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

### お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口 あて

## FAXでの情報受付【24時間受付】

03 - 5251 - 2136

電子メールでの情報受付(証券監視委ウェブサイト内) 【24時間受付】

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

### 2. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- ●投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ●年金投資ー任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報
- ●契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

お電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

03-3506-6627

### お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

### 電子メールでの情報受付 【24時間受付】

pension-hotline@fsa.go.jp

# 3. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報(以下「公益通報等」という)を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

### ≪通報対象≫

金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

### ≪通報者の範囲≫

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなどが要件となっています。なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

### ≪通報の対象外≫

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象とはなっておりません。

### ≪公益通報等にあたってのご注意≫

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

### 通報受付窓口【24時間受付】

※通報は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

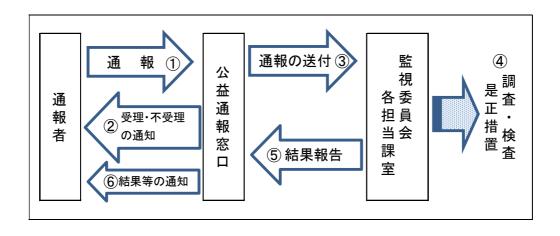
なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

- ・〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて
- •FAX:03-5251-2198
- •電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

事前の相談窓口 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

-03 - 3581 - 9854

## ≪通報があった場合の手続きの流れ≫



### 《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話:03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

F A X : 03-5251-2151

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

https://www.fsa.go.jp/sesc/

○証券取引等監視委員会 Twitter アカウント

https://twitter.com/SESC\_JAPAN

# 情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください!

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報
- ☞ 情報提供の方法についての詳細は、附属資料 326 頁をご覧ください。

インサイダー 取 引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告 書等虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引 や ファンド 金 融 商 品 の 不適切な勧誘



証券取引等監視委員会 Recritics and Exchange Served sons a Commission

### 証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館